

近世前期における幕府全国法令の伝達・施行に
関する研究

門脇 朋裕

博士（学術）

平成29（2017）年度

学位審査論文（本文）

近世前期における幕府全国法令の伝達・施行に関する研究

門脇朋裕

目次

序論

一 本論文における問題の所在

二 研究手法と考察の期間

三 本論文の展開

四 史料について

(一) 幕府法

(二) 藩法

① 陸奥国盛岡藩

② 長門国萩藩

③ 備後国福山藩

第一部 江戸幕府法・藩法と法令の伝達

第一章 江戸幕府法

第一節 江戸幕府法の種別と特徴

一 江戸幕府法の種別

二 江戸幕府制定法令の特徴

第二節 江戸幕府惣触と全国法令

第三節 触書の伝達手続きと伝達過程

一 第三節の課題と幕令伝達の先行研究

二 藤井讓治氏による幕令伝達の類型

三 その他の法令伝達方式

第四節 私領内における伝達

第二章 私領における幕府法の伝達状況

第一節 問題の所在

第二節 各藩における触書伝達の概要

一 陸奥国盛岡藩

二 長門国萩藩

三 備後国福山藩

第三節 三藩における幕法伝達状況の傾向

第三章 個別事例の検討

第一節 大名の家中法度制定

一 本節の課題

二 小田原藩における家中法度の制定

三 小田原藩「家中法度」の内容

第二節 酒造制限令

一 本節の課題

二 「酒造制限令」とその伝達状況

三 盛岡藩における「酒造制限令」の施行状況

四 飲酒抑制の法令

五 本節の総括

第三節 改元

一 幕府の改元に関する触

二 私領への改元伝達

第四節 綱吉治世下の転換点

第二部 綱吉政権と法制をめぐる諸問題―奥右筆制度を中心に―

第一章 綱吉政権と江戸幕府右筆制度

第一節 本章の課題

第二節 江戸幕府右筆と書札札

第三節 右筆の幕政・藩政への影響力

第二章 徳川綱吉の將軍就任と奥右筆の創設

第一節 奥右筆の先行研究

第二節 久保正元の改易と奥右筆の創設

第三部 「生類憐みの令」とその幕府領、私領への伝達状況

第一章 「生類憐みの令」の概略

第一節 第三部の課題と研究状況の概略

第二節 制定目的について

第三節 「生類憐みの令」の始期について

第四節 「生類憐みの令」の廃止について

第五節 対象の生類について

第六節 幕法と自分仕置

第二章 幕領における「生類憐みの令」の伝達と施行状況

第一節	本章の課題
第二節	事例 1 江戸町方
第三節	事例 2 武蔵越谷領

第三章 私領における「生類憐みの令」の伝達と施行状況

第一節	問題の所在
第二節	事例 1 小田原藩
第三節	事例 2 福島藩
第四節	事例 3 盛岡藩
第五節	事例 4 弘前藩
第六節	「生類憐みの令」の施行状況のまとめ

本論文の総括と今後の課題

近世前期における幕府全国法令の伝達・施行に関する研究

門 脇 朋 裕

序論

一 本論文における問題の所在

近世幕藩体制下の国制は徳川将軍家を頂点とした江戸幕府が、大名との軍事的主従制を基礎に置き、その一方で日本全土に対する法制定や裁判、治安、民政一般などの統治機能を有する国家機関として⁽¹⁾、諸大名を統治するという一見すると統一国家ともいえる体をなしていた。他方、将軍臣下たる大名もその支配領域である「藩」において裁判・徴税・行政権や独自の法制定が認められているなどの統治機能が付与されており、幕府と藩での重層的な統治行為が存在しているという複雑な面も有していた。この幕藩体制下の統治行為の中から、本論文では、近世幕藩関係について、法令（主として触書）の制定と伝達、さらに伝達された法令の施行状況の視点から検討していく。なぜなら、幕藩領主は、幕府、藩の支配体制の確立とその維持に法の力を存分に活用し⁽²⁾、十七世紀以降は、単行法令である触書が多く制定され、これが幕府領のみならず私領の領内統治にも重要な役割を担うことになっていったからである。幕府によって制定・公布された法令が諸大名に伝達され、各藩に取り入れられていく過程を中心に分析していく。

近世の法制は、支配者層より発せられる領主法と被支配者層の間で独自に発達した民衆法に大別できるといえるが、このうち領主法としては、武家法、公家法、寺社法などがあげられる。なかでも武家法は中世以来、次第に全国に浸透し、武家政権による幕藩体制社会においては中心的な法体系であった。その一方で、京都の朝廷内では、官位の任官などにみられる律令の法体系が依然として効力を有していた。これが公家法である⁽³⁾。武家

は政治的支配の正統性を律令制から引出したことから、公家法は武家法の上位規範でもありえたのである(4)。寺社法は寺社などの宗教集団に関係する法体系である。寺社は、「諸宗法度」や「諸社法度」などで幕府からの統制を受けたものの、寺社領内や個別の宗派、僧侶・神官などに対して独自の法体系を適用しており(5)、これも領主法の性格を有する。

他方の民衆法は、被支配者たる百姓や町人層の間で定められた独自の法規範である。居住地域の慣習、集団としての規律や治安維持などの目的で発生した村法や町法といった地域共同体における規定の他、家・親族(血縁)共同体の家法や家訓などの規則といったものがこれにあたる。

このように近世の法体系は多元的な性格を有しており(6)、これを踏まえ、本論文では幕府と藩の間の法的関係の解明を課題とすることから、武家法を中心に論ずることとする。領主法としての武家法は江戸幕府法と藩法に大別できる。江戸幕府の法令については、本論で詳述するが、主として全国全領に発布されたものと幕府直轄領のみに発布されたものがあつた。一方の藩法は藩の支配領域において施行される法であるが、前述のように藩には独自の法制定権が認められていたことから、その内容は各藩によって異なるといえる。しかし、多くの藩で共通していることは、藩法が各藩の慣習などに基づく独自の法と江戸幕府が諸藩に伝達した法(主として全国全領を対象とした触書)が混在した法体系で構成されていたという点であろう。

以上のことから、本論文で特に注目したいのは、全国全領を対象とした法令が幕府直轄地以外の私領、とりわけ、將軍臣下たる大名の支配領域である「藩」にどのように伝達され、また各藩は伝達された法令をどのように自領に取り入れていたのかということである。言い換えれば、江戸幕府法の藩法化という視点である。同時に幕府が大名統制にあたり、どのような内容の法令を重視し制定したのかという点にも留意していきたい。

二 研究手法と考察期間

ここでは、本論文の課題を解明するうえでの研究手法について述べておきたい。

江戸幕府制定の法令の研究は、かつては、特定法令の個別具体的な研究や諸法令集の比較検討およびそれらの成立事情についての解明が中心とされてきたが(7)、近年では、江戸、京都、大坂、長崎などの幕府領の法令につ

いて、都市法研究の観点から論じられた多くの研究成果が見られるようになった⁽²⁾。また、幕府法令をめぐる諸問題については、法令の伝達手続きについて多くの論考が見られるが、これについては本論で触れることとする。

幕府法令の幕領や諸藩への伝達・施行の考察に際しての研究手法として、まず考えられるのは、個別法令をとりあげ、その伝達や施行状況について検討する方法である。これは、先述したように、これまでの近世の法令研究の中心を担ってきた成果である⁽³⁾。さらに、かかる個別法令の伝達・施行状況を複数の地域で比較検討すれば、幕府法の施行状況の地域による異同点を明確にすることが可能となる。本論文は個別法令については、この研究方法を用いて検討していく。なお、個別の法令のなかでも五代將軍綱吉の貞享・元禄・宝永期に発布された「生類憐みの令」は、発令数も多く、同期間の幕政の諸問題にも関係する重要法令であるので、特に第三部として独自に考察することとした。

以上のように個別法令を検討する方法がある一方で、特定の地域に焦点をあて、個別法令のみではなく、その地での程度の幕府法が伝達・施行されているかという点を考察し、さらに複数の地域を比較検討することで、その異同点や特色を説明するという研究も考えられる。いわば、特定地域における幕府法伝達の全体像を説明しようというものである。この手法による研究は、江戸、大坂、京都、長崎などの幕領については多くの研究成果がみられることは先にも述べたが、私領に関しては、幕府領の事例と比較するとはるかに数が少ないといえるのではなからうか⁽⁴⁾。そこで、本論文の第一部では、研究事例の乏しい私領における幕府法の伝達と継受という視点からの幕藩関係像について論ずることとする。江戸幕府が私領を対象に発布した法はどのような内容であったのか、いいかえれば、幕府が大名統制のために重視した法はどのようなものであったのかという法支配を通じた幕藩関係という問題である。このテーマの解明には、前述のような複数の地域の比較対象が必要であるが、本論文ではまず、その出発点として、考察対象に盛岡、萩、福山の各藩をとりあげる。その理由の詳細は後述するが、本課題を説明する上で良質な藩政史料が存在していることがあげられる。

次に本論文で重要な問題は、かかる研究課題を考察対象とする期間についてである。特定地域における幕府法の伝達や施行状況の検討にあたっては、本来ならば江戸時代の全期間を通じて考察する必要がある。しかし、二百六十年以上の長期に渡る江戸幕府の存立期間の全てを概観することは一朝一夕に出

来ることではなく、筆者の能力を超えるものがある。したがって、本論文での考察期間は、後述する史料の上限である正保二（一六四五）年から徳川吉宗が八代將軍に就任する享保元（一七一六）年の江戸時代前半期とする。この理由についてであるが、一つは幕政史において、八代將軍吉宗に主導による、いわゆる「享保の改革」の実行により、幕府の体制に大きな変革がもたらされ、政治や法制などの幕府の制度の多くが、それまでとは大きく異なっていく傾向が見られること、さらに、法制史上においては、吉宗の命により編纂された「公事方御定書」の一応の成立である寛保二（一七四二）年をもって、江戸時代を前半・後半の二期に分け、近世法の最も発達した段階を江戸時代後半期とし、「公事方御定書」の成立以降を江戸幕府の法制度確立期と捉える見解がある⁽⁵⁾。法制度の確立は、すなわち法制度の安定をも意味する。故に、近世法制度の確立と安定という事実により、これまでの多くの近世法研究の力点が江戸時代後半期におかれ、前半期における法制の研究は限定的なものであった。近世の法制度確立が江戸時代後半期とするならば、江戸時代前半期は近世法制度確立の過渡期といえ、前半期の検討は、後半期の確立された法制度の形成過程を考察するうえで、重要な研究課題を有しているといえるのではなからうか。

三 本論文の展開

以上が、本論文で検討しようとする研究テーマの概要である。次に、法令の伝達や施行からみた幕藩関係を本論文でどのように展開していくかについて述べておきたい。

本論文では、第一部で、法令を中心とした江戸幕府の法制について、先学の研究成果を踏まえながら、江戸幕府法の概略や法令、とりわけ触書の制定・公布の手続きと各所への伝達過程を中心に概説し、幕府法と藩法の関連性について論究していきたい。次に、四代將軍家綱から七代將軍家継治世の間、幕府が全国令として、いかなる内容の触書を発布していたのかについて、伝達を受けた諸藩の側として、この期間の法令伝達状況を概観できる史料が残る盛岡藩⁽¹⁾、萩藩、福山藩の三藩を参考に分析し、必要に応じて先学の研究成果をもとに他藩の法令伝達状況を参照する。さらに、この三藩の分析結果を基として、伝達された幕法の特に重要と思われる個別の触を採り上げ、その施行状況を論じていく。施行状況については、法令伝達状況を分析した三藩以外にも問題

解明のために良質な史料がみられる小田原藩などを考察対象に加える。

第二部では、第一部での考察をうけて、江戸幕府の法政策の転換点と考えられる、貞享・元禄期の五代將軍綱吉政権と法制を巡る諸問題について考察する。綱吉政権については、これまでも政治史を中心に多くの研究がみられるが、法制の観点からの分析は、管見の限り皆無に等しい⁽²⁾。そこで、本論文では触書の制定に深く関与していた右筆に焦点をあて、賞罰厳命策と奥右筆制度創設の背景などに言及する。

第三部では、第二部での綱吉政権と法政策に関する検討を踏まえ、綱吉政権で重要政策として位置づけられた生類憐れみ政策に関連する「生類憐みの令」を特に個別に採り上げて論究する。綱吉政権以前の全国令として発布された触書は、「武家諸法度」や「諸士法度」など武家階層を統制する法令のみならず、酒造制限令や奢侈禁止、本田畑へのたばこの作付禁止などの触は、幕府の統治上の基本政策として重要なものであり、触書の伝達を受けた諸藩においても、自領への施行に際して、さほどの抵抗を感じることはなかったと思われる。しかしながら、「生類憐みの令」は、これまでにはなかった特異な法令であるうえ、当時から悪法の認識も持たれており、諸藩においては、その対応に苦慮していたと考えられる。そこで、本論文においては、小田原藩、福島藩、盛岡藩、弘前藩における「生類憐みの令」の施行状況を比較検討することで、各藩における対応の違いを明らかにすることで、幕府全国令の効力の問題について触れてみたいと思う。

以上が本論文の主要な研究課題である。

四 史料について

最後に史料について述べておきたい。近世の法令を研究するうえで、基本となる史料は各種の法令集といふことになる。特に幕府法に関するものは、官撰の『御触書集成』をはじめ、私撰のものも含めると数多くの法令集が現存している⁽¹⁾。本来ならば、それらの法令集のすべてに目を配らなければならないが、この作業も筆者の能力を超えるものである。したがって、ここでは、先学の江戸幕府法令研究で利用されてきた法令集を中心に検討することとする。しかし、法令集は、法令の発布から時を経て編集された、いわば二次史料のものが多く、例えば『御触書集成』は、発布された触書すべてが記録されているわけではなく、重要法令を選択し採録されて

いるものが多い他、発令年月などが誤って記載されていることが指摘されている⁽²⁾。したがって、一次史料の『江戸幕府日記』なども適宜参照する。

藩に関する法制史料は、外様大名を中心に多くの法令集が知られているが、当然のことながら数の多さもあり、そのすべてについて論ずることは不可能である。故に、以下では、本論文で幕府法の伝達状況考察の対象地域となる諸藩の史料に絞り論ずることとし、それ以外の諸藩についての史料については、本論で検討する際にその都度触れることとする。

(一) 幕府法

本論文で使用する幕府法令の史料としては、主に『御触書集成』、『御当家令條』の他、「令條留」とよばれる法令集を活用する。

『御触書集成』は、「公事方御定書」成立と同年の寛保二(一七四二)年に將軍吉宗の命で編纂が開始され、最終的には慶長二〇(一六一五)年〜寛保三(一七四三)年までの一二九年間の触書を整理し、延享元(一七四三)年に完成をみた。いわば、官撰の幕府法令集である⁽³⁾。

『御当家令條』は、近世前期の私撰法令集であり、前期法令集でもっとも一般に流布されたものである。法令の収録年は慶長二(一五九七)年から元禄九(一六九六)年である⁽⁴⁾。

『令條留』(被仰出留)は、明暦三(一六三七)年から正徳六(一七一六)年閏二月までの幕府の法令を編年体で編集したもので⁽⁵⁾、本稿の考察期間をほぼ賄う事が出来る他、『御触書集成』や『御当家令條』に収録されていない法令も多く記載されている。これらの史料を相互に参照する。

(二) 藩法

① 陸奥国盛岡藩

今回使用する史料は、盛岡藩の藩政文書にある『雑書』⁽⁶⁾と「公儀被仰出」⁽⁷⁾である。前者の『雑書』は盛岡藩家老の執務日誌といふべきものである。前述のように、法令集のなかには、発布された触書すべてが記録されているわけではなく、重要法令を選択し採録されているものが多い。『雑書』は、江戸初期からの藩内の社会事象が日記形式で綴られており、藩内事情がリアルタイムで記述されている。したがって、実際に藩庁に伝達された幕府法の内容が分かるだけでなく、その伝達形式や藩内への施行状況を確かめることも可能である。収録年代

は、寛永二十一年（改元により正保元、一六四四）年から天保十一（一八四〇）年の百九十七年分であるが、欠落している年代が十五年分ある⁽⁸⁾。藩政日記には、藩に伝達された幕府法の全てが記されているとは必ずしも言い切れないが、これに記述されているということは、当時の藩政の責任者である家老が自領への受容を容認した触書とも考えられる。また、他藩ではあるが、鳥取藩のように家老の執務日誌を基に法令集の編纂がなされている事例もあり⁽⁹⁾、これらの日記類は、法制研究の史料としても有益であると思われる。

後者の「公儀被仰出」は幕府から藩に伝達された触書をまとめた法令集というべきものである。これに収録されている触書は『雑書』と重なるものが多いが、『雑書』の記事にみられないものや『雑書』の欠落した年代の法令も見られることから併用したいと考える。本史料の上限は正保二（一六四五）年である。

② 長門国萩藩

萩藩の基本史料としては、「公儀事諸控」と「公儀ヨリ被仰出御書附」を利用する⁽¹⁰⁾。

「公儀事諸控」は、藩から幕府への届書、願書、伺書等や幕府から藩への法令等の諸通知下達に関する記事を中心とし、その他広く幕府向きに関する記事を含んだ記録であり、幕府の布令・通知および幕府への提出書類等を綴ったものである。藩主に付き従い藩主を補佐する重職である当役およびその実務役人（手元役・右筆役等）からなる御用所（当役に附属する藩中枢の役座）において作成・利用された⁽¹¹⁾。収録年代は万治二（一六五九）年（天保二（一八三一）年であるが、万治二年（寛文七（一六六七）年分については本文を欠き、明暦三（一六五七）年（延宝七（一六七九）年、天和元（一六八一）年）同二年、貞享元（一六八四）年、同四年分に関しては欠本となっている。

「公儀ヨリ被仰出御書附」は、幕府から伝達された触達類を年次毎に控えた記録であり、明暦三（一六五七）年（享保七（一七二二）年二月までの触達類が収録されている⁽¹²⁾。いわば、幕府から伝達をうけた萩藩における法令集と違って差し支えなからう。「公儀事諸控」で記事を欠く延宝七年以前と欠本が多い天和元年（貞享五（一六八八）年分の法令伝達状況は、本史料を参照する。

③ 備後国福山藩

福山藩の史料として利用するのは、「寛文三年より元禄十一年迄、福山御代従 公儀出候御書付之控」と題する福山藩に伝達された幕府惣触をまとめた留書の複製本である⁽¹³⁾。本史料の収録年代は寛文三（一六六三）（元

禄十一（一六九八）年である。盛岡、萩の両藩と比較すると収録年数は半数程度であり、脱漏も多いが、譜代大名領における前期幕府法の伝達手続きや「惣触としての触書」の種類と形式を概観できる貴重な法令集の一つである¹⁴。

以上が本論文で主として用いる史料である。そして、これらの史料をもとに各藩における幕令伝達状況を図表化したものが、別冊の（表1）～（表3）の法令図表である。本論文では、必要に応じてこの図表を用いるとともに、前述の諸史料に記載されている幕府法がいかなる性格を有するものであるか（例えば、全国触であるか否かなど）、あるいは幕府や藩の記載史料に誤りがないか等に留意しつつ本論に入りたいと思う。

（以下、本論文では史料の引用にあたっては、句読点が付されていないものについては句読点を付し、「左」、「者」などの変体仮名は、それぞれ「より」、「は」など適宜、平仮名に書き改めた）。

第一部 江戸幕府法・藩法と法令伝達

第一章 江戸幕府法

第一節 江戸幕府法の種別と特徴

一 江戸幕府法の種別

第一章では幕府法の種別について概観する。序論でも触れたが、江戸幕府制定の法令には、幕府直轄領および私領すべての全国全領を対象とした全国法と幕領のみを対象とした御料法に大別される。後者については、幕領すべてを対象にしたものと江戸町方などの特定地域を対象としたもの（幕領令）とに類別できる⁽¹⁾。さらに御料法については、①全国令のもの、②幕領すべてに公布されたもの（幕領令）、③幕領の特定地域に公布されたもの（町触）の三種に類別する見解もある⁽²⁾。さらに細かく見れば、②、③については、幕府から直接下された法令（老中により発せられるものとして「惣触」とその地域を管轄する役人の手限による法令（主として、町奉行が発する「町触」）がある⁽³⁾。

これらの幕府制定の法令には、効力や公布様式の観点から、「法度」「条目」「高札」「達」「触」などがある。次にこれらの法令について論ずる。

「法度」は幕府の制定法一般を指し、十七世紀後半には幕府や藩が発布した法令や禁令をひろく含むことばとして意識されたともいわれるが、厳密な意味では、「法度」の字句を冠した「武家諸法度」や「禁中並公家諸法度」などを指すといえる⁽⁴⁾。

「条目」は箇条書の記載形式をもつ法令で、冒頭に「定」「条々」「覚」などの語句を据えるものを指し、近世前期の幕府法令の大部分はこの文書形式が用いられ、後述する「触書」が登場するまでは、幕府法令の主流であった⁽⁵⁾。

「高札」は条目形式の法令の一型で、高札場に掲示した幕府民政の根幹を示す恒久法令である。その役割は法

の周知徹底、基本法の強調、遵法精神の涵養、告訴の奨励の四つがあつたとされる。高札は、領主・身分に関しない公衆一般への全国法であり、幕府はその掲示を領主に強制しており⁽⁶⁾、幕府が発布した法令のなかで強行法規性をもっとも強く有するものであつた。また、高札には改元や將軍代替があると立替えが行われるという特徴がある⁽⁷⁾。

「触」は幕府の一般的な単行法令である。制定過程は老中・若年寄によつて構成される御用部屋で合議・決定され、將軍の裁可によつて正式な法令となる⁽⁸⁾。一方で、先にも触れたように、町奉行や勘定奉行、遠国奉行などの幕領の各地域を管轄する諸役人の専権による手限で制定される触もある。以上の触は、町奉行制定のものは「町触」、勘定奉行が制定したものは「宿村触」などと呼ばれるが⁽⁹⁾、手限によるものだけではなく、御用部屋制定の触でもこれら特定地域を対象とした触が発布されている⁽¹⁰⁾。この「触」を媒介する文書が「触書」である。そして、この「触書」が幕府や藩の命令、禁止事項などについて諸役人を通じ、領民に伝達される手段として利用された。つまり、「触書」は庶民に対し支配者である「お上」の意向を伝える手段であつたのである⁽¹¹⁾。このように、幕府の法令の中で広く利用されたものが「触書」であり、ゆえに本論文の考察対象の中心となる幕府法は「触書」ということになる⁽¹²⁾。

この他の幕府法としては、「達」という幕府の発する単行法令のなかで関係する役所または関係者にのみ通達する行政法規といふべきものがある⁽¹²⁾。

二 江戸幕府制定法令の特徴

次に、幕府制定法令の特徴について述べたい。幕府法令の大きな特徴としてあげられるのは、法令が数回にわたつてくり返し出されたということである。例えば、武家を統制する「武家諸法度」や「諸士法度」は將軍の代替りごとに出され、また、法令内容を周知徹底させるために、同文やそれに類した法令がくり返し出された⁽¹³⁾。その他にも本田畑へのたばこの作付禁止、火事やその消火についての触、無検査の升の使用禁止、寒造以外の酒造禁止、奉公人の出替り、博奕の禁止、「生類憐みの令」などが「前々の通り」や「前々も度々あい触れ」といった文言によつて、くり返し発布された法令である⁽¹⁴⁾。法令が複数回に渡つて発布されるということは、当該法令が幕府にとって重要な法令であるということが一番の理由として考えられるが、その一方で、法令の効力が永

統的ではないという性格も見てとれよう。したがって、なんらかの必要性が生じない限りは、多くの法令が時限立法的な性質を有しており（もつとも、明確に法令の効力を有する期間は規定されていないが）、江戸時代前期の法令は、違反者の処罰が執行されない限り、その実効性を失い、やがて忘れ去られるという特徴を有していたのである⁽¹⁵⁾。

第二節 江戸幕府惣触と全国法令

先に「触書」は御用部屋で合議・決定されると述べた。その文案の調査・起案は奥右筆が担当するが、老中等の実力者が起草することもある。公布にあたっては、表右筆によって伝達に必要な部数の写が作成された⁽¹⁾。そして、前述したように、その適用範囲は多岐に渡り、幕府直轄領のみに施行されるもの他、大がかりなものとしては大名以下の全幕藩領主を対象とし、全国全領に施行されるものがあった。いわば全国的支配権を遂行する全国法といふべきものであるが、これについては①「惣触」⁽²⁾や②「天下一統の法度」⁽³⁾ともいわれる。

①については厳密に言えば老中の命により発布された触を指すとされ、いわば触の発給主体に着目した呼称といえる。したがって、江戸町方などの幕領のみに発布された触でも老中の命であるものであるならば「惣触」に該当するものもある⁽⁴⁾ほか、全国全領のみならず西国などの地域を限定した大名のみに発布される場合もある。

一方、②は、幕府が全国統一のために必要とする諸法度を意味し⁽⁵⁾、幕府領のみに発布された「御料法」とは区別される。これは、発給主体は考慮せず、全国の諸大名の統制を目的とした全国法令を意識した定義である。

このように「触」については、坂本忠久氏が指摘するごとく、論者によって様々な定義がなされている⁽⁶⁾。

ところで、一般的に「惣触」はその適用範囲について、全国全領を対象とした、いわゆる全国法令と解釈されている⁽⁷⁾。しかしながら、前述のように、全国単位ではなく、幕領のみに発布された「惣触」もあり、かかる事実から判断すると「惣触」が必ずしも全国全領に対して発布されたものとはいえないといえる。これに対する先学の回答は必ずしも明確なものではなく、全国に適用される法令に絞った定義として「天下一統の御法度」という用語が生まれたともいえる。しかし、「天下一統の御法度」は、あくまでも後世につくられた概念であり、当時の近世社会において、全国法令を意味する触は「惣触」以外にはなかったことは確かである。また、「惣触」は老

中から出される法令ではなく、「町触」や「宿村触」との対比において「惣触」というだけのことである、という見解があるほか⁽⁸⁾、「惣触」と「町触」の発給手続き上での明確な違いが確定したのが、江戸時代後期の天保年間であったという事実⁽⁹⁾を考慮すると、かかる定義が存在しない近世前期においては、発給主体というよりは触の施行された範囲内で定義した方がよいのではないかと思われる。すなわち、全国全領を対象とした「惣触」を「天下一統の法度」の如く全国法令と解するということである。

いまひとつ、幕府全国令を論ずるうえで重要な問題がある。それは、全国令の対象となる身分階層についてである。すなわち、幕府全国令は、全国全領に発布されるとはいっても、領主以下すべての身分階層を対象としているわけではないということである。個別法令の内容については、二章以降で必要に応じ確認するが、さしあたり、おおまかではあるが、次のような分類が可能である。

(例一) 大名(藩庁)に対して発布されるもの || 江戸城内の儀礼に関する指示、徳川將軍家の祭礼・法事、「自分仕置令」、国絵図作成命令など。

(例二) 武家階層を対象としたもの || 「武家諸法度」、「諸士法度」、「辻番条目」、衣服統制などの儉約令など。

(例三) 庶民階層を対象としたもの || 郷中法度、田畑永代売買の禁令、儉約令(農民)、「酒造制限令」(酒造業者・農民)など。

(例四) すべての階層に出されるもの || キリシタン禁令、改元、「生類憐みの令」、「服忌令」、金銀の流通に関する法令など。

このように、全国令の法令の内容は多種多様であり、その分析にあたっては、法令発布の対象地域のみならず、対象となる身分階層も考慮する必要がある。

次節では、幕令の伝達の問題について考察するが、触が幕府から諸藩に伝達される際は原則として文書によってなされる。前述したように、触を媒介する文書が触書であるから、本論文では、これ以降は触について論ずる際は「触書」の用語を使用する。

第三節 江戸幕府法令の伝達手続きと伝達過程

一 第三節の課題と幕令伝達の先行研究

本節では、触書の伝達方式について述べる。触書とりわけ全国触は、大名のみならず、旗本や幕府諸役人にも伝達される。したがって、触書の伝達方式を詳細に検討するならば、これらすべてについて論じなければならぬ。しかし、本論文の研究対象は、大名領国たる藩に伝達される触書である。故に、本節では幕府から藩への伝達を中心に論ずることとする。

幕法の伝達方式については、神崎彰利氏、藤井讓治氏、深井雅海氏の先行研究がある。

神崎氏は、幕領の地方支配領域についての伝達方式について言及しており、これによると、幕領村々への法令は幕府の地方支配の組織系統である、老中↓勘定奉行（勘定頭）↓郡代・代官↓村（名主・庄屋）という図式で伝達されているとする⁽¹⁰⁾。

藤井氏には、京都町触を対象とした論考⁽¹¹⁾、「酒造制限令」を具体例として幕令の大名への伝達を分析した論考、御用部屋の記録の一つで、老中・若年寄から出された幕府法令の留である「仰出之留」を素材に元禄、宝永期の幕令の伝達、作成過程を論じた論考などの詳細な研究がある⁽¹²⁾。前者の京都については、京都町奉行所から伝達される触の作成主体として、江戸（老中）と京都町奉行をあげ、江戸から京都に送付された触も町奉行所で作成された触も京都の各町への伝達は同一の経路を経ているとし、①町奉行が直接に各町の年寄を奉行所よんで伝達を命じる場合、②町奉行所より町代を経て町に触れられる場合と触の伝達形態が二種あることをあきらかにした⁽¹³⁾。

後者の「酒造制限令」を用いた研究に関しては、幕府から私領への法令伝達という本論文の核心部分にかかわる研究成果であるので、後に詳細な検討をする。

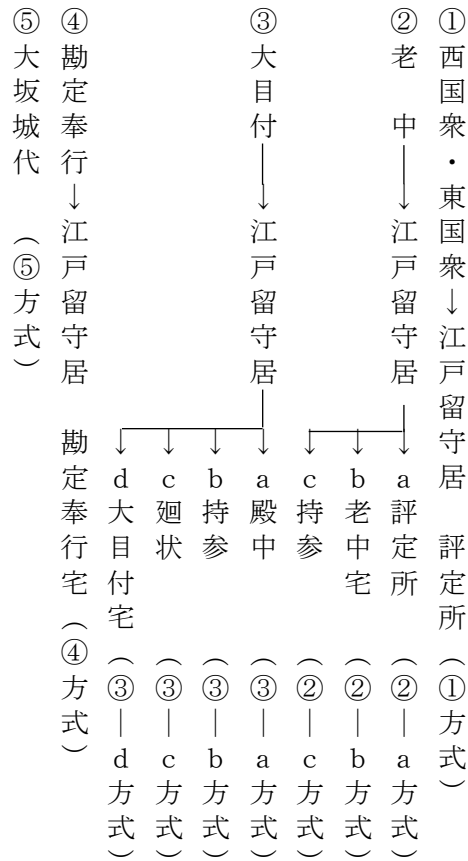
深井氏の研究は、藤井氏の元禄・宝永期の幕令研究をうけて、藤井氏と同様に「仰出之留」を素材に享保前期の幕令伝達について、元禄・宝永期の法令伝達対象のあり方がどのように変化したか、さらに享保期の法令の発令・伝達に当時の將軍吉宗が主導権を発揮していたことを解明している⁽¹⁴⁾。

以上が幕府制定法令の伝達についての主な先行研究である。

二 藤井讓治氏による幕令伝達の類型

前述したように、藤井氏は「酒造制限令」を素材に幕府から諸藩への法令伝達方式を整理しており、以下、藤井氏の研究成果をもとに論ずる。藤井氏によると「酒造制限令」のうち全国令が、大名に伝達された方式には以下の類型が見出しうるとしている⁽¹⁵⁾。

幕府から藩への法令伝達方式（①方式などの括弧内の呼称は筆者による）⁽¹⁶⁾。



①は、寛永期の触書伝達に見られる。寛永期の幕令は、東国と西国とで司法・行政が二分する形で存在したという見解⁽¹⁷⁾に見る如く、対象地域による差異・対象者による差異が存在しており、法令の発給主体も西国への発給主体である「西国衆」と東国の発給主体である「東国衆」と二者にわかれ、文書には法令を伝達する大名の宛名を持つという特徴がある⁽¹⁸⁾。

伝達の方式は將軍の意をうけた「西国衆」ないしは「東国衆」からの書状により大名の江戸留守居役⁽¹⁹⁾が評定所に出頭し、そこで口上による伝達がなされた⁽²⁰⁾。

②の方式は、伝達場所・形態によって三つに細分される。② | a方式は、老中が評定所に留守居役を召寄せ、触書が伝達される。前述の①とほぼ同様の方式である。② | b方式は、元禄十三（一七〇〇）年の「酒造制限令」

(21)に「老万石以上并交替寄合、豊後守(老中阿部正武)宅ニ而書付渡之」とあり、老中宅において老中から留守居役に触書が伝達されている。一方で「甲府殿・御三家御城附江一通充以同朋渡之」とあり、親藩の甲府藩主徳川綱豊と御三家は他の大名とは異なる伝達方式がなされていた。②―c方式は老中から各大名の江戸藩邸へと持参される形式である(22)。

次いで、③の方式である。この方式は大目付から各大名の留守居役への伝達を基本とする。③―a方式は伝達場所が江戸城中である方式である。「柳営日次記」の寛文十二(一六七二)年七月七日条には「蘇鉄之間にて老万石以上之留守居招之、高木伊勢守・大岡佐渡守出座、酒造之書付老通被相渡」とあり、江戸城中の蘇鉄之間に諸大名の留守居を呼び、大目付から書付による触書の伝達が行なわれていることが確認できる(23)。③―b方式は大目付の方から触書の写を持参するという方式である。③―c方式は大目付から留守居へ廻状形式で伝達されるものである。③―d方式は、触書の伝達場所が大目付宅である場合である(24)。

④の方式は留守居役が勘定奉行から、法令伝達を受けているという例である。代表的なものが元禄十(一六九七)年十月の勘定奉行荻原重秀の献策による「五割酒運上令」(『御触書寛保集成』二一四六)である。当該法令に係る基本プランは老中の承認をうけ、勘定奉行の下で具体化された。そして、老中の承認を背景として、勘定奉行から諸大名留守居役に伝達されたのである(25)。

最後の⑤方式は、寛文六(一六六六)年十一月八日の「酒造制限令」(『御触書寛保集成』二一二四)の伝達にみられる方式である。この触書の伝達については、東国大名は老中稲葉正則宅で、西国大名については、大坂城代を通じて伝達された。先に①の方式で、寛永期には東国と西国で相違した伝達方式が存在していたことにふれたが、かかる二元支配系統は寛文年間にもみられたわけである(26)。

以上、藤井氏の研究成果に依拠しつつ、法令伝達の諸類型を概観した。幕府から諸大名への伝達は、寛永期は東国と西国で異なる形態を有していたが、次第に諸大名間で同一の伝達方式がとられるようになった。一方で、甲府徳川家や御三家などの親藩大名には、他の大名とは異なる伝達方式がみられることも明らかとなった。

また、伝達場所については、初期は幕府の評定所に大名の江戸留守居役を召出し伝達されたが、後には老中宅や江戸城内、大目付宅へと変化していった。さらに、触書伝達の担当は老中のみならず大目付という事例もみられるのである。

これまで述べた藤井氏による法令伝達方式の分類は、「酒造制限令」を題材とした研究成果である。しかし、藤井氏自身も述べている通り、「酒造制限令」のみの分析では、この伝達形式の分類は仮説の域を出ない⁽²⁷⁾。また、吉田正志氏が指摘するごとく、「酒造制限令」のみでは、「武家諸法度」のような支配階級内部の組織法が考察外におかれるといった問題点も存在する⁽²⁸⁾。

また、藩側の史料をみると、幕府触書の伝達方式には、藤井氏が言及していない方式もみられる。この点については次に述べる。

三 その他の法令伝達方式

ここでは、前述した藤井氏の研究で触れられていない法令伝達について論ずる。本論文の序論で、私領における幕令の伝達や施行状況の考察地域として、盛岡、萩、福山の三藩を対象とすると述べた⁽²⁹⁾。これらの藩の史料を参照すると延宝五（一六七七）年十二月に徒目付⁽³⁰⁾による伝達を確認できる。これに該当する法令は以下の通りである⁽³¹⁾。

（史料一）

一 江戸御屋鋪へ御歩行目付西江又兵衛殿・川井弥兵衛殿書付御持参、此方御留主居渡候由申参書付之写
覚

一 一昨九日之夜明前、本庄三之橋末、御右筆上原宇右衛門所へ、何者哉覽両人参、宇右衛門ヲ切殺立退候、則両人ニも手を負せ、道筋ニものり引候て有之候、新敷切疵有之者相改可申出入、かくし置後日ニ相知候
ハ、主人可為越度候、以上

十二月十一日

この触は、盛岡藩の『雑書』からの引用であるが、萩藩の「公儀ヨリ被仰出御書附」⁽³²⁾にも徒目付からの伝達があったことと、覚書部分が同文のものが確認できる。触書の内容は、十二月九日に右筆の上原宇右衛門宅に二名の賊が押し入り、宇右衛門を殺害し逃走したが、押し入った二名も疵を負ったため、「新敷切疵有之者相改可申出入」とあるように、切傷を負った者の詮索を命じたものである。そして、注目すべきは「江戸御屋鋪へ御歩行目付西江又兵衛殿・川井弥兵衛殿書付御持参、此方御留主居渡候由申参書付之写」とあるように、藩の江戸屋

敷に徒目付の西江又兵衛と川井弥兵衛が書付を持参し、留守居役に渡したことが記されている。

次に徒目付による伝達が確認できるのは、天和三（一六八三）年の辻番所条目⁽³³⁾である。

（史料二）

条々

一 辻番之義昼夜無懈怠可勤之、雖為夜中番所之戸を明置不寝番をいたし、請取之場所切々見廻之、若狼藉者又は為手負輩惣而不審成者於来者早速出向留置之、辻番支配の方へ申達可得差図事

一 辻番人数之儀、老万石より老万九千石迄之高にて相勤候、人数昼三人夜五人にて可相勤事

附、老万石以上より老人辻番にて相勤候面々請取之者に渡番に仕間鋪事

一 貳万石以上之高にて相勤候番人、昼四人夜六人にて可相勤事、右何も雖為組合、相定人数の通可相勤事

一 奉行人御目付衆夜廻之面々申渡御法度之趣不可違背事

附、雑説先々へ不可申触事

一 辻番所に男女当座之宿も不可借、惣而番所の前に人集不可置、并衣類諸道具何にても一切預り不可置事

一 荷物積来船川岸端に有之辻番より為改、御定之日数之外不可差置事

附、御堀へ塵芥捨させ申間敷候、若辻番の下知を不用塵芥捨候もの有之は、其主人承届可置事

一 喧嘩并辻切等有之節者、其所を辻番より御目付衆へ早速可申連事

一 江戸中端々にて長屋其外小家等へもちりにて衣類などを懸取候由其聞有之間、此儀とも見廻之請取之場所情を入不可油断事

一 江戸中往還之輩於道路頻煩出、又は酒酔行留候之節、町送りに仕儀向後堅可為停止、侍小路町屋敷の前だりといふとも、其所に暫留置之、令介抱正氣付候上可遣之、若一日も一夜成とも於不得快気者其所の支配方迄申断可受差図、縦正氣付候上にも行歩不叶時者其者の住所承届、使を差越迎之者招寄相渡可遣候事

右之趣於致違背者後日聞候共可為曲事者也

天和三年二月 奉行

覚

水野美作守 (勝種)

松平大和守 (直矩)

山口修理亮 (重貞)

木下淡路守 (公定) 肥後守と御改

松平備中守 (直堅)

土岐伊予守 (頼殷)

真田伊豆守 (幸道)

黒田市正 (長寛) 今無之

牧野駿河守 (忠郷)

仙石越前守 (政明)

山内修理太夫 (豊明) 大膳亮と御改

佐久間備中守 (勝豊) 阿波守と御改

今度江戸中辻番所御条目相改り候付御条目尙通相廻申候、書面之通右御家来中順々御写取、上屋敷下屋敷之辻番所者不及申、其外^二茂御屋敷有之候間、辻番有来者被張置、前々より御張置候分御捨、新敷を御用相守候様可被仰付候、尤御条目御写取、御家来中此廻状二名御書付、留りより辻番改役四人之内江御返可被成候

辻番改御徒目付

本庄火番所

山本弥惣左衛門

浅草御小人町

愛久沢治右衛門

立花屋ほり表

桑作四兵衛

同所

四月

った場合の取扱いや不審者を見かけた際の対応について触れられている。特に怪しいものに対しては、これを捕えることを命じている。この法令は盛岡・萩・福山三藩での伝達が確認できる。

これ以後、徒目付による法令伝達は、貞享四年九月（盛岡・萩・福山）、同十一月（萩・福山）、元禄七年五月（萩・福山）の「生類憐みの令」、同年閏五月の狼藉や喧嘩口論をした者を辻番に留め置く規定（萩・福山）などがあり、その職務との関連からか、江戸市中の取り締まりに関する内容が多い。

以上が、法令伝達の類型である。第二章以降の私領における法令伝達の考察に際しては、ここで述べた法令伝達の類型を念頭におき、論じていきたい。

第四節 私領内における伝達

いま一つ留意しなければならない点は、「触書」が私領内の各地域や身分階層に至るまでの伝達の過程についてである。これまでみてきたように、幕府が発した「触書」は、幕府から各藩の藩主や江戸留守居役に伝達されたのちに、国元（藩庁）に送付される。これが伝達の第一過程である。そして、国元では、江戸から到達した「触書」を藩政の責任者たる家老が諸役人に伝える。これが伝達の第二過程である。この第二過程による伝達方式について盛岡藩を例にみてみよう（一）。

（史料一）

一諸国在々所々にて当年も寒造之外、酒一切造申へからず、去年之米員数之通可造之、若令違背多造申族あらは、たとへ後日^ニ露頭たりといふとも可被行曲事之条、訴人に出へし、急度御ほうひ可被下之、違犯之輩ハ勿論、其名主・五人与迄可被処罪科、但来年二月より右之酒商売可仕、其己前には一切売へからざる事付当座造之新酒ハ弥以来迄可為停止事

一たはこ本田畑に弥不可作之、手内より急度可被申付事

一御領・私領之内に在之寺社領之儀、御朱印所^ニて高之外たりといふとも、其所之守護人・御代官より急度可被相触事

丑ノ八月 日

此御条目江戸より御留主居下上候^ニ付、遂披露候処、御家中所々へ御条目写遣し可申旨被仰出、今日御家中所々へ御条目尅通宛遣、遠野ハ弥六郎申渡筈、大湯ハ九兵衛申渡筈、盛岡御町ハ御町奉行申渡、盛岡通御代官并沢内へハ御町奉行・御代官^ニ申渡

(史料一)は、幕府が寛文十三(一六七三)年八月に發布された「酒造制限令」やたばこの作付を禁止した幕令の盛岡藩内における伝達状況に関する「雑書」の記述である。これによると、江戸で伝達された法令が江戸留守居役によって盛岡に送られ、内容を披露し、藩内に法令の写を一通ずつ諸役人に渡していたことがうかがえる。つまり、領内諸役人に文書を下すことで法令の伝達がなされていたことが分かる。

盛岡藩について、いま一つ例をあげよう⁽²⁾。

(史料二)

一於江戸去九日之夜明方、本庄三之橋末、御右筆上原宇右衛門殿宿へ何者哉覽兩人參、宇右衛門殿切殺立退、則兩人^ニも手ヲ負せ、道筋^ニものり引候て在之候、依て新敷切疵有之者相改可申出之、かくし置後日相知候ハ、主人可為越度之旨、從 御公儀之御書出、江戸より下、依之今日於御中丸へ高知面々、其外諸士登 城、

兵助・七左衛門・治太夫烈座^同にて申渡之、在々所々御代官方へ、右之意趣書出指添遣之

(史料二)は、前節(史料一)の辻番での伝達を受けた触書が盛岡藩諸士に伝達された事実を伝えたものであり、前半部分は(史料一)と同文である。これによると、江戸から下された幕令を盛岡城内の中丸に藩の上士である高知⁽³⁾をはじめとする藩士が登城し、家老列座のうえで触書が申し渡され、領内の代官へも触書の意趣書を遣わしたことが記されている。(史料一)では、藩士の登城に関する記述の確認はできないが、「遂披露候処」ということから、法令内容の披露の際には藩士が登城していたのではないかと思われる。

以上が、江戸からもたらされた幕令が藩内諸役人をはじめとする武士階層に伝達されるという、私領における法令伝達の第二過程の事例である。さらに、その諸役人から、各々の支配下にある家臣や領民に伝達されるという第三過程がある。これについては、本論文で素材としている盛岡、萩、福山の三藩の史料にはこれについて検討する具体的事例が記載されていない⁽⁴⁾。したがって、ここでは小田原藩の事例をとりあげる⁽⁵⁾。

(史料三)

差上申一札之事

一当正月被仰出候牛馬生類憐之儀御書付之趣、当月も村中男女・寺社人・祢宜・山伏共名主所へ相集、兩度読聞堅相守可申候御事

(史料三)は、元禄二(一六八九)年正月二十九日に小田原藩から出された「生類憐みの令」をうけて、小田原藩領皆瀬川村の名主が当該法令を村内に伝達したことを藩から村に法令を伝達した地方代官に届け出た文書である(6)。これによれば、村単位の法令伝達は、村中の男女や寺社関係者、祢宜や山伏などの様々な身分の領民を名主所へ集め、伝達された法令を読み聞かせ、その規定を堅守することを求めている。この史料から、小田原藩領の村では、村民を名主宅に集めて読み聞かせるといふ、いわば口頭による法令伝達の手法がとられている。幕府領においては、幕法の代表ともいえる五人組前書条文を年頭あるいは毎月、名主・庄屋が農民を集めて読み聞かせるという、法令の伝達―熟知―遵守という方式がみられるが(7)、小田原藩領でもこれと同様の法令伝達手法がとられていたといえる。

以上、少ない事例ではあるが、私領における法令伝達の方式について述べた。このように、幕府発布の「触書」が私領の末端にまで伝達されるまでには、三段階の過程を経ているのである。

最後に、触書の制定過程における日付、將軍の裁可を経て正式に成立した幕府法令が諸役人に発布される際の日付の問題について触れる。この問題については、服藤弘司氏による詳細な研究(8)がみられるので、この研究成果をもとに論じていきたい。

服藤氏は、幕府法令発布の日付について、①御用部屋で評議が一決し、將軍の裁可が得られ、幕府法が成立した日である、法令「成立日」、②老中、若年寄から発布担当者に手渡された日である、法令「御渡し日」、③実際に大名、旗本などに法令を触れ出した日である、法令「触出し日」の三段階があるとしている(9)。さらに、幕府法に係わる日付として、幕府の日記などに掲げられる「日記日付」(「登録日付」と称する日付が存していたとする(10))

第二章 私領における「触書」の伝達状況

第一節 問題の所在

本章では、前章で概略を述べた江戸幕府触書の伝達に関して、伝達をうける藩側の史料を利用して検討していく。ここで考察対象となる触書の伝達は、幕府から各藩の藩庁に伝達される過程である。すなわち、前章第三節で述べた触書伝達の三段階の過程の分類にしたがえば、伝達の第一過程ということになる⁽¹⁾。

本論文序論でも述べたが、藩に伝達された触書の伝達、施行状況の研究手法としては二種類の方法があった。本章では、そのうち、特定の地域に焦点をあて、その地でどの程度の幕府法が伝達・施行されているかという点を考察し、さらに複数の地域を比較検討することで、その異同点や特色を解明することを目的とする。

いま一つの特定の触書を用いた手法については、次章以降で検討することとする。

前述したように、私領における触書の伝達については複数の地域の比較対象が必要であるが、ここでは、①陸奥国盛岡藩、②長門国萩藩、③備後国福山藩の三藩をとりあげる。対象を以上の三藩とした理由であるが、①は南部氏、②は毛利氏が領有する外様大名であり、江戸開府から藩主が居所を移動することなく明治期まで存続した藩であり、また、南部氏や毛利氏は、いわゆる旧族居付の大名としての守旧的な性格が強いとされ⁽²⁾、領内統治に地域独特の慣習の影響が強い可能性がある、という点があげられる。さらに、盛岡は東国、萩は西国という地域バランスも考慮した。第一章の第二節で、幕府法の伝達にあたって、特に初期では、東国と西国で異なった方式が用いられていたことに触れた。かかる事情を考慮すると、東国と西国の両地域からの選択は意義があるものといえよう。また、萩藩はいわゆる国持大名といわれる藩であり、城主格の外様大名である盛岡藩と家格に違いがあることも選択理由の一つである。③は、譜代大名水野氏が領有する地域であり、外様大名とは異なり、江戸開府以前から徳川家に従っていた大名であるから、外様大名への伝達状況とは異なる傾向があるのではないかと考えたからである。また、序論で述べたように、以上の三藩には本論文の課題を解明する上で良質な藩政史料が存在していることも藩の選択にあたっての重要な要素である。

本章における考察は、江戸幕府が私領を対象に発布した法はどのような内容であったのか、いいかえれば、幕

府が大名統制のために重視した法はどのようなものであったのかという法支配を通じた幕藩関係の問題に言及できよう。

諸藩に伝達された幕府法の取扱いについて規定した法令としては、慶長十六（一六一一）年の三ヶ条誓紙⁽³⁾がある。

（史料一）

條々

- 一如右大将家以後代々公方之法式可奉仰之、被考損益、自江戸於被出御目錄者、弥堅可相守其旨事
- 一或背御法度、或違 上意之輩、各国々不可隱置事
- 一各拘置之諸侍以下、若為謀叛殺害人之由、於有其届者、互可停止相拘事
- 右條々、若於相背者、被遂御糺明、速可被處嚴重之法度者也

在京

慶長十六年四月十六日

諸大名連判

この誓紙は上洛していた諸大名に対し、源頼朝以後代々の將軍家の法式を奉じ、幕府発布の法令を堅守することや、法度に背いたり上意に違反したりしたものを領国に隠すことの禁止、反逆・殺害人を召し抱えないことなどを命じている。この誓紙の内容から、幕府の法令発布の権限や内容は、鎌倉・室町幕府の礼式に依拠する、すなわち、源氏將軍としての伝統的權威に大きく依拠していた⁽⁴⁾ことが明らかである。

また、このとき署判した大名は北国・西国大名であり⁽⁵⁾、東国大名に対しては翌年次のような誓詞⁽⁶⁾が出された。

（史料二）

條々

- 一去年四月十二日 前右府様如被 仰出、任右大将家以来代々將軍家法式、可奉仰之、被考損益、重而於被出御目錄者、弥堅可相守其旨事
- 一或背御法度、或違 上意輩、各国々不可隱置事
- 一各拘置之諸侍之中、若為謀叛殺害人之由、於有其届者互不可相拘事

右條々、若於相背者、被途御糺明、忽可被處嚴重之法度者也

慶長十七年正月十五日

連判衆中

米澤中納言（上杉景勝） 丹羽宰相（長重） 越前少将（松平忠直）

大崎侍従（伊達政宗） 立花侍従（宗茂） 会津侍従（蒲生秀行）

最上侍従（義光） 安房侍従（里見忠義） 秋田侍従（佐竹義宣）

南部信濃守（利直） 津輕越中守（信枚）也、

（史料二）は前年の三ヶ条誓詞と同内容であり、これとは別に關東・甲信越の譜代・外様を含めた小大名五十人も同様の誓紙を差出し⁽⁷⁾、諸大名は幕府法の堅守を誓約したのである。以上の誓紙の内容から、大名は伝達された幕府法を遵守しなければならぬという姿勢がみとれる。その一方で、大名は伝達された幕府法のすべてを自領に取り入れたわけではなく、領内事情に応じて取捨選択していたという指摘がある⁽⁸⁾。この指摘を踏まえると、幕府制定の全国法令が私領たる藩に伝達された際、当該法令がどの程度取り入れられ施行されているのか、幕府法がそのまま取り入れられているか、あるいは何らかの変容が加えられているのかという問題が生ずる。この点も本論文で考察する重要なテーマである。

第二節 各藩における触書伝達の概要

本節では、江戸幕府法の各藩への伝達状況について考察する。考察にあたっては、各藩の伝達状況を江戸幕府の將軍治世下ごとに概観し、これを比較検討することで、江戸前期の江戸幕府法令伝達状況の傾向を分析したい。

一 陸奥国盛岡藩

まずは陸奥国盛岡藩をとりあげる⁽¹⁾。先に述べたように、盛岡藩は南部氏が領有する外様中藩であり、江戸開府から明治期まで領主が替わることなく存続した藩である。慶長五（一六〇〇）年、徳川家康より本領安堵されたときの石高は十萬石であったが、寛文四（一六六四）年に八戸に二萬石を分割し（八戸藩）八萬石になった

後、天和三（一六八三）年に新田加増の高直しにより十萬石に復し、文化五（一八〇八）年には、蝦夷地警衛により表高は二十萬石となり幕末に至った⁽²⁾。それでは、「公儀被仰出」と『雑書』の記事から盛岡藩における「触書」の伝達状況について述べることにする。

別冊の（表1）は、今回の考察対象とした寛永二一（一六四四）年から享保元（一七一六）年までの「公儀被仰出」と『雑書』に記録されている藩に伝達された幕府法を一覧化したものである。伝達年月日は、「公儀被仰出」および『雑書』に記載されている日付（すなわち、藩に触が伝達された日付）とし、「触書」発布時の將軍、「触書」の内容と発布の形式をまとめ、「触書」ごとに番号を付した。これによると、幕府から伝達された法令は一九七令が確認できる⁽³⁾。

まずは、（表1）を基に全体的な概略を述べてみたい。

ここで掲げた「触書」を発布時の將軍毎に分類すると、①三代家光Ⅱ二例、②四代家綱Ⅱ二十一例、③五代綱吉Ⅱ一二八例、④六代家宣Ⅱ二十四例、⑤七代家継Ⅱ二十二例となっており、綱吉時代の数が突出していることがわかる。綱吉の場合、前代の家綱と將軍在職年数がほぼ同じ⁽⁴⁾であることを考慮すると、「触書」発布数が莫大に増加したということが確認できる。また、家宣、家継在職時の法令発布数は、一見すると家綱時代に戻ったかのような印象をうけるが、この両名は在職期間が共に約三年⁽⁵⁾と短期間であったため、在職中の法令発布の平均数は、綱吉時代よりもむしろ増加しているといえる。家綱時代以前の近世前期は、史料上の不備（欠落した年代があるなど）もあり、単純な比較はできないが、綱吉の將軍就任以降の発布数の増加を鑑みると、「触書」とりわけ全国法令の重要度が増してきたということは確かであろう。

次に「触書」の内容について概観する。『雑書』の初出である寛永二十一（一六四四）年から万治元（一六五八）年の十五年間は、史料の不備もあるのであるが、幕府からの法令伝達はわずか五例である。最初に伝達された法令は、正保二（一六四五）年正月二十二日の寛永から正保への改元についてであり、以降、万治元年八月までの四例は改元に関する法令しか確認ができない。万治元（一六五八）年以降になると具体的な政策を伴う「触書」が発布されている。盛岡藩に伝達された家綱治世下の「触書」は、切支丹詮議（表1）の番号7、以下、番号のみ表記）、浦方への高札の設置（番号10）などの単発なものもあるが、酒造の量を制限する「酒造制限令」（八例、番号5、9、14、16、18、19、21、22）と百姓、町人の衣服や食料の制限などを規定した、広い意味での「儉

約令」(四例、番号8、11、12、13)、たばこの作付の制限(三例、番号19、21、22)に大別できる。

初期の幕政においては、以上のような規定が政策上重視されていたと考えられる。また、「触書」発布の形式は老中による口頭ないしは「老中奉書」とよばれる文書での伝達となっていた(6)。

先に述べたように、綱吉の代には「触書」の発布数が増大したのであるが、その内容は多岐に渡るようになった。將軍就任当初は「酒造制限令」(番号24、26)や儉約に関連するもの(番号30、31)などの従来の政策を引き継いだ規定が発布されているが、天和二(一六八二)年には幕府の人相書の伝達(番号28、29)や、急病の際の養子に関する規定(番号32)、各大名に対し、領地の朱印状(番号36)や幕府から先祖へ与えられた感状・褒美に関する規定(番号34)などがみられる。しかし、綱吉政権で最も数が多いのは、いわゆる「生類憐みの令」に関連する触であり計二十七令が確認できる。その他、金銀改鑄とこれに関連する触も十三令あり、重要政策であったことが窺える。また、綱吉政権下の特徴として、法令伝達の形式が老中による伝達から大目付からの書付による伝達が主流となったことがあげられる。

次の六代家宣、七代家継の治世下は、徳川將軍家の法事(番号162、164)をはじめとする仏事や祝事などの儀礼に関する規定が増加した他、金銀改鑄(番号170、180、182)、以前から発布されていた儉約令や酒造制限令もみられ、綱吉時代より数は多くはないが、幕府の諸政策を反映する触がさらに増加しているように思われる。

二 長門国萩藩

萩藩は周防・長門二ヶ国を領有した外様大名の藩である。藩主の毛利氏は関ヶ原合戦以前、中国地方八ヶ国百二十万石を領有する大大名で、関ヶ原合戦で毛利輝元が西軍の総大将となったことから、表石高三十六万九千石に減封された。ただし、内高は五十二万石であった(7)。このように、萩藩主毛利氏は、関ヶ原合戦以前は、のちに幕府を開く徳川氏と対立していたのである。

それでは、萩藩における法令伝達状況について概観してみよう。別冊(表2)は萩藩の幕令伝達の一覧表である。史料として利用する「公儀事諸控」と「公儀ヨリ被仰出御書附」から、検討の時期は、明暦三(一六五七)から正徳六(一七一六)年となる。萩藩も盛岡藩と同様に、明暦から万治にかけての法令伝達数はさほど多くはない。無論、江戸時代初期のことであるから、史料が散逸している可能性は否定できないが、明暦三年から万治

四（一六六一）年（同年は改元で寛文元年）までわずか十一令を確認できるのみである。そのうち、四令は日光社参など將軍家の祭祀に関する規定である。しかし、寛文年間に入ると、法令数は増加する。寛文元年から寛文十三年までは、五十の法令が確認でき、倭約に関する規定（九令）、「酒造制限令」（十一令）の数の多さが目立つが、武家諸法度や諸士法度、諸社、諸宗法度など各身分階層を統制する基本法も多い。そして、萩藩においても、綱吉が將軍になると法令数が一気に増加する。綱吉治世下で伝達された法令は、約一五〇にも及んでいる。しかし、法令の大半は「生類憐みの令」であり、この点は盛岡と大差はない。萩藩での法令発布状況をみると、元禄七（一六九四）年頃を境に、金銀改鑄などの経済法令が目立ち始めている。

家宣・家継政権下では、やはり將軍家に関する冠婚葬祭、儀礼などが目立つが、「酒造制限令」や金銀改鑄にともなう貨幣の引替や倭約に関する規定もみられる。

ところで、萩藩においては、今回の考察対象とした地域のなかで、他藩には確認できない特徴がある。それは、寛文八年（一六六八）年の二月から四月にかけてと延宝二（一六七四）年五月二日発布の幕令の伝達が幕府の右筆によってなされていることである。寛文八年に関しては「公儀ヨリ被仰出御書附」によると、同時に七つの法令が右筆の久保五兵衛から伝達されている⁽⁸⁾。なぜ、久保が萩藩の法令伝達に関与したのかについては、史料上では確認できないが特筆すべき問題である⁽⁹⁾。

三 備後国福山藩

福山藩は、盛岡藩や萩藩とは異なり、開幕から幕末まで同一家中による領内統治はなされていない。今回、検討の対象とする寛文三（一六六三）年から元禄十一（一六九八）年の藩主は譜代大名の水野勝種・勝岑である。この福山藩主の水野氏は、徳川家康の従兄弟である水野勝成を藩祖とし、当時の石高は十万石であった⁽¹⁰⁾。福山藩は元禄十一年に藩主勝岑が嗣子なく没したことから改易となってしまうため、考察期間は盛岡、萩の約半数という短い期間になるが、家綱く綱吉政権への移行期の法令伝達状況を概観できることから、一定の傾向をうかがい知ることが可能であろう。また、譜代藩に関しての藩法研究は、残存する藩政史料がさほど多くはない事情もあり、親藩や外様の諸藩に比べると研究成果が低調であることを考えると、ここでの考察内容は、譜代大名の藩法研究の一環ともなりえよう。

では、図表一覧の（表3）をもとに福山藩の幕法伝達状況を概観する。四代家綱政権下で伝達された幕法は二

十五例が確認できる。このなかで最も多いものが「酒造制限令」であり、半数以上の十例にこの法令が記されている。ここでは、検討する時代は短いが、盛岡・萩と法令伝達の傾向は変化がないようである。寛文年間は、「酒造制限令」の数が多し。綱吉政権下で法令数が増加し、「生類憐みの令」が中心を占めているのも、盛岡・萩と共通している特徴である。

先にも指摘したが、福山藩主水野氏は、盛岡藩主南部氏、萩藩主毛利氏とは異なる譜代大名であった。従来、譜代大名の藩法は幕府法に依存し、独自性が弱いといった点が指摘されるが⁽¹⁾、全国法の伝達状況に関しては、当然ながら譜代・外様といった違いは見受けられない。

第三節 三藩における近世前期幕法伝達状況の傾向

以上のように本章では、江戸幕府の「触書」について概略を述べた後、近世前期の盛岡藩、萩藩、福山藩における、江戸幕府が発布した全国令としての「触書」の伝達状況を概観した。全体的な傾向をみると、幕政初期については各藩の法令に関する史料の残存状況もあり、寛文期以前については統一的な傾向を分析することが困難であるが、別な視点から勘案すると、盛岡・萩・福山三藩すべてで寛文期以降の幕法伝達が明確化していることから、幕府法令伝達の形式が定まったのが寛文期と推察できる。そして、貞享・元禄・宝永年間の綱吉政権下においては、法令の内容も多種多彩となり、幕法の用途も飛躍的に増大したのである。

六代將軍家宣、七代將軍家継の正徳年間では、前代の綱吉政権下の「生類憐みの令」のような將軍の意向を反映させるような個性的な法令は見られず、儉約に関するものや酒造制限令など過去に出された法令の再発布や増上寺・寛永寺などの將軍家菩提寺での法事に関連した法令が多く見られる。総体的には、家宣・家継政権下では、諸大名へ伝達された全国令については、家綱政権の寛文期から綱吉政権に制定された法令（「生類憐れの令」は除く）の踏襲がなされた時代といえる。

続いて第三章では、いくつかの個別法令をとりあげ、私領での伝達・施行状況について論究する。なお、「生類憐みの令」については触れるべき点も多く、第三部以降で詳述する。

第三章 個別事例の検討

第二章では、盛岡・萩・福山の三藩を事例に江戸時代前期に中央集権たる幕府の発する法令が「触書」として大名に伝達され、さらに大名が藩法として自領に布令する様子について一覧表を作成しながら網羅的にみていった。本章ではこれをさらに掘り下げて、幕府法が諸藩に伝達され藩法化されていく具体的事例として、「家中法度」、「酒造制限令」、改元の三つをとりあげ検討する。藩法の範囲は広いが武士の政治統制、領民への経済統制と行政規定の伝達の三つから一つずつ対象を選んで分析したい。十七世紀の史料の伝存の制約があつて、福山藩については論じられないため、「家中法度」については、小田原藩を分析対象に加え、「酒造制限令」については盛岡藩、改元については盛岡藩、萩藩についてとりあげる。

第一節 大名の家中法度制定

一 本節の課題

本節では、支配者層である武家を対象とした法制について検討する。江戸幕府は武家を統制する法令として、大名を対象とした「武家諸法度」、幕府の直参を対象とした「諸士法度」を制定したことはよく知られている。一方で諸大名も自身の家臣団を統制する目的で法令を制定した。これが家中法度である。序論においても触れたが、近世幕藩体制下における武家は支配者階層にあたる。したがって、幕府であれ、藩であれ、領地・領民を統治するにあたり、支配者たる武家の規律を定めることは、武家の身分や格式の確立、領内の治安の安定や支配者階層が領民の模範となるべきなどという点で重要な意義がある。

「武家諸法度」は、大名の統制を目的としたものであるから当然であるが、幕府の直参たる旗本を統制する「諸士法度」についても、第二章で検討対象とした萩藩や福山藩で伝達が確認できる⁽¹⁾。この事実から、この二つの法度は大名にも何らかの手段で伝達されていたと思われる。そこで、大名が「家中法度」を制定するにあたり、幕府の「武家諸法度」や「諸士法度」の影響を受けていた可能性がある。本節では、この点に留意しながら検討したい。対象としては相模国小田原藩をとりあげる。

幕藩体制下における小田原藩は、開幕から幕府瓦解まで、主として譜代大名が領有してきた地域であるが、この間の藩主は、大久保・阿部・稲葉氏を経て、再度大久保氏が領有するなど、幾度かの領主の転封がみられる。本節で対象とするのは、寛永一（一六三四）年から天和三（一六八三）年まで小田原藩主の地位にあり、江戸幕府の老中も勤めた稲葉正則治世下の小田原藩である。

ところで、小田原藩の藩法研究はこれまでのところ低調であり、管見の限り、貞享以降、すなわち大久保氏再封以降の「家中法度」を題材とした森隆久氏の論稿がみられる程度で⁽²⁾、これ以外の研究成果は見受けられない。しかしながら、大久保氏再封以前、特に寛永九年から貞享二年まで小田原に封ぜられた稲葉氏治世下においても独自の藩法制定の事例がみられる。ここでは、主に藩主稲葉正則治世下の日記である「御自分日記」を基にして元家老の田辺信堅が正則隠居後に浄書した『永代日記』⁽³⁾を史料として、この問題について論ずるものである。

二 小田原藩における家中法度の制定

はじめに、当時の藩主であった稲葉氏と同氏治世下の小田原藩について概観する。

稲葉氏は譜代大名の一家であるが、戦国期以来の徳川家累代の家臣ではなく、三代將軍家光によって新規に取り立てられた譜代大名である。この譜代大名稲葉氏の初代は稲葉正勝である。正勝は、稲葉正成と家光の乳母である春日局の実子であり、その血縁から、寛永元（一六二八）年に一万石を領し、常陸国柿岡藩主となった。その後、寛永五（一六二八）に下野国真岡に移り、寛永九（一六三二）年一月には相模国小田原に転じたのである。以後、稲葉氏は正勝・正則・正通の三代、貞享二（一六八五）年一月までの約五十年に渡り小田原を領有した。なかでも正勝の子正則は、領内の惣検地や新田開発、城下町整備など藩政支配の確立に務めたほか⁽⁴⁾、万治元（一六五八）年から約十七年の間、幕府老中職も勤めている⁽⁵⁾。すなわち、小田原藩主稲葉氏三代の治世下の大半は二代目正則が藩主の時代であり、稲葉氏小田原藩政の基盤は正則によって築かれたといってもよいであろう。

本節の課題とする家中法度である「御自分之御條目」も正則の意向で制定されたものである。先に述べたように、稲葉氏は三代將軍家光による新参の大名であったため、藩政基盤の確立のためには家臣団を編成し、これを統制する法制を整えなければならなかった。將軍家に近い大名が藩法（家中法度）を制定しようとする場合、如

何なる考えで、それがなされたかを示す興味深い記述がある。

寛文三(一六六三)年八月十二日条の『永代日記』には、次のように記されている(6)。
(史料一)

一先日従 公儀被 仰出御條目之趣ヲ以御考被遊、御自分之御條目此度御家中江被 仰出、久保吉右衛門様御招御文言御相談被成相究

これによると、正則が、先に公儀より出された「御條目」の趣旨を考慮したうえで、「御自分之御條目」を定め、家中に発布することとしている。ここでいう「御條目」であるが、「先日従 公儀被 仰出」とあり、この記述の日付が寛文三年八月十二日であることを考慮すると、寛文三年八月五日発布の幕府の「諸士法度」を示すと考えられ、これを参照して正則は自藩の家中法度を制定したことが『永代日記』には、はっきりと記されている。さらに注目すべきは、久保吉右衛門(正元)という人物を招き、文言を相談したうえで御条目を決めたと記されている点である。ここで登場する久保吉右衛門であるが、彼は父の代から幕府の右筆を務める書式札法に精通した人物であった(7)。小田原藩稲葉氏が、単に幕法の条文を参考にするだけでなく、自藩の法の制定にあたって、藩外の幕府の法運用の専門的役人を「相談」という形で関与させているは重要である。そして翌日の十三日の『永代日記』には次のように記されている(8)。

(史料二)

一従 公儀被 仰出御條目一通并殉死之書付一通、昨日御極被遊候御自分之御法度書一通同献立一通、今日小田原江被遣之、明後十五日小田原於御城大料理之間 義雅公御家中之侍中江被仰渡候様ニ被仰進、

この八月十三日には、江戸から「公儀被 仰出御條目一通并殉死之書付一通」と「昨日御極被遊候」ということから前日の十二日に制定された「御自分之御法度書一通」と「同献立一通」が小田原へ伝えられ、翌十五日に小田原城内において、正則の嫡子義雅(のち正通と改名)はじめ家中に伝達するということが記されている。この「御自分之御法度書」は十二日の『永代日記』の「御自分之御條目」と同一のもので考えて差し支えなからう。また「同献立一通」は「御自分之御法度書」の内容や細目を記したものと思われる。このように、(史料一)および(史料二)の記述から、寛文三年の八月十二日に幕府の「御條目」を参考に制定した「御自分之御法度書」すなわち小田原藩の「家中法度」と幕府の「御條目」と「殉死之書付」が江戸から小田原に伝達されたわけである。

ところで、この時、新たに制定された「家中法度」と共に小田原に送られた幕府の「御條目」と「殉死之書付」であるが、「殉死之書付」は同年五月二十三日に發布された「殉死禁止令」が該当すると思われる。もう一方の「御條目」であるが、これは、「殉死禁止令」と同時に發布された「武家諸法度」を指す可能性もあるが、笠谷和比古氏によれば、「武家諸法度」が文書様式として「法度」と称されるのに対し、「諸士法度」の名称が「条目」(條目)とされていることから、これは「諸士法度」であると考えられる(9)。小田原藩の「家中法度」は、これまで述べたように、「諸士法度」を参考に制定されたのであるが、「家中法度」と併せて、母法といえる「諸士法度」も国元に伝達されていたのである。

このように、小田原藩の家中統制にあたっては、幕府の「諸士法度」を参考に制定された藩独自の「家中法度」と「諸士法度」や「殉死禁止令」などの幕府法も用いられていたのである。

三 小田原藩「家中法度」の内容

それでは、次に小田原藩の「家中法度」の内容について検討する。八月十五日の『永代日記』には、「家中法度」の家中への伝達方式と法度の全文が記されている。

(史料三)

一 今度従 公儀被 仰出候御法度之趣ヲ似、御自分之御法度書被仰出、於大料理間御家中之面々被召出、御子様方御出被仰渡、所謂、

條々

一人馬武具・馬具等如定可相嗜之、若進退不成役目難相勤之子細有之者、組頭・支配人江可相断、旨趣なくして於致闕如者可為曲事事、
一 婚姻之儀、公家方・直参之衆、或大名之家中、或門跡方之家来・坊官・又者樂人等と如何様之好有之共取結へからず、若無抛筋目有之おひてハ、年寄共迄相伺之、可任差図、惣而婚禮并養子之儀付、貪たる作法仕へからさる事、

一家中之輩奢たる躰不仕、万事用儉約、衣類・食物等に至迄是又如定可相守之、諸人存なる失墜者各別、子

細なくして進退不成、奉公難勤之族者可為曲事事、

一 常々家中之者衣類、平嶋絹・紬之外可為無用、但江戸詰又者使者等に遣之刻可応其時宜事、

一 嫁娶之儀、応分限軽く可致之、振廻等如何様之祝儀いたすといふとも、盃之台者不及沙汰、木具向後出すへからず、膳部・献立等之儀別紙の趣を可守事、

一 於家中音信贈答之儀、かろき物たりといふとも、遠来物取かハすへからず、後菌之菓子野菜等可受用、惣而他所より之贈答親類縁者難遁輩之外、一切受用すへからず、若不納して不叶儀有之ハ、以其積急度返礼すへき事、

一 喧嘩口論堅禁制之、若有之時令荷担者其科可重、於本人惣而喧口論取籠者之刻、其役人之外無差凶事一切不可馳集事、

一 行死罪者有之時者、役人之外一切其場江不可懸集事、

附、家中之輩・召仕之者下々不屈有之而於致死罪者、組頭・支配人・組頭・支配人・目付人之内可令相談、若当座二至有難遁儀斬戮之者、其子細有躰二以書付右之役者中迄可申達事、

一 成誓約結徒党致荷担、或妨をなし、或落書・張文・転奕④・不行儀之好色、其外侍に不似合事業仕へからざる事、

一 吉利支丹宗門之儀弥為御制禁之間、縦雖為親子兄弟、不審之儀有之ハ可申聞、尤親類之内宗門之沙汰有之者、又者前廉宗門二而ころひたる族有之ハ、可為越度事、

附、下人召置といふとも、宗旨之儀遂吟味可相拘事④、

一 家業無油断可相嗜、若無精之輩有之者、吟味之上可及沙汰事、

一 不孝之輩有之ハ可処罪科、勿論孝をはけますものには、縦雖為下人、応其進退可褒美事、

一 足輕・中間・撲④・撲④・撲④等至迄、召拘④様并本主より届有之節人返二仕様、先年より相定之通弥不可違背事、

右之条々今度従 公儀以被仰出候趣、家中之面々可用之品々加下知畢、此外先年所定之条目堅相守之、若

於違犯之族糺科之輕重、急度可申付者也、

寛文三年卯八月十五日

このように、小田原藩の「家中法度」は寛文三年八月十五日に小田原城中で正式に発布された。条文は全十三ヶ条からなっている。前述のように小田原藩の「家中法度」は幕府の「諸士法度」を参考に制定されたのであるが、その内容について、この「家中法度」と「諸士法度」を比較すれば次のような点が指摘できる。

第一条は「人馬武器・馬具等如定可相嗜之」とあり、人馬や武器が軍役に定められたように備えられているか確認することを規定している。これは、「諸士法度」第二条の「軍役如定、旗弓鉄炮鎧甲胄馬皆具諸色兵具并人積、無相違可嗜事」とほぼ同内容と解してよいであろう。さらに、「若進退不成役目難相勤之子細有之者」以下の条文は、役目を勤められない理由がある場合は、組頭や支配人に届け出ることとし、理由なくして役目から離れることを禁じている。これは、「諸士法度」の第三条後半部分「子細なくして進退不成、奉公難勤輩ハ、可為曲事事」を参照していることが確認できる。

第二条は、家中の婚姻に関する規定である。この条文の前半では、家中の者が、公家、直参之衆（旗本）、大名の家中、門跡の家来や坊官、楽人等と婚姻関係を結ぶことを禁じたものである。「諸士法度」にはこのような婚姻の範囲に関する規定はみられず、これは、小田原藩の独自の規定と思われる。一方で後半の「婚礼并養子之儀付、貪たる作法仕へからさる事」は「諸士法度」の十九条と同文であり、婚礼時や養子を迎える際は、欲深い行為をしてはならないことを定めている。

第三条の前半部分は「家中之輩奢たる躰不仕、万事用儉約、衣類・食物等に至迄是又如定可相守之」とあるように家臣への儉約令である。後半部分は、特別な理由がなく奉公を辞めることを戒める内容である。

第四条から六条は、家中の奢侈禁止すなわち儉約に関する規定である。

第七条は喧嘩口論の禁止規定で「諸士法度」九条と同文である。

第八条以降は、犯罪事項に対する対応を定めている。

総体的に小田原藩の家中法度は、「武家諸法度」や「諸士法度」の内容を継受し、武士の忠勤や儉約、犯罪取り締まりを中心とした規定であったといえよう。

以上のように、小田原藩は寛文三年に本格的な「家中法度」の制定がなされた。当時の藩主稲葉正則は、老中

職にあり、自領の石高も増加していった。老中職にあり、幕府法を發布する立場の正則にとつては、自領の安定した統治の必要があり、そのためにも格式にあつた「家中法度」の制定は不可欠であつた。そのために、幕府右筆の久保を招き、幕府法を参考とした法度が制定された。内容としては、武士の本分としての軍事的なものと同約が中心をなしていたといえよう。特に儉約令は、武家のみならず、庶民へもしばしば出されており、幕府にとつては、統治上重視されたものであつた。

第二節 酒造制限令

一 本節の課題

本節では「酒造制限令」について検討する。「酒造制限令」は、文字通り酒造りを制限する法令であるが、第二章で述べたように、四代家綱政権から五代綱吉政権の初期にかけては、諸藩に伝達された幕令のなかでは、もつとも多くの割合を占めており、経済統制を目的とした幕府全国令のなかでも重要な法令である。これは、酒造の量が米の供給量や価格に大きく影響し、特に支配者たる武士にとつては俸禄の価値を上下させることにもなるなど、米が幕府や諸藩にとつて重要な産物であつたためである⁽¹⁾。

この法令に関しては、朝尾直弘氏⁽²⁾、藤井讓治氏⁽³⁾による研究がある。両氏の研究は、江戸前期の幕令の制定・伝達状況を考察するにあたり、その具体例として「酒造制限令」をとりあげ、朝尾氏が畿内を中心とした西国における幕法の発布状況、藤井氏が幕領や私領への幕法伝達状況と関連史料に対する史料批判を中心に論じている。このように、朝尾、藤井両氏共に考察の中心は、幕令の制定過程や各地域への伝達状況であり、「酒造制限令」の法令内容については十分な検討がなされているとはいひ難い。そこで、本節では、法令伝達に関しては朝尾、藤井氏の研究に学びつつ、「酒造制限令」の内容についても論究したい。さらに、本節では酒と関わりのある法令として、飲酒の抑制に関する法令も検討する。

二 「酒造制限令」とその伝達状況

藤井氏によれば、「酒造制限令」の初見は寛永十九（一六四二）年五月二六日に発令された幕令であるとする⁽¹⁾。

しかし、このときの法令は「酒造制限令」を単独で発布したのではなく、寛永末年の飢饉の際に出された十一ヶ条の法令の第二条として規定された⁽²⁾。

(史料一)

一 当年より在々にて酒造り申間敷候、但通之町は各別、併通之者計酒売候て、在々百姓ニ売申間敷候、若売申ニおゐては、酒道具不残取可申事、

この規定では、街道筋などの町方では酒の売買を認めるものの、「在々」すなわち農村部では酒造り、酒の売買を禁止することを定めている。さらに、この法令の第三条と第八条をみてみよう。

(史料二)

一 当年は温飰切麦蕎麦きり素麵饅頭等売買仕間舗事、

一 当年は豆腐仕間敷事、

一 当年田畠耕作之儀、念を入仕付候様に、面々御代官之内一村切ニ堅く可被申付候事、

一 当年は大切之年ニ候、弥百姓むさと遣候ハぬやうに可被申付候、不叶御用之儀於在之は、手形を出し遣、

早々埒明、百姓迷惑不致候様ニ、物毎可被申付候事、

一 在々百姓食物之事、雑穀を用、米おほくたへ候ハぬ様に可被申付候事、

一 跡々申触候通、御年貢納候御米、江戸御城米ニ納候時分能々致穿鑿、米入用多懸候ハぬ様ニ、名主、組頭

ニ堅く可申付、才料不作法成儀仕、小百姓迷惑致候事有之におゐては、穿鑿之上名主、組頭曲事可申付候、

不僉議におゐては、御代官衆可為越度事、

この法文によると、温飰・切麦蕎・豆腐など穀物を原料とした食物の売買を禁じるとともに、百姓を農業に専念させ、米の食用を控えるように命じるなど、食糧難を想定した飢饉の対応策としての意味合いが強い内容となっている。また、第八条で「御年貢納候御米、江戸御城米ニ納候時分能々致穿鑿」、「名主、組頭ニ堅く可申付」「御代官衆可為越度事」などの文言があることから、本法令は関東を中心とした幕府領に発布されたものであり、全国令ではない⁽³⁾。

全国令としての「酒造制限令」の初見は、万治元（一六五八）年閏十二月三日の触であるが、これについては次の「三」で述べる

三 盛岡藩における「酒造制限令」の施行状況

これまで述べてきたように「酒造制限令」は、飢饉などの災害による食料の不足、とりわけ近世社会の経済活動に影響を及ぼす米不足の対策として発布された法令であることが確認できた。これ以降は、全国令として発布された「酒造制限令」が、私領においてどのように施行されていたのかについて検討する。ここでは盛岡藩を対象に考察する。同藩では万治元（一六五八）年閏十二月二十三日付の『雑書』に以下の触が記されている。

（史料三）

一江戸御評定ニて松平伊豆守様被 仰渡之通、御領分中へも可申付由ニて、別紙書付江戸より御下被成候付て、高知衆中野吉兵衛・北九兵衛・桜庭与十郎・野田左近・江刺兵十郎・石井伊賀・葛巻新六郎・内堀織部・檜山彦五郎・松平左兵衛・赤尾伊兵衛、右拾壹人家来之者ニ於御城喜多川新右衛門を以申渡之、花巻・郡山・閉伊・久慈・八戸・田名部、此六ヶ所へは状を以申遣、盛岡御町中は桂七郎兵衛・遠沢三右衛門ニ申渡之

（史料三）は、幕府評定所において、老中松平伊豆守信綱から申し渡された書付が江戸から国元に伝達され、藩の上級家臣である高知衆に申し渡された後、盛岡町中や花巻、郡山など藩内の広範囲に渡って発布されたことを示すものであり、幕府の政策が私領である盛岡藩領で重要視されていたことを物語る記述である。

では、松平信綱から渡された書付はいかなるものであったのだろうか。残念ながら、（史料三）の本文中にある別紙書付の内容は『雑書』には記載されていない。しかし、幕府側の史料である『江戸幕府日記』⁽¹⁾には、万治元年閏十二月三日の記事に以下のような法令が掲げられ、『徳川実紀』においても同日付で同様の記述がみられる⁽²⁾。

（史料四）

一於評定席諸大名之家老招之、松平伊豆守信綱御書出相渡
覚

一去年當年在々所々耕作損亡所有之也、其上材木山出付而八木金費之間、酒造之儀 江戸、京都、大坂、奈良、堺其外名酒之所々又は諸国在々所々、例年之半分當年来年は可造之、并新規之酒屋一切可令停止之、若於致違背は、其所之給人、御代官可為越度也、自然密々多有作之輩は、訴人可出、御褒美被下之、其上

不為讎様可被 仰付之、勿論酒屋迄可被行罪科事

一 耕作損亡之所々百姓可困窮之間、此上不草臥やうに入念仕置可有之事

一 従先年如被 仰出之對土民不可為非儀、若又作毛不損亡之处申掠年貢令難澁は、曲事とするへき事

一 在々所々雖為御鷹場、自年内かゝしをいたし、麦をまかせ可申事

一 鹿猪おはせ申へく、勿論捕來之所は猶以可為其通事

右條々、急度可被申附者也

万治元年閏十二月三日

(史料四)の法令は、米の不作により酒造りを例年の半分とするよう定めた、「酒造制限令」である。この触を幕府が諸大名に伝達したのが万治元年閏十二月三日、盛岡藩が家中に伝達した日付が閏十二月二十三日であったことを考慮すると(史料三)の別紙書付は(史料四)の法令と解して差し支えないと思われる。また、この触と同内容の法令が『寛保集成』二一九号に収録されているが、発布は正保元年十二月付となっている(3)。本法令は前年の明暦大火後の米価高騰を抑える目的で発布された(4)。そして、この法令が先に述べた、最初の全国令としての「酒造制限令」である。

この触書が伝達されて後、寛文(延宝)年間に入ると、ほぼ毎年のように幕府法の伝達が確認できるが、中心となっているのは、倭約と酒造の制限に関する規定であり、初期の幕政においては、この両者の規制が政策上重視されていたと考えられる。そのうち、正徳五年までの間に定期的に伝達されていたのが「酒造制限令」であり二十四例がある。

「酒造制限令」は飢饉などの災害による食料難とそれに伴う米価高騰への対策ということが制定の背景にあつたと考えられる。つまり、災害などによる凶作がなければ、本法令は必要性を失うことになるわけであり、施行状況を検討するためには、飢饉の有無に留意する必要がある。したがって、はじめに本論文の考察期間である正保年間から正徳年間の盛岡藩の米不足を伴う災害について触れておく(5)。

先の考察対象期間のなかで、最初に災害として記録されているのは、正保三(一六四六)年の台風による凶作である。もっとも、このときは畑作に影響があったものの、それほど大きな被害はみられなかった。

寛文年間には、全国的に大雨の影響を受け、米の不作が続いたためか、『御触書集成』に収録された全国令と考

られる「酒造制限令」だけでも十三回発布が確認できる(6)。盛岡藩では寛文元(一六六一)年に凶作となり、同九(一六六九)年、同十(一六七〇)年と連続して洪水に見舞われて凶作となった。だが、この時は、藩財政に余裕があった他、民間の経済力にも余力があり、さしたる惨状にはならなかったようである。しかし、寛文十年の災害時には、次のような「酒造制限令」が出されている(7)。

(史料五)

口上之覚

一 領内 御朱印所々寺社領えも、新酒造之儀御停止、書付之通被相触之、手形を可被取置事、
一 領分并寺社領、右書付之通被相触日より三十日過候ハ、改之、違背之輩於在之は、可行曲事之旨被申付之、
其通に可被改之事、

以上

この触書では、新酒の醸造停止を命じたものであり、寺社領も含め、領内の全域に渡り酒造を制限したことがうかがえる。さらに、盛岡では寛文十一(一六七一)、十二年と連続して「酒造制限令」が出されている(8)。

(史料六)

覚

於諸国在々所々寒造之酒、去年之半分可造之、若違背之族有之ハ、訴人ニ出へし、急度御褒美可被下之、違犯之輩は勿論、其名主、五人組迄可被罪科也、

(寛文十一年)十一月

この触書では、冬場に仕込む寒造りの酒造をこれまでの半分に制限している。前年が酒造りを全面的に停止されたことを考慮すると、多少の緩和がみられる。

(史料七)

覚

一 諸国在々所々寺社領等に至る迄、当年も新酒一切不可作之、冬造も先無用たるへし、若密々作之輩あらは、訴人に出へし、急度御ほうひ可被下之、作候者は勿論、其五人組、庄屋迄御穿鑿之上可被行厳科、寒作之儀重て可相触者也、

(寛文十二年) 七月

寛文十二年の「酒造制限令」では、寛文十年令と同様、新酒醸造が全面的に停止されている。さらに寒造(冬造)については、この年だけではなく、翌年以降もしばらくの間、停止することを定めている。また、この三種の「酒造制限令」は、いずれも幕府法をそのまま取り入れている。法令内容に違反した場合、厳罰に処する方針も掲げられており、幕府が酒造統制を重要視していたことがうかがえる。

先述のように寛文期の盛岡藩では、凶作の影響はあまり受けなかったとはいえ、「酒造制限令」は発布されていたと考えられる。

寛文十年の六年後の延宝三(一六七五)年は、全国的な飢饉が発生したが、盛岡藩では不作であったものの関東や関西のような大飢饉にはならず、翌年に穀物の価格高騰がみられた程度であった。ただ、この穀物高騰の影響もあつてか、この年も幕府から寒造の酒を制限する「酒造制限令」の伝達をうけている(9)。

盛岡藩において、飢饉の被害が重大であったのは元禄年間である。元禄年間には、元禄元(一六八八)年の米半作にはじまり、同二年、三年、五年、七年と連続して不作となり、元禄八(一六九五)年には奥羽地方を中心に稀有の大凶作となり(10)、この影響で当時の藩主南部行信は翌年の江戸参府を免除されるほどであった(11)。その後元禄九年、同十二年から十五年までこのような状況が続いたのである。この間、元禄八年九月には不作を理由に酒造の禁止が領内に発せられている(12)。

次は元禄十二(一六九九)年九月十五日の『雑書』の記述をみてみよう。

(史料八)

一 当月三日御月番戸田山城守様へ、御留守居被為呼、御渡被成御書付之写

覚

一 今度所々風雨損亡付て、江戸米、其外穀類等可為不足候之間、兼て諸国より、江戸へ相廻候米穀等ハ不及申、其所之用米之外、可成分ハ江戸へ相廻候様に可被申付事

一 当年より来秋迄、諸国之酒造高之内、五分一造之、其余ハ停止可被申村候、已之年造高之儀は来夏中可被相窺事、以上

九月日

(史料八)の元禄十二年九月十五日付の触では、風雨災害により米や穀類の不足が生じたため、来秋まで、酒造高を従来の五分の一に減らすよう命じている。また、この年の翌々年の巳之年(元禄十四年)の造高を翌年の夏に伺いをたてる事が定められている。

さらに、この年以降も米の不作が続いたことから、『雑書』元禄十三(一七〇〇)年正月五日の記事によると、翌年にも同様の触が伝達されていることが確認できる。

(史料九)

一公儀大御目付様方より御触状にて、酒造之儀御留守居方へ被遣候御書付之写、旧臘廿一日付にて桜庭十郎右衛門より申来ル、依之当御町酒屋共、御町奉行より申渡候、七戸へハ刑部様御家来、遠野八戸彦市家来、中ノ口招之御目付中より申渡、其外在々へ書状を以、御書付之写遣

右之写

覚

一当年風損付、酒造米去年之五分一造候様と先達て相触候、弥右之通堅相守、五分一之外造懸申間敷者也
卯十二月

右之趣、御領ハ御代官、私領ハ地頭より急度申付無相違様可仕候、一応申渡候ても若相背候哉、無慨忘可有吟味候、以上

十二月廿日

此御書付可相触旨、御老中被 仰渡候間、写置被致順廻、留り之方より撰津守方へ可被相返候、以上

十二月廿日

庄田下総守(安利)
溝口撰津守(宣就)
安藤筑後守(重玄)
仙石伯耆守(久尚)

松平薩摩守(綱貴)殿
松平肥後守(正容)殿
松平出羽守(綱近)殿

松平大膳大夫（吉広）殿

宗対馬守（義方）殿

松平備前守（長矩）殿

本多中務大輔（忠国）殿

南部信濃守（行信）殿

留守居中

この触は、前年に発布された酒造りを従来の五分の一に減らす法令の堅守を命じたものである。触の内容については、前年の繰り返しであるが、以降の米不作に伴う「酒造制限令」では、通常の酒造高の五分の一に制限することが慣例化することになる⁽¹³⁾。

またこの触は、「大御目付様方より御触状にて」とあるごとく、（史料五）のように月番老中戸田山城守（忠真）が各藩の留守居を呼び寄せ、書付を以って伝達する形式ではなく、大目付からの触状を「写置被致順廻、留り之方より摂津守方へ可被相返候」とある如く、廻状形式で伝達する「大目付廻状」の方式が用いられている。「大目付廻状」は元禄期以降導入された新たな文書様式であり、全国法令の頻出傾向の中、多大な手数を簡略化する目的で登場してきた⁽¹⁴⁾。盛岡藩にける「大目付廻状」は、元禄十一（一六九八）年の八重姫の輿入れに関する幕府よりの指示が初見であり、（史料六）の触が二度目である。その後、元禄十五（一七〇二）年、元禄十七・宝永元（一七〇四）年に各二例が確認できるが、宝永年間に入ると、この伝達形式が主流となってくる。宝永二年以降に伝達された七十九の法令のうち約四割にあたる三十一の法令でこの方式が導入されている。

四 飲酒抑制の法令

これまで考察してきたように、「酒造制限令」は寛文期以降、飢饉や凶作の際の穀類不足や米価の安定を目的として制定され、重要視された法令であった。いま一つ酒をめぐる問題とした触書として、飲酒の抑制を目的とした触をとりあげる。

（史料一）

覚

一酒に酔、心ならず不届仕候もの粗有之候、兼てより大酒仕儀停止候得共、弥以酒給候儀人々慎可申候事
一客等有之候ても、酒強候儀無用ニ候事

付、酒狂之者有之候ハ、酒給させ候者も可為越度事
一酒商売仕候もの連々減候様可仕候事

右之通、急度可相守、於令違背は、可為曲事者

口上之覚

惣て酒給候義^(儀) 上に御嫌被成義^(儀)ニ候間、面々慎候様ニ寄々可被相達候、組支配有之方はそれぞれに慎候様ニ可

被申渡候、以上

八月十七日

右之旨今度従 公儀被仰出、江戸御役人様方へ被 抑渡候之旨相聞候付、因茲御領内之者共右之旨相守候様
可申聞之旨 御意付、御書付写高知・物頭・御番頭・御町奉行へハ御目付中より遣之、所々御代官へハ書状添
遣之

これは、元禄九（一六九六）年九月十日の『雑書』の記事である。ここで掲げられている触は、三ヶ条の覚書
と口上之覚からなっている（1）。

内容をみると、覚書の一ヶ条目は、酒に酔った不届きな行為がみられるので、飲酒を慎むこと、二ヶ条目は、
客に無理に酒をすすめないこと、酒癖の悪い者に飲ませた場合は処罰すること、三ヶ条目は、酒商売の者を減ら
していくことを定めている。ここで注目すべきは、口上之覚に「上に御嫌被成義^(儀)ニ候間」とあるように、当時の
將軍綱吉が酒嫌いであり、これを告げること、飲酒の抑制を強めようとしたのである（2）。すなわち、將軍綱吉
の意向が反映された規定ともいえる。この触は「江戸御役人様方へ被 抑渡候」とあるように、元々は御料法であ
った。したがって、盛岡藩は当該の触を自主的に取り入れたことになるが、塚本学氏によれば、この触は、尾張
藩でも領内に触れられていることを指摘し、諸大名には、御留守居衆や大目付等を通じて伝えられたと推察して

いる⁽³⁾。塚本氏の指摘にしたがえば、この触書は、当初は御料法であったが、後に全国令とされたということになる。事実、盛岡藩、尾張藩以外にも、会津藩、庄内藩、小田原藩、津藩などで伝達が確認できる⁽⁴⁾。

一方で、本論文第一部第二章で考察対象とした萩藩、福山藩では伝達が確認できない⁽⁵⁾。その他にも岡山藩や鳥取藩でも伝達はみられない。偶然にも、東国の諸藩では伝達が確認できるので対し、西国の諸藩では伝達が確認できないのである。また、現段階では、幕府、藩と双方の史料から全国触として発令された明確な事実が確認できない。このことから、当該触は、全国令とは考えられず、御料法として発布された後、東国諸藩を対象に発令されたものか、東国諸藩が自主的に領内に触れたと考えられる。飲酒の抑制により酒の消費を減らすこと、三ヶ条目の酒商売人を減らすことが、酒造制限につながるかもしれない。元禄期の飢饉の影響を多大に受けた東国諸藩とりわけ東北地域の藩にとつては、都合な内容と考えられたのではなからうか。無論、全国すべての藩で本触の受容があつたかを確認できない以上、このような考察は推論にすぎない。最終的な結論は今後の課題としてい。

五 本節の総括

以上のように、本節では「酒造制限令」と酒に関係する法令として飲酒抑制の法令について検討した。「酒造制限令」は、酒の原料となる米が、幕藩体制の経済に多大な影響を及ぼすことから、その安定供給をはかる意味でも重要な法令であった。そもそも「酒造制限令」は、法令の内容をみると、明らかに飢饉の対策を目的として制定されており、幕府が全国令として発布した際は、全国的な米の不作・凶作の場合はもちろん、西国や東北の限定された地域での不作の際にも発布されている。本論文では、私領としての施行状況は、盛岡藩のみの考察となつてしまったが、盛岡藩をはじめとする東北諸藩は、近世期において、度々凶作にあつており、その都度、必要に応じて「酒造制限令」が領内に触れられている。近世社会での米の重要性を考慮すると、この傾向は、おそらく他藩でも同様であつたと考える。「酒造制限令」については、その年の天候や災害、米の出来不出来が、法令の施行に影響を与えたといえる。

いま一つの飲酒抑制の法令は、制定の趣旨は、飲酒による様々な害悪の対策として、將軍綱吉の酒嫌いという個人的な嗜好が全面に出された触であつた。ここで、留意しなければならないのは、將軍の意向にもとづいた法

令發布がなされていることである。この触が出された元禄九年は、第三部でとりあげる「生類憐みの令」が出された時代である。「生類憐みの令」が綱吉の意向により制定されたのは、承知のことであるが、それ以外の法令にも將軍の影響力みられるのである。

第三節 改元

一 幕府の改元に関する触

記録上、盛岡藩や萩藩では、改元の触がみられる。とくに盛岡藩についてみると、「雑書」、「公儀被仰出」に記されている最初の幕令伝達は、正保二（一六四五）年正月二十二日の寛永から正保への改元についてであり、以降、万治元年八月までの四例は改元に関する法令しか確認ができない。また、近世の改元をめぐる先行研究も数が少ないこともあり⁽¹⁾、本章では、簡単ではあるが改元をめぐる諸法令について触れてみたい。

今日の改元は、明治維新以降の一世一元制により、改元の実施は天皇崩御による皇位の継承があった場合のみである⁽²⁾。近世においては、天皇即位に加え、天災（災異改元）や吉事（祥瑞改元）による改元もみられた。改元は、「禁中並公家諸法度」による種々の制約を受けながらも官位叙任、暦の制定と共に認められた朝廷の権威の一つであった⁽³⁾。しかし、実質的な改元についての朝廷の権限は、改元の宣旨を発する権である元号制定権に止まり、全国への改元伝達は幕府によってなされていた⁽⁴⁾。つまり、改元については、法の制定権者と法の施行権者（發布権者）が二分されていたのである⁽⁵⁾。

ところで、幕府による改元の触であるが、法令集などの史料で確認できる範囲では享保から元文への改元を伝える次の触書が初見である⁽⁶⁾。

（史料一）

元文元辰年五月七日

一病氣又は幼少にて、今日出仕無之万石以上之面々は、年号改元之儀、先例之通、老中宅え使者可差越候、在国在所之面々ハ、承次第飛札可差越事、

これによると、年号改元にあたり、江戸在府で江戸城に出仕できなかつた大名については、老中宅へ使者を送

ること、また、国元に帰国中の大名については、改元の触を伝達され次第、国元に伝えることとされている。

(史料一)では、改元の触の伝達に言及してはいるが、改元の具体的な内容に関する規定は記されていない。服藤弘司氏によれば、『享保撰要類集』(一)に改元令があり、「(享保二十一年辰年)五月七日惣出仕有之、改元之御書付松平左近将監殿御渡候」とされ(7)、享保二十一(一七三六)年五月七日に在府中の大名に江戸城に惣出仕が命じられ、老中松平左近将監(乗邑)から改元の触が伝達されたことが記されている。この改元の触書の伝達を受けて発布されたのが(史料一)の触書であろうと考えられる。

では、元文以前の改元の触はどのようなものであったのであろうか。先に述べたように、幕府法令集では、(史料一)の触が最初であり、それ以前の改元については、詳細な内容を伝えるものは確認できない。例えば「令條留」では、明暦から万治への改元については、「明暦戊戌 改万治元」との記載があるのみであり(8)、他の改元についても、改元のある年の冒頭に改元された事実のみが記されている。これは、法令集だけではなく、『江戸幕府日記』などの幕府の日記類でも同様で、改元に関する詳細な記載はみられない。しかし、(史料一)では、「年号改元之儀、先例之通」とあるので、元文以前の改元に関しても、元文の改元と同様の手続きがなされていたのではないかと思われるが、この点については、藩側の史料から判断したいと思う。

二 私領への改元伝達

一では、改元に関する触の発布権者である幕府について概観した。ここでは、藩側の史料から改元の内容に触れたい。まずは萩藩である(9)。

(史料二)

一万治四年五月六日、今日ヨリ寛文与改元被仰付候事

(史料三)

十月六日、老万石以上之御大名衆 御城江被召出、年号元禄与改元被仰付之旨被仰渡候

萩藩の史料では、(史料二)の万治から寛文の改元については、改元の事実しか伝わっていない。そして、(史料三)の貞享から元禄の改元については、「御大名衆 御城江被召出」とあるごとく、諸大名が江戸城に召し出され、改元の伝達があったことがわかる。したがって、幕府の史料では不明であった元文以前の改元についても、

江戸城に大名を集め伝達されていたことが考えられる。

(史料四) (史料六)⁽¹⁰⁾は、盛岡藩の改元の伝達に関する記述である。

(史料四)

一 寛永之年号有改元て、正保之由、自京都去寛永廿一年極月十六日改元之由、江戸へ同廿日頃被 仰下、同月廿三日ニ諸候へ江戸ニて被 仰出之旨、今日申来、因茲、正保二年と当月より被露之

(史料五)

一 二月廿六日ニ正保年中替慶安ニ改元之由、江戸より唯今卯ノ刻ニ此飛脚下着 (中略)

一 従今日慶安年号ニ手形以下調ル

(史料六)

一年号改元、承応元年罷成候由、江戸より長牛弥四郎預御少者二人ニて状持来、即所々へ申遣、但、去月廿八日従公儀被 仰出由申来

(史料三)は、正保二年正月二十三日付の記述で、年号が「寛永」から「正保」に改元されたことを伝えたものである。また、近世の改元は、①朝廷による正式の改元日、②朝廷からの伝達を受け、幕府が諸大名に通知した改元日、③各奉行や代官、諸大名から庶民に通知される日と三段階の改元手続きが取られていたとされる⁽¹¹⁾。(史料三)を参照すると、寛永二十一(一六四四)年十二月十六日が①に、同月二十三日が②に当たる。盛岡には年明けの翌月二十三日に伝達され、この日より「正保」の年号が用いられた。この史料によると、改元の触が盛岡藩内に発令された正月二十三日時点で、朝廷内や江戸ではすでに旧年十二月中に改元が済み新年号が使用されていたことから、盛岡藩内では正保元年が割愛され、改元の伝達時点で正保二年とされた。この「正保」への改元は朝廷による改元日も藩には伝達されているが、(史料五)の「正保」から「慶安」、(史料六)の「慶安」から「承応」の改元については、幕府による改元の日付のみしか伝達されていない。そして、これ以降の改元についても、朝廷の改元日には触れず、幕府の改元日のみしか伝えられていない。慶安期以降になると、朝廷の数少ない権威の一つである改元であっても、幕府による改元日が基準とされていたことがうかがえる。また、改元の伝達については、後に述べる「大目付廻状」による触の伝達手段が主流となっただけでなく、諸大名を江戸城に登城させ、老中から伝達する方式がとられていたようである。

第四節 綱吉治世下の転換点

以上のように本稿では、江戸幕府の「触書」について概略を述べた後、「公儀被仰出」および「雑書」を素材に、近世前期の盛岡藩において、江戸幕府が発布した全国令としての「触書」の伝達状況からの幕藩関係を論ずるにあたり、改元と「酒造制限令」を具体例に検討した。その一方で今回確認できた百六十四の法令中、百十六が綱吉の時代に発令されていることが確認できた。なかでも特に目立つのが「生類憐みの令」であり、法令の数は二十七にのぼり、幕府の政策に関する法令としては一番数が多い。「生類憐みの令」の割合の多さは、綱吉政権がこの法令をいかに重視していたかということ、私領たる藩の記録も明瞭に表している。

つまり、幕法の藩法化は幕府初めからみられるとはいえ、幕府の「触書」が全国化される度合いは、綱吉期に高まりがある。

これについて、概説的には指摘されているが、本論文では、その具体的様相を明らかにすることができた。すなわち、表1～3にみるように、当初、幕府法が藩法化されていたのは、奉公人の雇用関係法令、酒造制限令が中心で

あった。ところが、綱吉期からは、経済法令ではたばこなどの作付制限や貨幣関連法令が加わり増加し、経済法令が多様化する。さらに「生類」関係法令の法令が全国法として激増し、幕府の発する法令の大名領への伝達の「日常化」といってよい状況が生まれている。さらには、大名の家風を規定し、個別大名の独自性をもととあらわれがちな「家中法度」についても、小田原藩のように幕府の「諸士法度」等を参考に、幕府右筆に問い合せで制定するが如き事例もみられる。

新たな論点として、幕府法が藩法に取り込まれる過程で幕府の法実務に携わる幕府右筆の役割が注目される。次の第二部では、この右筆に焦点をあてて考察をすすめたい。

第二部 綱吉政権と幕府法をめぐる諸問題―右筆制度を中心に―

第一章 江戸幕府法の効力と右筆制度

第一節 本章の課題

第一部で、諸藩における幕府法の伝達状況を概観した結果、五代將軍綱吉の時代に全国令として発布された触書が、その内容の多様化や発布数の大幅な増加などから、これまでとは異なる特徴を見出すことができた。また、個別の法令についても、酒造統制や第三部でとりあげる「生類憐みの令」などのように、將軍の強い意向により制定されたものがみられる。このことから、江戸幕府法の役割が綱吉の將軍就任以前と以降とで大きな変化がもたらされたであろうことが推察できる。その他にも綱吉政権は「武家諸法度」の改定や服忌令の制定など、触書以外にも重要な法制に関する変革がみられる。そこで、綱吉政権下において、このような幕府法の変化がいかなる事情でなされたのかについて考察することが第二部の課題である。

綱吉は、將軍の代替毎に発布される「武家諸法度」を文治的な内容に改定しただけではなく、それまで旗本に対して出されていた「諸士法度」と統合し発布することとした。これは、大名と旗本を別箇の法で規律していたものを今後は同等に扱うということである。これは、これまで臣下の礼をとりながらも、徳川將軍家と同輩の立場であった諸大名を將軍の直参である旗本・御家人と同様に主従制の原理によって包摂しようとしたわけであり、將軍独裁の強化を物語っている⁽¹⁾。以上は將軍権力強化の一例であるが、綱吉政権による法整備は、このような將軍の絶対権力という威光を背景に進められたといえよう。

綱吉政権初期の諸改革は「天和の治」といわれ、これまで多くの論考で触れられてきた⁽²⁾。この諸改革の特徴をみてみると、「賞罰厳命」による役人の綱紀粛正に加え、評定所留役や奥右筆制度の創設による官僚機構の整備などがあげられる。そして、この官僚制の整備が幕府法の制定・公布に多大な影響を及ぼすのである。

このことを踏まえ、第二部では綱吉政権による官僚整備の一例として、江戸幕府の右筆制度、とりわけ奥右筆

制度の創設について述べる。初期幕政右筆は、後に詳述するが法令の制定には重要な役職であり、綱吉時代の表右筆・奥右筆制度の創設は、触書の増加や内容の多様化になんらかの影響を与えている可能性が考えられるのである。

以下、第一章では、右筆に関する先行学説の整理と幕政初期からの右筆について、書札礼との関連性から言及し、第二章で奥右筆の創設の背景について論じていきたい。

第二節 江戸幕府の右筆と書札礼

江戸幕府の役職に奥右筆と表右筆が置かれていたことはよく知られている。特に奥右筆については、数は多くはないが、松平太郎氏⁽¹⁾や本間修平氏⁽²⁾、深井雅海氏⁽³⁾などの研究成果により、その職務の実態や重要性が指摘されている⁽⁴⁾。特に本間氏は、奥右筆制度創設の経緯とその機能の変遷について詳細に考察されており、今日の奥右筆制度研究の通説的位置を占めている。江戸幕府には開幕当初から右筆が置かれていたが、天和元(一六八一)年八月に奥右筆と表右筆が創設され、これ以降、それまでの右筆の職務は表右筆に引き継がれることになったとされる。ところで、当初の右筆の実態については、書札礼伝授との関係で論じられたものがいくつかみられる⁽⁵⁾。右筆と書札礼の関係についてのこれまでの研究は、古文書学、書誌学の視点からの考察が主であり、江戸幕府の職制や幕政との関連では詳細な検討がなされているとは言い難い。また、奥右筆の創設時期は、五代将軍綱吉の「天和の治」の治世下でもあり、その設置にあたっては、本間氏や深井氏が指摘する以外にも綱吉政権特有の事情が存在するように思われる。

以下、本節では、江戸時代初期の右筆についての書札礼との関連及び幕政への影響力について述べる⁽⁶⁾。

江戸開府から幕府に設けられていた右筆については、その職掌こそ知られているものの職制史としての詳細な研究は少ないといえる。これは、幕政初期の史料の乏しさもあるが、右筆の職務の中心が日記や文書の作成などの物書き・代筆的なものであり、幕政への政治的な影響が皆無に等しい⁽⁷⁾と解されたことも一因としてあげられよう。前述したように、これまで、幕府初期の右筆は書札礼の伝授との関係で論じられてきた。この書札礼は、右筆制度を概観するうえで重要であるので、ここでは書札礼と右筆との関連性について、先行研究に依拠

しつつ整理したい(8)。

書札礼とは、書状を調える際に守るべき形式・用語・用字などに関する礼式の総体である。これを編述した書物も書札礼とよばれ、これら書札礼の編者となったのが右筆である(9)。その成立の根拠は、奈良時代の「状」「啓」などから発達した私文書様式の書状が、公的文書としての役割を果たすようになったことに求められる。やがて、公的意思の伝達が個人間の私信の形式で行われるようになり、発信者と受信者間の地位・身分の格差が、用語・用字・形式などを通じて表現される必然があったことから、書札が発生したとされる(10)。このようにして発生した書札礼の嚆矢となったものが鎌倉時代に成立した「弘安書札礼」である。書札礼が鎌倉幕府以来の武家政権において重視された背景には、鎌倉幕府の創設にあたり、源頼朝が公家出身の大江広元を公文所別当と右筆を兼任させたごとく、武家政権が政治的権威の一半を朝廷に求め、文書の上でも公家の間で発達した書札の影響を受けざるを得なかったことや裁判・行政事務に関する文書の作成・管理に長けた人材が武家には少なく、公家出身者の補佐が必要であったことなどがあげられる(11)。このようにして、鎌倉幕府以来の武家政権において、文書様式として書札礼が重視されたのである。

第三節 右筆の幕政・藩政への影響力

先に、近世初期の右筆は、幕政への政治的な影響が皆無に等しいと解されていた点を指摘した。しかし、先にも述べたが、書札礼という鎌倉・室町期以来の礼法が武家社会において権威あるものとして認識されていたのは事実である。

慶長五(一六〇〇)年、関ヶ原合戦で勝利を収めた徳川家康は事実上天下を掌握し、慶長八(一六〇三)年には征夷大將軍に任ぜられ、ここに江戸幕府が成立した。幕府は諸大名の統制にあたり、その政治的権威を、鎌倉、室町以来の武家政権の伝統を継承することに求めた。これについては以下の『実紀』の慶長八年三月二十九日の記述にその根拠をみいだすことができる(1)。

(史料一)

是月細川幽齋法印玄旨は足利家代々に仕へければ、その身文武の才芸すぐれたるのみならず、武家の故実典

礼にくはしく、当時有職のほまれ高かりしかば、永井右近大夫直勝もて、幽齋につきて武家法令典故を尋問はしめられ、今より後礼法議注を定制せらる。幽齋足利家の礼式と考て、今の世の時宜にしたがひ、家伝礼式三卷をえらびて献ず。又曾我又左衛門尚祐といへるが、これを足利家代々につかへ右筆の事をつかさどり、筆札の故実に精熟せしかば、これより先めして御内書以下の書法を定めらる。

これによると、江戸幕府は永井直勝に命じて、室町幕府旧臣で武家の故実典礼に通じた細川幽齋に足利將軍家以来の武家礼式を尋問し、やはり足利家に右筆として仕えていた曾我尚祐を召し出し、御内書や奉書の書式すなわち書札礼を定めたことが記されている。かかる事実により、江戸幕府が儀礼や文書作成の形式について、室町幕府の伝統を継承しようとする姿勢が見て取れるのである。

また、右筆の職務のなかで重要な役割として、幕府制定法令の法文作成がある。本論文の第二章第一節で、幕府の法令発布に関し、慶長十六（一六一一）年の三ヶ条誓紙をとりあげた。この誓紙は、慶長十六年に上洛していた諸大名に対し、源頼朝以後代々の將軍家の法式を奉じ、幕府発布の法令の堅守や法度に背くことや上意に違反したものを領国に隠すことの禁止、反逆・殺害人を召し抱えないことなどを命じたものであった。この誓紙の内容から、幕府の法令発布の権限や内容は、鎌倉・室町幕府の法式と同様に遵守するものとされたのである。江戸幕府の法令は、口頭伝達の場合もあるが、多くは文書で発布されており、文書作成の様式すなわち書札礼に精通していたのが右筆であり、この史料から、法令発布に関しても書札礼が重視されていたと思われる。つまり、右筆は法令の制定にも重要な役目を担っていたのである。

このように、幕府初期の右筆は法令制定に関与することになるが、この当時の右筆として名が知られているのが、建部昌興と先述した曾我尚祐である。建部は開幕以前の慶長元（一九九五）年に徳川家の右筆となり、開幕後は金地院崇伝、林信勝と共に法令の文案を掌っていた⁽²⁾。また、右筆の人員については創設以来、人数が増加していき、延宝二（一六七四）年には三十人ほどが在職していたとされる⁽³⁾。

やがて、三代將軍家光時代の寛永年間になると、曾我家によって江戸幕府にもたらされた曾我流の書札法式が、家光の命により、当時の曾我家当主であり右筆でもあった曾我古祐から、元和六年より右筆を勤めていた久保正元へ伝授されることになった⁽⁴⁾。久保への書札伝授の後、古祐は目付に転任することとなり、以後曾我家は右筆に任ぜられることはなかった。このように、曾我家が右筆の役職から離れるにおよび、曾我流の書札法式は久

保家に伝えられ、以後の書札礼の法式は久保家によってもたらされ、曾我流の書札の伝授を受けた右筆のトップが久保家ということになった。そして、こうした書札礼の権威を背景として、これ以降、久保は、文書の作成や伝達、提出などの自身の職務に関連する範囲で、大きな影響力を有することになったと考えられる。とりわけ、文書によって支配を受ける大名との関係は重要であり、久保が諸藩の藩政に関与していたことが窺える事例がいくつかある。

一つが第一部第二章で触れた、寛文三年の相模国小田原藩における家中法度の制定に関する記述である。この件については第二部でも触れたが、今一度整理すると、小田原藩主稲葉正則が、幕府より出された「諸士法度」の趣旨を考慮したうえで、家中法度である「御自分之御條目」を家中に発布することとし、久保吉右衛門を招き、条文を相談したうえで決めたのである。この久保吉右衛門が当時右筆であった久保正元である。このとき制定された「御自分之御條目」は家中に八月十五日に発布された。ここで、注目すべきは藩主の正則が現職の老中であったということである。老中は幕府法制定の責任者であるが、自藩の家中法度制定に幕府右筆の協力を得ていたのである。稲葉家は、この時期に老中を勤めていたとはいえず、三代將軍家光によって取り立てられた新参の譜代大名であった。したがって、正則は、自身が老中でもあり、東海道街道筋の要地である小田原の領主に相応しい家中法度を制定するため、法度の権威を高める目的で書札礼に精通した久保を関与させたのであろう。これは、幕府右筆として久保が藩法制定に関与していた事例である。

いま一つの例は長門国萩藩である。萩藩では、延宝七（一六七九）年、幕府より藩主毛利家の親類について詳細に記した書付の提出を命ぜられているが、この時、当該の書付を久保に提出している⁽⁵⁾。これは、幕府から右筆に提出するように指令があったのか、右筆の久保に書式の指導をうける目的であったのかは定かでないが、萩藩の幕府への書付提出に久保が関与していたことは確かである。

いまひとつ萩藩政と久保の関わりを示すものとして、法令に関する事例がある。延宝二（一六七四）年五月二日に発布された触書⁽⁶⁾は、幕府領を対象としたものであり、諸大名には伝達されなかったと考えられるが、萩藩は久保を通して当該法令の写を取寄せている⁽⁷⁾。以上の事例から、萩藩は文書提出など幕政との関わりにおいて、久保を頼りとしていたことが垣間みえるのである。

これまでのところ、久保が諸藩の藩政に関わりを有していたことを裏付ける事例は、小田原藩と萩藩の二藩し

か確認できていないが、室町將軍以来の権威ある書札伝授を背景に右筆の久保が多大な影響力を有していたことは確かといえよう。

第二章 徳川綱吉の将軍就任と奥右筆の創設

第一節 奥右筆の先行研究

また従来触れられていなかった部分での奥右筆の創設の背景について述べてみたい。先に述べたように、奥右筆についての詳細な研究成果を示したのは本間修平氏である（1）。

本間氏は、奥右筆創設を「幕政運営をより効率的に遂行するための老中・若年寄制度の補強策」と捉え、その創設理由の背景として、寛文・延宝期の社会経済的变化をあげる。これは、①農村における商品生産の発展を基礎とする商品経済の発達に伴う民政一般への対応として、役職機構面を合理的・能率的なものに整備する必要があったこと、②先例・格式を重視した身分制秩序の確立による幕政の統一的・安定的運営の要求、といった幕政刷新の要請であり、かかる要請を満たすべき行政機関として、従来の老中・若年寄制度は、合理性・統一性に欠けていたとする。すなわち、第一に、老中・若年寄それぞれ内部の職務分掌が存在せず、政務処理が粗雑となり、適格性を欠く弊を招きやすいこと、第二に、老中・若年寄の月番制の欠陥や公業務の補佐に幕府自身の付属官僚を配属せず、各自の家臣に委ねていたことによる公私の未分離と幕府役職機構の官僚制的体系の未熟さを示すといったことである。本間氏は、以上の点を老中・若年寄制度の不備と捉え、かかる制度では、複雑化、多様化、厩大化しつつあった行政業務に対処しえないとし、その対応策として奥右筆が創設されたとする。つまりは、奥右筆の創設をもって、老中・若年寄機構の不備を補い、その業務処理の能率化と統一化をはかろうとしたということである。

以上のように、本間氏は、奥右筆制度の創設理由を老中・若年寄の政務の効率化を図るための制度改革の一環として捉えているといえよう。

第二節 久保正信（正永）の改易と奥右筆の創設

延宝八（一六八〇）年五月、四代将軍家綱が薨ずると、弟の館林藩主綱吉が後継となり五代将軍に就任した。

將軍となった綱吉は、翌年に元号が天和と改められると、越後事件の再審をはじめとする賞罰厳命、天領の統治機構の改革など「天和の治」と呼ばれる新政を遂行した。

この綱吉の將軍就任によつて、右筆制度は大きな転機を迎えることになる。それは、幕府の書札に通じていた右筆久保正信（正永）の罷免・改易である。この久保の改易が奥右筆制度の創設につながるのである。

以下、奥右筆創設から久保の改易までを時系列で追ってみよう。

天和元年八月二十二日 蛭川親熙、小嶋重貞が奥右筆となる。

同二年四月十日 將軍綱吉の命により、久保正信が蛭川に書札を伝授。

六月二十一日 久保正信が食禄没収、牧野忠辰へ御預け。

このように、天和元年八月に蛭川、小嶋兩名がはじめて奥右筆に任ぜられたわけであるが、翌年四月には、將軍綱吉の命で右筆の久保から蛭川に書札の伝授が行われた。そして、そのわずか二ヶ月後に正信は改易の憂き目を見ることになったのである。この事実をどのように捉えればよいのであろうか。

まず、綱吉が蛭川と小嶋の兩名を新設した奥右筆に任じた点についてである。蛭川親熙は、綱吉が將軍に就任する以前の館林藩主時代に右筆として、綱吉の屋敷である江戸の神田館に仕えていた⁽¹⁾。親熙は、綱吉の將軍就任以降もしばらくは綱吉の子である徳松とともに引き続き神田館にとどまっていたが、延宝八年十一月、徳松の江戸城西の丸移住の際に廩米二百五十俵を給わり、幕臣となったが待遇は御家人であった⁽²⁾。

『実紀』の久保改易に関する記述は以下の通りである⁽³⁾。

(史料二)

右筆組頭久保吉右衛門正信平生勤めのさま無状なり。其上こたび高札のことにも。ひがふるまいありとて。牧野駿河守忠辰あづけられ。其子兩人は内藤紀伊守弑信にあづけられる。

『実紀』では、久保が高札の件で不始末があったとしているが、実際は後述のような不正があったと思われる。奥右筆が設立された当時の奥右筆の詰所は老中や若年寄の詰所より奥の中奥部分に設けられており將軍や側用人の側近の役割を担っていたともいえる。これが、綱吉の意向を強くうけた法令の発布につながったのではな

ろうか。家宣以降の奥右筆の詰所は表向に移されており、以降は老中・若年寄専属の右筆となった(4)。
久保に関しては萩藩の史料に次のような事情が記載されている(5)。

(史料三)

一久保吉右衛門殿 金子貳百両被遣候次第

右、延宝八年九月ニ福原隠岐方迄被仰越候ハ、手前儀此已後弥以毎日御城罷出可相勤候、只今居候築地よりハ御城程遠候之間、神田橋之屋敷江移、日々罷出候様との御事ニ付、頃日、普請ニ取かかり申候、然者、自分知行所者損毛有之、普請之心当成兼申候、近頃御無心之儀候へとも此外之儀、従大膳様御すくひ不被下候へハ難調候ゆえ御懇意之程之儀別ニ頼可申方も無御座候間、金子貳百両程御借被下候様と申来、此節之御内証向ニ候故、如何と老中令相談候処ニ切々被申越ニ付吉右衛門殿事ハ久敷御心安、御用等も被成御頼彼御方へも御如在無之、何共難遁御事ニ付、達 上聞候上金子貳百両被遣ニ付而、従隠岐以手紙九月廿一日ニもたせ遣申候。此外御無心之廉も無之候

付久保殿より参候覚書并書状等別紙認有之

(史料三)によると、久保は、延宝八(一六八〇)年九月、萩藩に対して金子二百両の借金を申し出ている。借金の理由は、今後、江戸城へ毎日登城することになり、これまでの居住地であった築地から、神田橋の屋敷に移住するため、屋敷の普請に取掛ったが、知行所が荒れて普請費用を捻出できないということであり、大膳様(萩藩主毛利綱広)に援助を求めている。結果として、萩藩は久保の要求に応じるのであるが、「吉右衛門殿事ハ久敷御心安、御用等も被成御頼彼御方へも御如在無之、何共難遁御事ニ付」という記述や先に述べた久保と萩藩の關係からも明らかのように、萩藩は日頃から、用向きについて何かと久保の世話になっており、その恩から借金の申し出を断ることができなかつたと考えられる。前述のように、久保は諸大名の藩政にも関わりがあつたことから、金銭に窮すると大名に金銭を無心していた可能性も否定できない。かかる行為が綱吉の逆鱗に触れ、右筆を罷免されたのではなからうか。

第三部 「生類憐みの令」の概略と幕府領、私領への伝達状況

第一章 「生類憐みの令」の概略

第一節 第三部の課題と研究状況の概略

第二部では、右筆制度を中心に五代將軍綱吉政権下の法制関係について述べた。綱吉政権においては、江戸幕府前期の法令を論ずるうえで、いま一つ重要な問題がある。それが幕府発布の法令の中で、特異な性格を有する「生類憐みの令」である。

「生類憐みの令」は、くり返しになるが、綱吉治世下（延宝八（一六八〇）年～宝永六（一七〇八）年、一般に元禄時代とよばれる）で発布された著名な法令であり、同時に、歴史上まれにみる悪法とされ⁽¹⁾、これまで綱吉本人や元禄時代の幕政、社会史を主題とした著述の多くにおいて、赤穂事件と並んで必ずといってよいほど採り上げられているテーマである。また、その研究業績も古くから蓄積され、幕府の政策的視点から考察したものを中心に、数多くの論考が存在している。その他の視点としては、法令内容の特徴に言及したもの（主に保護対象とされた生類をめぐる事例）、制定理由や処罰例等に関心が集まり、触書として法制史の視点から考察した、体系的な研究がなされているとは言い難い。

そこで、第三部では、「生類憐みの令」が江戸幕府の法制上、どのような影響を与えたのかという点から、幕府領や複数の私領への施行状況を具体例として論じていきたい。同時に「生類憐みの令」と大きな関わりがある「自分仕置令」の適用事例についても言及したい。

そもそも、「生類憐みの令」は、これまでどのような理解がなされてきたのであろうか。現在の辞典類での「生類憐みの令」の項によると、松尾美恵子氏は「江戸幕府五代將軍綱吉の時代に発せられた生類憐みに関する幕法の総称」⁽²⁾とし、塚本学氏は「綱吉政権下で頻出した生類憐みの趣旨を説いてひとと動物への慈悲を求める命令や措置の総称」⁽³⁾と定義している。つまりは、「生類憐みの令」と呼称される単独の法令は存在せず、綱吉政権

の下で発せられた「生類憐み」という政策の趣旨にのっとった諸法令の総称と考えられているわけである。ここでの「生類」という言葉の意味であるが、塚本氏は「ひとと動物との連続性を強く意識した仏教色濃厚な文献にみえたことば」⁽⁴⁾と述べている。

次に、大まかな研究状況の流れについて簡単に述べてみたい。

戦前期における著作の多くは、綱吉の治世について、初期の善政と以後の悪政とに分け、悪政の代表として「生類憐みの令」をあげる傾向がみられ⁽⁵⁾、特に制定理由や犬についての保護規定、法令違反による処罰例を中心に述べられている⁽⁶⁾。しかし、これら戦前期における研究上の個々の見解は総じてそれほど大きな違いは感じられない。

戦後になると、戦前期の見解の批判、見直しが特に制定理由において顕著に現れ（これについては後述）、その後、塚本学氏が「生類憐み政策」という政策論の視点から、人民強化策として、これを積極的に評価する見解を示し⁽⁷⁾、研究史の大きな転換をもたらした⁽⁸⁾。さらに、氏は従来、犬愛護ばかりが強調されてきた対象生類について、犬以外の生物の重要性も指摘している。現在では、塚本氏の見解がおおむね肯定的に受け入れられ⁽⁹⁾、これを軸に「生類憐みの令」が論ぜられているといえよう。

その他の研究成果としては、対象生類毎に法令を分類し、内容を分析した桑田忠親氏⁽¹⁰⁾、「御仕置裁許帳」などの判例集を用い処罰例の実態について分析した進士慶幹氏の論考⁽¹¹⁾などの他、鷹狩りや鷹場の研究から、「生類憐みの令」に言及したものもある⁽¹²⁾。

近年の新たな研究としては、山室恭子氏と根崎光男氏の著作があげられる。

山室氏は、これまで肯定的にとらえられてきた塚本氏の説に疑問を呈しつつ、生類憐み関係法令の史料解釈や数量分析など新たな手法により、当該法令の江戸での施行状況についての成果を示している⁽¹³⁾。

根崎氏は、これまでの研究成果を踏まえつつ、生類憐み政策を国家統治上の施策および当時の社会状況への対応の一つとして捉え、地域社会への影響を意識した見解を示している。また同氏は、これまで触れられていなかった、「生類憐みの令」の朝廷への影響や法令廃止後の動向にまで言及している点が注目される⁽¹⁴⁾。この根崎氏の著作が管見の限り、近年のまとまった「生類憐みの令」に関する研究成果といえよう。

最後に法制史上での研究状況に触れておきたい。これについては「生類憐みの令」を主題としたものは、政治

史の視点と比較するとあまり研究成果がみられない。わずかに、「自分仕置令」が「生類憐みの令」との関連で發布されたことを指摘した平松義郎氏⁽¹⁵⁾、「生類憐みの令」を「悪法」と定義した上で、天下一統の法として、その効力について断片的に述べた服藤弘司氏の見解⁽¹⁶⁾が見られる程度である。この業績の少なさは、江戸時代の法制研究は近世後期が中心であり、「生類憐みの令」をはじめとする江戸時代前期に発布された法令研究に関しては、江戸後期の法令研究と比較すると法令集などの残存史料の少なさもあり、あまり進んでいないことと無関係ではなからう。

第二節 制定目的について

ここでは、「生類憐みの令」の制定目的について検討する。これに関しては代表的なものとして、以下のようない見解がある。

① 戦前の通説

古くから述べられており、一般に広く流布した説は「山王外記」に記載された記事である。内容は、嫡男を無くした後、後継に恵まれない将軍綱吉に僧の隆光が殺生禁止、特に綱吉が戌年生まれであることから特に犬を保護するように進言したというものである。戦前の「生類憐みの令」に関する著述は大半がこの記事に依拠したものである⁽¹⁾。しかし、今日では、「山王外記」の史料としての信憑性、記事の年代的な矛盾点などを理由として、完全に否定されている⁽²⁾。

② 古田良一氏の見解

古田氏はまず、戦前から通説的に理解されてきた①の見解について「山王外記」は史書としてきまで価値あるものではなく、この記事もそのまま信ずることは出来ぬ⁽³⁾と否定する。そして、法令発布の淵源を綱吉の将軍就任後間もなくと捉えた上で、綱吉時代の政治方針に仏教思想が取り入れられたことから、制定の目的を、仏教の慈悲の心を一般に持たせて戦国以来の人間の殺伐な気風を矯正するためと定義している⁽⁴⁾。

古田氏の見解は、綱吉による文治政治という視点からの考察であるが、「山王外記」に依拠したそれまでの見解を明確に否定したものである。

③ 塚本学氏の見解

塚本氏は政策的視点から、將軍の個人的嗜好の問題ではなく、社会状況への対策と捉える。背景に捨子、捨病人などの農村倫理の荒廃の事例をあげている他、綱吉政権の鉄砲改め政策にも言及している。塚本氏は「生類憐みの令」の研究史の転換をもたらした数多くの実績もあるので、ここで氏の見解のいくつかについて触れたいと思う。

塚本氏が特に重視しているのは、農村の鉄砲改めと捨牛馬・捨子対策である。鉄砲改めについては、当時は鳥獣害対策などのために村での鉄砲需要が多く、これら在农村鉄砲を幕府が全面的な管理下におくことで、人民武装解除を目指したというものである。そして、この政策遂行のために「生類憐みの令」が位置づけられたとする⁽⁵⁾。

また、捨牛馬に関しては、当時の権力者にとって、牛馬が軍用や宿駅制度に重要な役割を担っていたことから、早くから重罰を予告して全国に徹底がはかられ、貞享年には切支丹禁令などに匹敵する天下の制法となっていたことから、これが特別な意味を持つと捉えている⁽⁶⁾。同時に、野生の馬や飼育されている馬を区別することなく、すべてを人の管理下すなわち綱吉政権の下におくという意味があるとしている⁽⁷⁾。

捨子については、「御仕置裁許帳」によると、極刑化が明らかであることや元禄期以降の捨子取締り規定の頻発を例にあげ、背景に貧困などによる当時の捨子の流行を考慮している⁽⁸⁾。

これらの事例から、塚本氏は「生類憐みの令」の制定目的を総じて「人を含む一切の生類に対する殺傷権を、ひとり幕権のみに限ろうとする主旨」⁽⁹⁾と定義している。

以上の塚本氏の見解が、「生類憐みの令」の制定目的についての通説的な位置を占めてきたといえる。

④ 山室恭子氏の見解

山室氏は、前述の塚本説について「法令の裏の意図、隠された狙いを探ろうとする発想」⁽¹⁰⁾と疑問を呈し、「生類憐みの令」の法令本文に着目し、「柳営日次記」などの史料解釈によって、この法令の制定目的を戦国以来の殺伐な風習の変革のため、人々の「仁心」「慈悲の志」を涵養すること、すなわち「不仁にして夷狄の風俗の如き」現状の変革としている⁽¹¹⁾。

⑤ 根崎光男氏の見解

根崎氏は、「生類憐みの令」と同じく綱吉政権下で制定・公布された「服忌令」との関係に注目している。そのなかで強い関連がみられるものが、元禄元（一六八八）年公布の紅葉山・増上寺・寛永寺などの靈廟参詣時の触穢規定に関する法令であるとみる（¹²）。これは、将軍家にかかわる社参・仏参の際に死や血の穢れをよりいっそう意識した内容であり、綱吉の殺生や穢れを極度に嫌うという個人的資質とかかわり、さらに嫡子徳松の死をきっかけに「生類憐み」観念を助長させた可能性があると指摘し（¹³）、その一方で、穢れ体系とは別種の「生類憐み」体系を創出し、その志を人々に強制することにより、将軍家の権威を高め、常識的な道徳を社会に浸透させ統治のパラダイムの変換を意図したとする（¹⁴）。さらに、この政策は「仁政」実現のための社会悪是正策の象徴としての意味をもつと解する（¹⁵）。

以上が、「生類憐みの令」の制定目的に関する代表的な見解である。現在では、戦前に通説とされ、一般的に知られる「山王外記」の記述によった説は完全に否定され、綱吉の偏執狂的性格によるといった類のものでもなく、何らかの政策的意図の下に制定されたと考えられているといえよう。通常、「生類憐みの令」は綱吉の死後全廃されたと思われるが、実際には、いくつかの法令が『寛保集成』に収録されるなど、これ以降も継承されており（¹⁶）、このことは関連法令の中に政策的に重要な要素がみられる証拠であるといえよう。

このように、「生類憐みの令」の制定目的は、過去の同法令に関する研究成果において、かなり活発に研究の進展があった分野であるといえる。しかし、「生類憐みの令」の全容解明には、これ以外にもまだ明らかにすべき事項が多くあり、これについて次節以降で論ずることとする。

第三節 「生類憐みの令」の始期について

前節までは「生類憐みの令」の研究史の流れについて制定目的を主としながら総論的な問題を述べてきた。以降は、「生類憐みの令」の法令としての機能の面について考察したいと思う。まず、対象とする問題は法令の始期についてである。

多くの論考で指摘されている通り（¹）、「生類憐みの令」に関しては、当該法令がいつ頃から発令され効力を有したのか、すなわち法令の始期をめぐって見解が分かかれ定説をみていないのが現状である。しかし、この始期の

問題については第二章以降で触れる法令の施行状況の考察などにも関わる重要な事項であるため、本節ではこれについて検討する。

「生類憐みの令」の始期についてはこれまでどのような見解が出されているのであろうか。実はこれについては、研究整理の段階においても解釈の違いがみられる⁽²⁾。これも結論が得られていない原因の一つといえるかもしれない。そこで、それらいくつかの先学の論稿から始期について改めて整理すると以下のようにまとめることが可能である。この際、該当する法令や史料も同時に掲げることにする（史料の括弧内は年月日は筆者によるものである）。

① 「貞享二年二月」説

（史料一）

（貞享二年二月）定

頃日猥に鉄炮打候もの有之由相聞、不届之至也、若隠置輩あらハ、曲事たるへし、

一 鉄炮打捕候ものあらハ、
銀三百枚

一 同類之中より訴人に出候ものあらハ、
銀貳百枚

一 鉄炮打候もの見届、其者之名在所申出るものあらハ、
銀百枚

右之通、御褒美可被下之、たとひ同類たりといふも、其科をゆるし、あたをなさゝる様に可申付者也、

貞享二丑也二月日

この説は、桑田忠親氏により主張されている。当該法令⁽³⁾は鉄砲使用の規制を定めたものである。桑田氏によれば、この法令は「鳥銃の乱発者を処罰する法令」であるとし、鉄砲の乱発を規制することで、主として鳥銃を保護した規定と捉えているようである⁽⁴⁾。確かに前節で述べたように、鉄砲改め関連の法令は生類憐み政策の一環と考えられるのであるが、鉄砲改めに関係する触書の法文には、「生類憐み」の文言がみられるのが一般的である⁽⁵⁾。また、近年、綱吉政権初期の鉄砲改めは前代の家綱政権の政策の継承という見方がなされており⁽⁶⁾、むしろ、この貞享二年二月令に関しては前政権の政策の継承とみる方がよいのではないかと思われる。

② 「貞享二年七月」説

（史料二）

(貞享二年七月十四日) 寛

一 先日申渡候通、御成被為遊候御道筋江、犬猫出申候而も不苦候間、何方之御成之節も、犬猫つなぎ候事、可為無用者也

七月

これは、貞享二年七月に江戸で出された町触(7)であり、現在伝わる法令集等で確認できる最初の「生類憐みの令」として、最も多く支持されている説ではないかと思われる(8)。その一方で、文頭の「先日申渡候通」の文面から、これ以前に同様な主旨の法令が出されていた可能性の指摘もあるが(9)、各種法令集をはじめ、『徳川実紀』などにもこれ以前の同主旨の法令は見受けられない。現存史料のなかで確認できる最も古い法令である以上、これを始期とする見解は妥当なものだと思われる。

③ 「貞享四年正月」説

(史料三)

寛

惣て人宿又ハ牛馬宿其外にも生類煩重く候えハ、未死内に捨候様粗相聞候、右之不屈之族有之は、急度可被仰付候、密々左様成儀有之候ハ、訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし、御褒美可被下者也、

貞享四也卯正月日

これは、前述の桑田氏の著作などで、戦前から主張されている説の一つにあげられている法令(10)である。この説の出所は不明であるが、大正一四年の徳富蘇峰の『日本国民史』はこれをもって最初の法令としており(11)、この徳富の著作が後年の研究に影響を与えた可能性もある。しかし、明治二一〜三四年にかけて編纂された『南紀徳川史』には「正月廿八日公儀於テ初テ生類憐ミト云フ事ヲ被 仰出」という記述の後に、この法令が掲載され(12)、すでに明治中期には「生類憐みの令」の最初として認識されていたことが分かる。最近では、この法令發布を始期とみるよりは、これを境に「生類憐みの令」が本格化したと考える向きが一般的である(13)。

一方で、この法令をめぐる別的重要な見解もみられる。すなわち、「武家厳制録」にこれと同文の法令が天和二年正月付けで収録されており(14)、このことから同年を始期とする見解である。だが、これについては、武井弘一氏が指摘するように、『江戸幕府日記』と『実紀』に該当する記述が全くないことなどからも「武家厳制録」の

史料批判が不可欠であるといえよう⁽¹⁵⁾。

以上は、現在、諸史料などから発布が確認されている「生類憐みの令」の発令日を基準とした見解である。だが、この他に明文化された法令が存在しないものの、政策の中や記録史料から始期を求める見解もある。この見解について次に述べることにする。

④ 「延宝八年一二月」説

以下は、『実紀』延宝八年一二月一六日の記述である⁽¹⁶⁾。

(史料四)

小老松平因幡守信興。石川美作守乗政。今より鷹馬のこと奉るべしと命ぜられ。鷹匠・鳥見・殺生の者みな其隸下に属せらる。

これは、生類憐み政策の一つとしても扱われる鷹狩りの制度改革に焦点を当てた見解である。大館右喜氏によれば、綱吉による生類殺生の抑止行為の最初は鷹狩りの制限であり、その始期は『徳川実紀』延宝八年十二月一六日の記述に見るごとく、若年寄二名(松平信興、石川乗政)に鷹・馬支配を命じ、鷹狩りに関係する鷹匠・鳥見・殺生の者をすべて若年寄支配下に置いたことであるとされる。さらに、天和二年三月および十二月の鷹狩りに関係する役人の減員・配置替の事例も一貫して生類殺生の抑止の意図を示したものであるとしている⁽¹⁷⁾。

しかし、この見解についても慎重な検討が必要であろうと思われる。なぜなら、大館氏も触れているように、この職制改革が即座に鷹狩りの禁止や生類保護に繋がったという訳ではないからである。むしろ、この事例は今日でいう行政改革の一環として考えたほうがよいのではなからうか。その根拠としては、綱吉政権初期の武家諸法度の改定、軍船安宅丸の破却の例にみるごとく、武断的な制度の改廃や国費の削減の断行という点があげられる⁽¹⁸⁾。鷹狩りは、民情視察という役割も有するが、主として武威の象徴という性格を有しており⁽¹⁹⁾、さらに多額の費用を費やすことから、文治政治、儉約政策を進める綱吉にとっては改革の対象として意識されていたと思われる。加えて、延宝八年の幕領農村は凶作により疲弊しており、鷹狩りが鷹場の周辺農民に多大な負担をかけることなどから、鷹狩りの縮小は農村保護の意味合いも指摘できる⁽²⁰⁾。

これらのことから、鷹狩り制度の改革は生類憐み政策の始期というよりは、当初は行政改革の一環として行われ、後に生類憐み政策の進行により、この政策の中に組み込まれ改廃が進められたと考えたほうがよいのではな

いだろうか。

⑤ 「貞享元年以前」説

この説は、会津藩の藩政日記である『会津藩家世実紀』（以下、『家世実紀』と略記）から判断されるものである（傍線は筆者による）⁽²¹⁾。

（史料五）

（貞享元年）六月七日、巢鷹御献上被相止

公儀江巢鷹御献上被成候事者会津御入部之翌年より毎年被差上、其内二者物数格別ニ上り、公方様御喜悦之御沙汰是有之儀ニ相到候程之事ニ而、尤一兩年中絶ハ候得とも、当年迄引続年々被献候処、今程生類憐之事被仰出候節ニ付、御入用無之由御老中様 御断ニ候間、此以来被相止之、

この史料の内容は、会津藩が毎年幕府に献上していた「巢鷹」の献上を取りやめることになったということであるが、注目すべきは「生類憐之事被仰出候節ニ付」という文言である。このことから、貞享元年の段階で綱吉周辺では生類憐みの方針がすでに表明されていたと考えられよう。しかしながら、この法令だけでは、貞享元年にはじめて、かかる事実が明らかになっていたのか、それ以前から生類憐みの趣旨が存在していたのか明確には判断できない。また、これは会津藩に個別に伝達されており、法令として公布されたというものではないが、政策としての生類憐みの始期を考える上では重要な記述といえるであろう。

また『家世実紀』には次のような記事もある⁽²²⁾。

（史料六）

（延宝八年）八月十一日、馬之筋延繕之儀御停止之旨公儀方被仰出、毎年諸国より出候駒筋を延繕候事、向後御停止之旨、公儀ニ而被仰出、其筋々へ被仰聞候間、会津へも可被仰遣旨、当八日稲葉丹後守様御出之節仰聞候ニ付、会津立之駒筋繕候儀堅停止可申付旨被仰出之、

この史料によれば延宝八年八月に「馬之筋延繕」を停止する法令が發布されたことを記している。

この法令については、「其筋々へ被仰聞候」という文面から幕領や複数の藩に伝達された可能性があり、従来は会津藩以外で史料が確認できなかったが、最近になって根崎光男氏が仙台藩でも同趣旨の法令發布があったことを明らかにした⁽²³⁾。さらに『徳川実紀』の同年閏八月条に「この月（中略）また馬の筋を切る事とどめらる」

(24) という記述もあることなどから、同氏は(史料七)の貞享二年九月一八日の全国触(25)を、この延宝八年八月の幕令の徹底を期すための延長線上の法令と解釈している(26)。会津では八月、『徳川実紀』では閏八月といつたように記述の違いがあり、史料批判が必要ではあるが、かかる内容の法令が發布されている可能性は高いのではないかと考えられる。延宝八年は綱吉が將軍宣下を受けた年でもあり、その最初の施政の一環として発令されたとすれば、生類憐みの趣旨を示すものとして重要な法令と考えられる(27)。また根崎氏は、先学が、貞享二年九月令を「生類憐みの令」と考えているにも関わらず、それ以前の同様の法令が「生類憐みの令」と捉えられていないことに疑問を呈し、「生類憐みの令」がいかなる法令であったかの再考の必要性を論じている(28)。

一方で、宝永六年の『家世実紀』では「天和三年 常憲院様御世生類憐之儀被仰出」(29)とあり、天和三年に何らかの生類憐みに関する達しがあったとしているが、これに該当する記述は天和三年時の『家世実紀』にも他の史料にも見られないことから慎重な検討が必要であろう(30)。

以上のように、会津藩の史料から判断するに、制定法という形式はとられていないものの、幕府内とりわけ將軍綱吉周辺では、制定法として最初のものといえる「貞享二年七月十四日令」以前には生類憐みの意図が存在していたと考えて間違いないであろう(31)。

⑥ 適用事例による確定

次に、近時、武井弘一氏によって主張されている見解を紹介してみたい(32)。武井氏は法令解釈という手法をとらず、西上州の山村を事例として、実際に法令が適用されている状況を考察することで、始期を特定しようとして試みている。武井氏の研究手法は、一地域の考察であるため、幕府法としての「生類憐みの令」の総体的な始期の確定にはいささか疑問が残るといえるが、実際の各地域での法令の施行や効力を考察する上では有効な方法であると思われる。

⑦ 「生類憐み」概念の成立分析

この見解は「生類憐みの令」の中で「生類憐み」という文言の概念に注目したもので、「生類憐みの令」の最新の研究成果を示した根崎光男氏によって主張されている。根崎氏は、これまで先学で「生類憐みの令」をどのよ

うな法令と捉えるかの問題提起がなされていないとし、ただ単に、生類愛護や殺生禁止を明記した法令を「生類憐み令」とみなすと内容が拡散し収拾がつかなくなると指摘する。さらに法令で確認できない諸政策も視野にい

れ、それらを包摂した全体像のみきわめが必要であると述べている⁽³³⁾。これについての同氏の見解が、⑤「貞享元年以前」説のなかで触れた延宝八年八月と貞享二年九月の幕令の関連性についての疑問点の提示だと考えられるが、氏自身は延宝八年八月を始期とは捉えていない。根崎氏が始期として重視しているのは「生類憐み」という文言である。幕府法令におけるこの文言の初見は、貞享三年七月十九日発布の以下の法令である⁽³⁴⁾。

(史料七)

覚

(前略)

一 最前も委細申渡候得とも、今以無主犬参候而も食事たべさせず、

又ハ犬其外生類とりやり致候儀も、今ほとは不仕候様に相聞候、生類あわれみ候様に被仰出候儀を、心得違
ニ而有之候と相見得候、何事に付而も生類あわれみの志を肝要仕、諸事かたつまらざる様に心得可申候

七月

(後略)

(傍線は筆者による)

根崎氏は、それ以前の「生類」愛護策は悪弊是正策の一つとして展開したとし、その後、政権の問題意識の高まりから「生類」愛護の部分自立し、より強権を発動してその徹底を期した概念が生類憐み政策だと定義する。そして、生類に対する人々の「仁心」と「慈悲之志」の涵養を重視した「御仕置」(国家統治)の一環であるという趣旨が「生類憐み」の文言として明記されたと考えている⁽³⁵⁾。そして、貞享三年七月の幕法以前の「生類憐み」の文言をさかのぼり、結果として、⑤「貞享元年以前」説で採り上げた貞享元年六月七日の『家世実紀』の記述を幕府方針として最初に示された「生類憐み」の文言と解釈した。すなわち、貞享元年を「生類憐み令」の始期と判断しているのである⁽³⁶⁾。

以上が現在の主な「生類憐み令」の始期をめぐる学説とその問題点などである。現在もこの始期の問題は明確な回答が出ていないが、これについては、現存する法令集などからは②の「貞享二年七月」説が最も古いものと判断できるが、(史料五)、(史料6)の『家世実紀』の記述から、それ以前に生類憐みの趣旨を特定する藩などに伝達していると思われる例も確認できる。これについては、綱吉に生類憐みの志があったにも関わらず、貞享二年

以前に関連の法令が発令されなかった理由として、木村礎氏は大老の堀田正俊の存在をあげている⁽³⁷⁾。綱吉政権初期に大老の堀田が法令の作成に重要な役割を果たしていたことは、「服忌令」を例に林由紀子氏も指摘している⁽³⁸⁾。堀田が江戸城中で殺害されたのが貞享元年八月であり、現在確認できる初出の法令が貞享二年七月であることを考慮すると無視できない見解といえる。

以上のように「生類憐みの令」の始期の最終的な結論については、史料による法令解釈と幕領や私領などを含めた実際の適用事例などを広く考察して総合的に判断する必要があるといえよう。

しかしながら、本論文では、幕府法令の施行状況を考察することが目的であるから、現時点で発布が確認できる最も古い「貞享二年七月」の法令を最初の「生類憐みの令」と解する。

第四節 「生類憐みの令」の廃止について

前節で論じたように、「生類憐みの令」の始期についての見解は様々であり、未だははっきりした結論が出ていないが、法令の廃止については、どのように考えられているのであるのか。

これについて先学は、宝永六年正月一〇日の將軍綱吉の死を契機とし、同月一八日⁽¹⁾及び二五日に発令された法令⁽²⁾を以て撤廃が始まったとする見解でほぼ一致している。以下は、廃止に関連する法令を採り上げる。

(史料一)

馬のくひ毛ふり候儀最前無用之由触候得共、馬のいたミにも不罷成候間、前々のことく首毛ふり可申事

右之通、今日被仰出候間、町中可相触候、以上

正月十八日

右之通、被仰渡候間、此旨町中不殘可被相触候、以上

(史料二)

宝永六年正月

覚

一生類阿はれみの儀

先御代思召之通弥断絶無之様ニと被思召候、然共右之儀ニ付而下迷惑仕候事も有之様ニ被及聞召候、向後其段入念生類之儀故下々困窮不仕、御仕置も立まちかひ科人も出来不申候様ニ可仕候、惣而御仕置御代々其名目ハ相立、時々思召ニ而増減者有之事ニ候間、奉行中遂相談下々不及難儀様ニ申談候事、肝要候事

一町中困窮仕由被及聞召候、犬其外生類之儀ニ付、町中入用金等差出致難儀由有之旨候間、向後相止候様可心得候事

一中野かこひ被相止候間、彼地之犬共片付候様遂相談、下々おたやかニ罷成候様にと被 思召候事
以上

正月

右書付御竹之間老中列座三奉行大目付江但馬守申渡之、此書付ハ奉行中ニ可差置候先相触候儀ニ者無之旨申渡之

(史料三)

覚

生類之書付只今迄者遠国よりも毎度訴候儀共有之候故下々及難儀候、向後御料者御代官私領者地頭ニ而承之江戸江不及訴、入念少茂龜末ニ無之様可申付候

右之趣可被相心得候以上

正月

右書付正月廿五日三奉行大目付御目付江渡

法令廃止の第一段階とされるのが、一八日付の(史料一)の「馬の首毛ふり」の禁令解除に関する法令である。もつとも、この法令は幕領や私領の名馬の産地に限定されて発令されたものであり、全領に渡る全国法とはいえないものであった(3)。それに対し、二五日発令の(史料二)および(史料三)は、老中より三奉行・大目付・目付に伝達された法令であり、大名支配を管轄する大目付に伝達されていることから、全国令と判断することが可能である(4)。但し、(史料三)については、「遠国よりも毎度訴候儀共有之候」、「向後御料者御代官私領者地頭ニ而承之江戸江不及訴」というように法令の内容から江戸ではなく、遠国の幕領・私領に向けた法令であることがわかる。

一方で（史料三）には「此書付ハ奉行中ニ可差置候先相触候儀ニ者無之旨申渡之」という文言があり、諸役人向けの内容であることから、広く公布を意識したものではないことが伺える。これを受けての江戸町方に発令された関連の法令は、以下のようなものであった（5）。

（史料四）

丑年春年月不知

一生類之儀、向後御構無之候、尤あわれみ候儀ハあわれみ可申候、勿論今以生類之儀、御届申候所も有之候、以来其儀ニ不及候由、町奉行所ニ^而も被仰候間、向後右之御届無用可致旨、奈良屋にて名主共江被申聞候おそらくこの触は、町奉行所手限によるものだと思われる。「生類之儀、向後御構無之候」とこれまでの生類憐み関連の法令の放棄を述べているが「尤あわれみ候儀ハあわれみ可申候」と「生類憐みの志」の堅持を引き続き要求している。これは、法令の廃止を触れながらも「生類憐み」の精神自体は肯定し、將軍綱吉の意向の全否定は回避する方針を有しているといえよう。

以上のような法令の伝達を通じ、「生類憐みの令」は、宝永六年二月に幕府御台所での鳥類・魚類の食膳使用の制限が撤廃、三月には生類商売の禁制違反で収監されていた者を赦免、四月になると獣害についての鉄砲の使用を許可するなど（6）、段階的に撤廃が進められていったのである（7）。

第五節 対象の生類について

ここでは、「生類憐みの令」の対象となった生類について触れておきたいと思う。「生類憐み令」の制定に何らかの政策的意図があるのであれば、「憐み」の対象となった生類には保護されるべき理由があると考えられ、さらに、第二章で問題とする法令の施行状況の考察に当たっても対象生類を知ることが重要な要素になるからである。これは対象生類を理解することで、どの法令が、「生類憐みの令」に該当するものかを判断する手掛かりにもなるのである。だがこれについては、すでに塚本氏や山室氏の詳細な研究（1）が存在するので細かい部分には立ち入らず、両氏が触れていない部分について述べることにする。

まず考慮しなければならないのは、「生類憐みの令」以外の生類保護規定の存在である。生類保護を命じた幕令

は「生類憐みの令」だけではなく、それ以外にも確認できる。綱吉の將軍就任以前でその一例をあげれば、「諸鳥法度」のような御鷹場における鳥殺生禁止の法令である⁽²⁾。これらは「生類憐み」という主旨のものではなく、鷹狩りの際の獲物確保などを目的として鷹場における殺生を禁じた法令である。同種の法令は諸藩においても見られ⁽³⁾、綱吉治世以後でも八代將軍吉宗の時代に多く発布されている⁽⁴⁾。江戸中期以降ではこの種の法令はかなり重要視されていたと考えられ、幕府の「公事方御定書」や熊本藩の「御刑法草書」等の刑法典において罰則規定が設けられている程である⁽⁵⁾。

かような法令が重要視された背景には、鷹狩りで捕獲した生類（主として鳥類）が主従関係や儀礼上に重要な役割を果たしていたことが考えられ⁽⁶⁾、同様に幕府の儀礼に用いるための重要な生物（特に鶴）について、庶民の狩猟が厳禁されていた事実もある⁽⁷⁾。これらの生類保護とすべき規定と「生類憐みの令」は、明確な区別が必要である。このことから、本論文では原則として、鷹場での生類殺生に関する規定は「生類憐みの令」とは無関係のものと判断する。

では、「生類憐みの令」における対象生類についてみてみよう。本論文末の表（生-1）は、江戸、越谷などの幕領における生類憐み関連法令の発令状況を一覧表にしたものである。この表の法令内容（対象の生類など）の箇所を参照すると対象生類の種類は多岐に渡るが、主なものを抜き出すと犬・牛・馬・鳥類・捨子といったものが目立つといえる。一般的に「生類憐みの令」の対象は「犬」を連想するが、塚本氏や山室氏も指摘しているように、この一覧表でも初期の関連法令には、捨牛馬に関する規定や鳥類保護の規定が多かったということが分かるであろう。

そこで、指摘しておきたいのは、これらの生類については保護されうる何らかの前例や理由が存在したのではないかということである。例えば、鳥類については前に述べた御鷹場での事例があったし、牛馬については、軍事や農耕上に重要な役割を果たす生物として、古くは律令時代から保護の対象となっていた。さらに元禄期は捨子の増加が問題となっていた社会的背景もある。犬については、塚本氏が保護に至った理由をいくつか指摘しているが、家綱時代に「かぶき者を取り締まる目的で「食犬」を禁止した⁽⁸⁾」ことを除けば、それ以前に牛馬や鳥類のように一般的に保護されたような風習は見受けられない。これは推測の域を出ないが、「生類憐みの令」について犬の保護が当時から大きく問題とされてきた背景には、他の生類のように、これ以前に犬が保護されたよ

うな事情がなく、人々にとって奇異に映ったという事情もあるのではないだろうか。

第六節 幕法と自分仕置

以上のように、本章では「生類憐みの令」について、研究史の整理を中心に、同令の制定目的・始期・廃止・対象の生類などについて述べた。

「生類憐みの令」は、制定目的こそ、かつて一般的に知られていた「山王外記」による隆光進言説が否定され、政策的目的によって制定されたことが明らかにしているが、法令の始期については、多くの研究者による多様な見解が示されているものの、未だはっきりとした結論がだされるまでには至っていない。また、法令の内容に関わる対象の生類についても、筆者は第五節で自身の見解を述べたが、法令の内容や主旨を再度吟味すると「生類憐みの令」と解してよいかどうか判断に迷うものもみられる。

また、先学の見解の相違が見られないように思われる「生類憐みの令」の廃止の問題についても、本文中では詳しく触れなかったが、法令の撤廃の流れに関連し、塚本氏の「生類憐み政策の瓦解」⁽¹⁾、山室氏の「法令の中の骨抜き」⁽²⁾、根崎氏の「生類憐み政策の自然消滅」⁽³⁾というような異なる捉え方がみられる。

このように、「生類憐みの令」は一般に広く知られる著名な法令ではあるが、その実体はまだ解明されていない点が多い法令であるといえよう。

このような研究状況のなかで、本論文において特に注目したいのが幕府法と大名の刑罰権、すなわち「自分仕置」との関連である。これについては、第三章以降で詳述するが、幕府は、「生類憐みの令」に基づく諸政策を遂行している最中の元禄十(一六九七)年に「自分仕置令」を發布した。この法令は、主殺し・親殺しといった逆罪や付火(放火)、生類への傷害の三つの犯罪について、幕府法(江戸の仕置)に准じて、大名に「自分仕置」すなわち各藩の判断で刑罰を科すことを命じたもので、大名の刑罰権およびその範囲について規定したものである。江戸時代唯一の制定法であった⁽⁴⁾。本法令については、刑法史の観点からの研究は多くみられるが⁽⁵⁾、そのほとんどが、生類への傷害に関する規定については、制定当初に当該条文が確認できる点に触れているのみで、具体的事例については言及されていない。これは、先学が指摘するように、綱吉の死後、「生類憐みの令」が廃止

された他、後年の「公事方御定書」の上巻編纂の際、「自分仕置令」の収録にあたって、この生類への傷害に関する規定が削除され、逆罪・付火のみに適用されるように改められた点があげられよう⁽⁶⁾。平松義郎氏は、その著書で「生類憐みの令」が綱吉の死後、法的効力を失ったことなどを理由に、「自分仕置令」の生類憐みに関する規定は「本書でとくに問題とすべきことはない」としている⁽⁷⁾。

一方で藤井譲治氏は、この法令の眼目は、生類を傷つけ損なつたものへの処分であり、逆罪と付火はその仕置の程度を示すために引き合いにだされたに過ぎないとし⁽⁸⁾、さらに、生類憐みの令関係の法文が抹消されたことにより、「もともと生類憐みの令違反者の仕置のために出されたものが、大名の刑事裁判権の根拠となる法令に変身した」⁽⁹⁾と述べている。このように、藤井氏が「自分仕置令」の制定の意図にはふれているものの十分には検討されているとはいえない。さらに、研究史では、この法令が制定された結果、大名が当該事例に対し、どのような対応をとったのかという点については、これまでほとんど検討されていない。

研究史のうえでは、先述のように武井弘一氏の研究がわずかにこれを扱ってはいる。武井氏は、法令解釈より法令の適用状況を考察しているが、そもそも幕府の「生類憐みの令」をうけた大名の自分仕置権による藩法の「立法状況」も論じられなくてはなるまい。武井氏による「法令の適用状況の考察」という研究手法は、第三節の「生類憐みの令の始期について」の中で触れたが、この手法は法令の始期にとどまらず、実体解明にも有効な研究手法ともいえる。本論文ではさらに、「生類憐みの令」のような幕府法をうけて、大名がどのような形で立法措置を行うのか、立法状況を含めた考察を行いたい。そこで次の第三節では、大名領における実際の法令の適用状況と立法状況の両側面、すなわち法令の施行状況に焦点を当て、複数の地域の施行状況を考察し、「生類憐みの令」の実際の効力、また、私領における幕府法の効力という視点で論旨を展開していきたいと思う。

第二章 幕領における「生類憐みの令」の伝達と施行状況

第一節 本章の課題

前章では、第三部で考察対象とした「生類憐みの令」について、主として研究史の整理を試みた。続いて、本章以降では、これを踏まえ、「生類憐みの令」の伝達と施行の状況について、いくつかの地域を採り上げて論ずる。

幕府法の施行状況に関する研究は、江戸を中心とした幕領に關してはいくつかの業績が見られるようになってきたものの、私領に關しての幕府法の施行状況については一部を除き、研究成果がほとんど見受けられない⁽¹⁾。

しかし、「生類憐みの令」の施行状況に關しては、断片的なものを含めていくつかの論稿が見られる。主なものを挙げると、前述した塚本氏、山室氏、根崎氏、進士慶幹氏の他、近年のものとしては丹羽功氏⁽²⁾、地方史の視点からのものとして翠川渡氏⁽³⁾および鬼頭康之氏⁽⁴⁾の論考がある。このうち、山室氏は、綱吉の治世下全期間を通しての江戸における施行状況を説明しているが、私領については全く触れていない。

江戸以外の幕領及び私領に触れたものとしては、塚本氏が鉄砲改め、捨子など、根崎氏は捨て牛馬、鉄砲改めなど、進士氏は処罰事例、丹羽氏は犬の保護といったように特定のテーマを選定し、これらが江戸や私領でどのように波及していったかについて述べている。これら諸氏の研究においては、複数の地域から、自身が設定したテーマに關連する法令の一、二を採り上げ、その施行状況の傾向分析を行うという点で共通している。だが、かかる方法は多くの地域で生類憐み関連法令の存在を説明しているという点では優れているといえるが、一、二の法令の存在が確認できたとしても、それを以って当該地域の全般的な施行状況の実態を説明できたとはいえないであろう。実際に「生類憐みの令」が地域にどのように浸透しているかを説明するためには、山室氏が江戸での事例を考察したごとく、一つの地域で、綱吉治世下すなわち「生類憐みの令」が効力を有した全期間に渡って関連法令を分析する必要があると考える。その点で翠川、鬼頭両氏は、信濃での発令状況を全期間に渡って考察しているが、翠川氏は信濃国ほぼ全域を考察対象とし、幕領や私領の区別なく論じている他、幕令の根拠を法令集ではなく、『徳川実紀』に求めるといふ史料上の問題点があり、鬼頭氏は自身が考察の中心とした上田藩川中島領については宝永年間のみを対象としており、綱吉治世下全期間の考察については、参考事例として簡略的に述べ

た松代藩のみであることが惜しまれる。

このように、「生類憐みの令」の特定地域の施行状況について、法令が効力を有した全期間に渡って述べられた論稿は、江戸についての山室氏、松代藩についての鬼頭氏のみと考えてよいであろう。

ところで、「生類憐みの令」も幕府が発する制定法の総称である以上、一般的な幕府法の定義に当てはまる法令である。また、繰り返しになるが、この法令は、一般に「悪法」と定義されることが多いが⁽⁵⁾、そのような「悪法」とされる法がどのように意識され、施行されていったのかという興味もある。

これらのことから、「生類憐みの令」について幕領に公布された例と私領での例とその施行状況を考察することは、幕府法の効力を考えるうえでも重要な作業であり、意義のあるものだと思われる。前に述べたが、特に私領における施行状況は、本格的に研究されているとはいえない難しい問題である。同時にこの作業は、「生類憐みの令」を題材とした幕府法と藩法の係わり合いという「幕藩体制国家の本質理解のための最大のキーポイント」⁽⁶⁾と関連してくるのである。そこで「生類憐みの令」の施行状況について、本章では幕領について論じ、次章で私領について考察する。

第二節 事例 1 江戸町方

ここでは、「生類憐みの令」の施行状況に関して、幕領を対象として考察してみたいと思う。しかし、幕領と一口にいっても、都市だけで江戸、京都、大阪、長崎などがあり、これに地方を加えると対象地域は多岐に渡る。当然の如くこれらすべてを検討することは史料上の制約などもあり不可能である。そこで、本節で対象とする地域であるが、幕府の膝元である江戸は欠かすわけにはいかないであろう。幕府の本拠であるゆえに幕府の政策の影響を最も強く受ける地域であり、「生類憐みの令」の施行状況の基準として位置づけられるというのがその理由である。江戸での施行状況は、すでに、何人かの研究者によって説明がすすみ⁽¹⁾、新たな見解の発見はあまり期待できないといえるが、施行状況の傾向を知るうえでは基準となる地域であることには変わりがないのでとりあげることにはしたい。

表の（生1）から「生類憐みの令」の発令状況を概観すると、貞享四（一六八七）年および元禄七（一六九四）、

同八（一六九五）年に数多くの法令が發布され、対象生類の種類も多いことがわかる。特に、貞享四年の多さを見ると、前節の「生類憐みの令の始期について」の項で触れたように、この年から生類憐みの令が本格化したという見解は的をえたものといえるであろう。この発令状況をみるに、第二次ピークである元禄八年以降は、（生1）の法令番号83、86、91、96、¹⁰⁶など（2）にみるような「鳶鳥巢払」に関する規定と「犬の上ケ金」に関する規定が目立つ程度で政策的な目新しさは感ぜられない。

特に一般的によく知られている犬に対する法令についても、先の上ケ金の事例および、元禄一〇（一六九七）年以降の四谷犬小屋（法令番号¹¹⁶）の例を除けば、ほぼ姿を消しているといえる。この理由としては、元禄八年以降の四谷や中野の犬小屋への収容の影響があると考えられる（3）。したがって、その費用の負担を求める犬の上ケ金に関する法令が姿を現したということになるのではなからうか。

さらに表（生2）からは、鳥類に関する規定が、元禄三（一六九〇）年以降毎年のように発令され、特に宝永年間には、ほぼ鳥類に関連する規定で占められている。犬に関する規定が全三十三例なのに対し、鳥類に関する規定は全部で四〇例あり、犬よりも多かつたことがわかる。ここから、「生類憐みの令」において鳥類を政策的に重視する姿勢が伺えるのである。その事実を示す法令が、犬関連の法令に変わって、発令頻度が増す「鳶鳥巢払」の法令である。この法令と同趣旨のものは、貞享五（一六八八）年二月に江戸周辺の在方、元禄三年三月には在方の幕領、翌四（一六九四）年の十一月には幕領、私領を問わず江戸近辺五里以内の知行所に発令されており、当初は在方を対象として適用範囲が拡大されていた（4）。これが元禄六（一六九三）年になると以下のような文で江戸にも発令されるようになる（5）。

（史料一）

一 鳶鳥巢ヲかけ候ハ、早速巢ヲおろし、懸させ申間敷候、自然巢ヲかけたまこ有之候敷、又ハ玉子かへり候ハ、巢立候迄其儘差置、以後巢ヲ取払い可申候、此旨堅相守可申候、右之通町中不残相触、其町之月行事印判を持、奈良屋所江可被参候

（元禄六年）二月朔日

さらに元禄八年には愛宕山に関する規定が追加され以下のような法令が出された（6）。

（史料二）

一侍屋敷并寺社方境内ニ鳶鳥巢を作り候ハ、早速取払、巢をかけ不申様ニ可仕候、若玉子かへり候ハ、其儘差置可申事

一江戸廻り百姓之地に鳶鳥巢を作り候ハ、早速取払、巢をかけ不申様ニ可仕候、若玉子かへり候ハ、其儘差置、御鳥見迄相達之差回数第二うつさせ可申事

一江戸愛宕山境内ハ巢払仕間敷候事

以上

(元禄八年)二月

以後、本法令は、(史料一)または(史料二)のどちらかの文面で原則として正月から二月にかけて毎年発布されることになった。さらに、江戸での発令と同時に全国令となり、幕領、私領を問わず適用地域が拡大されていったのである。諸史料を見る限り、生類憐み関連法令で毎年発令されたのは、この「鳶鳥巢払」の法令のみである。

この規定の趣旨は、鳶と鳥が「小鳥や小動物を餌にすることが、生類憐みの趣旨に反すると目された」⁽³⁾ため、巢作りを妨害するというものであった。いわば害鳥駆除というべき内容であるが、法令をみれば明らかかなように鳶や鳥を殺生するのではなく巢を取払うのであり、鳶や鳥は生け捕りにされ、数がまとまると諸地域に放鳥された⁽⁸⁾。

その他、江戸では、当然ではあるが生類と関係する商売の規制に関する法令が多い。これらには惣触もみられるが、大半は町奉行所の手限法令と考えられる。さらに町方レベルで出された町法と思われるものも見られた。かかる事実は、幕府のお膝元だけに「生類憐みの令」を特に重視していた姿勢がうかがわれる。

先に、「生類憐みの令」には二度のピークがあると述べたが、このことについて若干言及したい。

(史料三)

一惣触生類あわれみの儀、被 仰出候儀者人之仁心ニ罷成候様にとの思召故 仰付事ニ候、弥左様ニ可被相心得候

(元禄六年)四月晦日

(史料四)

生類之儀、御慈悲一通之様何も相心得候、尤御慈悲之上ふかき思食在之事候、縦憐之儀不被 仰出候とて
も、實に仁心に罷成、人々志すなをに成候様、面々相心得、支配之者組中へも其趣申聞、至下々迄相知候様
可申渡事

(元禄七年) 戊十月十日

右ハ、殿中在合候諸役人、諸奉行へ被 仰渡之、

(史料三)は元禄六(一六九三)年四月⁽⁹⁾、(史料四)は元禄七(一六九四)年十月⁽¹⁰⁾に出された「生類憐み」の趣旨説明とその厳守を命じた法令である。「生類憐みの令」の制定趣旨については、初期の貞享四年十月十一日の法令(表(生1)の26)の中で触れられているが、その後の法令では、「生類憐(志)」という言葉はみえても、その趣旨に触れる文言はみられなかった。それが、元禄六、七年において再度現れるようになった。特に(史料四)の元禄七年一〇月一〇日の法令については、同内容で文面が異なるものが「令條留」などにもみられることを考慮すると、幕府がこの法令をいかに重視していたかがわかる。

これら「生類憐み」の趣旨が再度触れられた背景は、恐らく、発令から十年近くが経過したにも関わらず、これまで出されてきた生類憐み関係法令の意図するところを多くの人々が理解していないと幕府が考えたからであろう。この第二次ピークといえる時期に多くの関係法令が出されていながら、先に述べたように政策的な目新しさが無いということは、同趣旨の法令を繰り返し発していることであり、その理由は、以上のことに起因するのではなからうか。

このように江戸では、法令の発令に関して二度のピークがみられる他、対象生類が多岐に渡っていた。また一般的にいわれるような犬の保護政策よりも鳥類に関する規定が比較的多くみられたのである。

第三節 事例2 武蔵越谷領

続いて在方の幕府領である武蔵越谷領について検討する。

越谷は、元来鷹場として知られており⁽¹⁾、鷹場での殺生禁止規定などは引き続いて発令され、鷹狩が縮小された生類憐み政策の下にあっても、鷹場の殺生規定は重視されていたといえる。その鷹場がある影響のためか同所

では、「生類憐みの令」も鳥類に関するものが多いという特徴がある。

(史料一)

急度申入候、面々支配之村之内落鳥病鳥手おい鳥有之候ハ、其所ニ番人付置、早々兩人方迄注進可被申候、延引有之候ハ、可為越度候以上

(貞享四年) 卯三月七日 内山甚五兵衛

戸口甚太夫

(史料二)

覚

一村々名主百姓寺方ニ至迄所持致候猫・には鳥・あひる類銘々毛付致、来ル十日前帳面可被拵候

(中略)

(貞享四年) 卯三月七日 入長兵衛

(史料一)、(史料二)は、貞享四年三月七日発布された江戸ではみられない越谷独自の法令である⁽²⁾。(史料五)では、支配村内に落鳥があった場合の対応について指示した法令である。落鳥、病鳥、傷を負った鳥をみかけた場合は番所に届け出ることを命じている。

(史料二)は、猫と鳥類への毛付についての法令である。幕府は全国令として貞享四年二月に犬についての毛付の法令⁽³⁾は発布しているが、猫や鳥類を対象としたものは他には確認できない。ここで鳥類と共に猫が対象とされている理由は不明であるが、越谷で鳥類が重要な生類として位置づけられていた事を示す事例であろう。

また、先に述べた「鳶鳥巢払」の法令については、江戸では「鳶鳥」を対象としていたが、越谷では「鳶雁」と改められており、地域の特徴が現れている。

次に、表(生2)から全般的法令発布の流れをみてみよう。ここでもやはり貞享年間の発布が突出している。江戸で第二次ピークとした元禄七、八年にかけては、やはり比較的多くの法令が出されているが、江戸より数は少ないようである。

その他、越谷は江戸からさほど遠くはない地域ということもあってか、江戸の町触が発布されている事例も見受けられる⁽⁴⁾。

(史料三)

覚

一町中にて生たるいもり又は黒焼^ニいたし売買仕候由相聞候、向後堅可為無用候、若相背商売仕候者ハ御捕被成急度曲事可仰付候間、此度町中家持ハ不及申裏々迄可被相触候以上

卯四月

如此御書付江出江戸町中江町奉行衆より被相触候由^ニ候間、其方御代官所之内江戸近辺町家へ右之旨急度可被申触候以上

卯四月廿四日 国半兵衛

佐六右衛門

彦伯耆守

仙和泉守

大備前守

伊奈半十郎殿

この触書の前半は、貞享四(一六八七)年の四月に発布されたもので、「町中にて生たるいもり又は黒焼^ニいたし売買仕候」とあるように「町中」すなわち、江戸の町方で生いもりや黒焼の売買を禁止した法令である。さらに「江戸町中江町奉行衆より被相触候由」とあり、本触書が江戸の「町触」であることは疑いない事実であり、『江戸町触集成』を参照すると、四月二十三日に発布された「町触」がこれに該当すると思われる⁽⁵⁾。そして、この「町触」が、勘定奉行から関東郡代の伊奈半十郎に対し「其方御代官所之内江戸近辺町家へ右之旨急度可被申触候」と代官所支配内の江戸近辺の町家にも適用するように命じている。越谷は、この江戸近辺町家に該当する地域であったわけである。この触からは、江戸に隣接する地区に居住する者は、江戸町方に出入する割合が比較的多かった故に江戸で問題を起さぬようにという意向が感じられる。

以上、江戸と越谷の事例を述べてみた。ここから明らかであるのは、繰り返しになるが一般的に、犬の保護が重視されたように考えられる「生類憐みの令」であるが、幕領においては、鳥類も重要な対象動物として意識されていたのである。

第三章 私領における「生類憐みの令」の伝達と施行状況

第一節 問題の所在

本章では、私領における「生類憐みの令」の施行状況について考察する。

本来、触書の伝達状況を考察するならば、全国すべての私領について考察すべきであろうが、いうまでもなく三〇〇近い大名領のすべてに眼を配るのは困難である。したがって、いくつかの藩を選択して検討することになるが、本章では、①小田原藩、②福島藩、③盛岡藩、④弘前藩を考察の対象にしたいと思う。

以上の四藩では地域的に偏りがあるという側面は否定できないが、①、②は譜代、③、④は外様大名である。特に綱吉政権下においては、①の小田原藩主大久保忠朝は老中職、②の福島藩は綱吉政権初期の実力者大老堀田正俊の系統が藩主であるという特殊な事情を有する藩である。盛岡、弘前の両藩は外様であるから、幕政とは距離を置いた存在である。この各藩の置かれた立場の違いも考慮して論じてみたい。

また、考察にあたっては、史料としていくつかの法令を示し、そこから読み取れる施行状況の特徴をあげ、法令違反の事例が確認できた場合はこれにも触れることとする。

それでは各々考察していきたいと思うが、その前提作業として、まず私領に伝達された「生類憐みの令」の始期の問題について触れておきたい。先に本章第一節で、最初の「生類憐みの令」として支持されているのは、貞享二年七月に江戸で出された町触であると述べた⁽¹⁾。しかし、私領における触書の伝達を考察する際は、この町触は大きな意味を持たない。なぜなら、町触は江戸の町方を対象としたものであり、私領への適用を目的したものである。私領の伝達の問題について考える場合には重要となるのは全国に適用される触書である。「生類憐みの令」に関し、最初の全国法令として確認できるのは貞享二年九月の触書⁽²⁾である。

(史料一)

覚

馬の筋のへ候儀、第一用方に不宜、其上不仁なる儀にて、御厩に立候御馬共、先年より御停止被 仰付候えとも、今以世上にてハ拵馬在之由候、向後堅御制禁被 仰出者也、

貞享二年丑九月十八日

当該の触は、江戸のみならず、加賀藩、会津藩、盛岡藩など多くの藩の史料で存在が確認できる⁽³⁾。この触の発布以降、「生類憐みの令」は幕領のみならず、全国の私領にも度々伝達されることになったのである。

以上の史料から、「生類憐みの令」の最初の発令は、江戸町方で貞享二年七月、全国触としては同年九月と考えられ、私領である小田原藩での当該法令の検討は、貞享二年九月以降ということになる。

第二節 事例1 小田原藩

はじめに、小田原藩での「生類憐みの令」の伝達状況について検討したい。はじめに、なぜ検討対象の地域を小田原藩としたのかについてである。小田原藩は貞享三（一六八三）年正月に稲葉正通に代わり、大久保忠朝が下総佐倉より転じて一〇万四千石入封した。忠朝は延宝五（一六七七）年から元禄十一（一六九八）年までの約二〇年間、老中職を務めており⁽¹⁾、その就任期間の大半は綱吉政権期にあたる。すなわち、小田原藩は藩主が幕政の中枢に参画していた幕府要職者であったわけである。幕府の全国令の多くは老中が発給主体となり公布するものであるから、老中は自藩において全国令を遵守していると考えるのが一般的であろうと思われる。それを実際に検討しようとするのが目的の一つである。今一つの理由は史料の問題である。法令の分析については良質の史料が必要であるのはいうまでもない。ここでは主に、「大久保加賀守様御入部以来御条目」⁽²⁾（以下「御条目」と略記）という法令集を用いることにする。これは忠朝が小田原に転じた貞享三年から死去する元禄十二（一六九九）年までの七八例の法令が収録された小田原転封後の忠朝治世下の地方法令集である。そのうち十五例が生類憐み関係の法令であり、年代の上限は貞享四年、下限は元禄一〇年である。貞享三年以前および元禄十一年以降が未収録、収録法令数も多くはないという不備な点もあるが、ある程度の傾向を伺い知ることが可能であると考える。また、この史料は貞享から元禄期の小田原藩領の名主によって書写されたもの⁽³⁾であるため、藩の地方（村方）で実際に公布された可能性が高い。

それでは、「御条目」による小田原藩の「生類憐みの令」を概観する。

別冊の表（生3）は当該法令を発布の年代順に並べ、1〜16までの法令番号を付し、図表化したものである。

これを用いて小田原藩における生類憐みの令関係法令を概観すると、(a)幕府法をそのまま公布したもの(法令番号Ⅱ1、4、7、9、12、13、表(生3)では番号を円で囲った)、(b)幕府法と藩独自の法が混在しているもの(2、6、14、15)、(c)藩が独自に定めたもの(3、5、8、10、16)に大別される。例外として、道中奉行が街道筋に発布した法令をそのまま領内に公布した例(④)もあるが、これも幕府の役人による触であるから、幕府法をそのまま公布した例といえる。先述したように「御条目」は貞享三年以降の法令を収録しているため、最初の全国令である貞享二年九月十八日の触は収録されておらず、初出の法令は、貞享四年正月の幕令である。対象の生類は牛、馬、犬、猫、鳥類などであるが、江戸と比較すると種類はさほど多くはない。

また、先に江戸では貞享四年と元禄七から八年にかけて二度の発令のピークがあると述べた。小田原の場合は、貞享年間および元禄二年と同八年の発令が比較的多いようであるが、元禄八年以降の触については、幕府法をそのまま発布しているか(法令番号Ⅱ⑬、⑭)、江戸の場合と同様に、過去に出された触の遵守を命じたもの(法令番号Ⅱ15、16)が中心となり、法令の趣旨に目新しさはあまり見受けられないといえる。

以上の点を考慮した上で、次に小田原藩の「生類憐みの令」について、いくつかの触をとりあげ分析を試みることにする(4)が、前述の理由から、触の発布が多く、法令内容に藩の独自性を有すると思われる貞享年間から元禄二年頃までを中心に考察したいと思う。

(史料二)

覚

一惣而人宿又ハ牛馬其外も生類煩重ク候得ハ、いまた不死内に捨候様ニ粗相聞候

右之不届之族有之ニおゐてハ、急度可被仰付候、密々にてケ様成儀有之候ハ、訴人ニ出へし、同類たりといふとも其科をゆるし、御褒美可被下候、以上

正月十日 郡代所

今度書付之上ハ身躰かるきものハこくミ兼可申候間、町人ハ町奉

行、地方ハ御代官、道中筋者高木伊勢守、給所方ハ地頭江訴可申候、以上

正月日

本触は、「御条目」にみられる最初の「生類憐みの令」であり(5)、貞享四年正月付の二つの幕府法令とほぼ

同じ文言である。内容は、正月十日付の触が、いまだ死んでいない牛馬を捨ててはいけないうこと、かかる行為を発見し訴え出れば褒美を与えるということ、正月（日無）付けの触が「身躰かろきもの」（生活に困窮している者）は在所の管轄の役人に届け出るようにというものである。この最初の小田原での「生類憐みの令」は、幕府発布法令をそのまま取り入れていたといえる。幕府が発布した「生類憐みの令」の最初の全国法は前節の（史料一）である。先に述べた理由から「御条目」には収録されていないが、恐らく佐倉藩主時代の大久保家にも伝播していたと思われる。

同年の三月になると若干の変化が見られる。

（史料三）

一面々飼置候犬毛色など帳ニしるし置、見へ不申候得ハ何方よりなりと犬をつれ参、数を合候様ニ風聞有之候畢竟人々生類あわれみ候様ニと被思召、段々被仰出候処ニ、実ニ無之仕方共ニ候、向後者養置候犬などみへ不申候者、随分相尋、しれ候様ニ可仕候、若亀末ニ仕候者有之候ハ、支配之者方まで可訴候、他所より参候犬など有之候ハ、亀末ニ不仕やしない置、主しれ次第返シ可申候者也

二月廿一日

郡代所

一去月従 公儀被 仰出候人宿牛馬之御書付有之候、牛馬病死候ハ、むさと捨不申其所ニ差置、名主組頭立合、煩之子細を具ニ相改、病死無紛疑敷様子有之候ハ、前々之通可申付候、尤病死ニ而も疑敷様子も候ハ、早々小田原江可申来候

一牛馬犬煩候敷、又ハ痛有之候敷、或ハ年寄用ニ立不申候共、不死内ニ捨候儀堅無用ニ可仕候、万一他所なとより御領分江捨候儀茂有之候ハ、遂詮儀^{（マツ）}早々小田原江可申来候、左様之儀有之候を不申出候ハ、其村々越度ニ可罷成候

一鳥殺生堅無用ニ可仕候、大鳥ハ不及申、小鳥ニ而も野鳥飼候事堅無用ニ可仕候、以上

三月二日

郡代所

右者従 御公儀御法度并御添書之趣、村中百姓、無田其外老人も不残、被仰渡奉畏候、犬之儀者名主方ニ帳着仕召置候、若寺社方江も其通可申渡旨奉得其意候、向後堅相守可申候、若御書付之通相背申者御座候

ハ、本人之儀不及申上、名主、組頭共如何様之曲事ニも可被仰付候、為其村々連判仕候

三月日

村 名主

組頭

この史料は貞享四年二月、三月に発令された法令とその添書⁽⁶⁾であり、これまでのような幕府法をそのまま発布したものに加え、幕府法を基にし、藩が独自に制定した法令といふべきものが見られるのである。

内容をみると、一条目は同年二月二日の幕令と同文のものである。しかし、幕府発布の触には冒頭に「頃日犬之儀付申渡候趣、年寄とも心得違、背申故、重て 被仰出候」とあり、先に「年寄」すなわち老中が「心得違」をし、趣旨を取り違えた法令を発令したため（この法令は貞享四年二月一日に発令された法令を指すと思われる⁽⁷⁾）、將軍綱吉の命で改めて発令されたものである。このとき「心得違」とされた老中たちは謹慎を命じられるほど綱吉の怒りに触れたとされ⁽⁸⁾、当事者の老中である忠朝にしてみれば、本法令を重視せざるを得なかったであろう。

なお、この法令の冒頭の文言は、江戸町方や地方の幕府領である武蔵国越谷領で公布された触にはそのまま記載されているが⁽⁹⁾、本史料の「御条目」では削除されている。これは藩主忠朝の落度を領民に知られないようにするための配慮であろうか。なかなか興味深い事実である。

二条目から四条目は三月二日付で出された触である。

二条目の「去月従 御公儀被 仰出候人宿牛馬之御書付」は貞享四年正月の幕令（史料三）を指すと思われる。本条文中では牛馬が病死した際は小田原に届け出るよう命ずるなど、この幕令の趣旨を尊重した内容となっている。三条目は、牛・馬・犬を死ぬ前に捨てることの禁止とこれらの生類が他領から自領に捨てられた場合は、「遂

詮儀」⁽¹⁰⁾ 小田原へ報告するよう命ずる内容である。ここで犬が対象として登場するのは、一条目に掲げられた二月二一日付の触に犬に関する規定が設けられているためであろうか。

四条目は鳥殺生と野鳥飼の禁止の規定である。小田原でこの法令が出された貞享四年三月の段階では、幕令でかかる内容のものは確認できない。どのような過程でこの一條条が加えられたのか詳細は不明であるが、同年二月二六日の幕令（全国令）で鳥類の献上回数を減らすことや同二七日の触で鳥類の食用としての商売や飼置を禁

じる内容のものが見られること、さらに同年三月以降の幕法で飼鳥の禁止や鳥類保護規定が登場していることを考慮すると、この時点で幕府に鳥類保護の規定を設ける方針が確定しており、老中である藩主忠朝はその事実を知り得る立場にあったため、いち早く自領の法令に反映させたとも考えられる。鳥類保護に関する規定が幕令よりも早く発布されている事例である⁽¹⁰⁾。

次に添書についてであるが、「村中百姓・無田其外老人も不残、被 仰渡奉畏候」ということからすべての領民に法令の趣旨を知らせ、堅守させることを記している⁽¹¹⁾。

(史料四)

急度申遣候

一 兼而被 仰出候通、捨馬之儀、堅無用ニ可仕候、若致捨馬候ハ、急度曲事可被仰付候

一 役不立馬有之、持主及難儀候ハ、此方江早速可申遣候

一村々寺社方江も、右之通申聞、名主方江判形取置可申候、此段寺社御奉行衆御頼如此段、以上

貞享五年九月三日

中村源内

小竹弥助

次は、貞享五年九月の触書をとりあげる⁽¹²⁾。この触書は、全三ヶ条から成るが、一、二条目は(史料二、三)の法令で述べられている捨馬に関連する規定である。貞享四年の発布から一年経過しても尚、繰り返し法文に取り入れられている。ここで注目したいのは、三条目である。これによると「此段寺社御奉行衆御頼」とあるように、本法令の寺社方への伝達について、寺社奉行が、名主層にこれを行うよう依頼しているということが分かる。このことは、先の(史料三)の法文中においても「寺社方江も其通可申渡旨奉得其意候」とあり、これ以降の触書(表3の法令番号12、14など)でも同趣旨の文言があることから、本法令伝達のみの特殊事情ではなく、小田原藩の地方における寺社への法令伝達の特徴とも考えられる。幕領での寺社方への法令伝達は、寺社奉行から触頭を通じて末端の寺院に伝達するという手続きがなされることが一般的である⁽¹³⁾。しかし、小田原藩の地方においては、寺社領においても寺社奉行が介在せず名主層が法令伝達の役割を担っていたことが明らかである。この理由としては、小田原藩の職制上、寺社奉行の地位がさほど高くなかったことなどが考えられる⁽¹⁴⁾。

以上のように、貞享年間における藩の「生類憐みの令」の取り扱いは、当初は幕府法をほぼそのまま取り入れ

ていたものの、次第に幕府法の趣旨を尊重しつつ、独自の法令を制定していったのである。

なお、本触で発給人として名が記されている中村源内と小竹弥助は、藩の「地方御代官」であり、幕府や藩の触書などを「村々二相触」ことを職務としていた⁽¹⁵⁾。

(生3)からも明らかのように、小田原藩では、元禄二年に最も多くの生類憐み関連法令が発令されている。また同年の法令は貞享期と比べて、長文化しているという特徴が見られる。いくつか検討してみよう。

(史料五)

覚

一 毎度如申触候牛馬犬猫其外生類痛候而居申候を見付候ハ、其村名主所江引込介抱仕、早速御代官江可申出候、乍見飼助不仕候段、後日相聞候ハ、名主、組頭可為不屈候、尤、百姓、無田、門屋之者共見付候而名主、組頭ニ不申聞候ハ、其旨急度曲事ニ可申付事

一 他領御領分地内江捨馬生類等有之候ハ、見付次第名主所江引取飼助、早々御代官江可申出候、縦人家離野

山ニより捨置候共、此方御領分地崎^(ツ)ニ候ハ、其村名主所江引取、煩申体ニ候ハ、馬医ニ見せ薬用、是又御代

官江早々可申出之事

一 前以如申付置候村々百姓共持候馬仕替候ハ、毛付年迄委細帳面ニ記、名主所ニ召置何時ニ而も馬御吟味有之節無滞其帳面差出候様ニ可仕候、落牛馬犬有之節は如前之御代官江注進仕、名主所ニ控帳仕置可申候事

(中略)

右之通、生類憐、火之本之儀、及度々申触候得共、弥油断仕間敷候、旧冬真岡御領分堀之内村与申所之地内ニ捨馬候而有之候を堀之内方又他領路鳥谷津村与申所江捨候付、此段真岡ニ而不埒明堀之内村名主御代官召連江戸江罷越、御公儀御目付中様御吟味ニ而堀之内村名主并右病馬他領之地内江捨候、百姓四人共ニ繩御掛けさせ、御公儀揚屋江御入置唯今御吟味最中ニ候、ケ様之義共名主、組頭、百姓、無田、門屋之者、妻子等迄ニ至迄、能々承知可仕候、此書付村々名主所ニ写置堅可相守者也

元禄貳年巳正月六日

小竹弥助

中村源内

この触書は⁽¹⁶⁾、全四ヶ条からなり、省略した四条目の触は「火の用心」に関するもので、残りが生類憐み関係の法令である。この法令の最大の特徴は、幕府発布の触と同じ文言の規定が見られないということである。すなわち、小田原藩が独自に定めた法令である。しかし、藩の独自の法令とはいえ、一条目は「毎度如申触候」、三条目は「前以如申付置候」ということから、これまで発布された法令を徹底される趣旨が考えられる。一条目、三条目も触の内容は、貞享四年三月の触（史料四）を踏まえたものである。

次に二条目は、他領より自領への捨馬の取り扱いについて触れたものであるが、この法令発令の原因となる事例が後半部分に述べられている。すなわち、藩の飛び地である下野国真岡領堀之内村の名主が村内に捨てられていた病馬を他領に捨てたとして捕らえられ、幕府の目付によつて現在吟味中とされている。本規定は、この事件を契機として設けられたと考えられる。また藩は、この事件をかなり重く受け止めたようであり、以後も他領への捨て馬（牛）の禁止を何度か触に加えており、これこそが小田原藩独自の「生類憐みの令」の中心となるのである。

続いて、（史料五）の法令公布と同じ月にまたしても、生類憐みに関する触が発布された⁽¹⁷⁾。

（史料六）

生類憐之儀ニ付申渡口上之覚

一 従 公儀度々被 仰出候、牛馬犬猫、惣而生類憐之儀、弥以無懈怠堅相守、少も龜末成儀無之様ニ可仕事
（中略）

一 他領より御領分地内江捨候牛馬生類等有之候ハ、見付次第名主所江引取飼介、早々代官江可申出之候、

縦人家を離、野山ニ捨置候共、此方御領分地崎^(マ)二候ハ、其村名主江引取、煩申体二候ハ、馬医見せ
菓杯用、是又代官江早々可申出之、若又死切候牛馬生類捨置候義有之見出シ、御領分地内^(マ)二候ハ、番人
付置早速^(マ)代官江申出、可得指図書

一 他領与境目ニ牛馬生類煩居候ハ、死切候共見出シ候ハ、其俣差置、堺目之方之他領憐^(マ)村方名主、組
頭江申通、双方立合遂吟味証文取替シ、主不知時ハ其生類早速此方、名主方江引取置、早々代官迄可申出

之事

(中略)

一 御領分道中筋は不及申、何連之村ニ而も他所之牛馬牽通候節煩居候ハ、早々名主、組頭立合、人家江牽込、馬医を呼、薬杯用、手前之牛馬同前ニ介抱可致候、若落候ハ、其村名主、組頭立合介抱仕候得共、落候段、馬添之者方より証文取、其旨代官江可致注進事

一 御領分之牛馬、他領江牽參候節煩出シ落候ハ、其所之名主、組頭ニ見せ無紛段証文取罷帰リ、代官江可差之事

(中略)

右之通、於度々申付候得共、弥以無油断此旨相改、村々名主、組頭、百姓代之者召寄申渡之候、小百姓、無田、門屋之者共女童ニ至迄、此書付之趣能々可申聞候

(後略)

巳正月廿九日

郡代所

この法令は、全十三ヶ条から成る長いものであるが、その中から一、五、六、八、九条の五ヶ条を採りあげた。一条目の規定に見る如く、内容は(史料五)と同様に、これまでの法令の趣旨を繰り返しているものが多い。この中で、一条目を除く四つの法令は、(史料六)で述べた、飛び地の真岡領領民による捨馬事件の影響が強くみられる。いずれも他領との境界などでの捨牛馬の禁や病の際の対応などを規定したものである。藩は、同年の十二月にも真岡領の事件に関する法令を發布しており(18)、元禄二年に發布された触の多くは、前述のように、この他領への(また他領からの)捨牛馬の規定が中心となつていのである。しかも文末に「小百姓、無田、門屋之者共女童ニ至迄、此書付之趣能々可申聞候」とあり、名主や組頭などの村役人に村民への法令伝達の徹底を命ずるほど重視されたものであったことが分かる。そして、このことを裏付ける史料も見られるのである。

(史料七)

差上申一札之事

一 当正月被仰出候牛馬生類憐之儀御書付之趣、当月も村中男女・寺社人・祢宜・山伏共名主所へ相集、両度読聞堅相守可申候御事

一兼々被 仰付候通牛馬売買又ハ取替之節ハ、双方々之手形名主方へ取置申候（虫根） 一にても牛馬□吟味之節ハ手形帳面ニ急度指上可申候御事

右之通、少も相違無御座候、依之名主・組（頭之）□・惣百姓代連判仕差上申候、為後日仍如件

元禄二年

皆瀬川村

巳閏正月

名主

組頭

惣百姓代

小竹弥助様
中村源内様

この史料は、「御条目」に収録されている史料ではないが、先の（史料七）の触を受けて、皆瀬川村の名主が当該法令を村内に伝達したことを藩に届け出た文書である（19）。

史料によれば、村単位での法令伝達は名主所に村民を集め行われている。ここでも、寺社人・祢宜・山伏などの宗教関係者も一般の村民と同様に郡代所から名主を通じて伝達を受けている。このことから、当該法令がすべての村在住者に幅広く伝達されたという事実が確認できよう。

ところで、この文書には、「当正月被仰出候牛馬生類憐之儀」という記述がある。（史料六）の触に関しては、条文を掲げなかったが、対象生類が牛馬の他に犬猫、鳥類の巢おろし、鹿、猪などに関する規定も確認できるのであるが、ここでは「牛馬生類憐」とあるように牛馬を生類の中心に捉えている事がわかる。

さらに「御条目」の対象地域である川村山北でも、これと同趣旨の文書が二年後の元禄四年にみられる（20）。

（史料八）
差上申一札之事

一巳ノ正月被 仰出候牛馬生類憐之儀、当月も村中男女、寺社、祢宜、山伏シ名主所江相集、読為聞堅守申候

右之通、少も相違無御座候、依之名主、組頭、惣百姓儀連判仕、差上ケ申候、為後日依如件

元禄四年未ノ六月廿八日

組合村々

名主

組頭

小竹弥助様

中村源内様

ここでも「巳ノ正月被 仰出」ということから、元禄二年の正月法令の伝達がなされているのであるが、ここでも「牛馬生類憐之儀」と表現されている。

以上二種の文書史料は藩に法令伝達を行った旨を届け出るものであるから、文書作成者が便宜的に「牛馬生類憐之儀」と表現した可能性は否定できないが、藩は法令で犬、猫、鳥類などにも言及していながら、村役人の間では「憐み」の対象が牛馬であるという認識が強かったことがうかがえるのではなからうか。

以上のように、小田原藩「生類憐みの令」発布のピークともいえる元禄二年の法令の傾向をまとめると、貞享年間にみられた幕府法をそのまま公布するという形式は大幅に減少し⁽²⁾、幕府法を尊重しつつ関係法令を制定する他、藩内事情を考慮した独自の法令制定の姿勢が見てとれるのである。

次に、いま一つの発令の多い元禄八年の触について、簡単に言及しておきたい。先に元禄二年の段階で、幕府法をそのまま公布する行為が減少したことについて述べた。しかし、(生3)を参照すると、同八年の三月二日条(法令番号Ⅱ13)、六月一日条(法令番号Ⅱ14)などは、幕府法をそのまま公布している。前者は「鳶・鷹の巢の巢払い」の規定であり、農作物などに害を及ぼす、いわば害鳥の駆除を目的としたものである。

一方、後者の触は、熊、猪、狼などの野生動物が人や牛馬に被害を及ぼした場合の対応などについて定められたものである。領内の多くが農村地域である小田原藩領民にとっては、害鳥や害獣の被害は甚大なものであったと考えられる。以上の法令は、領民の生活に関する上で重要なものであったことから、幕府法をそのまま取り入れたのではなからうか。

同年十月十二日付(法令番号Ⅱ15)の触は、藩が独自に制定したものであるが、「御公儀又々被 仰出ニ付相触申候」とあり、幕府からの触を基に発布されたものであることは確実であるが、直接の法令は不明である。内容は、過去に発布された「捨子、捨犬の禁止」と「生類憐之儀」の徹底を村役人に命じたものであり、法令の遵

守を繰り返し述べている。

「御条目」記載の最後の生類憐みに関する法令は、元禄十年七月六日付の触である。内容は「兼々被 仰出候 通、生類憐之儀、弥堅相守候様ニ可仕候」とあり、これまで発布された「生類憐」に関する触を重ねて堅守することを命じたものであり、新たな政策的内容を有するものではなかったのである。

以上が小田原藩における「生類憐みの令」の施行状況の一端である。小田原藩では藩主大久保忠朝が老中であったことから、公布した法令を徹底して領民に伝達しようとする姿勢がうかがえる。しかし、その一方で、藩内の事情に考慮した藩独自の法令制定が確認できた。つまりは、藩主が老中を務めているとはいえ、自領の法制定は独自性を有していたといえる。

また、対象の生類に関しては、一般によく知られた「犬」に関する規定はさほど重要とは思われず、「牛馬」が主要な位置を占めていた。その理由としては、小田原が五街道の一つ東海道の主要な宿場の一つであり、街道筋においては輸送手段として重要視されていたからであると考えられる。元禄元年十月の法令（表2の④）が道中奉行の触を領内に公布したものであるという事実は、藩にとって街道の存在が重いものであった証といえよう。

これらのことから小田原藩は、幕府が広く発布した「生類憐みの令」を法令として重視しているものの、藩内の事情を考慮した独自の法令も公布していると考えられるのである。

しかしながら、以上の考察に問題点が無いわけではない。今回は「御条目」という史料を用いたが、藩内で発布されながら、同史料から漏れた法令も当然存在すると思われる。しかし、領内の名主が法令を書き留めていたという事実は重要であろう。なぜなら、かかる行為は、生活上で触が重要な役割を占めているが故に実行されたと思われるからである。村民に必要な法令を書き留めることは考えられないであろう。

しかしながら、小田原藩の地方においては、繰り返しになるが、幕府法を尊重しつつ、藩の事情が大きく影響した立法がなされていたのである。

第三節 事例2 福島藩

本節で考察対象とする福島藩は、貞享三年七月から元禄十三（一七〇〇）年正月まで在国した堀田氏二代（正

仲・正虎) 治世下の陸奥国福島藩である。

貞享三(一八八六)年に福島に封ぜられた堀田正仲は、綱吉の將軍擁立に功績があり政權初期に大老として權威を誇った堀田正俊の嫡子であり(1)、堀田家は正俊の死後、約二年の間に封地を下総古河から出羽山形を経て福島へと移動してきている(2)。

ところで、この堀田氏時代の福島では、これまでにも「生類憐みの令」をかなり厳格に施行していたという指摘があるが(3)、これについての詳細な検討はなされていない。故に、本論文では史料として「年寄部屋日記書抜」(4)(以下、「日記書抜」と略記)を中心に当該法令の検証を試みるものである。貞享・元禄期の福島藩(堀田家)には、まとまった法令集などの史料は存在しないが、この「日記書抜」には、「生類憐みの令」に関する法令が散見される。しかし、本史料は、藩の年寄(5)による藩日記の一部を抜き書きしたものであり(6)、藩内に伝達された全ての法令が記載されていない可能性もあるが、逆に、ここで記述された法令は、藩にとって、より重要度の高いものとも考えられ、ある程度の傾向を知ることが可能であると思われる。

「日記書抜」の記事からは、福島藩の「生類憐みの令」は、貞享四(一六八七)年から宝永六(一七〇九)年にかけて二十一例が確認できる(堀田家は、元禄一三年に再度山形に移るが、本稿では便宜的に同年以降の法令についても確認をした)。これを表にしたものが本項末の表(生4)である。これを基に法令の特徴を簡単に概観してみよう。

第二章で、幕府の「生類憐みの令」は、貞享四年と元禄七年から八年にかけて二度のピークがあると述べた(7)。福島藩でも二十一例中約半数の十例が貞享四年に確認できる。また、「日記書抜」においては、発令日が異なる複数の幕府法をまとめて発布しているようである。

福島藩では、最初の「生類憐みの令」の全国令といえる貞享二年九月十八日付の幕法が確認出来ず(8)、法令の初出は貞享四年二月八日の「日記書抜」に記載されている以下の触である。

(史料一)

一 去月廿八日諸大名様諸役人御登城之刻被 仰出候御書付

惣 而人宿又ハ牛馬其外ニも生類煩重候得ハ、いまた不死内ニ捨候様ニ粗相聞候、右之不届之族有之ニおひてハ急度可被仰付候、密々ニ而ケ様成儀有之刻候ハ訴人ニ出へし、其咎ヲゆるし御褒美可被下候事

今度活魚并貝類ニ至迄、為食物、活もの一切売買仕間之由、被^(敷脱之) 仰出候ニ付而、御当地肴問屋共御訴訟申上

候処ニ、諸肴貝類ニ至る迄、浜より参次第二、只今迄之通当分商売可仕候、手前ニいけ置置候而商売仕候儀ハ堅無用ニ可仕候、委細ニハ追々以書付可被仰出旨御町奉行衆より被 仰渡候由

(「日記書抜」貞享四年三月十四日、法令番号Ⅱ5)

(史料二)と(史料三)の触は、双方ともに「日記書抜」に記された貞享四年の三月一四日付の福島藩の触である。個々に検討してみよう。

(史料二)は全四ヶ条からなるが、ここでは、そのうち三ヶ条をとり上げた。省略した条文は、浪人の鉄砲受け取りに関する規定である。

ここでとり上げた法令の内、三つ目の「面々飼置候」で始まる法文は、同年三月二日付の全国法と同内容のものである⁽¹⁰⁾。残りの二ヶ条の内、一条目に対応する触は確認できない。二条目は、食物としてのいけ魚・括魚・亀・鱈・田螺・うなぎ・蛸・蛤・鯛等を売買することを禁止する内容であり、同日付の(史料三)に掲げた触も同一内容のものである。また(史料三)には、「於江戸三月三日町御奉行所より被仰付候御書付之写」とあり、本触が明確に江戸の町方を対象にした町触の写しであることを物語っている。この町奉行所による書付は、幕府側の史料では確認できないが、内容がほぼ同じと考えられる町触⁽¹¹⁾がみられる。

(史料四)

覚

為食物、魚鳥いけ置候而売買仕候儀、堅無用ニ候、にわ鳥亀同前之事

二月廿七日

如此御書付出候上ハ、自今以後、為食物いけ魚いけ鳥堅売買仕間敷候、但為慰飼鳥飼魚ハ各別也、鶏亀貝類ニいたる迄、為食物一切不可飼置、此旨於相背ハ可為曲事也

卯二月

これを見ると、江戸と福島で売買禁止の対象となる生類に違いはあるものの生類を食用目的で生きたまま売買することを禁止している点で共通している。さらに江戸では、翌日の二月二十八日にも同様の触が発布されてい

る。

(史料五)

覚

昨日御触ニ付、只今迄飼置候鳥、俄ニしめ殺申者可有之候、為食物いけ置候魚鳥、俄ニ殺候儀無用ニ仕へし、若しめ殺候もの有之候ハ、曲事ニ可被仰付候、并いけ鳥いけ洲ニ^而無之候共、貝類其外鯉鮒海老などのいきたるを商売不罷成候間、右之通町中不殘可被相触候、以上

卯二月廿八日

右之通、二月廿八日町々^江奈良屋より手代相廻シ被申渡、尤帳面持参、右之趣慥ニ承届候段、月行事名主判形被取候

右之通町中相触候は、名主月行持印判持、喜多村所^江明廿九日可被参候

二月廿八日

町年寄三人

(『江戸町触集成』二五五三)

本触には、奥書に「奈良屋より手代相廻シ被申渡」とある。ここで名があがった「奈良屋」とは、江戸の町年寄の一人と考えられ、この奈良屋が触の伝達に關与していることから、江戸の町触であることは間違いないといえる。したがって、(史料二)及び(史料三)の触は、江戸触の影響が強いことが分かるのである。

(史料六)

一 最前も就被仰出候各へ申伝候通、魚鳥殺生ハ不及申、山野ニ住候生類飼置候義、堅御停止ニ候間、此旨可被相守候、次、松虫・鈴虫・轡虫・蝨ノ類、其外殺候事勿論之儀、飼置候事も弥以無用候間、面々此旨相守幼少之輩并組付支配之下々召仕等迄、無懈怠様ニ急度可被申付候由、被 仰出候間、可被得其意候、以上

(「日記書拔」貞享四年八月、法令番号8)

本触は、内容から前述の(史料二)、(史料三)の触と同一のものと考えてよいであろう。(史料一)と同じく過去に発布された触が再交付された事例である。

(史料七)

町在へ半紙ニ而覚書差出候

一 生類憐候様ニと最前も度々相触候へ共、弥以疎ニ不及相守可申事

一 為慰、松虫・鈴虫・轡虫・蝨之類切不可飼置候、勿論売買仕間敷候事

附り大八車致所持用事調候ハ、才料を付犬江引掛けり不致様ニ、念入可申事

一 病犬又友かミ合ニ而手負候ハ、随分致養生可申、若又主無シ犬参候ハ、養置主しれ次第返し可申候、畢竟生類憐之志肝要ニ可存事

(「日記書抜」貞享四年八月、法令番号Ⅱ10)

本触の後半二ヶ条に対応する幕令は、次のものが考えられる。

(史料八)

樽屋殿ニ而仰渡ハ、何ニ而も生類売買仕間敷候、きりきりす松虫玉虫之類、慰ニも飼申間敷由被仰渡候

七月二日

(『江戸町触集成』二五九七)

(史料九)

覚

一 於町中所々、大八車并牛車にて度々犬など引損シ候、龜末成いたしかた不届によつて、車引候者、段々御仕置被仰付候、自今以後、左様ニ無之様ニ宰領ニ而も付、車引懸不申様可致、勿論其所之者并辻番人随分念を入心付、あやまち不仕様ニいたすへき事

一 最前も委細申渡候得共、今以無主犬参候而も食事も給させず、又ハ犬其外生類取やりいたす儀も、今程ハ不仕様ニ相聞え候、生類あわれみ候様被仰出候儀を心得違有之と相見え候、何事に付而も、生類あわれみの志を肝要に仕、諸事かたつまらさる様に心得可申候、以上

七月日

(『江戸町触集成』二六〇二)

(史料七)の「一為慰、松虫・鈴虫・轡虫・蝨之類切不可飼置候」以下の法文は、(史料八)の触を基にして
いることは、一目瞭然であろう。ここでも「樽屋殿ニ而仰渡ハ」とあることから、江戸町触が参考にされたこと

は間違いのないところである。

(史料九)は、「於町中所々」とあることから、やはり江戸を対象とした触であることがわかる。一条目の「大八車并牛車にて度々犬など引損シ候」は、(史料七)の「大八車致所持用事調候ハ、才料を付犬江引掛けり不致様」に対応するものであり、「病犬又友かミ合二而手負候ハ、」以下の法文も飼い主の見当たらない犬への対応に関するものとして共通性がみられるのである。

次に、福島藩が、江戸での「生類憐みの令」の施行状況に特に留意していたと思われる史料を掲げよう。

(史料十)

一生類あわれみの儀、最前度々被仰出候へ共、程過候へハ下々懈有之物に候間、念入毛申付候二と從江戸申来候二付、其趣今日御広間へ書付式通出置、出仕之面々江是を見せ候、右之書付御法書之帳ニ記

(「日記書抜」貞享五年八月朔日、法令番号Ⅱ11)

本史料では、江戸から「生類あわれみの儀」を「念入毛申付候」という指示がなされたことから、出仕中の藩の家臣に書付を用いて周知させたことがわかる。

(史料十一)

一生類あわれみの儀江戸ニ而又々重ク罷成候間、爰元入念申付候様ニ申来候二付、左之通廻状ヲ相認め御家中へ不残申触候、町在へも被相触候様ニと善六、平次兵衛ニ申達、生類あわれみの儀最前度々被仰出候得共、程過候得ハ下々懈有之ものに候間、弥大切ニ仕候様ニと被仰出候、可被得其意候、尤も支配下并召使等へも入念可申付候以上

(「日記書抜」元禄三年九月十六日、法令番号Ⅱ12)

この史料は、「生類憐みの令」のより一層の強化を命じた法令である。(史料十)で注目すべきは「江戸ニ而又々重ク罷成候間 爰元入念申付候様」という記述である。これは、幕府からの直接の指示によるものではなく、江戸において当該法令が強化されたことを受けて、藩が独自に制定した触であると考えられる。江戸に隣接する地方領などでの江戸の町触を取り入れ発布した事例はいくつかみられるが¹²⁾、江戸からかけ離れた福島で、江戸の町方での事例をみて、これを自発的に取り入れ、「御家中へ不残申触候、町在へも被相触候様ニ」とあることか

ら、家臣や領民に徹底して触れているという点が特徴的である。

次に家臣のみを対象とした触であるが、藩が独自に発布したと考えられる触をみてみよう。

(史料十二)

一生類殺生之儀ハ最前御停止被 仰出候、然上ハ獵道具所持有間敷候、自然持来候面々ハ早々可被相止候、吹矢筒等も被差置候事無用ニ候、外より当分諸道具被預候共被相改、獵道具之類ハ被差置間敷、此段組付支配并召仕等迄も念入堅被申付候様ニと可申伝旨、年寄中被仰聞候間、左様ニ御心得可有之候、以上

(「日記書抜」貞享四年八月、法令番号Ⅱ9)

これは、生類の殺生が禁止されたことをうけて、獵道具の所持を禁止した触である。「此段組付支配并召仕等迄も念入堅被申付候様ニ」とあることから、領民への公布の意図は見受けられず、家中の者を対象とした触であるが、法令の趣旨の徹底を命じていることがわかる。

では、なぜ福島藩はここまで忠実に「生類憐み令」を施行してきたのだろうか。

前述のように、福島に入部した堀田正伸の父は綱吉の下で大老を勤めた正俊である。正俊は承知の如く、貞享元年に若年寄稲葉正休に江戸城内で刺殺されてしまうのであるが、正俊の死後、堀田家は急速に家運が傾くことになってしまった。福島藩での「生類憐み令」の忠実な施行は、このことと大きな関連があると思われる。

(史料十三)

公幕府の為に譴責をかふむりしをもて、殊にその命令を畏れかしこみ給ひしかは、殺生の禁もまた極めて心を用ひられしと見えて、元禄六年十月十四日白鳥三羽もち縄にかゝりしかは、吏に命じてこれを放たしめしにそのうち一羽驚の為に傷つけられしにや、飛去ること能ハすして死せり、郡吏一人目付一人に命じてこれを寺内に埋めしむ、(中略)

同七年正月八日下飯田村民次郎右衛門の家失火したりしに、牝馬一疋を焼失せり下人長作これを救ハさるに坐し獄に下さる、七月柳町常光寺の飼犬狂発して荒町の民久兵衛の小児を傷つけ十日にして死す、同町宇右衛門の子もまた傷つけらる、されとも幕府の命を畏れて撲殺すること能ハす、捕へてこれを繋き置かしむるのミ、公、学を好みて政体を知る、かゝる僻事をいかてよしと思ひて命せられるへき、然るに只小心を旨としてその命を奉し給ひしハ、小事をもて幕威を犯し罪を増すことを憚り給ひしと見えたり(以下略)

〔「常楽公記」五〕

本史料は、藩主堀田正仲の事績を記した「常楽公記」の一部である(13)。この中で「公幕府の為に譴責をかふむりしをもて」という記述にあるように、正仲は幕府から何らかの理由で責めをうけていたことがわかるのであるが、これは、当時の將軍綱吉に疎んぜられていたためだといわれている(14)。二年の間に二度も転封を命ぜられていることもこの事実を物語るものだといえないであろうか。

さらに「殊にその命令を畏れかしくみ給ひしかは 殺生の禁もまた極めて心を用ひられしと見え」ということから、幕府の威光を恐れ、「生類憐みの令」を尊重したという姿勢がみてとれるのである。

また、本史料には、藩内での「生類憐みの令」の尊守に関する事例も記されているので、これについて若干触れてみることにする。

まずは「下飯田村民次郎右衛門の家失火したりしに 牝馬一疋焼失せり下人長作これを救ハさるに坐し獄に下さる」という記述である。この事例は、元禄七年正月八日下飯田村民次郎右衛門の家が失火の際、牝馬一疋を焼失してしまったため、下人長作が処刑された、というものである。

さらに、同年の七月には「柳町常光寺の飼犬狂発して荒町の民久兵衛の小児を傷つけ十日にして死す、同町宇右衛門の子もまた傷つけらる」とあり、飼犬が発狂し、領内の荒町で子ども二名が殺傷されたにもかかわらず、幕府の威光を恐れ、犬を駆除するようなことはせず、ただ捕えて繋ぎ置くだけという処置をとっている。

以上のことから、福島藩では、藩自ら積極的に「生類憐み令」を取り入れ、なおかつ法令を厳守にしようとする姿勢が概観できた。

正仲にとつては、綱吉に疎んぜられているという自身の不利な立場から幕府の方針を遵守しなければならなかったということもあろうし、父の頃のような堀田家の興隆を取り戻したいという願望もあつたであろう。このような藩主の幕政上での微妙な立場が、必要以上の「生類憐み令」の継受という形で現れたといえる。

このように福島藩においては、大名家の幕政上における特殊事情が「生類憐みの令」という法令の施行状況に大きな影響を及ぼしたと考えられるのである。

第四節 事例3 盛岡藩

つづいて、陸奥国盛岡藩をとりあげる。盛岡藩は一章で述べた通り、南部氏領有の外様藩であり、旧族居付の大名としての守旧的な性格が強い地域であり、領内統治に地域独特の慣習の影響が強い可能性がある。仮にこの慣習と「生類憐みの令」のような幕府法とに相容れない部分が生じた場合、藩はどのような対応をしたのだろうか。これが盛岡藩での施行状況を考察するうえでの重要な課題となる。同藩の考察にあたり使用する史料は、『雑書』と名付けられた家老の執務日誌といべきものである。

盛岡藩における生類憐みに関連する法令の数は二十九例である。そのうち一例のみが藩の独自の法であるが、以前に出された触を再度発令したものである。言い換えれば、ほとんどが幕令をそのまま公布したといって差し支えなからう。その一覧は本論文末の表（生5）の通りである。

先に述べたように、私領における「生類憐みの令」の最初の触は、貞享二年九月十八日付の幕法であるが⁽¹⁾、盛岡藩においても、この触が確認できる最初の「生類憐みの令」である。

『雑書』を参照すると、同藩は幕府より鳥類献上を命ぜられたり、山村地域を抱えているためか、野生動物に関連する施策についてかなりの割合で記述されている。また、狼などの野生動物による人への被害の記述も多い。

一例をあげると、元禄四年六月に藩内の八戸弥六朗領内二ヶ村で十五人の村民が狼に「被喰疵有之由」という被害を受けている⁽²⁾。このような狼による人への被害は毎年数件の例があり⁽³⁾、その都度、藩は狼狩りなどで駆除をはかっている。したがって、盛岡藩においては、「生類憐みの令」と獣害をもたらす野生動物との関係が重要な意味を持ったといえる。以下で例をあげよう。

盛岡藩における「生類憐みの令」の施行状況で最も重視されていたと思われるのが『雑書』の元禄二年七月十日付と同年九月付に記されている次の触である。

（史料一）

一 於江戸六月廿九日大久保加賀守様御留主居被為呼、関新平参上候所ニ猪・鹿・狼耕作等にあたり、あれ候時計鉄炮打候用ニ御書付御渡候由、今日江戸より御飛脚ニて申来、右御書付之写

覺

一兼て被 仰出候通、生類あはれミの志弥專要に可仕候、今度被仰出候意趣ハ猪・鹿あれ、田畑を損さし、狼ハ人馬犬等をも損さし候故、あれ候時計鉄炮にてうたせ候様に被 仰出候、然所ニ万一取たかひ生類あはれミの志をわすれ、むさと打候もの有之候ハ、急度曲事に可申付候事

一御領私領にて猪・鹿あれ、田畑を損さし、或狼あれ人馬犬等損さし候節は、前々之通随分追ちらし、そこても止不申候ハ、御領にては御代官・手代・役人、私領にてハ地頭より役人等申付、小給所にてハ其頭々へ相断、役人を申付、右之もの共に急度誓詞為致、猪・鹿あれ候時計日切を定、鉄炮にて為討、其わけ帳面ニ注置之、其支配々々へ急度可申達候、猪・鹿・狼あれ不申候節まきらハしく殺生不仕様ニ堅可申付候、若相背もの有之ハ早速申出候様ニ、其所之百姓等ニ申付、みたりかましき儀候ハ、訴人に罷出候様ニ兼々可

申付置候、自然隱置脇より相知候ハ、当人ハ不及申、其所之御代官・地頭可致越度事

右之通堅相守可申者也

巳六月日

(史料二)

一当六月從 公儀生類あはれミの儀、御書出御渡被成候、依之今度追て大御目付衆にて被 仰渡候御書付之写、御留守居関新平・柴田長左衛門より来

覺

一猪・鹿・狼田畠を荒し、人民及迷惑候様子ニ候は、随分外之物にておとし、夫にも恐れ不申様子ニ有之候は、玉なし鉄炮ニおとし可申事

一右之通おとし鉄炮にて討候ても猶恐れ不申、田畠ヲあらし詮方尽申候は、或廿日、或卅日と敷日切を定め目付を指出、其役々ニ懸り候者ニ急度誓紙を致させ、玉込候て打せ可申事、但初度は相伺候へても不苦候、乍去注進致候間有之候ても、さのミ田畑之構ニも不成程之儀は、注進候て、御指図を請うたせ可然事

一猪・鹿・狼鉄炮にて打候て荒止申候は、日切之内候共其儘鉄炮指止可申候、二、三疋、四、五疋打候ても荒止不申候は、日切之内ハ何疋ニても荒止候まで打せ可申事

一日切過申候は、鉄炮先指止可申候、廿日迄之内鉄炮為打候ハヽ、荒やミ不申儀有之間敷候、自然荒止不申候ハヽ、廿日過候て了簡之上、又幾日と日切致し、右之役々ノ者ニ又改め誓紙致させうたせ可申候、尤右之様子具ニ書付差越可申事

(中略)

一打申候獸ハ最前ニ被 仰出候通、其所ニ埋置、早速此方へ注進仕差函可請事

此度大目付衆ニ被 仰渡候旨趣は、生類御憐愍之事ニ候へとも、猪荒狼等田畠を荒、或山奥里離一家など

ニて八人をも損さし候様子ニ候は、夫ニは替られさる義(徳)と委細なる御心付ニて、最前以御書付被 仰聞候、

然所ニ生類あはれミの義心(徳)得違、田畑を損さし人民迷惑ニ及候へとも堪忍いたし、とかく打せ不申か能と計

相定得候敷、至于今注進方漸四、五ヶ所ならてハ無之候、左候へハ細ニ被 仰出候御憐愍之甲斐無之候、尤無用之儀ニ獸殺候事御制禁之事候間、此度之被 仰出又々あしく心得、狼ならさる様ニ可申付との事候

この二つの触は、元禄二年六月に発令された幕府法をほぼそのまま取り入れている。この法令の内容は、田畑を荒らす猪、鹿や人馬を疵付ける狼に対して期間を定めて害獸駆除の目的での鉄砲使用を認め、その経緯を帳面に記して支配筋に届け出るように命じたものである。(史料二)は、(史料一)の規定をより詳細にしたものである。先に述べたように狼などの野生動物などによる日常的な「害獸」を受けていた藩にとっては、格別に重要な法令であったと思われる、藩内で本触の趣旨が忠実に守られていたと思われる記事がある。かかる事実を証明する事例をあげよう。

(史料三)

一猪・鹿・狼多田畑荒候付、先達御伺候て為御打被成、討留候分於江戸御証文御調、去ル十一日柴田長左衛

門以御上被成候写

覚

猪・鹿・狼拾五疋、奥州南部私領内ニて打留申候
内

猪二疋、同所岩手郡米内村ニテ打留申候

鹿五疋

狼壹疋

同

猪貳疋、同所同郡川目村ニテ打留申候

鹿三疋

狼貳疋

目付 太田源藏

右私領内村々猪・鹿・狼荒、田畑人馬犬等をも損さし候付、二十日之日切を究、先達て御断申達候て、右日切從十月十一日同晦日迄為討申候所、猪・鹿・狼右之通打留申候、尤家来ニ為致誓詞、目付ニ付置為討申候、則討留申猪・鹿・狼拾五疋、其所埋置申候、以上

元禄貳年十一月二日、南部大膳大夫御居判

高木伊勢守殿

藤堂伊予守殿

(史料四)

一猪・鹿・狼追て為御討被成度由、高木伊勢守様へ御窺被成御口上書之写

私領内猪・鹿・狼多、稗^⑤作人・馬・犬等を損申候付て、先達廿日之日切を仕相窺、鉄炮ニて為討申候、未止申荒申候間、重て当月廿五日より極月廿五日迄日数三十日為討申度存候、随分追散申候へ共、止不申候付て右之通申上候、以上

十一月二日

南部大膳大夫

(史料三)は、元禄二年十一月十七日付、(史料四)は元禄二年十二月朔日付の『雑書』の記述である。前者は六月の法令を受けて、日切で猪・鹿・狼の駆除を行ったことを幕府に届け出たものである。さらに後者は、害獣の駆除を行ったものの数が多く、期限内では目的を果たせなかつたため、大目付に日切の延長を願い出た「問合」の書状の写である。同日付の『雑書』には、大目付から「委細致承知候」と許可がおり、日切期限を延ばしてい

ることが記されている。これらのことから、藩内で猪・鹿・狼の被害が多であったことが分かると同時に（史料一、史料二）の触が忠実に守られていたことがわかるのである。

これ以後、盛岡藩では猪・鹿・狼の駆除が定期的に行われているが、法令の趣旨を堅守し実行していったのである。

以上の害獣駆除に関連する法令については、盛岡藩は幕法の趣旨を尊重する姿勢を示しているが、幕法の趣旨を逸脱している事例もある。それが鳥類に関する規定である。

例えば、藩では農繁期前の毎年一月十日前後と七月七日に農作物保護の目的で鳥獣駆除が行われている。害鳥の駆除は、幕府法でも認められているが、鉄砲で撃ち落としたりした鳥類などは、その地にそのまま埋めるという方針を採るが、盛岡藩はこれら駆除した鳥類を鷹狩りなどの狩猟によって得た鳥類と同様に、毎年家臣に下賜するなどしている⁽⁴⁾。つまりは鳥類が贈答儀礼に重要な役割を果たしていたわけである。すなわち、鳥類を巡る法令に関しては、幕法の趣旨よりも藩の慣習の方が優先されていたといえる。

いま一つ、藩が幕法に従った例をあげよう。『雑書』元禄七年八月六日の記述である。

（史料五）

一於江戸七月十三日、御町中へ被 仰渡候書付

町中に有之候鞠屋共、自今以後鞠商売相止、外之商売可仕候、取分犬皮之儀ハ堅無用可仕候、若相背候ハは急度可申付也

七月

右之通就被 仰出候、御大名衆・御町方蹴鞠興行遠慮^ニて相止、鞠懸り取候間御当地^ニても、侍・寺社方・町人大勢寄合蹴鞠之義^(儀)遠慮可仕候、急度ハ相触申間敷候、町店に出し置候鞠商売、向後無用可仕由、桜庭十郎右衛門より、七月廿二日付^ニて申來、依之盛岡中へ御町奉行より為心得之、鞠懸りも破候之様^ニと申通之

これは、「於江戸七月十三日、御町中へ被 仰渡候書付」とあるように、元々は江戸の町触であったことを示している。内容は、江戸町方での鞠商売が禁止され、これに伴い町方だけではなく大名の間でも蹴鞠を取り止める

ことになった、というものである。鞠商売が禁ぜられた理由は、本文中にもあるごとく、鞠の原料として犬の皮が用いられたためであろう。つまり、本触は犬の保護を目的としたものであることが分かる。この江戸町触をうけて、江戸留守居役桜庭十郎右衛門から、盛岡でも蹴鞠や鞠商売を止めるようにとの伝達があったことが記されている。この事例は、先述した福島藩にみられた例と同様に江戸町触を藩が自主的に国元に取り入れたことを伝えるものである。このように、盛岡藩でも福島藩のように自主的に江戸町触を取り入れている事例もあったようである。

では、盛岡藩がかかる江戸触を領内に伝達した背景にはいかなる理由が存在していたのであろうか。これは、藩主南部行信が飛鳥井家から鞠免許状を授かるほど蹴鞠に造詣が深かった⁽⁵⁾ということに関係があると思われる。先にも触れたが、江戸においては「御大名衆・御町方蹴鞠興行遠慮ニて相止」とあるように、大名の間でも蹴鞠は自粛されていた。盛岡藩の場合、藩主行信が蹴鞠を好んでいたこともあり、かかる事実が、將軍就任以来、賞罰厳命の政治姿勢を示していた將軍綱吉の怒りに触れることを恐れ、かかるとは江戸触を伝達したのではなからうか。この点については、やはり綱吉の威光を恐れ、「生類憐みの令」に忠実であった福島藩の事情と共通したものといえよう。

続いて盛岡藩での「生類憐みの令」違反者についての対応を伺うことができる事例があるので紹介しよう。

(史料六)

一去廿三日一条長五郎八幡丁罷通候処ニ、八幡丁六之尉飼置候八才之ふち犬吠か、り候由、刀を抜きはらい候得ハ、犬のふへ切込、無間も犬死申候由、此段御町奉行上田八十右衛門へ申聞候故、為見分、御徒目付猿橋四郎兵衛同夜六過二遣、八幡丁検断肝煎并町同心小頭兩人立合、犬手所相改させ、犬之死骸白木綿へ包、新箱へ入、塩詰ニ致、川原町千日之寺内へ為埋置候様ニと申渡之

一翌廿四日一条勘五郎、上田八十右衛門宅へ呼、御目付鴨沢十兵衛ヲ以、其方子長五郎御預被成候、何方へも出不申様仕可差置旨、申渡ス

右の史料は、元禄十二年二月に藩領で発生した犬殺しに関する藩の対応を記した二月二四日の『雑書』の記事である。これによると、一条長五郎という者が八幡丁において六之尉（史料七では六之丞）という人物の飼犬を切り殺す事件を起こしたとある。このときの藩の処置は、長五郎を身内である父の勘五郎に「御預」というもの

であった。後の文化五年から六年にかけて編纂された藩の刑法典である「文化律」によると南部藩における「御預」は、幕府法における「遠島」に該当するもの⁽⁶⁾で、刑罰としては比較的重いものであった。

しかし、後述する、ほぼ同じ年代に起きた、旗本橋本権之介による犬殺しと比較すると量刑は軽いものであったといえる。さらに、二月二三日に事件が起こり、その翌日には早くも処分が下されていることから、特に深く取り調べがなされているとは思われない。私が思うに、盛岡藩では、犬殺しについて、幕府のそれへの対応ほど重大な犯罪とは認識していなかったのではないだろうか。長五郎が「御預」という処分となった理由を考えると、一つは犬の保護に関する法令を發布している建前上、「御構無し」というわけにいかなかったこと（犬の飼主への配慮も考えられる）、長五郎が士分であったため倫理的に重く処分する必要性があったこと、これらの点を考慮して「御預」という表面上は重い量刑を科したのではないかと考えられる。

さらに「御預」処分から七ヶ月程経過した元禄十二年九月二一日付の『雑書』には、次のような注目すべき記事が記されている。

（史料七）

一一条勘五郎子長五郎、先頃於八幡丁役者六之丞犬を切殺候付、親勘五郎ニ預置候処、右之節長五郎気色悪敷罷有、右之儀仕候由 光源院様被為聞、即相免候様ニと御侘被遊候付、上田八十右衛門宅へ勘五郎呼寄、

向後ケ様之儀不仕様慎可申由申渡、相免候様ニと八十右衛門ニ申付也

この史料は、先の犬殺しにより「預置」処分を受けていた一条長五郎が、光源院なる人物の「即相免候様ニと御侘被遊候」という願いによって赦免されたという内容である。尤も、この措置は「長五郎気色悪敷」と病を理由に挙げており、実際に病であった可能性もあるが、赦免理由として創作された可能性もまた否定出来ないであろう。結果としては、内々に処理されたと考えてもよいのではなからうか。

ところで、ここに名が記された光源院であるが、当時の藩主南部行信の五女幕子という人物である⁽⁷⁾。なぜ藩主の娘が、このような形で長五郎の赦免を願い出たのかという経緯は知る由もなく、想像の域を出ないが、「犬殺し」での処罰を不憫と考えていたからではなからうか。

いずれにしてもこの二つの史料は、盛岡藩での「生類憐みの令」違反に対する対応を示す事例の他、光源院という藩主の身内が刑事処分の赦免に関与するという当時の司法制度上での珍しい事実を記した極めて興味深い内容のものであるといえよう。

以上のような事例がある一方で、盛岡藩ではいま一つ犬殺しに関連する記述(8)がある。

(史料八)

一先達て従江戸申来候橋本権之介殿犬御殺候付て、御僉議之内あかり屋へ御入置被成候之処、去ル十三日於籠屋切腹被 仰付候之由 (中略) 忌相掛候分御直参之御方或閉門、或遠慮被 仰付候、橋本左兵衛、権之介殿伯父ニて有之候付て、戸田能登守様御家来戸田久右衛門儀も伯父候故、能登守様方承合候之処、御手寄之御老中様御窺被成之由付、従此方も豊後守様へ御内意相窺候之処、 (中略) 倍臣⁽⁸⁾之儀候得は従 公

義御構は無之候得共、家中並も可有之候、並次第可申付之由ニ付、 (中略) 仰付候哉と相尋申候之処、

遠慮可 被仰付由ニて候之条、左兵衛儀も遠慮申付可然候、 (後略)

この史料は、元禄十五年江戸での旗本橋本権之介による犬殺しの事件に関係する書付である。この事件に対して幕府は厳しい態度をとり、権之介を切腹とただけでなく、かかる事実を法制化し、これを全国令として公布した(9)。ところが南部家中に下手人である権之介の伯父橋本左兵衛が存在していたことから、藩は、かかる重

罪人の縁者の取り扱いについて老中に窺いをたてたのである。その結果「倍臣⁽⁸⁾之儀候得は従 公義御構は無之候得共」としながらも「家中並も可有之候」として、同じく陪臣ながら権之介の伯父であった戸田久右衛門と共に「遠慮」を命ずる回答がなされたのである。

この事例から幕府は、直参の犬殺しに対して厳罰で臨んだだけでなく、縁者とはいえ陪臣にまで処罰を及ぼしたのである。この事例が、先的一条長五郎の事例とは対照的に厳しい処罰が科されたことは、犬殺しの当事者が幕臣であったためであると思われるのである。

以上が盛岡藩における「生類憐み令」施行の一端である。盛岡藩においては、猪・鹿・狼駆除などの害獣に関

連する舐については幕府の意向を尊重するが、鳥類に関しては、幕府の方針とは異なる側面がうかがえた。また、鞠商売や蹴鞠の禁止については、藩主と関わりがある事例であり、犬殺しの件については、藩領内の事件では藩で独自に処理するものの、幕臣と関わりがある一件では、幕府の命もあり、厳しい刑罰で臨んだのである。以上からみると、盛岡藩における「生類憐みの令」は、幕府と何らかの関係がある件についてはこれを堅守し、藩内で処理できる問題では、藩が地域の慣習に合わせた法運用をなしているということがいえよう。

第五節 事例4 弘前藩

続いては陸奥国弘前藩について検討する。ここでは、弘前藩の藩庁日記である「御国日記」⁽¹⁾（以下、「国日記」と略）や領内の庄屋の編著である『平山日記』⁽²⁾などを用いていくつかの事例について考察する。

本章では、弘前藩領内に発せられた「生類憐みの令」については適宜、平仮名に書き改めた。一次史料については句読点を付し、変体仮名については適宜、平仮名に書き改めた。

幕府が発した舐書は藩の江戸留守居役によって本国に伝達される。この伝達された幕府法は「国日記」を参照すれば全容は明らかとなる。しかし、「国日記」に記された幕府法は、あくまでも江戸から弘前の藩庁に伝えられた事実と藩庁から関係諸役人に通達した事実が記されただけであり、幕府法が実際に領内でどのように施行されていたのかという問題の解明にはならない。そこで、ここでは主として『平山日記』を手がかりとして領内の地方における「生類憐みの令」⁽³⁾の実態を概観したい。

（史料一）

公儀御書付之写

生類哀身之義ニ付、最前以書付被仰出候所、今度武州寺尾村同国代場村之者病馬捨置候よし 被及御聞不屈之至ニ候、死罪ニも可被仰付候得共、今度ハ命を助、流罪ニ被仰付候、向後於相背ニハ急度曲事ニ可被仰付候、御領ハ代官、私領ハ地頭より前書被仰付候趣、弥堅相守候様、念を入可申付者也

卯四月

覚

捨子有之候ハ、不及届、其所之者いたわり置、直に養候歟又ハ望之者有之候ハ、可遣候、不及付届候
一鳥類畜類人之疵付ニ成候分只今迄之通、可相届候、相外友喰又ハをのれと痛煩候計ニ而は、不及付届、随
分致養育、主有之候ハ、相返し可申事

一無主犬頃日ハ食物給せ不申様相聞得、畢竟給せ候得ハ其人ノ犬ノ様罷成、已後迄六ヶ敷と存、いたわり不
申由相聞得候、不届キニ候、向後様無之様可被相心得候事
一飼置候犬死候得ハ、支配方へ届候様相聞得候、於無別条ニハケ様之届ケ無用尤之事
一犬計に不限、惣而生類人之慈悲之心を元といたし哀身之義肝要之事

卯四月日

右之通、公儀御書付被仰付候、在々浦々迄嚴敷御触被遊候、是ハ將軍綱吉様犬御好ニ而甚御勞り被遊候よ
し、江戸ニ而諸人往来之節、肴物等堤行候得バ、犬走り参、食付候由、左候得バ、犬殿御免被下と申候而肴
物遣、逃退候由承申候

(『平山日記』貞享四年四月)

(史料一)は冒頭に「公儀御書付之写」とあるごとく、幕府より発布された「生類憐みの令」の写がそのまま
領内に伝達されていたことを示す史料である。内容をみると、「生類哀身之義ニ付」ではじまる前半部と「捨子
有之候」ではじまる後半部と二種の法令が確認できる。前半の法令は、武蔵国の寺尾村、代場村の者が病馬を捨
てたことにより、本来なら「死罪」のところ「流罪」とするが、今後、違背した場合は処罰するとしている。ま
た「御領ハ代官、私領ハ地頭より前書被仰付候趣」ということから、幕府領だけではなく私領にも発布された全
国令であることが分かる。

後半の法令は、冒頭に捨子養育についての規定を掲げ、以下、①鳥類畜類を人が傷つけたならば届け出て、共
食いなどで疵を負った生類は届け出ずに養い、飼い主がいた場合は返すこと、②飼い主のいない犬に食をあたえ
ること、③飼っていた犬が死んだ場合は支配方へ届け出ること、④犬だけではなく、すべての生類をあわれむこ
と、という四つの一ツ書からなっている。②以下は「生類憐み令」では一番に思い浮かべる犬に関する規定であ
り、弘前藩内で確認できる最初の犬養護の法令である。また「在々浦々迄嚴敷御触被遊候」とあることから、領
内に法令の遵守を命じている。

この二種の法令は同時に發布されたと思われ、江戸町方では貞享四（一六八七）年四月十一日付で触れられており（⁴）、弘前でも四月二十八日条の「国日記」で「田畑永代売買禁令」と共に伝達されている。

ところで、この法令には注目すべき記述がある。それは「是ハ將軍綱吉様犬御好ニ而甚御勞リ被遊候よし」以下の文言である。將軍綱吉が犬好きでとても大切にしているので、江戸では往來の場所でも人々が肴物を手に持つていと犬が喰いついてくるため、犬に肴物を与えて逃げ去ってしまうということが記されている。「国日記」にはこの部分の記述を確認することができず、藩から領内に触れられた際に追加されたものか、『平山日記』の編者が記したものかは不明であるが、当時の人々の間でも綱吉の犬愛護の姿勢が広く知れ渡っていたということを証明する内容で興味深い（⁵）。

（史料二）

畜類公儀御触之覚

生類獵師之狩人之外一切障り申間数事、一自分之牛馬たりといふ共けがいたし疵或ハ痛養生仕候而も死候ハ、早々致注進、見分之上可任差凶事、一在々ニ而牛馬病死致候ハ、往還之外目懸り不申所江乱無候様埋置、庄屋ニ相断可申事

一牛死半生之牛馬、犬、猫、鳥類支配分来之内江捨置有之候ハハ其所之庄屋五人組立合、見分仕、養生いたわり置、早々注進之上可任差凶事

一牛馬、猫、鳥類、畜類疵付死、其支配分来之内捨置有之候ハ、其所之庄屋江相断、銘々屋敷之内へ成共又八目ニ懸り不申所江埋置可申事

一牛馬、犬、猫之類ハ不及申ニ鳥類、畜類ニ銘々屋敷之前成共支配分来之内へ脇より捨置候ハ、所之庄屋五人組立合、早々注進可申事

右之通前々より被仰出候間、弥堅相守可申候、若相背もの有之候ハ、其者ハ不及申ニ、庄屋五人組之頭、代官迄御詮義之上急度被仰付候間、改被仰渡候間支配中可申渡候 以上

貞享五辰正月十八日

比時ノ代官広田組藤田茂右衛門、斎藤弥次兵衛

右は御公儀より被仰申候趣稠敷被仰触候間留置申候

(『平山日記』貞享五年)

(史料二)は、貞享五(一六八八)年正月十八日付の法令である。最初に獵師や狩人以外の狩獵を禁止の規定を掲げ、以下、五ヶ条の法文で制定された法令である。最初の二ツ書では、疵付いた牛馬が死んだ場合には早々に届け出て指示を仰ぐこと、村々で牛馬が病死したときは目のかからない所に埋め、庄屋にことわること、残りの三ヶ条は牛馬や犬、猫、鳥類、畜類が捨てられた場合の対応を指示するものである。この法令は「畜類公儀御触之覚」として公儀触すなわち幕府制定の法令であることを示している。しかしながら、この法令が触れられたと考えられる貞享五年正月十八日以前の幕令で、これと同一文面の法令は、『御当家令條』などの法令集や幕府の日記類からは確認ができない。したがって、本法令はそれまでに発布された、いくつかの法令をまとめ、藩が独自に制定したものと考えられる。本文の内容から推察するに、参照された法令の一部として考えられるものは、貞享四年正月に江戸で出された人宿や牛馬宿で重病の生類を生きうちに捨てることを禁じた触で、弘前では同年二月二十一日条の「国日記」で確認できる。ここでの「生類」は人や牛馬をはじめとした動物を指し、病気を理由とする捨子・捨て老人・捨て牛馬の存在を前提に立法化されたものである(6)。

さらに弘前でも、これまで考察してきた諸藩と同様「口上之覚」として、貧困ゆえに幼児や動物を養育できない場合には役人や領主に訴え出るよう命じた触が付されている(7)。生類を捨てる行為を未然に防ごうという意図が示されている。

(史料三)

御公儀より御申触之覚

一兼而被仰出候通、生類哀身之志專要可仕候、今度被仰遣候意趣ハ猪鹿あれ、田畑を損さし、狼ハ人馬犬等茂損ざし候故、あれ候得ば、から鉄炮ニ而も打せ候様に被仰出候間、然所万一存たがい、生類あわれみものをハ、無残と打候もの有之候ハ、急度曲事ニ可申付候

一御領私領ニ而猪鹿あれ、田畑損さし或ハ狼あれ、人馬等損さし候節ハ前々之通、随分追ちらし、其二而もやみ不申候ハ、御領国ハ御代官、手代役人、私領ニ而ハ地頭役人並目付申付、小給所ニハ其頭々江相断、役人被申付、右之者共に急度誓詞致せ、猪鹿あれ候時計、日切を定、鉄炮ニ而打せ、其訳帳面に住所之支配江急度可申達候、猪鹿狼あれ不申候節ハ、紛敷殺生不仕様堅可申付事、若相背もの有之候ハ、訴人ニ罷出候

様ニと兼々申付候所乍、自然隱置、脇より相知候ハ、当人ハ不及申、其所之御代官地頭可為越度候、右之通堅可相守者也

元禄二巳六月

一猪鹿田畑荒しと申兼候ハ、目付其所へ遺し、慥承届、弥無相達候ハ、以誓詞を遣、日切を申付、其日數之内幾ツ打候と注進承届可申候、狼人馬を取候証拠正敷有之、御村中迷惑仕候段申立候ハ、是又慥承届、以誓詞、右同断可申付事

猪鹿狼打候ハ、其所に慥ニ埋置、一切商売食物不仕候様可中付候、右之通獵師の外の事に候、

巳六月日

今度被仰付候御書付之通ニ候、依之熊其外生類を獵師之外打候事、堅仕間敷事、若右之趣相背、脇より申出候ハ、其身ハ不及申、某所之支配頭可為越度、此段急度可申付候

以上

(『平山日記』元禄二年)

(史料三)は元禄二年六月に発令された幕府法をほぼそのまま取り入れた法令である。その内容は、田畑を荒らす猪・鹿や人馬を疲付ける狼が現れた場合、追い散らしても行為が止まらないときは、幕領は代官や手代役人、私領では、領主や役人、目付に申付けて誓詞を書かせ、期間を定めて害獣駆除の目的での鉄砲使用を認め、その経緯を帳面に記して支配筋に届け出るように命じたものである。さらに、撃ち殺した動物の死骸はその場所に埋置くとされている。この法令は、弘前藩の農村地域にはきわめて重要なものであったと思われる。なぜなら、「国日記」を参照すると、藩内では狼や熊などの野生動物による日常的な「獣害」をうけており、これら獣害への対策は避けて通れない問題であったと考えられるからである。「国日記」の野生動物に関連する記述は大変多く、細かな検討はしていないが、この法令が重視され領内である程度効力を有していたことは確かであろう。

以上、わずかに四例であるが、『平山日記』の中から、「生類憐みの令」について検討してみた。結果として、領内では生類の捨て置きが繰り返され、これがここでの「生類憐みの令」の中心特徴であったといえるであろう。

以上が、弘前藩領内での「生類憐みの令」の発布状況である。次いで本章では、藩内でこれに違反した者への処罰事例について触れる。

山室恭子氏によると、幕府のお膝元である江戸での「生類憐みの令」の処罰事例は二十四年で六十九件があるという⁽⁸⁾。

では、弘前藩での「生類憐みの令」違反に関する処罰例はどの程度確認できるのであろうか。弘前藩領では「国日記」で二例、『永禄日記』と『平山日記』で同一事例のものが一例確認できる程度で江戸と比較するとはるかに少ないといえる。

(史料四)

一六月二日、飯詰組之内石田坂村之百姓甚四郎・左次兵衛・治兵衛と申者、熊殺候二付、右為詮儀巳之刻会所江鞠負・隼人并権之進・清左衛門・五左衛門、尤佐藤源太左衛門・武田源左衛門出座、其外寺社奉行・郡奉行・町奉行・勘定奉行并御目付奈良三郎兵衛出席・其外先格式目之通御作法也、

(史料四)は元禄四年の事例であり、同年七月二十五日の「国日記」からの引用である。これによると、元禄四年六月二日、飯詰組⁽⁹⁾内の石田坂村の甚四郎・左次兵衛・治兵衛の三名の百姓が熊を殺し、これを受けて藩の要職が参集して熊殺しの一件につき詮議がなされたことが記されている。さらに、この詮議は七月二十七日まで三日間続けて行われたようである⁽¹⁰⁾。

そして、「国日記」によると、この詮議から約二ヶ月後の閏八月十六日に処罰が決定している。

(史料五)

於会所四奉行列座二而、大目付申渡覚

石田坂村

治兵衛

此度熊殺、其上其肉を喰候儀、且又其注進遅成候義段々不屈ニ被思召、江戸ニ而被 仰上候処、遠嶋被 仰付候間、江戸江差登せ、江戸御町奉行様江相渡可申趣被 仰渡候、御法度相背候上ハ死罪にも可被 仰付処、難有次第^ニ候、道中無異儀江戸江可参候、

右申渡相済、其場にて直ニ寵ニ入、江戸江差登せ申候、

(中略)

於会所四役列座にて大目付申渡之覚

石田坂村 甚四郎
同村 左次兵衛
右兩人、此度熊殺候上、其熊ノ肉食物ニ仕、其上注進遅成旁以不届被思召候、依之此度御領内追放被仰付候、御法度相背候上ハ、如何様之儀ニ罷成候共不及是悲候之処、右之次第有難儀ニ候、右申渡会所北之庭ニ差置終而、

石田坂村治兵衛

妻

同人五歳ノ男子

次郎

同人式歳ノ女子

まめ

今度治兵衛儀、御法度相背候ニ付而、急度死罪ニモ可被仰付候処、江戸江差登せ、御町奉行様江相渡、遠嶋被仰付、只今江戸江被遣候、其身之儀は御領分中追放被仰付之候、

(史料五)によると、熊殺しの当事者三名のうち、主犯と思われる治兵衛は本来ならば死罪となるべきところを江戸に送られ遠嶋、共犯の甚四郎と左次兵衛は領内から追放とされている。さらに、この判決では縁座も広く適用され、治兵衛の妻及び五歳の息子、二歳の娘は領内から追放とされている。また、ここでは掲げていないが、甚四郎の妻と二人の子ども(息子と娘)、左次兵衛の妻も同様に追放刑に処された⁽¹¹⁾。さらに、処罰の決定に先立つ八月十日には、熊殺生の当事者三名の親兄弟と石田坂村の庄屋(庄屋の親兄弟・子も含む)など十六名が「大組・御持筒・諸手足軽ニ預ケ指置之」とされている⁽¹²⁾。しかし、預とされた十六名については、「国日記」の九月二十六日条で赦免になったことが確認できる。本事件での処罰の対象は以上の石田坂村の村民のみならず、代官の外崎伝右衛門、斎藤弥次兵衛の二名が逼塞⁽¹³⁾、郡奉行野宮理右衛門が遠慮を命じられる⁽¹⁴⁾など大掛かりなものとなったのである。

ところで、この事件の処罰には注目すべき点がいくつかある。一つは、当該事件が弘前藩内で生じたにもかかわらず、(史料五)の「江戸ニ而被 仰上候処」にみる如く、判断を幕府に委ねているということである。この

事実ほどのように捉えればよいのであろうか。

「生類憐みの令」は將軍綱吉の個人的な意向によるこれまでにはない特異な法令であり、法令違反で処罰をするとはいっても、藩にはその根拠となる刑罰規定や先例が存在しなかったであろう。(史料四)のように藩の重職者が集まり連日に渡り詮議がなされたのも、藩内で事件の対応に苦慮していたことを示しているのではなからうか。したがって、幕府に伺という形で刑罰の判断を仰いだと考えられる。

次に注目すべきは、主犯格の治兵衛に課された刑罰が遠島ということである。この時代の弘前藩には後の「安永律」や「寛政律」、「文化律」のような刑法典が存在しておらず、刑罰体系の詳細は不明な点が多いが、藩の刑罰に遠島があったとは思われない⁽¹⁵⁾。したがって、刑の執行自体が不可能であるから「江戸江差登せ、江戸御町奉行様江相渡可申趣被仰渡候」とあるように執行も江戸町奉行に任せたとあろう。この処罰事例では、刑罰権に関する藩の独自性は全く確認できない。

以上のように、元禄四年六月の百姓三人による熊殺しの一件は、弘前藩ではなく江戸幕府により判決がなされていたのである。

また、同じ元禄四年には『平山日記』に次のような事例が記されている。

(史料六)

四月、当飯詰組之内石田坂之者、鹿老疋取候処、御咎ニ成り、右之者共三人、金あみかゝりに而江戸江登り申候

依之同組御代官斉藤弥次兵衛、外崎伝右衛門閉門仕候、其外手代庄屋等茂慎み被仰付候事

右ハ貞享三年二月公方様より被仰付候ハ、獵師之外ハ生類ニ一切あたり申間敷、猶以立犬、かい犬、鳥類等迄も死せざる内に捨候者有之候ハ、十類共ニ死罪流刑たるべしと、堅く御法度之御条目ニ御座候処、ひそかに取候故、御詮義ニ逢、五月十日に江戸登り、右三人之者共八丈島江流罪被仰付候

(『平山日記』元禄四年)

(史料六)によると、元禄四(一六九一)年四月、飯詰組内の石田坂の者三人が鹿を一疋取ったため、金網をかけ江戸へ送られ、八丈島への遠島という刑罰を受け、これにより、組の代官や庄屋も処罰されたとされている。この事例は、先述の「国日記」に記された事例と比較すると、対象の動物や日付に違いがあるものの、事件

の関係者や内容、刑罰が酷似しており、おそらく同一事例と考えてよいのではなからうか（16）。一方の幕府側の記録としては『御仕置裁許帳』に以下の記述がみられる。

（史料七）

元禄四年未九月五日

壹人次兵衛 是ハ津輕越中守領分奥州石田坂村之百姓、此者熊を殺し候由にて、越中守より戸田山城守殿え相達し、山城守殿より御断ニて、越中守家来相州竹右衛門、中畑清助、今助九郎召連来ル付、牢舎、右之者、申八月新嶋へ流罪、

（『御仕置裁許帳』六九二）

『御仕置裁許帳』に記されたこの記述は、弘前藩の「国日記」の内容とほぼ合致するといえる。「国日記」には治兵衛が遠島された島についての記述はないが、この処罰事例から新島に送られたことが確認できる。

ところで、本史料の後半部分には違反した法令の内容が記述されている。ここであげられている貞享三年二月の「公方様より被仰付」であるが、同年に、ここで記されている内容の法令が出されたという事実は確認できない。しかし、「獵師之外ハ生類ニ一切あたり申間敷、猶以犬、かい犬、鳥類等迄も死せざる内に捨候者」ということから、これは本稿で先に述べた、貞享五年一月に触れられた（史料4）の法令が該当すると考えられる。

『平山日記』の記述にしたがえば、本一件は、獵師ではない百姓が生類を殺生したことが犯罪事由とされたのである。

（史料八）

一代官清野伊兵衛覚書ニ而申立候は、油川組新田村百姓弥三郎孫、松と申者、今年拾九ニ罷成申候、今二日ニ田甫江水引ニ参候処、家岸垣添之際より男狼懸出、右松江飛懸候付、持参之熊手ニ而なくなり候得は、狼左之目玉打ぬき、其上左之耳打申ニ付、早速打殺シ申由、拙者儀弘前ニ罷有候、手代青木十兵衛罷越、庄屋・五人組立合見分仕候処、右之通相違無御座候、（後略）

次に「国日記」宝永元（一七〇四）年七月三日付に記されている、油川組新田村の事例をとりあげる。（史料八）に記されている事件の概要は、七月二日に新田村百姓弥三郎の孫で松という者がオスの狼に襲われ、その際に持参の熊手で狼を撲殺したということである。そして、二ヶ月後に下された本事件の処罰は以下のようなもの

であった（17）。

（史料九）

一代官清野伊兵衛口上書ニ而、対馬万右衛門を以申立候は、

油川組

新田村百性弥三郎

孫まつ

右まつ儀、七月二日、田^江水引に出候所、狼とひ付候に付、持合候熊手にて打殺候に付、其節委細御注進申上候、然所右まつ儀、此度村預ケに仕、番人付置候之様ニと被仰付候に付、今六日石神村百性六郎太郎と申者^江預ケに仕、番人付置、其上同所庄屋儀も節々見届候様にと急度申付、差置申候之由申立候に付、則民部^江相達之、

（史料十）

油川組新田村百性弥三郎と申者之孫、松と申男、去年七月田甫^江罷出候節、狼飛懸り候付、熊手^ニ而打殺候、依之村預^ニ申付置候、右之段江戸^江從御家老中被申越候処、御断^ニ及不申候之由申来候間、右松儀、

村預御免被成候旨御家老中被申渡候付、右之趣郡奉行長尾戸左衛門^江申渡之、

（史料九）によると、当事者のまつ（松）は「村預」となり、石上村の六郎太郎という者に預けられ、番人が付け置かれたとある。また、庄屋には「節々見届」を命じている。そして、（史料十）で明らかかなように系の執行から半年にも満たない翌年の正月には赦免されている。さらに、「国日記」では、元禄四年の時のような縁座は確認できない。本事例では、偶発的な生類殺生だったためなのか、元禄四年と比較すると刑が軽い印象をうける。これは、元禄四年は幕府が直接判断を下しているのに対し、宝永元年では、弘前藩が自ら処断しているからであろう。幕府から命じられた処罰は忠実に実行しなければならなかったが、宝永元年では藩の独自の判断もあったのではなからうか。

以上が「国日記」などから確認できる弘前藩での「生類憐みの令」に関する処罰例である。ところで、元禄四年と宝永元年の生類の殺生事例では藩の対応に大きな違いがあるというところが確認できた。この対応の違いの背景にはいかなる理由が存在していたのであろうか。以下ではこの点に着目し論ずることとする。これについては、

いわゆる「自分仕置令」が関係していたと考えられる。

(史料十一)

覚

一 逆罪之者仕置之事

一 一致付火候者仕置之事

一 生類に疵付、或損さし候者仕置之事

右之科人有之は遂僉議、一領一家中迄^ニ而外^江障於無之者、向後不及伺、江戸之御仕置に准し自分仕置可被申付候、但、他所^江入組候ハ、月番老中迄可被相伺候、遠嶋に可申付科は、領国に嶋於無之は永牢、或親類縁者等^江急度可被預置候、且亦生類あはれみの儀、兼々被仰出候通、弥堅相守、入念可被申付者也、

丑六月日

(「令條留」)

右の「自分仕置令」は元禄十年六月に發布された法令であり、大名の刑罰権およびその範囲について規定したものである(18)。これは全国法として發布され、弘前では同年七月二十三日条の「国日記」に当該条文が記され、幕府から弘前藩庁に伝達されていたことが確認できる。

この法令の内容は、逆罪、付火、生類を疵付けた者に対する仕置については、今後は伺を出さず、幕府の仕置に准じて処断するよう命じたものである。先述した弘前藩の処罰例は元禄四年と宝永元年にみられた。すなわち、前者は「自分仕置令」發布以前の事例であり、後者は發布以後の事例である。したがって、元禄四年の段階では幕府に伺をたて処罰を決し、宝永元年では、藩で仕置を決したのであろう。

一方、先に盛岡藩の「生類憐みの令」の違反事例として一条長五郎の犬殺しの一件に触れた。このときの藩の処置について、今一度述べると、長五郎を身内である父の勘五郎に「御預」というものであった。また、弘前と同様に縁座も科せられていた。一年に満たない期間で赦免もなされていことも共通している。この一件は元禄十二年に生じた例なので「自分仕置令」の發布以降のものである。ここでは、弘前藩、盛岡藩共に「遠島」に当たる処罰を科しているが、刑を執行するための島が存在せず、「自分仕置令」の規定にしたがい、地域社会や親類への「預」という形をとり、一年に満たないうちに赦免しているという点で共通している。わずかに二つの藩のみ

の検討であり断定できないが、おそらく、諸藩においては、「生類憐みの令」に違反した罰則は「遠島」が基本とされていたと考えられよう。

ところで、弘前藩や盛岡藩の事例ではその科された刑罰に「遠島」と「預」という違いがあった。これについてはどのように解せばよいのであろうか。幕府の「生類憐みの令」違反に対する処罰については、先に六十九例があると述べたが、その内訳は、死刑が十三件、流刑が十二件で、残りは追放刑が中心とされていた⁽¹⁹⁾。また、山室恭子氏によれば、死刑に処されている者の大半は武士であり、通常は悪質な場合や見せしめの必要性があるときなどの限られた場合のみに死刑が適用されたようであり、当初は流罪が最高刑でのちに死刑が導入されたという⁽²⁰⁾。弘前藩での事例においては当事者が百姓であることから、元禄四年の「遠島」は、「生類憐みの令」違反として一般的な刑罰であったと考えられる。弘前藩や盛岡藩の刑罰体系には「遠島」が存在しなかったことは先に述べた通りであるが、「自分仕置令」には「遠嶋に可申付科は、領国に嶋於無之は永牢、或親類縁者等^{江急}度可被預置候」と定められている。したがって、盛岡藩の元禄十二年、弘前藩の宝永元年の刑罰は本来、「遠島」にあたる事例であったが、「自分仕置令」の規定から「村預」に処せられたと解してよいであろう。対して、元禄四年のときは、「遠島」を科すことが出来ない私領に対し、永牢や預に代替するという方針が幕府でも定まっておらず、江戸に移送し刑が執行されたのではなからうか。この「自分仕置令」に「生類憐みの令」に関する文言が取り入れられた背景には、諸藩から法令違反者の処罰に関する伺が多く出され、幕府で対応しきれなくなってきたためとも考えられる。このように、弘前藩の「生類憐みの令」違反の処罰は、「自分仕置令」の発布前と以後の事例であり、盛岡藩の事例と比較することで、「自分仕置令」の効力を考えるうえでも興味深いといえよう。そして、弘前藩は幕府の方針に沿った対応をしている。

なお、「自分仕置令」は後年になって、生類憐みに関する文言が削除され、大名刑罰権を定めた基本法令として存続した⁽²¹⁾。

以上、本節では、弘前藩領の「生類憐みの令」について、地方での法令伝達と処罰例を中心に「国日記」や『平山日記』を利用して考察を試みた。参照した法令の数は多くはないが、弘前藩の地方における「生類憐みの令」の特色は、疵付いたり、弱っている牛馬、犬などの生類を捨てることを厳しく禁ずる、猟師以外のものが狩猟をすることを禁じるという点が中心をなしていたと考えられ、元禄四年の処罰例は、まさに後者の違反によるもの

であった。

また、二つの処罰事例は、大名の刑罰権を定めた「自分仕置令」の制定前と後での一件であり、刑罰の決定過程に相違があることが確認できた。「自分仕置令」の制定以前では幕府に伺をたて処罰したのに対し、制定以後は「自分仕置令」の規定にのっとった対応がとられていたのである。

第六節 「生類憐みの令」の施行状況のまとめ

以上のように、第三部第二章、三章では、「生類憐みの令」を題材に、幕府領である江戸および越谷、また私領として、小田原、福島、南部、弘前の各藩を対象に幕府発布の触書の伝達と施行状況について考察した。

「生類憐みの令」は時の將軍綱吉が重視した政策に関する触であったが、厳格に触が伝達されていたのは、主として江戸であったといえる。「生類憐みの令」といえば、犬の保護に関する規定を思い浮かべるが、実際の発布状況は、犬に関する規定のみならず、馬や鳥類に関する規定など、様々な生類に関する触がみられる。しかし、同じ幕領でも在方である越谷については、鷹場を抱えていることもあり、鳥類や牛・馬などの家畜に関する規定が多く、江戸と比較すると犬に関連する触はさほど多くはないのである。江戸は、町方ゆえか生類と商売をめぐる規定が散見されている。このように同じ幕領であっても「生類憐みの令」の伝達状況には違いもみられる。

次に私領の場合は、譜代大名であり、かつ老中の所領である小田原藩といえども、すべての触を取り入れていたわけではなく、東海道の宿場を抱えていることもあり、捨馬の禁止を重視するなど藩内事情を考慮して必要な触を取捨選択していた。

また福島藩は、小田原藩と同じ譜代藩であるが、藩主が將軍綱吉の勘気を蒙ったことから、「生類憐みの令」に関しては、全国令として伝達された触のみならず、本来は江戸の町触として出された触を積極的に導入し、幕令に従順な姿勢を示していた。本論文中にも述べたが、一般的に譜代藩は、幕法に従順な姿勢をとっていたといわれている。しかし、「生類憐みの令」という特殊な法令が具体例とはいえ、必ずしもかかる定義はあてはまらないということは明らかであろう。

外様大名である南部、弘前の両藩は、原則として全国触としての触を藩内に伝達していた。しかし、両藩とも

多くの農村地域を抱え、狼や猪、熊といった野生動物の獣害が日常的であり、「生類憐みの令」のなかでも野獣駆除に関する規定が重要視されている傾向がみられた。やはり、これも地域事情を考慮した幕法の施行の一例であろう。

また、盛岡、弘前両藩では「生類憐みの令」に関する重要な問題点がみられた。これは、当該法令の違反についての対応である。この問題については「自分仕置令」との関連性が指摘できる。先に述べたように、「自分仕置令」は元禄十年に発布された、大名の刑罰権を定めた重要法令であるが、制定当初は「生類疵付」についての刑罰権が規定されていた。弘前藩では、「自分仕置令」の制定以前は、仕置を幕府に委ねた事例がみられた。「自分仕置令」発布以降は、盛岡、弘前両藩ともに幕府の方針に沿った量刑を科していた。しかし、幕府領での刑罰に比較すると、必ずしも厳罰に処されているとはいえない難しい事情を垣間見ることができた。このように、「生類憐みの令」は、公儀たる江戸幕府が発布した触とはいえ、その施行については、各大家の藩内事情が大きな影響を及ぼしていたのである。

本論文の総括と今後の課題

本論文では、近世幕藩体制を江戸幕府全国法令の伝達と施行状況の視点から考察した。江戸幕府は、全国全領を統治する統一政権の役割を担う一方で、將軍は個別領主として、幕府直轄領を私領とは別個に支配する体制もとられていた。すなわち、法による統治制度を考える上で、江戸幕府法は、日本の全国全領を対象にした支配と幕府直轄領のみを対象とした御料法による支配に大別され、後者については町方・在方の別や幕領を直接統治する奉行や代官などの手限による法令もあり、幕領のみを採り上げても多層的な法支配の実態がみられる。

他方の大名が統治する藩については、法令伝達などを通じて江戸幕府からの支配を受けたものの、自領においては独自の裁判・徴税・行政権や法制定権が認められており、幕府から発せられた法令とは別に各藩の藩内事情に応じた法支配も可能であった。無論、理論上は幕府の政策方針に反するような領内統治は認められないのであるが、実質的には「生類憐みの令」の各藩での施行状況を検討してみると、多くの事例では、幕府法を遵守する姿勢がみられるものの、幕府の方針とは反する対応が確認できたことも事実である。本論文では、検討課題とはしなかったが、領内統治の治安維持のために重要な役割を担う刑法や刑罰に関する刑事法分野についても、江戸幕府の「公事方御定書」と熊本藩にみられるような中国の律令系の刑法では、その刑政についても大きな違いがあったことは先学の研究でも明らかに becoming している。この刑事法についての例をみても、各藩が幕府の政策方針に必ずしも従順であったわけではないことが分かるのである。

では、諸藩にとって重要な幕府全国令がどのようなものであったのか。これについては、盛岡藩、萩藩、福山藩の限られた事例ではあるが、四代將軍家綱の寛文年間では、酒造制限令や衣類や食物、祭礼の規模など奢侈の禁止を求めた一連の儉約令、たばこ作付の禁止が中心を占めていた。酒造制限令に関しては、米を幕藩体制の経済基盤の中心としていることから、その年の米の収穫状況による経済政策の一環として、米を原料とする酒造の分量を制限する法令は必要不可欠であった。また、儉約令に関しては、武家諸法度や諸士法度、各藩の家臣統制法である家中法度の規定をみれば、武士・庶民を問わず、近世社会においては、儉約の精神が日常生活

の基本とされていたと考えられ、かかる法令は諸藩でも何の問題もなく藩法に継受されていたのである。また、五代將軍綱吉の元禄期には貨幣改鑄という新たな政策が現れる。いうまでもなく、貨幣の鑄造権は幕府のみに認められており、この政策に関連する法令は、諸藩においても否応なく従わなければならない事例であろう。「生類憐みの令」の扱いについては前述の通りである。また、綱吉政権の下では、徳川家一門や老中などの幕府高官の死に際して、鳴物停止や服忌に関する触や幕府の儀礼に関する触が多くみられるようになる。本論文のなかでも触れたが、綱吉政権は將軍権力の強化がはかられた政権でもあり、法令のなかにも幕府権力の強化が垣間見える一例である。

六代將軍家宣、七代將軍家継の正徳期は家綱時代から重視された酒造制限令や儉約令が引き続き発布されている他、貨幣改鑄に関する触もみられる。しかし、総体的にみて、目立った新たな政策上の法令はみられず、さらなる検討の必要性はあるものの、幕府の法令伝達に関しては制度上の確立の萌芽がみられる。

江戸幕府の法令の伝達されるにあたっては、慶長十六(一六一一)年の西国大名に向けた三ヶ条誓紙と翌年の東国大名向けの誓詞により、諸大名は幕府法の堅守を誓約した。この誓詞では、法令の発布にあたって、源頼朝以後代々の將軍家の法式を奉じることが定められていたが、この頼朝以来の法令発布の法式、すなわち書札礼に通じていたのが、右筆であり、この右筆は幕府の法令の制定に多大な役割を果たした。特に幕府前期の右筆である久保家は、書札の権威を背景に萩藩や小田原藩の事例にみる如く、大名の藩政にも大きく関わっていた可能性がある指摘できる。特に小田原藩は家中法度の制定に際し、右筆の久保の助言を受けており、書札に長けた右筆の存在が幕府法の効力に重要な意味を有していたことが想像できる。第二部でも述べたように、右筆の権威が高まることにより、職務にも緩みが生じ、將軍綱吉の怒りに触れ、奥右筆制度の創設へと繋がるのである。そして、この奥右筆の創設により、綱吉政権での法令の制定・公布の増加が可能となったのである。

以上が、本論文全体を通じた総括である。次に本論文で述べた各章の要点について述べる。

第一部の第一章では、江戸幕府の法として、「法度」、「条目」、「高札」、「達」、「触」などをあげ、そのなかでも、一般に触れ知らすべき単行法の性格をもつ「触」とそれを媒介とする「触書」が諸藩に伝達される法令として重要な役割を有していたことを述べた。だが、各藩は独自の法制定権が認められており、幕府が発布した法令であっても、キリシタン禁令などの重要な政策に関するものではない限り、自領の統治状況に応じた幕府法の適用を

していた。また従来、江戸幕府の全国法令を意味する老中の命により発布される「惣触」について、実際には幕府領のみを対象にした「御料法」としても「惣触」は出されており、「惣触」を全国令として定義してよいのかという問題点も指摘した。

第二章は、幕府法の伝達を受けた藩として、盛岡藩を具体例に、『盛岡藩雑書』や「公儀被仰出」を基本史料に用いて、正保二（一六四五）年から享保元（一七一六）年までの盛岡藩内の幕府法の伝達状況を考察した。その結果、盛岡藩では当初、改元以外の具体的な法令伝達は見受けられず、万治元（一六五八）年以降、米の不作により発布される「酒造制限令」が出され、その後、幕政初期の段階ではこの「酒造制限令」や百姓、町人の衣服や食料の制限などを規定した広い意味での「儉約令」、たばこの作付の制限令に大別でき、これらが大名統制として、幕府が重視した政策であることが推察できた。同時に藩への法令伝達の数はさほど多くはないという事実も明らかとなった。しかし、五代將軍綱吉の時代になると伝達された触書の数が莫大に増え、内容も多彩なものに変化していった。特に数が多いのは「生類憐みの令」であった。また、本章では、改元の問題と初期の段階では発令数が比較的多い「酒造制限令」をとりあげ、具体的に検討した。

第二部では、第一部の検討から、江戸幕府法政策の転換点が五代將軍綱吉の治世下であったことが明らかになり、綱吉政権と法政策の関係を「武家諸法度」と「諸士法度」の統合による將軍権力の強化や奥右筆制度の創設を例に論じた。綱吉は「賞罰嚴命策」などにより、官僚機構の整備を行ってきたといえるが、なかでも奥右筆の創設は「大目付廻状」の発明など合理的な役割を担い、法政策の発展に多大な影響を与えたといえるのである。

第三部では、個別法令として、「生類憐みの令」をやや詳細に論じた。「生類憐みの令」は將軍綱吉が重視した諸政策に関する一連の法令であり、本稿では、幕府領である江戸町方と越谷の他、私領として小田原藩、福島藩、盛岡藩、弘前藩を対象として法令の伝達状況と施行の問題について考察した。その結果、「生類憐みの令」が厳格に適用されていたのは江戸を中心とした幕府領であり、諸藩においては、体面上、幕府の方針に従っていたが、実質はゆるやかであったと考えられた。但し、福島藩のように藩主が將軍綱吉の勘気を蒙っていたことから、これを忠実に実行した例もあるが、通常は藩主が老中職を勤めていた小田原藩であっても、幕府が重視した政策であるにも関わらず、諸藩の藩内事情により、法令は取捨選択されていたといえる。

また、ここでは従来、研究成果がみられなかった「生類憐れみの令」と「自分仕置令」との関係について、盛

岡藩と弘前藩の処罰例から検討し、その結果、両藩とも「自分仕置令」に沿った対応をしていたのである。

最後に今後の課題について触れておきたい。本論文では、八代將軍吉宗の享保期以前の江戸時代前期を対象に江戸幕府の法令伝達とこれを受けた諸藩の施行状況について検討した。本論文では、盛岡藩、萩藩、福山藩における法令伝達状況を基礎とし、必要に応じてそれ以外の藩についても言及した。当然のことながら、以上の藩以外にも幕府法の施行に関する史料を有する藩が存在するであろうし、本論文の分析とは異なる事例も見受けられるかもしれない。したがって、その他の藩についても今後、研究の余地があると考えられよう。また、本論文では、江戸時代前期の全国法令の発布状況について、とりあえず、正徳期の制度の確立の萌芽と捉えたが、これを確かなものと結論付けるには、八代將軍吉宗の享保期の検討も重要なテーマとなるであろう。改革政治を実行した吉宗がいかなる法令を引継ぎ、新たにいかなる法令を制定したのが、近世法確立の上でも検討課題といえる。

さらに、本論文では、法令の制定や発布、法の効力などに右筆の存在が非常に大きいことが確認できた。これについては、鎌倉・室町期以来の礼法である書札が法令の制定に影響を与えているといえようが、現在のところは、すべての説明にはいたらず、書札と法の関係についても今後の大きな課題といえよう。

注 一 覽

序論

一 本論文における問題の所在

- (1) 笠谷和比古「將軍と大名」(日本の近世3『支配のしくみ』中央公論社、一九九一年) 四九頁。
- (2) 服藤弘司『幕府法と藩法』(創文社、一九八〇年) 三頁。
- (3) 近世の公家法、すなわち近世の朝廷法制については、武家法と比べると研究の立ち遅れた分野であったが、近年になって研究の進展がみられる。田中曉龍氏は、幕府が発した朝廷統制法のみならず、天皇や上皇、撰関などの命により制定された法制についても言及している。田中氏の研究成果には『近世前期朝幕関係の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)、『近世朝廷の法制と秩序』(山川出版、二〇一二年)がある。
- (4) 平松義郎「近世法」(『江戸の罪と罰』平凡社、一九八八年、初出は『岩波講座日本歴史11 近世3』岩波書店、一九七六年) 一〇頁。
- (5) 近世の寺法のまとまった研究成果としては、小島信泰『近世浅草寺の寺法と構造』(創文社、二〇〇八年)があげられる。
- (6) 近世の法制度の多元性については、多くの著作で指摘されている。代表的なものとしては、平松前掲「近世法」、服藤前掲『幕府法と藩法』、朝尾直弘「法度と掟」(『朝尾直弘著作集』第六卷、岩波書店、二〇〇四年、初出は『週刊朝日百科 日本の歴史』七九号、朝日新聞社、一九八七年)、笠谷和比古「習俗の法制化」(『武家政治の源流と展開』清文堂、二〇一一年、初出は朝尾直弘編『岩波講座日本歴史』第十三卷、岩波書店、一九九四年)、藪田貫「日本近世の法構造と家長権」(『女性史としての近世』倉書房、一九九六年)などがある。

二 研究手法と考察期間

- (1) 藤井譲治氏は、「幕令に関する研究は、武家諸法度や慶安御触書等の一部の法令についての個別研究があるのを除けば、諸法令集の比較検討およびそれらの成立事情の解明が行われているにすぎず(以下略)」(藤井譲治「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」(『幕藩領主の権力構造』岩波書店、二〇〇二年、初出は『日本史研究』一七〇) 一九九頁註(2)と、幕令の研究の中心が特定の法令の個別研究が主であったことを示唆している。

また、坂本忠久氏は、近世の「法」に関する個別具体的な研究は、近世史研究の進展に不可欠な位置を占めてきたと評しており(坂本忠久『近世都市法とその構造』創文社、二〇一四年、四頁)、さらに個別法令研究の代表的な研究成果を整理している(同書、一〇頁、注(6))。

- (2) 代表的な著作としては、坂本忠久『天保の改革の法と政策』(創文社、一九九七年)、坂本前掲『近世都

市法とその構造』、吉田伸之「江戸の町触の特質」（竹内誠編『徳川幕府と巨大都市江戸』東京堂出版、二〇〇三年）、京都町触研究会編『京都町触の研究』（岩波書店、一九九六年）、朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」（『朝尾直弘著作集』第一巻、岩波書店、二〇〇三年、初出は『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房、一九六七年）、同「近世京都の『町』と町触―願触について―」（『朝尾直弘著作集』第六巻、岩波書店、二〇〇四年）、塚田孝『近世大坂の都市社会』（吉川弘文館、二〇〇六年）、塚田孝編『近世大坂の法と社会』（清文堂、二〇〇七年）、安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版、二〇一〇年）など。坂本氏の著書では、序章において、個別法令以外にも、近世の「法」をめぐる諸研究について言及している（『近世都市法と都市構造』三〇七頁）。

(3) 序論一注(6)に同じ。

(4) わずかに、寛文期における岡山藩、鳥取藩を対象にした論考として、加藤恵子「幕藩体制における中央集権―法制的側面から見た寛文期―」（『日本女子大学紀要』文学部19、一九六九年）がある。

(5) 平松前掲「近世法」十一頁。なお、この寛保二年を境に江戸時代を前半、後半に分ける見解に従うと、本来、本論文の考察期間も同年までとしなければならぬ。しかし、この年代は將軍吉宗の治世下の途中であり、多くの改革がなされた吉宗時代の法制については、吉宗の將軍在職時として別に一貫して述べる必要があると思われる。したがって、本論文は吉宗が將軍に就任するまでを対象とし、吉宗時代の考察については他日を期したい。

三 本論文の展開

(1) 盛岡藩が藩の公称を「盛岡」としたのは文化一四年からであり（『藩法史料集成』創文社、一九八〇年、一五頁）、本稿の考察対象である貞享〜宝永年間における公称は「南部」であった。故に、厳密には藩名を「南部藩」とするべきであるが、今日では「盛岡藩」と呼称されることが多い。

(2) わずかに、綱吉政権下の法と社会について触れた論考としては、水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『法社会史』（新体系日本史2、山川出版社、二〇〇一年）三二四〜三三〇頁（大藤修執筆）がある。

四 史料について

(1) 幕府法令集に関しては、石井良助「御触書集成について」、「近世法制史料集解説」（いずれも『民法典の編

纂』創文社、一九七九年)、荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』(巖南堂書店、一九八〇年)、石井良助、服藤弘司編『御触書集成目録』解題(岩波書店、二〇〇二年)、同『幕末御触書集成目録』(岩波書店)などを参照。

- (2) 例えば、平松義郎氏や藤井讓治氏が指摘する如く、元禄十(一六九七)年に発布された「自分仕置令」は当初、「生類憐みの令」に関する規定を含むものであったが、『御触書寛保集成』収録の際、当該規定が削除されるなど編纂の過程で採録されなかった事実がある(平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年、三〇七頁、藤井讓治「法度」の支配」(『支配の仕組』日本の近世第三卷、中央公論社、一九九一年)四十一〜四十四頁、同「元禄宝永期の幕令―「仰出之留」を素材に―」(前掲『幕藩領主の権力構造』、初出は京都大学近世史研究会編『論集日本史研究』一九七六年)二二四〜二二五頁、「生類憐みの令」については本論文第三部で詳述する。法令発布年月の誤りについては、藤井前掲『幕藩領主の権力構造』一六九〜一七〇頁、前掲『御触書集成目録』解題、二一一〜二七二頁等を参照。

- (3) 本論文では、『御触書集成』を引用する際は、刊本である、高柳真三、石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)を利用する。以下、本文引用の際は『寛保集成』と略記する

- (4) 『近世法制史料叢書』第二(創文社、一九五九年)、同書の「序文」および荃田前掲『江戸幕府法の研究』一七三頁。荃田氏の著書では一七二〜一七六頁において「御当家令條」の詳細な検討がなされている。

- (5) 国立公文書館内閣文庫所蔵。同館の目録では、本史料は「被仰出留」と表題が付されており、当該史料が二種現存している。そのうちの一種は昌平坂学問所旧蔵(請求番号179-0816、以降、「昌平坂本」と呼称)であり、もう一方は紅葉山文庫旧蔵(請求番号180-0015)である。「昌平坂本」は表紙に「令條留」という表題が記されている。この史料について、深井雅海氏は、「令條留」の写しである「昌平坂本」と紅葉山文庫の「被仰出留」の本文は同一内容であり、老中・若年寄直属の奥右筆によって作成された史料と推察している(『徳川将軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年、四八頁)。

- (6) 本論文では、盛岡中央公民館編『盛岡藩雑書』第一巻〜第十一巻(熊谷印刷出版部、一九八六年〜一九九七年)を使用する。なお、本文に引用する際は『雑書』と表記する。『雑書』の原本は、現在、もりおか歴史文化館に所蔵されている。

- (7) もりおか歴史文化館所蔵。本史料をはじめ盛岡藩の藩政文書は、「南部家文書」として、永く、盛岡市中央

公民館に所蔵されていたが、平成二十三（二〇一一）年にもりおか歴史文化館が開館し、大半の文書が同館に移管された。

(8) 欠落しているのは、明暦元（一六五五）年、同三年（一六五七）年、万治二（一六五九）年、同三（一六六〇）年、寛文四（一六六四）年、同六（一六六六）年、貞享三（一六八六）年、元禄元（一六八八）年、享保十一（一七二六）年、宝暦四（一七五四）年、文政三（一八二〇）〜六（一八二三）年、天保元（一八三〇）年分である。また、年代によっては、一部の日録が欠けているものもみられる。

(9) 『藩法集2 鳥取藩』（創文社、一八六一年）三〜八頁。

(10) いずれも、山口県文書館「毛利家文庫」所蔵である。

(11) 『公儀事諸控総目次』（山口県文書館、一九九九年）一〜三頁。

(12) 『公儀事諸控総目次』八頁。

(13) 原本、複製本共に茨城県立歴史館「下総結城水野家文書」所蔵。

(14) 笠谷和比古『近世武家文書の研究』（法政大学出版局、一九九八年）九五〜九六頁。笠谷氏は、この法令集が、元禄期のものについては法令書付の料紙の種類・形状までもが記載されており、幕府全国法令の文書学的研究のためには有意義な史料であるという特徴を指摘している（同書、九六頁）。

第一部 江戸幕府法・藩法と法令の伝達

第一章 江戸幕府法

第一節 江戸幕府法の種別と特徴

- (1) 服藤前掲『幕府法と藩法』一八頁。服藤氏は全国法を「天下一統の御法度」と呼称している（同書、一八〇～一九頁）。
- (2) 藤井前掲『幕藩領主の権力構造』一六二頁。
- (3) 同右、笠谷前掲『近世武家文書の研究』九一頁。惣触の詳細については、本章第二節で触れる。
- (4) 笠谷前掲『武家政治の源流と展開』、二〇一～二〇三頁。同『近世武家文書の研究』四七～六三頁。藤井前掲「法度」の支配」、十四～十六頁。
- (5) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』六四頁。
- (6) 笠谷前掲『武家政治の源流と展開』二〇三頁。服藤前掲『幕府法と藩法』五四七頁。平松前掲「近世法」十八頁。近年の高札に関する研究としては、渡辺浩一氏による論考がある。高札と都市社会の関係を論じた「江戸の「六ヶ所」高札場と都市社会」（『日本歴史』第七四五号、二〇一〇年）、高札の類型と高札場について論じた「江戸の高札―三類型と維持・管理―」（『歴史』第一一五輯、二〇一〇年）などである。
- (7) 荃田前掲『江戸幕府法の研究』二六七～二八〇頁。
- (8) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』九一頁、石井、服藤前掲『御触書集成目録』解題、三頁、藤井讓治『江戸時代のお触れ』（山川出版社、二〇一三年）四一～四二頁。
- (9) 石井前掲『民法典の編纂』四四二、四六二頁。荃田前掲『江戸幕府法の研究』一八八～一八九頁。
- (10) 服藤弘司氏は、江戸町触を題材として、御用部屋触出し、（伺済町触）、手限町触の三類型に分類し整理している（石井、服藤前掲『御触書集成目録』解題）。これに関する研究整理をした論考として、西木浩一「江戸町触の特質」（竹内誠編『徳川幕府と巨大都市江戸』東京堂出版、二〇〇三年）がある。
- (11) 藤井前掲『江戸時代のお触れ』二頁。
- (12) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』九〇～九一頁。
- (13) 藤井前掲「法度」の支配」、三九～四〇頁。

- (14) 藤井前掲「法度」の支配」、三九〜四〇頁。
- (15) 藤井前掲「法度」の支配」、四一頁。

第二節 江戸幕府惣触と全国法令

- (1) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』九〇〜九一頁、平松前掲「近世法」一八頁。奥右筆については、第三部に於て詳述する。
- (2) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』九〇〜九一頁。
- (3) 注(1)に同じ。
- (4) 例えば、石井良助氏は「惣触とは老中より出す御触、町触とは江戸町奉行より出す御触という意味にふつう用いられるが、厳格に使い分けるときには、たとえ町奉行所より出た御触であっても、老中の命によりあるいは老中の上で発せられていたものは、惣触であり、町触とは町奉行が手限をもって出す「手限町触」の意味に限り用いられるべきものとされていた」(前掲『民法典の編纂』四四二頁)、とし、荃田佳寿子氏も惣触の定義として老中が発するものとしている(前掲『江戸幕府法の研究』一八八頁以下)。
- (5) 服藤前掲『幕府法と藩法』七、一六〜三四頁。
- (6) 坂本忠久『天保の改革の法と政策』(創文社、一九九七年)二二三頁。
- (7) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』九一頁。
- (8) 荃田前掲『江戸幕府法の研究』一八八〜一八九頁。
- (9) 坂本前掲『天保の改革の法と政策』七七頁以下。

第三節 触書の伝達手続きと伝達過程

- (10) 神崎彰利「幕府法令の伝達と村落」(『歴史公論』四一七号、一九七八年)九六頁。
- (11) 藤井讓治「幕府法令の伝達と都市」(『歴史公論』四一七号、一九七八年)九〇〜九三頁。
- (12) 藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」、同「元禄宝永期の幕令」(前掲『幕藩領主の権力構造』)。後者の論考は主に幕府諸役人への法令伝達方式について論じており、本論文ではとくに触れな
- (13) 藤井前掲「幕府法令の伝達と都市」九一頁。ここで、法令伝達に係わる町代とは、町奉行所と各町のあいだにあって、触の伝達や年頭拝礼などの諸々の事務をとり、町奉行の補助的な役目を担っていた(同論文、九一、九二頁)。

(14) 深井雅海「法令の伝達と將軍吉宗の主導―享保前期「仰出之留」を素材に―」(『徳川林政史研究紀要』三九、二〇〇五年)。この深井氏の研究は、本論文の考察対象期間外の八代將軍吉宗の享保期を対象としており、以降の本論文では特に言及しない。

(15) 以下の法令伝達方式の分類図は、藤井前掲『幕藩領主の権力構造』一八〇―一八二頁による。

(16) この図式は、発給者↓法令受取者↓法令伝達場所を表わす。

(17) 朝尾前掲『朝尾直弘著作集』第一巻、三一三―三二五頁。

(18) 藤井前掲『幕藩領主の権力構造』一八二頁。「西国衆」と「東国衆」については、同書、二〇〇頁(注

(23)を参照。藤井氏の論考では岡山藩に伝達された事例を示し、宛名に記載されている大名として「松平新太郎(池田光政)」をあげている。

(19) 江戸留守居役は、大名諸家の江戸屋敷に常駐している涉外担当者で、幕府や他大名家との連絡・折衝事務に広く携わり、日常的には幕政の動向から市井の些事にいたるまでの各種情報を収集することを任務とした役職である(笠谷和比古『江戸留守居役』吉川弘文館、二〇〇〇年、一頁)。江戸留守居役については、この他、服藤弘司『大名留守居の研究』(創文社、一九八四年)、山本博文『江戸お留守居役の日記』(読売新聞社、一九九一年、のち、講談社、二〇〇三年)を参照。

(20) 藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一八二―一八三頁。

(21) 触書の本文については、『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)二一四四を参照。

(22) 以上、②の方式は、藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一八四―一八七頁による。

(23) この時、伝達された触書は『御触書集成』二一三五である(藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一八七頁)。

(24) ③の方式については、藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一八七―一八八頁による。

(25) この方式については、藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一七八―一八〇頁による。

(26) また、酒運上令については、本論文第一部第三章参照。

(27) これについては、藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一八八―一八九頁。

(28) 藤井前掲『幕藩領主の権力構造』一九八頁。

(29) 吉田正志「(書評) 藤井讓治「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」」(『法制史研究』二七、一九七七年)二七六頁。

(30) 本論文、序論、四―五頁参照。

太郎『江戸時代制度の研究』新人物往来社、一九九三年、七七六頁)、事実上、目付の事務の実際を担当していた(平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』四二九頁、『旧事諮問録』(上)、岩波文庫版、岩波書店、

一九八六年、二三五頁)。その他、目付の指揮を受けて、大名ないし諸藩の動静、旗本の行状、諸役人の公務執行状態を内偵していた(『近世刑事訴訟法の研究』六二〇頁)。

(31) 『雑書』延宝五年十一月二十六日条。

(32) 延宝五年十二月十三日付。

(33) 「寛文三年より元禄十一年迄、福山御代従 公儀出候御書付之控」。

(34) 平松前掲「近世刑事訴訟法の研究」六二四頁。

(35) 岩淵令治「江戸武家辻番の制度的検討」(『史学雑誌』一〇二編三号、一九九三年)八一頁。

(36) 本史料の宛所として記されている大名に関して、「木下淡路守 肥後守と御改」、「黒田市正 今無之」、

「山内修理大夫 大膳亮と御改」、「佐久間備中守 阿波守と御改」と記載されているが、これは、福山藩が法令集を作成した時点で、官職が改まっており、それを記載したのであろう。

(37) 『寛保集成』二七六三、二一八三(二)号。

(38) 本節、注30参照。

(39) 『寛保集成』二一八四号

第四節 私領内における伝達

(1) 『雑書』寛文十三年九月朔日付。

(2) 『雑書』延宝五年十二月廿六日付。

(3) 高知は藩の上士とされ、藩の家老・加判役・近習頭など藩の上級役職に就任する家柄である(『藩史大事典』第一巻、雄山閣、一九八八年、六九〇七〇頁)。

(4) これについては、素材としている史料が幕府と藩との関係のレベルでまとめられたものであり、町方や郷中内部の法令伝達については対象とされていないからである。

(5) 『山北町史 史料編 近世』史料番号90。

(6) この史料は「生類憐みの令」に関連する文書であり、詳細については本論文第三部において述べる。

(7) 神崎前掲「幕府法令の伝達と村落」九七頁。

(8) 石井、服藤前掲『御触書集成目録』解題、三〇六五頁。

(9) 同右、四〇五頁。

(10) 同右、五頁。

第二章 私領における幕府法の伝達状況

第一節 問題の所在

- (1) 本論文第一章第二節参照。
- (2) 『藩法史料集成』（創文社、一九八〇年）一七頁。
- (3) 『御当家令條』一号（石井良助編『近世法制史料叢書』第二、創文社、一九五九年）所収。
- (4) 笠谷前掲「將軍と大名」六三～六四頁。
- (5) 藤井前掲「法度」の支配」一八～一九頁、笠谷前掲「將軍と大名」六三頁。
- (6) 『御当家令條』二号
- (7) 藤井前掲「法度」の支配」一九～二〇頁。
- (8) 平松前掲「近世法」、三一～三二頁、藤井前掲「法度」の支配」三二～三三頁。

第二節 各藩における触書伝達の概要

- (1) 盛岡藩が藩の公称を「盛岡」としたのは文化一四年からであり（『藩法史料集成』創文社、一九八〇年、一五頁）、本稿の考察対象である貞享～宝永年間における公称は「南部」であった。故に、厳密には藩名を「南部藩」とするべきであるが、今日では「盛岡」と呼称されることが多いことから、本論文では、当該藩を「盛岡」と呼称する。
- (2) 『新訂物語藩史』第一巻（新人物往来社、一九七五年）一七五頁。文化五年の二十万石増石は産増ではなかったため、内高は従来そのままであった（同書、一七五頁）。
- (3) （表1）作成の詳細については、別冊の該当箇所を参照のこと。
- (4) 家綱の將軍在職期間は、慶安四（一六五一）年～延宝八（一六八〇）年、綱吉の在職期間は、延宝八年～宝永六（一七〇九）年である。また、家光については、その在職期間は、元和九（一六二三）年～慶安四年であるが、本文中に述べたように、史料の収録年代の上限が寛永二十一（一六四四）年であるため、本稿での考察対象の期間は約七年ということになる。
- (5) 家宣の在職期間は、宝永六年～正徳二（一七一二）年、家継は、正徳三（一七一三）年～正徳六（一七一六）年である。
- (6) 笠谷和比古氏によれば、「老中奉書」は、内容が重要なものに限定されており、その文書形式の分類とし

て、「老中御書出」と「老中御書付」があるとする。前者は、冒頭に「覚」と記し法文は通常一ツ書の条目形式で、止め文言は「以上」とする。そして、年号は記されず、月付と十二支が書かれ、差出者と宛所の記載を欠くという特徴をもち、奉書紙堅紙が用いられている。一方、後者は、条目様式をとらず、候文を基調とし、奉書紙を横半截した切紙様式の触書である（笠谷前掲『近世武家文書の研究』九二〜九三、一〇二〜一〇三頁）。

また、藤井讓治氏は「老中御書出」を「無名のお触れ」と呼称し、法令を受けとる側に対して触を出す側の圧倒的な優位性を示している（藤井前掲『江戸時代のお触れ』、七五〜七七頁）。

(7) 『新編物語藩史』第九卷、三四七頁。

(8) 久保五兵衛の名は正信（異名として正永）。寛永十六（一六三九）年から右筆を勤めた（『新訂寛政重修諸家譜』（以下、『寛政譜』と略記）続群書類従完成会、一九六五年、第十六）。寛文八年の久保正信が伝達した幕令については、別冊（図表一覽）（表2）の法令番号36〜42を参照のこと。

(9) 久保が萩藩の法令伝達に関係した理由として考えられることは、久保が萩藩の御用頼であった可能性が指摘できる。

(10) 前掲『新編物語藩史』第九卷、一七七頁。

(11) 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九七五年）三六四〜三六五頁。服藤前掲『幕府法と藩法』四一〇〜四一二頁。

第三章 個別事例の検討

第一節 大名の家中法度制定

(1) 別冊（図表一覽）の（表2）番号15、16、（表3）番号3、4。

(2) 森隆久「元禄期譜代小田原藩の領内支配」（『神奈川県史研究』36号、一九七八年）

(3) 下重清『幕閣譜代藩の政治構造』、岩田書院、二〇〇六年、八四頁注（99）。

「永代日記」は、京都市伏見区稲葉神社蔵。その詳細については、田辺陸夫「永代日記と田辺家」（『神奈川県史だより』資料編4近世（1）、一九七一年）、『小田原市史 通史編』近世（小田原市、一九九九年）

一五九〇一六一頁、内田哲夫『小田原藩の研究』（夢工房、一九九六年）一一四頁、下重清『稻葉正則とその時代―江戸社会の形成―』（夢工房、二〇〇二年）一一頁などを参照。

本論文の史料引用にあたっては、神奈川県立公文書館所蔵の神奈川県史資料「永代日記28」（原本の写真版）および『小田原市史 資料編』近世Ⅰ（小田原市、一九九五年）、『神奈川県史 資料編4』近世（1）（神奈川県、一九七一年）を利用する。

（4） 村上直・内田哲夫「小田原藩」（『新編物語藩史』第三卷、新人物往来社、一九七六年）四二五頁。

（5） 『寛政譜』第十、『柳営補任』一（『大日本近世史料』本、東京大学出版会、一九六三年）。以上の史料は、正則の老中就任を万治元年としているが、下重清氏は、前年明暦三（一六五七）年十月の正則の国元宛書状を根拠に、正則の老中就任を明暦三年と解している（下重前掲『稻葉正則とその時代』二三頁）。

（6） 『小田原市史 史料編』近世Ⅰ、史料番号 137

（7） 『寛政譜』第十六

（8） 注（6）に同じ。

（9） 笠谷前掲『近世武家文書の研究』五一頁。

第二節 酒造制限令

一 本節の課題

（1） 塚本学「酒と政治」（『近世再考』日本エディタースクール出版部、一九八六年）一七七頁、同『徳川綱吉』（吉川弘文館、一九九八年）一七七頁。

（2） 朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造―畿内における幕藩体制―」（『朝尾直弘著作集』第六卷、岩波書店。初出は『近世封建社会の基礎構造』御茶ノ水書房、一九六七年）

（3） 藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」、同『江戸時代のお触れ』

二 「酒造制限令」とその伝達状況

（1） 藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一六四頁（表々―1）、一七一―一七二頁。

（2） 藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一七一頁、藤井前掲『江戸時代のお触れ』一

頁。当該法令は『寛保集成』一三〇八号。

(3) 藤井前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」一七一頁。

三 盛岡藩における「酒造制限令」の施行状況

(1) 藤井讓治監修の姫路酒井家本。

(2) 『実紀』万治元年閏十二月三日付。

(3) 藤井氏の前掲論文では、岡山藩に伝達された当該法令の発布日が十二月二十八日とされている(一六四頁(表1-1))。また鳥取藩の幕法の法令集である「公儀御法度地方」(鳥取県立博物館蔵「鳥取藩政資料」)にも同日の日付が記載されている。この法令発布日の違いについてであるが、「幕府日記」と『実紀』の記述から、当該法令の諸大名への伝達は、閏十二月三日で疑いがないと思われるが、本論文第一部第三節で述べたように、法令発布の日付には四つの類型があり、閏十二月三日は法令「触出し日」ないしは幕府の日記に記載される「日記日付」であり、十二月二十八日は法令「成立日」か法令「御渡し日」であると考えられる。

(4) 藤井前掲『江戸時代のお触れ』一七頁。

(5) 以下で述べる盛岡藩内の災害については、とくに断りがないかぎり『盛岡市史』第三分冊一 近世期上(盛岡市、一九五六年、以降、『市史』と略記)二七九〜三〇六頁による。

(6) 前掲「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」

(7) 『寛保集成』二一三〇(一)号、別冊(表1) 14。

(8) (史料六)『寛保集成』二一三三三号、別冊(表1) 16、(史料七)『寛保集成』二一三五号、別冊(表1) 18。

(9) 『寛保集成』二一三九号、別冊(表1) 22。

(10) 『岩手県史』第五卷(岩手県、名著出版、一九七二年)七七六頁。

(11) 『雑書』元禄九年七月十八日付、『岩手県史』第五卷、三八七頁。

(12) 『雑書』元禄八年九月十三日付。

(13) 酒造高を五分の一に制限する触は、以後、宝永六(一七〇九)年まで元禄十五(一七〇二)年を除き、毎年発布されている。

(14) 笠谷前掲『近世武家文書の研究』一〇四〜一〇五頁。

四 飲酒抑制の法令

- (1) 前半の覚書は、『御触書集成』二一四五号。
- (2) 塚本前掲「酒と政治」一七九頁。
- (3) 同右、塚本『徳川綱吉』（吉川弘文館、一九九八年）一七八頁。
- (4) 会津藩は『会津藩家世実紀』、庄内藩は『鶴ヶ岡大庄屋川上記』上卷（鶴岡市、一九八四年）、小田原藩は「大久保加賀守様御入部以来御条目」（『山北町史 史料編 近世』山北町、二〇〇三年）、津藩は『永保記事略』（上野市古文書刊行会編、同朋舎出版部、一九七四年）を参照のこと。
- (5) 別冊図表一覧、（表2）、（表3）参照。

第三節 改元

- (1) 近世の改元に関する論考は、中澤伸弘「近世改元日考―朝廷と幕府と―」（『神道学』第四百十五号、一九九〇年）、所功『年号の歴史』増補版（雄山閣、1996年）、石井、服藤前掲『御触書集成目録』解題などがある。
- (2) 今日の改元については、昭和五四年制定の元号法（昭和五四年法律四三号）により規定されている。
- (3) 前掲『御触書集成目録』解題、一五頁。
- (4) 前掲『御触書集成目録』解題、一五頁。中澤前掲「近世改元日考―朝廷と幕府と―」三十九頁。
- (5) 前掲『御触書集成目録』解題、一五―一六頁。
- (6) 『寛保集成』三二一号
- (7) 前掲『御触書集成目録』解題、一六頁。
- (8) 「令状留」一（「令條留」の詳細については、本論文「序論」を参照のこと。
- (9) 「史料二）「公儀ヨリ被仰出御書附」万治四年五月六日
- (史料三）「公儀事諸控」貞享五年十月六日
- (史料四）「雑書」正保二（一六四五）年正月二十三日付。
- (史料五）「雑書」正保五（一六四八）年三月四日付。
- (史料六）「雑書」承応元（一六五二）年十月四日付。
- (11) 中澤前掲「近世改元日考―朝廷と幕府と―」四四―四五頁。

第二部 綱吉政権と法制をめぐる諸問題

第一章 綱吉政権と江戸幕府右筆制度

第一節 本章の課題

- (1) 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(『岩波講座日本歴史10』近世2、岩波書店、一九七五年)、深井雅海『綱吉と吉宗』(吉川弘文館、二〇一二年)二九〇頁。
- (2) 代表的なものとして、大石慎三郎『元禄時代』(岩波書店、一九七〇年)、脇田修『元禄の社会』(塙書房、一九八〇年)、深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年)、高埜利彦『日本の歴史13 元禄・享保の時代』集英社、一九九二年)、同『元禄の社会と文化』(高埜利彦編『日本の時代史15 元禄の社会と文化』吉川弘文館、二〇〇三年)、辻達也『天和の治』について(『江戸幕府政治史研究』続群書類従完成会、一九九六年、初出は『史学雑誌』69―11、一九六〇年)、塚本学『徳川綱吉』(吉川弘文館、一九九八年)などがある。

第二節 江戸幕府右筆と書札礼

- (1) 松平前掲『江戸時代制度の研究』
- (2) 本間修平「徳川幕府奥右筆制度の史的考察」(服藤弘司・小山貞夫『法と権力の史的考察』創文社、一九七七年)
- (3) 深井雅海「綱吉政権の主体的勢力―神田館家臣団の成立と幕臣化―」(前掲『徳川將軍政治権力の研究』、初出は、徳川林制史研究所『研究紀要』昭和五一年度、一九七七年)、同『図説・江戸城を読む』(原書房、一九九七年)九〇―九三頁。
- (4) その他、大石学編『江戸幕府大事典』(吉川弘文館、二〇〇九年)に「右筆」、「奥右筆」、「奥右筆組頭」、「表右筆」、「表右筆組頭」などの右筆に関する項目がみられるが、解説は、松平、本間、深井各氏の論考に概ね依拠している。
- (5) 主なものとしては、高木昭作「書札礼と右筆」(『書の日本史』第九号、平凡社、一九七六年)、のち『日本古文書学講座』1総論編、雄山閣、一九七八年)、大野瑞男「近世古文書学の課題」(『歴史評論』第三八九号、一九八二年)、小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』(吉川弘文館、二〇〇六年)など。
- その他、書札礼については、佐藤進一『新版古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年)、彌永貞三『日本の古文書と書札礼―極東文化の二つの道―』(『古文書研究』第44・45合併号、一九九七年)、百瀬今朝雄『弘安書札礼の研究』(東京大学出版会、二〇〇〇年)などを参照。
- (6) なお、用語の混在を避けるため、これ以降、奥右筆が設置された天和元年八月以前の右筆については「右

筆」、それ以降は必要に応じ「奥右筆」、「表右筆」と呼称する。

(7) 高木前掲「書札礼と右筆」、一七八〜一七九頁。

(8) 本来、書札礼を論ずるにあたっては、その成立過程や時代における変遷についてなどに触れる必要があるが、本稿では近世期の書札礼についてのみとりあげる。書札礼の成立や古代から近世における書札礼については、高木前掲「書札礼と右筆」一七三〜一七九頁、佐藤前掲『新版古文書学入門』六〜七、一〇五頁、彌永前掲「日本の古文書と書札禮」四〜八頁、百瀬前掲『弘安書札礼の研究』七〜二〇頁を参照されたい。

(9) 高木前掲「書札礼と右筆」一七三〜一七五頁。

(10) 同右、一七三〜一七四頁。

(11) 同右、一七五頁。

第三節 右筆の幕政・藩政への影響力

(1) 『実紀』第一篇（『新訂増補国史大系』本（以下同じ）、吉川弘文館、一九七六年）所収。八〇頁、慶長八年四月二十九日条。

(2) 松平前掲『江戸時代制度の研究』七三五頁。松平氏は建部を「徳川幕府右筆補任の初見」としている（同書、七三五頁）。

(3) 同右、七三五頁。

(4) 『寛政譜』第十六卷。荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』（巖南堂書店、一九八〇年）二五八頁。

(5) 「公儀事諸控」（山口県文書館所蔵毛利家文庫、請求番号41-2(2-1)）

(6) 『寛保集成』二一九五号、『御当家令條』一三九号の法令がこれにあたる。内容は、江戸中や近辺の代官所、与力、同心などの屋敷を借出す場合の対応に関する規定である。

(7) 「公儀ヨリ被仰出御書附（明暦三年ヨリ延宝七年マデ）」（山口県文書館所蔵毛利家文庫、請求番号41-32）

第二章 徳川綱吉の將軍就任と奥右筆の創設

第一節 奥右筆の先行研究

(1) 以下、本間氏の研究成果については、本間前掲「徳川幕府奥右筆制度の史的考察」による。

第二節

久保正元の改易と奥右筆の創設

- (1) 徳川綱吉は、慶安四(一六五一)年、兄の綱重と共に一五万石の領地を与えられ、大名となった。
- (2) 『寛政譜』第二十二卷。
- (3) 『実紀』天和二年六月廿一日条
- (4) 深井前掲『図解・江戸城をよむ』九十頁。
- (5) 「公儀事諸控」(山口県文書館所蔵毛利家文庫、請求番号41-2(2-2))

第三部 「生類憐みの令」とその幕府領、私領への伝達状況

第一章 「生類憐みの令」の概略

第一節 第三部の課題と研究状況の概略

- (1) 「生類憐みの令」を悪法であったとする例としては、大石慎三郎『元禄時代』（岩波書店、一九七〇年）二〇頁、服藤弘司『幕府法と藩法』（創文社、一九八〇年）四九、五七、一一〇頁、荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』（巖南堂書店、一九八〇年）一七四頁、岡崎寛徳「生類憐みの令とその後」（中澤克昭『人と動物の日本史』2、吉川弘文館、二〇〇九年）七一頁、深井雅海『綱吉と吉宗』（吉川弘文館、二〇一二年）五五頁など。
- (2) 『国史大辞典』7（吉川弘文館、六五四頁）。
- (3) 『歴史学大辞典』9 法と秩序』（弘文堂、二〇〇二年）三四五〜三四六頁。
- (4) 同右。
- (5) 塚本学『徳川綱吉』（吉川弘文館、一九九八年）二六九〜二七一頁。
- (6) 代表的なものをあげると徳富猪一郎（蘇峰）『近世日本国民史元禄時代上巻 政治篇』（民友社、一九二五年）、三上参次『新装版江戸時代史』（上）（講談社学術文庫版、一九九二年。初出は、『江戸時代史』上・下巻、富山房、一九四三年）など。
- (7) 塚本氏の「生類憐み」についての著作は多岐に渡るが、代表的なものとしては、『生類をめぐる政治』（平凡社ライブラリー、平凡社、一九九三年。初出は一九八三年）、『江戸時代人と動物』（日本エディタースクール出版部、一九九五年）などがある。
- (8) 松尾美恵子「生類憐みの令」（所理喜夫編『古文書の語る日本史』所収、筑摩書房、一九八九年）四七六頁。
- (9) 山室恭子『黄門さまと犬公方』（文春新書、文藝春秋、一九九八年）一二五頁。
- (10) 桑田忠親『徳川綱吉と元禄時代』（秋田書店、一九七五年）
- (11) 進士慶幹「生類憐み令の再認識」（『近世武家社会と諸法度』学陽書房、一九八九年）
- (12) 本間清利『御鷹場』（埼玉新聞社、一九八一年）、根崎光男『將軍の鷹狩り』（同成社、一九九九年）など。その他、鷹狩りとの関連を指摘したものとしては、大館右喜「生類憐愍政策の展開」（『所沢市史研究』三、一九七九年）などがある。
- (1413) 山室前掲書
- (1413) 根崎光男『生類憐みの世界』（同成社、二〇〇六年）

- (15) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）五〇八頁。しかし、平松氏は「生類憐みの令」そのものについては「本書でとくに問題とすべきことはない」（同書、七頁）と何ら言及していない。
- (16) 服藤弘司『幕府法と藩法』（創文社、一九八〇年）四九頁。

第二節 制定目的について

- (1) 主なものとしては、徳富前掲書二〇八〜二〇九頁、三上前掲書六五六〜六五七頁など。さらに三上氏は僧の亮賢も法令発布の進言者として関わっていたとしている。
- (2) 古田良一「生類憐みの令に就いて」（『日本歴史』二〇号、一九四九年）一九頁。
- (3) 一例として、根崎光男氏は、「隆光僧正日記」によると、隆光が江戸の知足院別院に入ったのが貞享三年であり、それまでは大和国長谷寺にとめていて、綱吉やその母桂昌院に会ったことはなく、実証されない隆光の進言により「生類憐みの令」が発令されたという説は成り立たないことを指摘している（根崎前掲『生類憐みの世界』四八〜四九頁）。
- (4) 同右、二〇頁。
- (5) 塚本前掲『生類をめぐる政治』四四〜四九頁。
- (6) 同右、二三八〜二四〇頁、同「綱吉政権の歴史的位置をめぐって」（『日本史研究』二三六、一九八二年）四〇頁など。
- (7) 同右「綱吉政権の歴史的位置をめぐって」四四〜四五頁。
- (8) 「幕藩関係からみた生類憐み政策」（徳川林制史研究所『研究紀要』昭和五四年度）二二六〜二二九頁。
- (9) 同右、二二九頁。
- (10) 山室前掲書、一二五頁。山室氏は塚本説への疑問点として、「人民武装解除」のような重大使命を帯びているものがなぜ次代の家宣に至り、あっさり撤回されたのか」（同書同頁）という点などをあげている。
- (11) 同右書、一二六〜一三三頁。
- (12) 根崎前掲『生類憐みの世界』七七頁。尚、この法令は、『御触書寛保集成』に収録されている（九五号）。

- (13) 同右書、七八頁。なお、「生類憐みの令」と血の穢れの関連を述べた論稿としては、前田愛「綱吉と吉保」(『幻景の明治』前田愛著作集第四卷所収、筑摩書房、一九八九年)がある。
- (14) 根崎前掲『生類憐みの世界』七八頁
- (15) 同右書、七九頁。
- (16) 塚本前掲『徳川綱吉』一二七頁、同『江戸時代人と動物』一〇六頁。

第三節 「生類憐みの令」の始期について

- (1) 塚本前掲『生類をめぐる政治』四六〜四七頁、根崎前掲『將軍の鷹狩り』七三〜七四頁、武井弘一「生類憐み政策の始期をめぐって―西上州の山村を事例に―」(『歴史評論』六五五号、二〇〇四年)八〇〜八一頁など。
- (2) 例えば、桑田忠親氏は貞享四年正月と貞享二年二月の二説があるとするが(前掲『徳川綱吉と元禄時代』九九〜一〇〇頁)、塚本学氏は貞享二年二月令を考慮せず、貞享二年七月令を始期とし(前掲「幕藩関係からみた生類憐み政策」二一九頁)貞享四年正月令で本格化したという見解を定説とし、それに対する再検討の動きがあるという表現をしている(前掲『江戸時代人と動物』九六頁)。
- (3) 『御当家令條』四六八
- (4) 桑田前掲書、一〇二〜一〇三頁。尚、桑田氏は同書で戦前の三上参次氏が貞享二年二月説を説いているとしているが(同書、一〇〇頁)、三上氏は「貞享二年に始まり」と述べているのみで、該当する法令には触れていない(三上前掲『新装版江戸時代史(上)』六五四〜六五五頁)。
- (5) 塚本前掲『生類をめぐる政治』四七頁。
- (6) 武井弘一「家綱政権の関八州鉄砲改め」(『日本歴史』六九〇号、二〇〇五年)四六〜四八頁。
- (7) 『江戸町触集成』(39)二三五六号、第二卷(塙書房、一九九四年)
- (8) 武井前掲論文「生類憐み政策の始期をめぐって―西上州の山村を事例に―」八九注(15)にこの説を支持する多くの著作が紹介されている。
- (9) 同右、七八頁、山室前掲『黄門さまと犬公方』一二〇頁。武井氏は『徳川実紀』記載の法令を掲げ論じて

いるが、その法令は史料二の『江戸町触集成』の法令と同内容である。(10) 『御当家令條』四七九。

(10) 『御当家令條』四七九

(11) 徳富前掲書、二一〇頁。

(12) 『南紀徳川史』第一冊(南紀徳川史刊行会、一九三〇年)四五六頁。

(13) 塚本前掲『江戸時代人と動物』九六頁、一二三頁註(9)など。

(14) 『武家厳制録』二六九(『近世法制史料叢書第三』創文社、

一九五九年)

(15) 武井前掲論文「生類憐み政策の始期をめぐって―西上州の山村を事例に―」、七八〜八〇頁。

(16) 「常憲院殿御実紀卷二」(『徳川実紀』第五篇、『新訂増補国史大系』本(以下同じ)、吉川弘文館、一九

七六年)所収。

(17) 大館前掲「生類憐愍政策の展開」一一一頁、一三三頁。

(18) 武家諸法度の改定については「忠孝儀礼を冒頭にかかげて、弓馬の道に励むことを第三条にするなどの

変更」(塚本前掲『徳川綱吉』七五頁)から武威よりも忠孝を上位に掲げている。

安宅丸の破却は「水上の城郭のごとく。手堅く作らせられしなりと申上しかば。速に打壊べしとの仰せなり」(『常憲院殿御実紀附録卷上』(『徳川実紀』第五篇)、「いたづらに国用を費さむは本意にあらず(中略)一には無用の浮費を省き給はんとての御所為なり」(同上)ということから、軍縮と経費削減の両方の意味合いがあったといえる。

(19) 福田千鶴『江戸時代の武家社会―公儀・鷹場・史料論』(校倉書房、二〇〇五年)一二三〜一二四、一二八頁。

(20) 網吉將軍就任時の鷹狩り制度をめぐる諸改革に関しては、根崎前掲『將軍の鷹狩り』六九〜七三頁を参照。

(21) 『家世実紀』卷之六十四(『会津藩家世実紀』第四卷、吉川弘文館、一九七八年)。

(22) 『家世実紀』卷之五十六(第三卷(同右))所収。

(23) 根崎前掲『生類憐みの世界』五四頁。

- (24) 『徳川実紀』第五篇。
- (25) 『御当家令條』四七五号。当該法令については、第三章第一節で論ずる。
- (26) 根崎前掲『生類憐みの世界』五五頁。
- (27) この延宝八年の法令に関しては古田良一氏が発令を指摘しているが（前掲「生類憐みの令に就いて」一九頁）、始期については、貞享四年正月令以前に生類憐みに関する「かような傾向は十分に認められる所である」（同論文、同頁）と述べているのみで、最初の法令を特定していない。
- (28) 根崎前掲『生類憐みの世界』五五～五六頁。
- (29) 『家世実紀』第五卷。
- (30) 武井、注（6）論文、八〇頁。尚、根崎氏は、この宝永六年の『家世実紀』の記事は、後年の回記事であることから、信憑性は低いと論じている（前掲『生類憐みの世界』七三頁）。
- (31) この会津藩の史料から、根崎氏は「生類憐みの令の発令が貞享元年にまでさかのぼることを示している」（前掲註（一）書、七四頁）と「貞享元年」説に肯定的である。一方、塚本氏は『家世実紀』のこれらの記事の重大性は指摘しているが、結論については「しばらく疑問としておきたい」と明確に示していない。
- このように、『家世実紀』の記述は、その重要性は肯定されつつもそれをはっきりと裏付ける他の史料が見受けられないことから、研究者の間で判断に窮している状態といえる。
- (32) 武井前掲注（8）論文。
- (33) 根崎前掲『生類憐みの世界』四八～五〇頁。
- (34) 『江戸町触集成』二四七七、傍線は筆者による。
- (35) 根崎前掲『生類憐みの世界』六八～六九頁。
- (36) 同右書、六九～七一頁。根崎氏はその理由として、貞享元年の『家世実紀』の記事は、先にあげた宝永六年の記事と違い、「今程」という文言から同時代に記述された信憑性の高い記事であると述べている（前掲『生類憐みの世界』七三～七四頁）。
- (37) 木村礎「徳川綱吉」（北島正元編『徳川將軍列伝』所収、秋田書店、一九七四年）一七五～一七六頁。
- (38) 林由紀子『近世服忌令の研究』（清文堂、一九九八年）

第四節 「生類憐みの令」の廃止について

- (1) 『江戸町触集成』四一九九
- (2) (史料一〇)、(史料十一)は共に「令條留」。
- (3) 根崎前掲『生類憐みの世界』二一四頁。

なお、本法令の伝達を受けている大名は、『盛岡藩雜書』(第九卷、熊谷印刷出版部、一九九五年、この史料については、第二章の南部藩の項を参照のこと)によると織田越前守、松平左兵衛督、丹羽左京大夫、酒井雅楽頭、真田伊豆守、南部信濃守の六名であるが、『家世実紀』にも本法令についての記述があり(巻之九十四)、会津藩にも伝達されたようである。

- (4) この時期には大目付から諸大名の江戸留守居への法令伝達方法が確立していたことは、藤井讓治氏によって明らかにされている(藤井前掲論文「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に」)。
- (5) 『江戸町触集成』四二〇〇。
- (6) 根崎前掲『生類憐みの世界』二一七―二一九頁。
- (7) このように幕府から法令廃止の方針が伝えられたにも関わらず、諸藩のなかには古河藩のように、しばらくの間、生類憐み令を厳守した事例もみられたようである。これについての詳細は同右書の二二一―二二二頁を参照。

第五節 対象の生類について

- (1) 塚本前掲『生類をめぐる政治』、『江戸時代人と動物』、山室前掲『黄門さまと犬公方』など。
- (2) 根崎前掲『將軍の鷹狩り』一二四頁。
- (3) さしあたり、秋田藩の事例として、同右書(一二四頁)、福岡藩の事例として、福田前掲『江戸時代の武家社会』(一三五―一三八頁)をあげておく。
- (4) 主なものは『御触書寛保集成』の収録法令を参照。
- (5) 例えば「公事方御定書」下巻二十二條は以下のように定める。
御留場にて鳥殺生いたし候もの御仕置之事

従前々之例

一 網或ハ羈繩にて鳥殺生いたし候もの

同

一 鳥殺生いたし候村方芳并居村

過 料
名 主
過 料
組 頭
叱

追加

同

一 隠鳥を売買いたし候共、同断

双方共ニ

(「棠蔭秘鑑」『徳川禁令考』別巻、創文社、一九六三年、六七頁)

(6) これら、鷹狩りと儀礼の關係を詳細に研究したものととして、大友一雄『近世国家の權威と儀礼』(吉川弘

文館、一九九九年)がある。

(7) 本間前掲書二二三〜二二七頁。大友同右書、二六一頁。

(8) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)二一六頁。

第六節 幕法と自分仕置

(1) 塚本前掲『生類をめぐる政治』

(2) 山室前掲『黄門さまと犬公方』

(3) 根崎前掲『生類憐みの世界』

(4) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』三頁。

(5) 平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』、服藤弘司『刑事法と民事法』、藤井讓治「『法度』の支配」(『日本の

近世』第三巻 支配の仕組、中央公論社、一九九一年)、同『江戸のお触れ』

(6) 平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』三〜七頁、藤井前掲「『法度』の支配」四二頁、同『江戸のお触れ』

(7) 平松前掲『近世刑事訴訟法の研究』七頁。

(8) 藤井前掲「『法度』の支配」四二頁。

(9) 藤井前掲「法度」の支配」四三〜四四頁。

第二章 幕領における「生類憐みの令」の伝達と施行状況

第一節 本章の課題

- (1) 私領における施行状況に関する著作は、藤井前掲論文「幕藩制前期の幕令―酒造制限令を素材に―」、同「元禄宝永期の幕令―仰出之留」を素材に―」などがある
- (2) 「生類憐れみ政策の地方的展開―特に江戸との比較を中心に―」（『皇學館論叢』第三十七卷第五号）
- (3) 「生類憐み令」の信濃への影響」（上）（『長野』二一七号）、同（下）（『長野』二二二号）
- (4) 「上田藩川中島領の生類憐み令―更科郡今井村の事例―」（『長野』二四三号）
- (5) 服藤前掲書、四十九頁。
- (6) 服藤前掲書、十九頁。

第二節 事例1 江戸町方

- (1) 山室前掲書など。
- (2) 表(生1)の法令番号を表す。以降、表の法令を表記する際は、この方式で記述する。
- (3) 山室前掲書、一五八〜一六一頁。
- (4) 根崎前掲『生類憐みの世界』九七〜九八頁。
- (5) 『江戸町触集成』二八七二号。
- (6) 『江戸町触集成』三二一五号。
- (7) 山室前掲書一六六頁。
- (8) 根崎前掲『生類憐みの世界』一〇三頁。
- (9) 「令條留」元禄六年四月晦日条。
- (10) 『御当家令條』五〇八号。

第三節事例2 武蔵越谷領

- (1) 本間前掲『御鷹場』
- (2) (史料一)、(史料二)は、ともに「触書」上(『越谷市史 続史料編(三)』越谷市、一九八二年)貞享四年三月七日条。
- (3) 表(生1)の法令番号8。
- (4) 「触書」上、貞享四年四月廿四日条。
- (5) 『江戸町触集成』二五七二号、表(生1)法令番号24。

第三章 私領における「生類憐みの令」の伝達と施行状況

第一節 問題の所在

- (1) 本論文第四部第一章第三節の(史料七)の触を参照のこと。
- (2) 『御当家令條』四七五号。
- (3) 加賀藩「改作所旧記」、会津藩『会津藩家世実紀』、盛岡藩『雑書』に記載されている。

第二節 事例1 小田原藩

- (1) 新訂『寛政重修諸家譜』第十一(続群書類従完成会、一九六五年)三八二〜三八四頁。
- (2) 本史料は『山北町史 史料編 近世』(山北町、二〇〇三年、以下『山北町史』と略記)に全文が収録されているが、原本通りの体裁ではなく、その他の収録史料と混在して、編年体で編集され掲載されている。そのため本論文では、神奈川県立公文書館所蔵の原本の写真版(請求番号、貞享三年≡219902936、元禄四年≡219902938)も併用する。原本は個人所蔵、縦帳で表題に「貞享三年寅四月日」と「元禄四年未一月日」と記された二冊が現存する。前者は貞享三年八月から元禄四年まで、後者は元禄四年一月から元禄一二年までの法令を収録している。本稿で使用する。なお、『山北町史 通史編』(山北町、二〇〇六年)には、本史料の概略が掲載されている(二五八頁〜二六〇頁)。
- (3) 小田原領川村山北の名主による書写である(『山北町史』一四〇五頁)。

(4) 以下、「御条目」の引用に際しては、句読点を付した。

(5) 「御条目」貞享四年正月条、法令番号Ⅱ①（生3の法令番号、以下同じ）

(6) 「御条目」貞享四年三月条、法令番号Ⅱ2

(7) 山室前掲書、一三三〜一三四頁。該当する法令については、『江戸町触集成』二五四九号（第二巻所収）を参照。

(8) 山室前掲書、一三四頁。

(9) 江戸触は前掲『江戸町触集成』二五五一号、越谷の触は前掲「触書 上」に収録されている。

(10) 小田原藩では、大久保氏再封前の稲葉氏時代に以下のような法令が発令されている（出典は『神奈川県史』資料編5（神奈川県、一九七二年））。

一在々ニ而小鳥杯取候儀、連々達御耳、自今以後府内より外ニ而鳥取申間鋪旨、但石垣山辺者不苦由、如何様追而所付委ク可被指越候、此段先申渡候様ニと被 仰付置ニ付、御目付之者とも御番割御家中侍輩江於 御城可申渡旨申聞候事、

（「永代日記抜書」承応三年十二月二十五日条）

諸鳥取候儀御法度場之覚

一惣曲輪之内外

一里々在々

一水尾 風祭 入立田^④ 荻窪 久野 穴部 苻川 北ノ窪 三竹山 沼田 岩原 塚原 炭焼所

苧野本郷

右之分只今迄者雉子・小鳥取候義御構不被成候得共、以後ハ御家中ハ不申及、在々の者迄、山々峯限ニ堅取不申様ニ可申付之旨被 仰出之、

御免之場

一石垣山 一片裏筋

明暦二年申閏四月一〇日

右之通小田原江以書付申遣、

(「永代日記」明暦二年四月十日条)

右の史料から、小田原藩では以前から鳥類の保護を目的とした法令が出されていたことが分かる。この法令は、内容から鉄砲改めに関連すると思われるが、大久保時代の小田原藩の郷中(村々)に出された法令は寛文、延宝期の法令を反映しているという指摘があり(『神奈川県史』資料編5、解説二二頁)、貞享四年三月の法令の鳥類保護はこの稲葉時代の法令の影響も考えられる。

(11) このように、本史料の添書には、日付が異なる複数の触をまとめて堅守する旨が記されているが、当該の触が藩からまとめて交付されたのか、日付通りに公布されたが村で添書作成の段階で一つにまとめられたのかという疑問が生じるが、残念ながら本史料からは判断が不可能である。

(12) 「御条目」貞享五年九月三日条、法令番号Ⅱ3

(13) 石井良助『日本法制史概説』(改版、創文社、一九六〇年)三八七頁。触頭に関する研究としては、高埜利彦「江戸触頭についての一考察―修験本山派を中心に―」(『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年)などがある。

(14) 小田原藩の寺社奉行の格式は、さほど高くはなく、奉行が不在の場合も珍しくなかった他、奉行所の所在地も定かではない(小田原城天守閣編『小田原藩の組織―町や村の文書から探る―』小田原市、二〇〇五年、二三頁)など、藩内で重要な役職であったとは考えにくい事実がある。

(15) 森隆久「元禄期譜代小田原藩の領内支配」(『神奈川県史研究』三六号)三〇頁。

(16) 「御条目」元禄貳年正月六日条、法令番号Ⅱ5

(17) 「御条目」元禄貳年正月廿九日条、法令番号Ⅱ6

(18) 「御条目」元禄貳年一二月十九日条、法令番号Ⅱ8

(19) 『山北町史』史料番号Ⅱ90

(20) 「御条目」元禄貳年六月廿八日条、法令番号Ⅱ11

(21) 「御条目」に収録されている元禄二年に発布された法令で、幕府法をほぼそのまま取り入れているのは、

以下の害獣駆除に関する規定のみである。

覚

一兼て被 仰出候通、生類憐之志弥專要ニ可仕候、今度被 仰出候意趣は猪鹿あれ、田畑を損さし、狼人馬等をもそんなし候故、あれ候時計鉄炮ニ而てうたせ候様ニ被仰出候、然所ニ万一存たかひ生類あはれみの志をわすれ、むさと打候もの有之候ハ、急度曲事ニ可申付候事 御領私領にて猪鹿あれ、田畑を損さし、或狼あれ人馬犬等損さし候節ハ、前々之通随分分ちらし、それニ而もやみ不申候ハ、御領ニ而ハ御代官、手代、私領ニ而ハ地頭より役人并目付を申付、小給所ニ而ハ其頭々江相断、役人を申付、右之者共ニ急度誓詞いたさせ、猪鹿あれ候時計日勘定、鉄炮ニ而うたせ、其わけ帳面ニ注置之、其支配々江急度申達へく候、猪鹿狼堅可申付候、若相背者有之ハ、早速申出候様ニ其所々之百姓等ニ申付、みたりかましき儀候ハ、訴人ニ罷出候様 こと兼て可申付置候、自然隠置、脇方相知候者、当人ハ不及申、其所之御代官、地頭可為越度候事

巳六月日

(「御条目」元禄二年六月日条、法令番号Ⅱ⑦)

この法令は、元禄二年六月に発令された幕府法であり、内容は、田畑を荒らす猪、鹿や人馬を疵付ける狼に対して期間を定めて害獣駆除の目的での鉄砲使用を認めるというものである。農村部では、狼などの野生動物などによる日常的な「獣害」を受けていたと考えられ、これに配慮した法令である。

第三節 事例2 福島藩

(1) 『寛政譜』第十一。

(2) 同右、さらに、次の正虎の代の元禄十三年には、再度、山形に転封となっている。

(3) 大村三良「福島藩」(『新編物語藩史』第二卷所収、新人物往来社、一九七六年)三五〜三六頁。

(4) 本史料は『福島市史』第七卷 近世資料「(福島市教育委員会、一九七〇年)に大部分が収録されているが、堀田家の福島転封前の貞享三年七月以前、山形再封の元禄十四年以降などの他、福島在国期間中につい

ても部分的に未収録部分が多いことから、『福島市史』の未収録部分については、「下総佐倉藩堀田家文書」(マイクロフィルム版、雄松堂フィルム出版、一九八八年、リール番号一八八番)所収の「年寄部屋日記書抜」一、二を利用した。

(5) 寛延四年七月「役順之書付」によると、年寄は、家老・城代に次ぐ要職とされている。堀田家の福島時代の職制については、「分限帳」などの史料が現存せず、詳細は不明であるが、福島転封直前の貞享三年の「貞享三年寅年閏三月朔日 山形御家中知行方御書出被下之覚」によると「家老・城代・年寄」と役職の記載があることから、貞享・元禄期の年寄の地位は、寛延四年とほぼ大差がないと思われる(以上の史料は『佐倉藩紀氏雑録』千葉縣史料 近世篇(千葉縣、一九八四年)に収録されている)。

(6) 『佐倉藩年寄部屋日記(一)』千葉縣史料 近世篇(千葉縣、一九八二年)六三八頁。

(7) 本論文第三部第二章参照。

(8) この幕法については、『御当家令條』四七五を参照。

(9) 本触の法文については『御当家令條』四七九、四八〇参照

(10) この触については、小田原藩の事例を参照のこと。

(11) 『江戸町触集成』二五五二(第二卷、以下、江戸町触を掲げる際は、特に断りがない限り同巻による)。

(12) 在方の幕領である武蔵国越谷領でその傾向がみられる(前掲「触書 上」)。

(13) 『福島市史』第七卷 近世資料一所収。

(14) その理由としては、桑田前掲『徳川綱吉と元禄時代』六二〜六三頁、山室前掲『黄門さまと犬公方』一〇九〜一一七、一四〇頁などを参照

第四節 事例3 盛岡藩

(1) 本触の本文については、『御当家令條』四七五号を参照。

(2) 『雑書』元禄四年六月二七日付。

(3) 盛岡藩内での狼による人的被害は『雑書』によると、寛文二(一六六二)年から宝永二(一七〇五)年までの間に一八件の事例がみられる(菊池勇夫『東北から考える近世史』成文堂出版、二〇一二年、六〇頁)。

(4) 一例を示すと『雑書』の元禄七年三月三日にみられる白雁や真雁、真鴨の拝領などがある。

(5) 『盛岡市史』第三分冊一近世期上(盛岡市、一九五六年)六二頁、七六頁註一)。

(6) 本事例については、細井計「徳川綱吉政権と盛岡藩」(『東北福祉大学研究紀要』第31巻、二〇〇七年)も参照のこと。

「文化律」の一三三「御仕置仕方之事」(『藩法史料集成』一〇九頁)のなかに
一永籠

右は領内に鳴無之ハ、遠嶋之罪永牢或ハ親類縁者江吃度可預置旨、元禄十五年六月従 公義被 仰
出、

とあり、元禄十年六月の段階で親類への「預」は、遠島に相等する見解が示されていたことがわかる。これは、同年同月の自分仕置令の「遠嶋ニ可申付科ハ、領内ニ嶋於無之ハ、永牢或親類縁者等へ急度可被預置候」という規定によるものだと考えられる。

(7) 光源院は、はじめ豊後佐伯藩主毛利高久に嫁ぐが離縁、のち和泉陶器藩主小出重興と再婚した。しかし嫁ぎ先の小出家が元禄九年の重興没後、子が無く無嗣断絶となったため、生家に戻り盛岡に居住していた(『雑書』第九巻、『寛政譜』第四、同第十五、「聞老遺事」(『南部叢書』第二冊、南部叢書刊行会、一九二八年、所収)。

(8) 『雑書』元禄十五年十月十四日付。

(9) 江戸で発令された法令は以下の通りである。

覚

諸人仁愛之心有之様ニと常々被思召候故、生類あわれみの儀度々被仰出候処、今度橋本権之助犬を損さし、不屈被思召候、依之死罪被仰付候、弥人々仁愛之心に罷成候様、大身小身共ニ相守、末々迄急度可申合者也

午十月日

(『江戸町触集成』三八一六)

第五節 事例4 弘前藩

(1) 「御国日記」は現在、弘前市立弘前図書館所蔵。弘前城中で記された藩日記であり、寛文元（一六六一）年六月から元治元（一八六四）年十二月まで（事故などで失われものもあり）の三三〇一冊が残る。弘前藩の藩日記としては、その他にも江戸で記述された「江戸日記」がある（『弘前市史』藩政編、弘前市、一九六三年、「史料解説」一頁）。

(2) 五所川原市湊の平山家の家記。平山家は正保二（一六四五）年、湊村開村以来庄屋と肝煎枚を兼ね、代々広田組の手代、五所川原堰奉行、大川堤奉行などを勤めた家である（「解題」、『平山日記』みちのく双書第二十二集、青森県文化財保護協会、一九六七年、）。

(3) 弘前藩内の「生類憐みの令」は、貞享四（一六八七）年四月から元禄十（一六九七）年までの約二十令が『津軽史』第六卷（青森県文化財保護協会、一九七五年）に収録されている。但し、「国日記」には、『津軽史』に未収録の「生類憐みの令」が多々みられる。

(4) 前半の法令は『江戸町触集成』（第二卷、塙書房、一九九四年）二五六七、後半は二五六六。

(5) 一般に「生類憐み令」は犬の愛護を連想するが、塚本学氏や山室恭子氏が指摘するように、「生類憐み令」で保護の対象になっている生類は犬以外にも牛・馬・鳥類など多岐に渡っており、特に犬を重視したというわけではない（塚本前掲『生類をめぐる政治』、山室前掲『黄門様と犬公方』）

(6) 根崎前掲書、一四五頁。

(7) 同右。

(8) 山室前掲書、一七七頁。

(9) 組は貞享四年四月以降の弘前藩の代官支配域の呼称である（長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年、六十三〜六十五頁）。

(10) 「国日記」元禄四年七月二十六日条、同七月二十七日条。

(11) 「国日記」元禄四年閏八月十六日条

(12) 同右

(13) 「国日記」元禄四年八月一日条

(14) 「国日記」元禄四年閏八月十五日条。

(15) 「安永律」の制定以降の弘前藩における刑罰体系には遠島が見受けられない（黒瀧十二郎『津軽藩の犯罪と刑罰』北方新社、一九八四年、三〇六頁、九〇頁）。一般的に江戸中期以降の諸藩の刑法典制定に際しては先例や幕府法の影響を強くうけているため、弘前藩でも「安永律」制定にあたっては藩政初期からの先例を参照していると思われる。ゆえに、元禄期においても刑罰に遠島は存在しなかったと考えられる。

(16) この『平山日記』の事例は『永禄日記』にも記載されている。『平山日記』の前半は『永禄日記』を参考としたため、類似点が多いということから（『平山日記』解題）、おそらくは『永禄日記』を参考にした記述と思われる。『永禄日記』編集の際や写本、異本が流布する過程で誤った記載がなされていたと思われる。

(17) （史料九）「国日記」宝永元年九月八日条、（史料十）「国日記」宝永二年正月十三日条。

(18) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六〇年、三〇四頁。

(19) 山室前掲書、一七八頁。

(20) 山室前掲書、一八四頁。

(21) 「生類に疵付」「生類あはれミ」に関する規定を削除した法文は『御触書寛保集成』にも収録されている（法令番号Ⅱ二四九八）。また、生類憐み関係の規定が削除された事に関する論考としては、平松前掲書（三〇七頁）、藤井讓治「「法度」の支配」（『日本の近世 第3巻 支配のしくみ』中央公論社、一九九一年、四十一〜四十四頁）などがある。

学位審査論文（図表一覧）

近世前期における幕府全国法令の伝達・施行に関する研究

門脇朋裕

(表1)陸奥国盛岡藩における江戸幕府法令伝達状況

番号	年	月日	将軍	法令内容	発布形式	雑書	公儀	幕府法令触出し日	寛保集成	御当家	令條留
1	正保2(1645)	正月22日	家光	改元(寛永一正保)	不明	○	○	正保元年12月21日			
2	慶安元(1648)	3月4日		改元(正保一慶安)	不明	○	○	2月26日			
3	承応元(1652)	10月4日	家綱	改元(慶安一承応)	不明	○	○	9月28日			
4	万治元(1658)	8月12日		改元(明暦一萬治)	不明	○	○	7月23日			
5	万治元	閏12月23日		評定所書仰渡の書付(酒造禁止令)	老中より口上	○	○	閏12月3日	2119		
6	寛文元(1661)	5月11日		改元(万治一寛文)	不明	○	○	5月5日			
7	寛文3(1663)	7月25日		切支丹宗門穿鑿付新儀二組替	老中伝達	○	○	不明			
8	寛文4(1664)	8月28日		絹袖布木綿寸尺の厳守	老中伝達	○	○	7月13日	922	387	○
9	寛文6(1666)	12月6日		酒造制限令(酒造員数累代半分)	老中伝達	○	○	11月8日	2124		○
10	寛文7(1667)	閏2月		諸国浦高札(高札下書)	不明	○	○	閏2月18日	32	322	
11	寛文8(1668)	3月27日		俵約令(身分不相応の買物禁止)	不明	○	○	不明			
12	寛文8	4月21日		町人の帯刀禁止・俵約令(町人の衣類・諸道具の制限)	留守居が写上	○	○	3月15日	2890		○
13	寛文8	4月21日		俵約令(百姓の衣類・食物の制限)	老中伝達	○	○	4月6日	1334	286	○
14	寛文10(1670)	5月24日		酒造制限令(当年秋中迄新酒造り禁止)	老中伝達	○	○	5月7日	2130(1)		○
15	寛文11(1671)	3月18日		一季居出替時節二付宗門改念入之事	老中伝達	○	○	2月28日	1237		○
16	寛文11	11月12日		酒造制限令(寒造の酒造規定)	老中伝達	○	○	11月朔日	2133		○
17	寛文12(1672)	2月12日		一季居奉公人出番日限之事	老中伝達	○	○	正月28日	2295		
18	寛文12	7月18日		酒造制限令(新酒造りの禁止)	老中伝達	○	○	7月7日	2135		○
19	寛文13(1673)	9月1日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止) たばこ作付禁止	老中伝達	○	○	8月12日	2137		
20	延宝元(1673)	10月7日		改元(寛文一延宝)	不明	○	○	9月28日			
21	延宝2(1674)	9月29日		酒造制限令(新酒、にぎり酒造りの禁止) たばこ作無用之事	老中伝達	○	○	9月15日	2138		○
22	延宝3(1675)	9月19日		酒造制限令(寒造の酒造規定) たばこ作無用之事	老中伝達	○	○	8月29日	2139	461	○
23	延宝5(1677)	12月26日		殺人につき切腹が有る者の改め	歩行目付から書付	○	○	12月11日	2763		
24	延宝8(1680)	10月10日	綱吉	酒造制限令(寒造の酒造規定)	老中伝達	○	○	9月28日	2140	465	
25	延宝9(1681)	4月24日		道中衆目	大目付から留守居へ仰渡	○	○	4月13日			
26	延宝9	10月13日		酒造制限令(不作のため酒造半減、酒屋・酒米の敷改)	老中伝達 (若殿登城の際に渡)	○	○	10月1日	2142		○
27	天和元(1681)	10月24日		改元(延宝一天和)	不明	○	○	10月9日			
28	天和2(1682)	3月19日		公儀御尋人小山田弥市郎改(人相書)	老中伝達	○	○	3月11日	2853	527	
29	天和2	7月10日		公儀御尋人改小山田弥市郎(人相書)	老中伝達	○	○	6月29日	528		
30	天和2	8月17日		俵約令(職人看板に金銀之箔蒔絵高梨地めつき金物無用)	御料法	○	○	7月16日	2899		
31	天和3(1683)	3月1日		祭礼・法事、町人の猿楽、百姓・町人・下女の衣服規定	老中伝達	○	○	2月16日	1059	427	○
32	天和3	4月9日		急病之節養子願之判元について	老中伝達	○	○	2月21日	974		
33	天和3	8月9日		武家諸法度	総登城(林権篤より伝達)	○	○	7月25日	6	10	○
34	天和4(1684)	2月2日		先祖への感状、書・褒美に関する書付の差出	老中より口上	○	○	正月22日	698		○
35	貞享元(1684)	3月9日		改元(天和一貞享)	不明	○	○	2月28日			
36	貞享元	3月晦日		領知の朱印の写差出	老中伝達	○	○	3月22日		27	
37	貞享2(1685)	5月8日		道中荷物 of 責目	道中奉行より書付	○	○	3月24日	1267		
38	貞享2	9月29日		生類憐み令(馬の筋のへ禁止)	老中伝達	○	○	9月19日	2902		○
39	貞享2	11月7日		辻番助の家臣に関する規定	歩行目付から辻番所へ書付	○	○	10月26日	2184	404	○
40	貞享2	11月20日		新規祭礼の禁止	老中伝達	○	○	11月9日	1245		○
41	貞享4(1687)	2月17日		生類憐み令(捨て牛馬の禁止、身体軽き者の届出)	老中伝達	○	○	1月28日	2256	479 480	○
42	貞享4	3月7日		生類憐み令(鳥類、活魚、貝類献上無用)	老中伝達	○	○	2月26日		481	
43	貞享4	4月22日		生類憐み令(捨子届出、鳥類・畜類、無主犬の規定)	老中伝達	○	○	4月10日	485		○
44	貞享4	4月22日		田畑永代売買禁止	老中伝達	○	○	4月11日	2602	470	○
45	貞享4	4月22日		生類憐み令(武州寺尾村捨馬の一件)	老中伝達	○	○	4月		484	○
46	貞享4	9月17日		生類憐み令(辻番前の生類産付の規定)	辻番にて歩行目付の口上	○	○	9月3日	487		
47	貞享4	10月25日		生類憐み令(犬の扱いに関する規定)	江戸触	○	○	10月10日			
48	貞享5(1688)	2月9日		鉄炮所持二付領主証文雛形	不明	○	○	貞享4年12月5日	2525	473	○
49	元禄2(1689)	3月24日		川船極印代替	大目付書付	○	○	3月15日	2406		
50	元禄2	7月11日		生類憐み令(田畑損さし猪・鹿、狼の鉄炮使用の規定)	老中伝達	○	○	6月		471	○
51	元禄2	9月12日		俵約令(献上物の取扱)	大目付書付	○	○	8月29日	1060	408	
52	元禄2	9月12日		乗物の上層無用、預人の処遇	大目付書付	○	○	8月			
53	元禄2	9月15日		生類憐み令(田畑損さし猪・鹿、狼の鉄炮使用規定)	大目付書付	○	○	9月			
54	元禄2	10月20日		針灸異説之儀取締	大目付書付	○	○	10月9日	2838	431	
55	元禄3(1680)	5月22日		火事之節羽織之儀	大目付書付	○	○	4月25日		357	
56	元禄4(1691)	4月14日		公儀奥州筋での馬買中止	老中伝達	○	○	4月3日			
57	元禄4	5月18日		不受不施の制禁	大目付伝達	○	○	5月2日	1240		
58	元禄7(1694)	8月6日		蹴鞠禁止	江戸触	○	○	7月13日		440	
59	元禄8(1695)	10月6日		金銀吹直による有来金銀入交違方 新金銀と古金銀の引替	大目付書付	○	○	9月11日	1758		○
60	元禄8	10月23日		生類憐み令(寺社侍屋敷の高麗巢取払い、捨子・捨犬の禁止、生類憐み事念入に申渡)	大目付書付	○	○	10月11日	512		○
61	元禄9(1696)	7月18日		江戸小石川門内鴨討の一件	大目付書付	○	○	6月25日		514	○
62	元禄9	7月晦日		御台様・桂昌院等え進上物諸願察	大目付書付	○	○	7月10日	124	415	○
63	元禄9	7月晦日		吹直金銀と古金銀との引替之事	老中伝達	○	○	7月10日	1760	416	○
64	元禄9	7月晦日		桂昌院への差上物に関する規定	老中伝達	○	○	7月12日			○
65	元禄9	8月7日		桂昌院への進物に関する規定	大目付書付	○	○	7月22日			○
66	元禄9	8月7日		生類憐み令(飼犬に関する規定)	大目付書付	○	○	7月		515	○
67	元禄9	8月21日		偽金銀禁止	大目付書付	○	○	8月2日	1761		
68	元禄9	9月10日		大酒の禁止	江戸の役人への仰渡	○	○	8月17日	2145	448	○
69	元禄9	11月2日		生類憐み令(屋敷の高麗巢取払い)	大目付書付	○	○	10月9日			○
70	元禄9	12月30日		服忌令	大目付書付	○	○	12月14日			
71	元禄10(1697)	閏2月14日		奥州諸大名に国絵図提出命令	評定所で申渡	○	○	閏2月5日			
72	元禄10	閏2月14日		江戸麻布で殺人事件につき家臣の詮議を命ず	大目付書付	○	○	2月晦日	2855		○
73	元禄10	5月5日		国絵図作成に関する規定	評定所で書付渡	○	○	4月			
74	元禄10	5月5日		国絵図作成に関する規定	評定所で口上	○	○	4月			
75	元禄10	5月14日		新金銀の引替命令	評定所で書付渡	○	○	4月27日	1762		○
76	元禄10	7月17日		新金(武米版)の使用、偽金銀の取締り	大目付書付	○	○	6月晦日	1763		○
77	元禄10	7月17日		自分仕置令	大目付書付	○	○	7月2日	2498		○
78	元禄10	10月24日		酒運上金に関する規定	勘定奉行より覚書	○	○	10月8日			
79	元禄11(1698)	2月18日		新金銀引替期限延期	大目付書付	○	○	正月27日	1764		○
80	元禄11	2月18日		新金銀引替に関する達	勘定頭書付	○	○	2月2日			
81	元禄11	3月13日		御料私領之内、金銀銅山見立	老中伝達	○	○	2月晦日	1765		○
82	元禄11	6月23日		八重姫入奥に関する指示	大目付廻状	○	○	6月10日			
83	元禄11	10月23日		自然出火の節当人近所之輩火消之事	大目付書付	○	○	10月10日	1489		○
84	元禄12(1699)	6月26日		人身売買の禁止	大目付書付	○	○	6月10日			○

85	元禄12	9月15日	酒造制限令(米不足につき酒造高を五分一)	老中伝達	○	○	9月4日	2147	○
86	元禄12	閏9月25日	俵約令(婚姻道具の俵約、寺社寄進物の分相応)	老中伝達	○	○	閏9月12日	1688(2)	○
87	元禄12	閏9月25日	江戸城内の召列人数、江戸往還の供人数	大目付書付	○	○	閏9月12日	861	○
88	元禄13(1700)	正月5日	酒造制限令(米不足につき酒造高を五分一)	大目付廻状	○	○	元禄12年12月21日	2148	○
89	元禄13	7月15日	公儀御尋人(正阿弥八郎兵衛、権右衛門)人相書	大目付書付	○	○	7月7日	2857	○
90	元禄13	8月2日	捨子制禁	大目付書付	○	○	7月20日	2816	○
91	元禄13	9月27日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止)	老中伝達	○	○	9月18日	2150	○
92	元禄14(1701)	2月14日	生類憐み令(寺社侍屋敷の高麗果取払い)	大目付書付	○	○	正月晦日		○
93	元禄14	9月10日	出仕の際注意事項、供廻の人数	大目付書付	○	○	8月18日	2907	○
94	元禄14	10月19日	酒造制限令(米秋まで酒造高五分一)	老中伝達	○	○	10月2日	2151	○
95	元禄14	12月29日	銀・銭の相場の規定	大目付書付	○	○	12月15日	1771	○
96	元禄15(1702)	3月10日	城下から江戸迄の道程の差出	大目付書付	○	○	2月		
97	元禄15	4月12日	元禄十年から十一年までの酒造米員数	老中伝達	○	○	3月		
98	元禄15	4月12日	元禄十年から十一年までの酒造米員数 知行所の酒造米員数改 寺社領の酒造米員数改	勘定奉行より書付	○	○	3月		
99	元禄15	5月19日	生類憐み令(馬の荷付、病馬いたわり)	老中伝達	○	○	5月8日		○
100	元禄15	5月19日	参勤の献上物	老中伝達	○	○	5月10日		
101	元禄15	7月25日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、寒造酒の 分量、家業以外の酒造禁止)	老中伝達	○	○	7月18日	2154	○
102	元禄15	8月6日	御預ヶ人の調査	大目付廻状	○	○	7月27日		
103	元禄15	8月19日	分限帳改	大目付廻状	○	○	8月10日		
104	元禄15	10月25日	生類憐み令(橋本権之介犬殺傷の件)	老中伝達	○	○	10月15日		○
105	元禄15	12月14日	たばこ作付を半減	老中伝達	○	○	12月2日	2156	○
106	元禄16(1703)	8月20日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量 元禄十年の五分一)	老中伝達	○	○	8月10日	2158	○
107	元禄16	12月17日	たばこ作付を半減	寺社奉行書付	○	○	12月8日	2159	○
108	元禄16	12月24日	地震・火事に付て作事申付	老中伝達	○	○	12月10日	1510	○
109	元禄17(1704)	正月2日	俵約令(家作、祝儀の取交し、衣服)	老中伝達	○	○	元禄16年12月24日	1064	○
110	元禄17	2月11日	生類憐み令(寺社侍屋敷の高麗果取払い)	大目付書付	○	○	正月日		○
111	元禄17	2月25日	諸大名俵約令(御礼、付届、馳走等)	大目付廻状	○	○	2月13日	1066(3)	○
112	宝永元(1704)	4月13日	諸大名参勤についての規定	老中伝達	○	○	3月24日	883	○
113	宝永元	4月13日	改元(元禄一宝永)		○	○	3月晦日		
114	宝永元	6月18日	公儀御城米御廻に関する船中覚	勘定奉行より書付	○	○	5月		
115	宝永元	8月29日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量 元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	老中伝達	○	○	8月18日	2161	○
116	宝永元	8月29日	洪水で破損した堤の普請	老中伝達	○	○	8月18日	1355	○
117	宝永元	10月6日	酒造制限令(米不作により酒造禁止)	大目付廻状	○	○	9月20日	2162	○
118	宝永元	12月17日	たばこ作付を半減	寺社奉行書付	○	○	12月	2159	○
119	宝永2(1705)	閏4月29日	西丸出仕の覚	老中伝達	○	○	4月14日	132	○
120	宝永2	8月4日	増上寺への香奠献上の事	老中伝達	○	○	7月16日	405(1)	
121	宝永2	8月4日	公儀への御礼無用 御機嫌伺の書状は向後松平右京大夫へ	大目付廻状	○	○	7月16日		
122	宝永2	8月13日	江戸城登城に関する規定、供人数	大目付廻状	○	○	7月晦日	863	○
123	宝永2	8月21日	七夕祝儀、八朔太刀献上の日付	大目付廻状	○	○	8月10日		
124	宝永2	9月12日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量 元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	大目付書付	○	○	8月29日	2167	○
125	宝永2	10月17日	生類憐み令(飼鳥禁止、犬猫以外の慰の獣を養置禁止)	大目付書付	○	○	10月3日		○
126	宝永2	11月22日	火之番の心得	大目付廻状	○	○	11月9日	1517	○
127	宝永2	11月25日	生類憐み令(馬・犬の養育)	大目付書付	○	○	11月18日		○
128	宝永3(1706)	2月2日	松平美濃守へ祝儀断	大目付書付	○	○	正月18日		
129	宝永3	2月2日	奉公人に関する規定	大目付書付	○	○	正月21日	2305	○
130	宝永3	2月5日	古金銀を新金銀に引替	大目付廻状	○	○	正月16日	1778	○
131	宝永3	2月9日	將軍御成還御の節の御機嫌伺使者	大目付廻状	○	○	正月23日	794	○
132	宝永3	2月9日	火事出来之節馬上見分	大目付廻状	○	○	正月23日	1518(1)	○
133	宝永3	2月13日	遠方・方角違の火事、江戸城中下座の規定	大目付廻状	○	○	2月2日	1520	○
134	宝永3	2月13日	生類憐み令(寺社侍屋敷の高麗果取払い)	大目付書付	○	○	正月		○
135	宝永3	6月16日	古銀・新銀通用	大目付書付	○	○	6月6日	1779	○
136	宝永3	9月12日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量 元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	大目付書付	○	○	8月27日	2169	○
137	宝永4(1707)	2月15日	生類憐み令(寺社侍屋敷の高麗果取払い)	大目付書付	○	○	2月1日		○
138	宝永4	5月21日	若子への産衣代献上之儀	大目付廻状	○	○	5月10日	222(2)	
139	宝永4	5月25日	桂昌院法事についての指示	老中伝達	○	○	5月	409(1) (2)	
140	宝永4	10月5日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量 元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	大目付書付	○	○	9月28日	2172	○
141	宝永4	10月22日	古金銀引替之儀	老中伝達	○	○	10月14日	1780	○
142	宝永4	11月28日	古金銀引替之儀	老中より口上	○	○	11月14日		
143	宝永4	12月16日	大納言(家宣)へ御機嫌伺の次第	老中伝達	○	○	12月2日		
144	宝永5(1708)	閏正月16日	富士山噴火被害の救済金	老中伝達	○	○	閏正月7日	1399	○
145	宝永5	閏正月16日	生類憐み令(寺社侍屋敷の高麗果取払い)	大目付書付	○	○	正月晦日		○
146	宝永5	3月3日	奉公人に関する規定	大目付廻状	○	○	2月20日	2307	○
147	宝永5	3月17日	大銭を四月より通用之事	老中伝達	○	○	2月朔日	1857	○
148	宝永5	8月26日	馬のくび毛ふり無之事	老中伝達	○	○	8月		○
149	宝永5	10月10日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量 元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	老中伝達	○	○	9月28日	2174	○
150	宝永5	10月12日	大銭之儀金銀小銭同前二通用之事	不明	○	○	9月29日	1858	
151	宝永5	11月5日	生類憐み令(生類あわれみ之儀専一ニ心懸)	大目付書付	○	○	10月		
152	宝永6(1709)	2月3日	家宣 馬のくび毛ふり	大目付廻状	○	○	正月		○
153	宝永6	2月8日	綱吉の命日相祝	大目付廻状	○	○	正月10日		
154	宝永6	2月18日	用向は御用番老中へ伺	大目付廻状	○	○	2月5日		
155	宝永6	2月25日	浄光院(綱吉正室)逝去二付仕・普請停止	大目付廻状	○	○	2月10日	427	○
156	宝永6	2月28日	公儀法事に付大赦	大目付廻状	○	○	2月21日	432	○
157	宝永6	3月12日	酒運上御免	大目付廻状	○	○	3月3日	2177	○
158	宝永6	5月10日	鉄炮改め	大目付書付	○	○	4月18日	2529	
159	宝永6	7月8日	赦免対象者の人数書付の指出	大目付廻状	○	○	6月25日	237	○
160	宝永6	11月11日	將軍道移徙の献上物の規定	大目付廻状	○	○	11月朔日	239	
161	宝永6	11月12日	獵師で無者の鉄炮所持禁止	老中伝達	○	○	11月朔日	2530	○
162	宝永6	11月19日	東叡山法事中の供廻	大目付廻状	○	○	11月10日	438(3)	
163	宝永6	11月19日	東叡山法事についての指示	大目付廻状	○	○	11月19日	439	
164	宝永7(1710)	正月17日	浄光院法事についての指示	老中伝達	○	○	宝永6年12月29日	441(1)	
165	宝永7	正月17日	殺生禁止	大目付廻状	○	○	宝永6年12月29日	2531	○
166	宝永7	正月17日	増上寺仏殿参詣日の延引	大目付廻状	○	○	正月7日	442	○
167	宝永7	2月11日	痲疹・麻疹・水痘の病人に関する規定	大目付廻状	○	○	正月22日	934	○
168	宝永7	2月24日	惣出仕の件	大目付廻状	○	○	2月9日		
169	宝永7	3月22日	紅葉山社参に関する規定	大目付廻状	○	○	3月8日	961(1)	○

170	宝永7	5月8日	通用新金吹直、貳朱判停止	不明		○	4月16日	1785		
171	宝永7	6月5日	武家諸法度	総登城	○	○	4月15日	7		○
172	正徳元(1711)	5月13日	改元(宝永→正徳)	不明	○	○	5月1日			
173	正徳元	9月1日	諸道巡見使言上之趣	不明	○		8月16日	1301		○
174	正徳2(1712)	3月18日	道中往来規定	老中伝達	○	○	3月7日	1276(1)		○
175	正徳2	8月27日	巡見使の扱い	老中伝達	○	○	8月16日	1302		○
176	正徳2	10月27日	家継 舟道高札	高札添札案文	○	○	8月29日	49		○
177	正徳2	12月20日	忌明けの諸商売、諸粥は構無	大目付廻状	○		12月4日	475		
178	正徳3(1713)	閏5月14日	屋敷改	大目付廻状	○	○	閏5月1日	2200		○
179	正徳3	閏5月15日	俵約令(女の衣類)	老中伝達	○	○	5月19日	2083		○
180	正徳4(1714)	6月3日	金銀法、新古金銀割合、両替商へ申渡	老中伝達	○	○	5月15日	1800		○
181	正徳4	8月19日	銭相場	大目付書付	○	○	7月晦日	1867		○
182	正徳5(1715)	5月6日	新古銀引替の覚	大目付書付	○	○	4月25日	1806(1)		
183	正徳5	7月17日	公事訴訟の件	大目付廻状	○	○	7月7日	1028(3)		○
184	正徳5	9月20日	將軍家継不予快然の祝儀の件	大目付廻状	○		9月6日			
185	正徳5	10月3日	三笠附の禁止	大目付書付	○	○	9月21日	2800		○
186	正徳5	10月9日	法皇姫宮入興之儀	大目付書付	○		9月29日	90		
187	正徳5	10月晦日	酒造制限令(寒造酒を元禄十年の三分一に制限)	大目付書付	○	○	10月23日	2178		○
188	正徳5	12月14日	産出した銅を大坂へ廻	勘定吟味役より書付	○	○	11月27日			
189	正徳5	12月14日	酒造米書上の指示	勘定奉行・吟味役より書付	○	○	12月2日			
190	正徳6(1716)	正月17日	元禄金銀の通用停止	不明	○	○	正徳5年12月18日	1807		○
191	正徳6	閏2月10日	大名屋敷出火の節に定火消と相互に火消し	大目付廻状	○		2月25日	1548(1)		○
192	正徳6	閏2月28日	京都への御祝儀について	大目付廻状	○		閏2月19日	263		
193	正徳6	3月12日	惣領家所領之内分知、養子願	老中伝達	○	○	3月1日	982		
194	正徳6	3月12日	屋敷違変の節の届出	大目付廻状	○		閏2月			
195	正徳6	3月12日	月次の御礼について	大目付廻状	○		閏2月22日	163		
196	正徳6	5月7日	將軍家継死去につき登城	大目付廻状	○		5月2日			
197	正徳6	7月14日	改元(正徳→享保)	老中伝達	○	○	7月1日			

- ・本表は、陸奥国盛岡藩内における江戸幕府法令の伝達状況と対応する幕府法令の発布状況の一覧である。
- ・盛岡藩の法令の出典は、『盛岡藩雑書』一巻～十一巻、「公儀被仰出」一、二(もりおか歴史文化館蔵)である。法令発布が確認できた場合に○印を付した。
- ・幕府法の出典として用いた史料は、『御触書寛保集成』、「御当家令條」(『近世法制史料叢書』2)、「令條留」(「被仰出留」国立公文書館蔵)であり、表中では、それぞれ「寛保集成」「御当家」「令條留」と略記した。法令記事が確認できた場合、前二者は本文中の法令番号、「令條留」については○印を付した。
- ・但し、「御当家令條」については、収録法令の下限が元禄9年までである。
- ・表は、左から法令番号、盛岡藩内での発令年と月日、発令時の將軍、法令内容、幕府からの発布形式、を記し、さらに幕府が藩に法令を伝達したとされる法令触出し日と三種類の幕府法令集による出典状況を示したものである。
- ・幕府法の触出し日については、『雑書』に記載されている場合はその日付とし、記載が無い場合は『御触書集成目録』(下)編年目録によった。

(表2)長門国萩藩における江戸幕府法令伝達状況

番号	年	月日	将軍	法令内容	発布形式	幕府法令触出し日	寛保集成	御当家	令條留
1	明暦3(1657)	正月26日	家綱	火事二付諸法度	老中伝達	正月25日	1430		○
2	明暦3	4月15日		大猷院(三代家光)七回忌法事	老中伝達	4月13日	367		
3	明暦3	4月18日		一万石以上東叡山参詣之事	老中伝達	4月18日			
4	明暦3	8月22日		職人手間賃之事	老中伝達	8月21日	1953	367	
5	明暦3	11月2日		評定所寄合式日、公事の事	大目付伝達	5月12日			
6	万治2(1659)	6月23日		切支丹制禁	老中伝達	6月19日			○
7	万治2	9月5日		出仕之面々城中召連人数、下馬より下乗之橋まで召連人数	老中伝達	9月5日	856	166 167	
8	万治2	12月10日		日光社参供奉之者心得	老中伝達	12月4日	726		○
9	万治2	12月10日		日光社参供連人数、遠国之面々召連人数	老中伝達	12月4日	725		○
10	万治3(1660)	8月29日		酒造制限令(酒造累年之半分)、百姓取締	評定所で書付渡	8月22日	2121		○
11	万治4(1661)	5月6日		改元(万治一寛文)	不明	5月5日			
12	寛文元(1661)	7月4日		きりしたん宗門制禁、制禁之高札改元により書直	老中伝達	7月4日	1233	223	○
13	寛文2(1662)	11月11日		所々御門口々乗馬乗馬馬之天下馬之事	不明	11月7日	832		○
14	寛文2	12月2日		諸同心当番之時夜廻、火事之節近所早々出合消火	老中伝達	12月2日	1447		
15	寛文3(1663)	5月23日		武家諸法度、殉死禁止令	総登城(林春齋伝達)	5月23日	5 2495	7 8	○
16	寛文3	8月5日		諸士法度	老中伝達	8月5日	11	9	○
17	寛文3	9月7日		振舞諸節之覚	老中伝達(大目付渡)	9月3日	1054	386	○
18	寛文4(1664)	正月15日		増上寺法事香典定之覚、召し連れ人数之覚	不明	正月15日			
19	寛文4	3月11日		領地朱印交付令	老中伝達	3月11日			
20	寛文4	8月15日		絹袖布木綿寸尺の厳守	老中伝達(大目付渡)	7月13日	922	387	○
21	寛文4	12月15日		きりしたん宗門無油断領内可改 きりしたん宗門穿鑿之儀	老中伝達	11月25日	1235	224 225	○
22	寛文5(1665)	4月朔日		東照宮五十年忌法事之事	老中伝達	2月22日			
23	寛文5	12月2日		諸社法度	老中伝達	7月11日	1174(1)	54	○
24	寛文5	12月2日		諸宗法度	老中伝達	7月11日	1174(2)	135	○
25	寛文5	12月2日		僧侶取締法度	老中伝達	7月11日	1174(3)	136	○
26	寛文6(1666)	11月14日		酒造制限令(酒造員数累代半分)	老中伝達 (西国大名は大坂城代渡)	11月7日	2124		○
27	寛文7(1667)	2月6日		火事之節親類縁者之外見舞禁止	老中伝達	2月4日			
28	寛文7	閏2月20日		諸国巡見使之事	老中伝達	閏2月18日	1294	324	
29	寛文7	3月4日		諸国浦高札(高札下書)	老中伝達	閏2月18日	32	322	
30	寛文7	3月4日		酒造制限令(酒造累代半分)、本田畑でのたばこ作付停止	老中伝達	3月4日	2126		○
31	寛文7	3月13日		大猷院(三代家光)十七回忌香奠献上之覚	老中伝達	3月13日			
32	寛文8(1668)	2月16日		俵約令堅守	月次登城時に伝達	2月15日			
33	寛文8	2月28日		酒造制限令(酒造累代半分)、本田畑でのたばこ作付停止	老中伝達	2月28日	2127		
34	寛文8	3月朔日		火事付俵約堅守、祝儀之節公儀外被献之外無用、酒造半分	大目付伝達	2月	1056		○
35	寛文8	3月朔日		長屋塙下石垣座敷作事仕様之事	大目付伝達	2月28日	1642		○
36	寛文8	不明		俵約令(百姓の衣類・食物の制限)	右筆渡	4月6日	1334	286	○
37	寛文8	不明		町人の帯刀禁止・俵約令(町人の衣類・諸道具の制限)	右筆渡	3月15日	2890		○
38	寛文8	不明		御番衆への俵約令(組中役人等寄合之節一汁二菜)	右筆渡	3月3日		305	
39	寛文8	不明		酒造制限令(酒造累代半分)、本田畑でのたばこ作付停止	右筆渡	2月28日	2127		
40	寛文8	不明		薬種之外植物類等日本不可相渡	右筆渡	3月8日	1965(2)		○
41	寛文8	不明		絹袖綿織物類等異国へ不被遣	右筆渡	3月8日	1965(1)		○
42	寛文8	不明		俵約令(町人屋作、嫁娶、町人衣類・振舞、祭礼、葬礼仏事)	右筆渡	3月20日	1057	422	○
43	寛文8	不明		刀御免之町人 吉原条目、堺町・木挽町見世物惣役者衣類等停止	江戸町触	3月20日	2695 2696	423	
44	寛文8	4月6日		俵約令(百姓の衣類・食物の制限)	大目付伝達	4月6日	1334	286	○
45	寛文8	4月6日		津留之産物、公儀御定升外之書出	大目付伝達	4月6日	1381		○
46	寛文9(1669)	4月15日		不受不施日蓮宗寺請禁止之事	右筆渡	4月11日	1236	123	
47	寛文9	9月28日		酒造制限令(酒造累代半分)、本田畑でのたばこ作付停止	大目付伝達	9月28日	2129		○
48	寛文9	閏10月11日		入内二付禁裏へ献上物之事	老中伝達	閏10月12日	76		
49	寛文10(1670)	5月19日		酒造制限令(当秋中迄新酒造停止并辻売振売無用) 酒造制限令(領内朱印寺社領も新酒造停止)	老中伝達	5月7日	2130(1) 2130(2)		○
50	寛文10	9月15日		酒造制限令(酒造累代半分)、本田畑でのたばこ作付停止	大目付伝達	9月15日	2131		○
51	寛文11(1671)	正月28日		諸大名供之待之事	大目付伝達	正月28日			
52	寛文11	2月20日		日光山法事之節香奠献上員数之事	老中伝達	2月20日	369		
53	寛文11	6月14日		酒造制限令(新酒造停止)	大目付伝達	6月15日	2132		○
54	寛文11	11月朔日		酒造制限令(寒造酒去年之半分可造之)	大目付伝達	11月朔日	2133		○
55	寛文11	11月朔日		にせ薬種一切停止、毒薬売買停止	大目付伝達	10月26日	33		
56	寛文12(1672)	正月28日		一季居奉公人出番日限之事	大目付伝達	正月28日	2295		
57	寛文12	2月7日		奉公人出替日限之事	大目付伝達	2月7日	2296		○
58	寛文12	7月7日		酒造制限令(新酒造停止)	大目付伝達	7月5日	2136		○
59	寛文12	9月8日		酒造制限令(酒造累代半分)、本田畑でのたばこ作付停止	大目付伝達	9月6日	2135		○
60	寛文13(1673)	2月12日		火事場へ参集停止、火元見心得等	大目付伝達	2月11日	1453	345	○
61	寛文13	4月10日		耶蘇宗門之者書出方	大目付伝達	4月7日	1238		○
62	延宝2(1674)	5月12日		屋敷をかし、居住之出家棚請受人、本寺之証文可取置	右筆渡	5月2日	2195	139	○
63	延宝2	9月16日		酒造制限令(国々所々洪水田畑損亡につき酒造禁止) たばこ作無用之事	老中伝達(大目付渡)	9月15日	2138		○
64	延宝3(1675)	8月10日		酒造制限令(寒造の酒造規定)、たばこ作無用之事	老中伝達(大目付渡)	8月29日	2139	461	○
65	延宝5(1677)	12月13日		右筆屋敷え凶賊二人忍入二付穿鑿	大目付伝達	12月11日	2763		
66	延宝6(1678)	6月26日		東福門院法事香奠献上之次第	大老伝達	6月26日	78		
67	延宝8(1680)	9月27日	綱吉	火事之節親類見廻、家事之節家来者遣之儀	老中伝達	9月26日	1458	349	
68	延宝8	9月27日		酒造制限令(寒造の酒去年の半分)	老中伝達	9月26日	2140	465	
69	延宝8	11月21日		酒造制限令(寒造以外の新酒造り禁止)	老中伝達	11月21日	2141	466	
70	延宝8	11月晦日		江戸城本丸登城時の挟箱改之事	老中伝達	11月晦日	858(1)	169	○
71	延宝8	11月晦日		江戸城西丸登城時の挟箱改之事	老中伝達	11月晦日	858(2)	170	○
72	延宝8	11月晦日		城門下の下馬の事	老中伝達	11月晦日	833(1)	171	○
73	天和元(1681)	10月7日		酒造制限令(不作のため酒造半減、酒屋・酒米の数改)	老中伝達(目付渡)	10月朔日	2142		○
74	天和2(1682)	3月15日		公儀御尋人小山田弥市郎改(人相書)	老中伝達	3月10日	2853	527	
75	天和2	5月29日		キリシタン高札(高札下書)	老中伝達	5月29日	35	228	○
76	天和2	5月29日		毒薬・にせ薬制禁、にせ金銀売買停止、新銭の扱い(高札下書)	老中伝達	5月		271	○
77	天和2	5月29日		忠孝札(高札下書)	老中伝達	5月		270	○
78	天和3(1683)	正月18日		火付取締り、火事之節立退き	老中伝達	正月18日	1462	352	
79	天和3	2月15日		祭礼・法事、町人の猿薬、百姓・町人・下女の衣服規定	老中伝達	2月15日	1059	427	○
80	天和3	4月8日		壹万石以上辻番条目	大目付による廻状	2月29日	2183(2)	399	○
81	天和3	7月25日		武家諸法度	総登城	7月25日	6	10	○
82	天和3	8月15日		酒造延宝七年造之員数之通可造之事	老中伝達(大目付渡)	8月15日	2143	467	○
83	天和3	10月15日		豊作により国主領主米穀等少々貯置	老中伝達	10月15日	1889	403	○
84	天和3	10月28日		近所火事出来、家来者指出火消	老中伝達	10月28日	1463	353	○
85	貞享元(1684)	4月2日		遺橋にて古金・はつし金物の売買禁止	老中伝達(辻番所伝達)	2月18日(天和4年)	2055	433	○
86	貞享2(1685)	9月20日		生類憐み令(馬の筋への禁止)	老中伝達	9月19日	2902		○

87	貞享2	9月29日	辻番勤の家臣に関する規定	徒目付伝達(廻状)	9月17日	2184	404	○
88	貞享2	11月9日	新規祭礼の禁止	老中伝達	11月9日	1245		○
89	貞享3(1686)	4月22日	服忌令	老中伝達	4月22日	950	558	○
90	貞享4(1687)	2月3日	生類憐み令(捨て牛馬の禁止、身体軽き者の届出)	老中伝達(大目付伝達)	正月28日	2256	479 480	○
91	貞享4	4月11日	生類憐み令(捨子届出、鳥類・畜類、無主犬の規定)	老中伝達	4月11日		485	○
92	貞享4	4月11日	田畑永代売買禁止	老中伝達	4月11日	2602	470	○
93	貞享4	4月11日	生類憐み令(武州寺尾村捨馬の一件)	老中伝達	4月11日		484	○
94	貞享4	4月11日	即位付て、献上物之覚	老中伝達	4月11日	80	15	
95	貞享4	6月23日	切支丹宗門類族改	老中伝達(大目付渡)	6月22日	1239	229	○
96	貞享4	9月11日	生類憐み令(辻番前の生類疵付の規定)	辻番にて徒目付の口上	9月3日		487	
97	貞享4	11月18日	生類憐み令(生類を疵付けた者の穿鑿)	辻番にて徒目付の口上	11月15日		488	
98	貞享4	12月15日	鉄炮改	老中伝達	12月6日	2525		○
99	貞享4	12月26日	捨馬禁止令	老中伝達	12月26日		489	
100	貞享4	12月26日	生類憐み令(捨馬禁令口上之覚)	老中伝達	12月26日		490	○
101	貞享5(1688)	10月6日	改元(貞享→元禄)	老中伝達	10月6日			
102	元禄2(1689)	6月28日	生類憐み令(田畑損さし猪・鹿、狼の鉄炮使用の規定)	老中伝達(大目付渡)	6月		471	○
103	元禄2	10月6日	鍼灸等異説取締	大目付伝達	10月6日	2838	431	
104	元禄3(1690)	5月10日	火事之節羽織之儀	老中伝達(大目付渡)	4月25日		357	
105	元禄3	9月晦日	朝鮮人参調	老中伝達(大目付渡)	9月29日	1984		○
106	元禄3	10月25日	捨子禁止令	老中伝達	10月25日	2813	494	○
107	元禄4(1691)	5月2日	不受不施の制禁	大目付伝達	5月朔日	1240		
108	元禄4	9月5日	服忌令死穢規定の書改	老中伝達	9月4日		562	
109	元禄5(1692)	4月22日	蔵有院(四代家綱)十三回忌法事定式、香奠献上之覚	老中伝達	4月22日	384(1)		
110	元禄6(1693)	5月5日	生類憐み令(猪・鹿、狼へのおとし鉄炮使用、生類憐みの心得)	老中伝達	4月晦日		474	○
111	元禄6	11月4日	火事場へ罷出之役人以外は不参様	大目付伝達	11月朔日	1475		○
112	元禄6	11月11日	下馬にてたばこを給事禁止	大目付伝達	10月		178	
113	元禄7(1694)	正月12日	服忌令	老中伝達	元禄6年12月21日	958	564	
114	元禄7	5月5日	生類憐み令口上之覚	辻番にて徒目付の書付	5月			
115	元禄7	閏5月3日	狼藉、喧嘩口論いたし候者辻番所留置	辻番にて徒目付の口上	閏5月3日	2186		
116	元禄8(1695)	5月28日	熊・猪・狼、人の養置禽獣を損さし之事	大目付伝達	5月28日			○
117	元禄8	9月	公事訴訟の心得	大目付伝達	9月5日	1017	412	○
118	元禄8	9月22日	金銀吹直による有来金銀入交道方 新金銀と古金銀の引替	老中伝達(大目付渡)	9月19日	1758		○
119	元禄8	12月23日	捨犬禁止	老中伝達(大目付渡)	12月21日			
120	元禄9(1696)	6月晦日	江戸小石川門内鴨討の一件	大目付伝達	6月25日		514	○
121	元禄9	7月12日	御台様・桂昌院等進上物諸願覽	老中伝達(大目付渡)	7月9日	124	415	○
122	元禄9	7月12日	吹直金銀と古金銀との引替之事	老中伝達	7月10日	1760	416	○
123	元禄9	7月24日	御台様・桂昌院への献上物規定	大目付伝達	7月22日			
124	元禄9	7月24日	生類憐み令(飼犬に関する規定)	老中伝達(大目付渡)	7月24日		515	○
125	元禄9	8月9日	偽金銀禁止	老中伝達(大目付渡)	8月2日	1761		
126	元禄9	8月9日	本所深川屋敷改	老中伝達(大目付渡)	8月2日	2198		
127	元禄9	11月5日	生類憐み令(屋敷の蔦蔦巢取払い)、巢移動禁止日	老中伝達(大目付渡)	10月19日			○
128	元禄9	12月28日	服忌令追加規定	大目付伝達	12月14日			
129	元禄10(1697)	閏2月13日	江戸麻布で殺人事件につき家臣の詮議を命ず	老中伝達(大目付渡)	2月5日	2855		○
130	元禄10	4月27日	新金銀の引替命令	老中伝達(大目付渡)	4月27日	1762		○
131	元禄10	7月9日	新金(貳未版)の使用、偽金銀の取締り	老中伝達(大目付渡)	7月1日	1763		○
132	元禄10	7月9日	自分仕置令	老中伝達(大目付渡)	7月1日	2498		○
133	元禄10	10月10日	酒運上金に関する規定	勘定奉行より覚書	10月7日			
134	元禄11(1698)	2月2日	生類憐み令(屋敷の蔦蔦巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	2月朔日			
135	元禄11	2月9日	新金銀引替期限延期	老中伝達(大目付渡)	正月26日	1764		○
136	元禄11	2月1日	新金銀引替(口上覚)、金銀引替町人之覚	勘定頭伝達	2月1日			
137	元禄11	3月	御料私領之内、金銀銅山見立	老中伝達	2月晦日	1765		○
138	元禄11	6月23日	服忌令追加規定	大目付伝達	6月20日	960		
139	元禄11	10月12日	自然出火之節当人近所之輩火消之事	老中伝達(大目付渡)	10月10日	1489		○
140	元禄12(1699)	2月12日	生類憐み令(屋敷の蔦蔦巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	正月晦日			○
141	元禄12	9月26日	酒造制限令(米不足につき酒造高を五分一)	老中伝達	9月4日	2147(1)		○
142	元禄12	閏9月12日	俵約令(婚姻道具の俵約、寺社寄進物の分相応)	老中伝達	閏9月10日	1688(2)		○
143	元禄12	閏9月12日	江戸城内の召列人数、江戸住達の供人数	大目付伝達	閏9月10日	861		○
144	元禄12	閏9月12日	下馬より内、下駄足駄はき無用	大目付伝達	閏9月10日	2906		○
145	元禄12	閏9月12日	金拝領二付不相应借金自贖	目付伝達	閏9月10日	1688(3)		○
146	元禄12	11月1日	四品・十万石以上、国持嫡子、十万石以下留守居召連	大目付伝達	11月1日	126		○
147	元禄12	12月1日	盗賊改、火付改方へ訴出之儀	老中伝達(大目付渡)	12月1日	2766		○
148	元禄12	12月20日	酒造制限令(当年風損付酒造米五分一堅相守)	大目付廻状	12月20日	2148		○
149	元禄13(1700)	正月20日	生類憐み令(屋敷の蔦蔦巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	正月20日			
150	元禄13	4月19日	蔵有院(四代家綱)法事、参詣日限、供廻、香奠献上之書付	老中伝達	4月15日	392		
151	元禄13	7月12日	公儀御尋人(正阿弥八郎兵衛、権右衛門)人相書	大目付伝達	7月5日	2857		○
152	元禄13	7月12日	酒造制限令(内容不明)	大目付廻状	不明			
153	元禄13	7月21日	捨子制禁	大目付廻状	7月20日	2816		○
154	元禄13	9月23日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止)	老中伝達	9月18日	2150		○
155	元禄14(1701)	2月6日	生類憐み令(寺社侍屋敷の蔦蔦巢取払い)	大目付伝達	正月晦日			○
156	元禄14	4月13日	参勤交替之節従者の員数	老中伝達	4月13日	882		○
157	元禄14	9月10日	家屋敷書入配当座頭之事	不明	9月5日	2558		
158	元禄14	10月2日	酒造制限令(来秋まで酒造高五分一)	老中伝達	10月2日	2151		○
159	元禄14	10月25日	関所女手形改覚	不明	10月20日			○
160	元禄14	12月14日	銀・銭の相場の規定	老中伝達(大目付渡)	12月14日	1771		○
161	元禄14	12月14日	諸国一統金銀無滞通用之事	老中伝達(大目付渡)	12月14日	1770		○
162	元禄15(1702)	正月晦日	生類憐み令(寺社侍屋敷の蔦蔦巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	正月晦日			○
163	元禄15	2月15日	古金銀吹直之事	老中伝達(大目付渡)	2月7日	1772		○
164	元禄15	2月	火事之節火消定火消面々心得	大目付伝達	2月19日	1502		○
165	元禄15	4月21日	酒造制限令(酒造米員数)	老中伝達	3月晦日	2153		○
166	元禄15	4月21日	元禄十年から十一年までの酒造米員数 元禄十年から十一年までの酒造米員数	老中伝達	3月晦日			
167	元禄15	4月21日	知行所の酒造米員数改 寺社領の酒造米員数改	勘定奉行より書付	3月晦日			
168	元禄15	3月6日	桂昌院位階付献上物之事	大目付伝達	3月6日	220(1)		
169	元禄15	8月4日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、寒造酒の分量、 家業以外の酒造禁止)	老中伝達	7月18日	2154		○
170	元禄15	8月5日	御預ヶ人の調査	大目付廻状	7月27日			
171	元禄15	10月23日	生類憐み令(樺木権之介犬殺傷の件)	老中伝達	10月16日			○
172	元禄16(1703)	2月3日	たばこ作付を半減	老中伝達	元禄15年12月2日	2156		○
173	元禄16	2月10日	生類憐み令(寺社侍屋敷の蔦蔦巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	正月			○
174	元禄16	8月11日	酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量元禄十年の五分一)	老中伝達	8月11日	2158		○
175	元禄16	10月	毎月御礼日無懈怠登城之事	老中伝達	10月1日			○
176	元禄16	12月8日	下馬其外供之者集候所にてたばこ停止之事	大目付廻状	12月8日	862		○
177	元禄16	12月18日	たばこ作付を半減	寺社奉行伝達	12月8日	2159		○

178	元禄16	12月23日		儉約令(家作、祝儀の取交し、衣服)	老中伝達	12月23日	1064		○
179	元禄16	12月28日		年始礼進参之事	藩主登城の際、大目付伝達	12月28日			○
180	元禄17(1704)	正月22日		一季居奉公人暇出停止	大目付廻状	正月22日	2303		○
181	元禄17	2月3日		生類憐み令(寺社侍屋敷の高雁巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	正月			○
182	元禄17	2月14日		諸大名儉約令(御礼、付届、馳走等)	大目付廻状	2月14日	1066(3)		○
183	元禄17	3月晦日		改元(元禄一宝永)	総登城	3月晦日			○
184	宝永元(1704)	4月13日		敵有院(四代家綱)二十五回忌参詣日限、供進、香奠献上之事	老中伝達	4月13日	397		
185	宝永元	8月27日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	老中伝達	8月18日	2161		○
186	宝永元	8月27日		洪水で破損した堤の普請	老中伝達	8月18日	1355		○
187	宝永元	9月29日		酒造制限令(米不作により酒造禁止)	大目付廻状	9月19日	2162		○
188	宝永元	9月18日		老中阿部豊後守死去鳴物停止	大目付廻状	9月17日	401		
189	宝永元	12月13日		たばこ作付を半減	寺社奉行書付	12月2日			
190	宝永2(1705)	2月10日		生類憐み令(寺社侍屋敷の高雁巢取払い)	大目付廻状	正月29日			
191	宝永2	6月22日		一位様(桂昌院)逝去二付鳴物停止	大目付伝達	6月22日	403		
192	宝永2	7月16日		松平美濃守に御機嫌伺之書状向後不及	大目付廻状	7月16日			
193	宝永2	7月16日		桂昌院中陰二付香奠献上之覚	大目付伝達	7月16日	405(2)		
194	宝永2	7月23日		増上寺への香奠献上之事	老中伝達	7月16日	405(1)		
195	宝永2	7月晦日		江戸城登城に関する規定、供人数	大目付廻状	7月晦日	863		○
196	宝永2	8月7日		御城え留守居被連候儀無用之事	大目付廻状	8月7日	865		○
197	宝永2	8月29日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	大目付書付	8月28日	2167		○
198	宝永2	9月28日		生類憐み令(飼鳥禁止、犬猫以外の慰の獸を養置禁止)	大目付書付	9月28日			○
199	宝永2	11月16日		生類憐み令(馬・犬の養育)	大目付書付	11月16日			○
200	宝永3(1706)	正月16日		古金銀を新金銀に引替	大目付廻状	正月16日	1778		○
201	宝永3	正月21日		松平美濃守へ祝儀断	大目付書付	正月18日			
202	宝永3	正月23日		火事出来之節馬上見分	大目付廻状	正月23日	1518(1)		○
203	宝永3	正月晦日		生類憐み令(寺社侍屋敷の高雁巢取払い)	大目付書付	正月			○
204	宝永3	2月朔日		遠方・方角達の火事、江戸城中下座の規定	大目付廻状	2月朔日	1520		○
205	宝永3	2月20日		病馬養育	大目付廻状	2月			○
206	宝永3	5月23日		桂昌院一周忌香奠之覚	不明	5月23日			
207	宝永3	6月9日		古銀・新銀通用	大目付書付	6月6日	1779		○
208	宝永4(1707)	3月4日		大名留守居公儀人中江対し書付	大目付廻状	2月23日	2841		○
209	宝永4	2月5日		火之用心、生類憐み令(寺社侍屋敷の高雁巢取払い)	大目付書付	正月			○
210	宝永4	5月16日		桂昌院法事についての指示	老中伝達	5月16日	409(1)(2)		
211	宝永4	9月27日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	大目付書付	9月27日	2172		○
212	宝永4	10月13日		軍用金銀引替之儀	老中伝達	10月13日	1780		○
213	宝永5(1708)	正月29日		生類憐み令(寺社侍屋敷の高雁巢取払い)	大目付書付	正月29日			○
214	宝永5	2月朔日		大錢を四月より通用之事	大目付廻状	閏正月28日	1857		○
215	宝永5	2月20日		奉公人に関する規定	大目付廻状	2月20日	2307		○
216	宝永5	8月16日		馬のくび毛ふり無之事	老中伝達	8月			○
217	宝永5	10月朔日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止、酒分量元禄十年の五分一、新規の造酒屋禁止)	大目付書付	9月28日	2174		○
218	宝永5	10月朔日		大錢之儀金銀小錢同前二通用之事	大目付書付	9月29日	1858		
219	宝永5	10月28日		生類憐み令(生類あわれみ之儀専一・二心懸)	大目付書付	10月28日			
220	宝永6	正月22日	家継	馬のくび毛ふり	大目付廻状	正月22日			○
221	宝永6	2月25日		浄光院(綱吉正室)逝去	大目付廻状	2月10日			
222	宝永6	2月25日		浄光院(綱吉正室)逝去二付出仕・普請停止	大目付廻状	2月10日	427		
223	宝永6	3月12日		酒運上御免	大目付廻状	3月3日	2177		○
224	宝永6	4月18日		鉄炮改め	大目付書付	4月18日	2529		○
225	宝永6	10月12日		水戸中將(吉早)逝去二付出仕・鳴物停止	大目付廻状	10月12日	437		
225	宝永6	12月15日		四品以上正月より白小袖着用之事	月次登城時に大目付伝達	12月15日	906		○
226	宝永6	12月29日		鉄泡二而殺生被差留候儀	大目付廻状	12月29日	2531		○
227	宝永7(1710)	正月7日		上野増上寺御仏殿江御成之翌日参詣之事	大目付廻状	正月7日	442		○
228	宝永7	正月22日		痲疹水痘相煩候間々心得之事	大目付廻状	正月22日	934		○
229	宝永7	2月9日		惣出仕の件	大目付廻状	2月9日			
230	宝永7	3月22日		紅葉山社参に関する規定	大目付廻状	3月8日			
231	宝永7	4月10日		参勤到着之日銷進日無御構之由	大目付廻状	4月10日	885		○
232	宝永7	4月15日		武家諸法度	総登城	4月15日	7		○
233	宝永7	4月16日		通用新金吹直、式朱判停止	大目付書付	4月16日	1785		○
234	宝永7	6月17日		武家方引替金之事	大目付廻状	6月17日	1788		○
235	宝永7	6月19日		毛織革類献上之事	大目付廻状	6月19日	143		○
236	宝永7	6月19日		江戸井近辺二て扇差停止之事	大目付廻状	6月19日	1165		○
237	宝永8(1711)	5月18日		改元(宝永一正徳)	老中井上河内守宅で仰渡	5月1日			
238	正徳元(1711)	8月16日		諸道巡見使言上之趣	老中大久保加賀守宅で仰渡	8月16日	1301		○
239	正徳2(1712)	4月10日		敵有院(四代家綱)三十三回御忌付御法事之事	老中伝達	4月10日	449(2)~(5)		
240	正徳2	4月23日		参勤召連人数、隠居領之事	老中伝達	4月23日	886		○
241	正徳2	6月15日		諸大名参勤之節召連人数、門番人数之事	大目付宅で書付渡	6月14日	842		○
242	正徳2	8月28日		浦々添高札之事	老中伝達	8月28日	49		○
243	正徳2	10月19日	家継	金銀吹替二付被仰出之事	大目付廻状	10月11日	1797		○
244	正徳3(1713)	正月11日		痲疹水痘相煩候間々心得之事	大目付廻状	正月11日	935		○
245	正徳3	4月28日		將軍宣下二付御祝儀饗応之事	大目付書付	4月28日	260		○
246	正徳3	5月25日		女之衣類之儀	老中伝達	5月19日	2085		○
247	正徳3	6月9日		長崎廻銅不足二付大坂吹屋え可売渡之事	大目付廻状	6月9日	1865		○
248	正徳3	9月26日		御料所村々高札建直二付心得方	大目付廻状	9月24日	1338		
249	正徳3	9月26日		高札建直之事	大目付廻状	9月24日	1339		
250	正徳3	10月18日		徳川五郎太(尾張藩主)逝去二付鳴物停止	大目付仰渡	10月18日	486		
251	正徳3	11月15日		月光院(家継生母)叙位祝儀二付献上物之事	老中伝達	11月15日	261		
252	正徳3	11月21日		高札書出二付寺社領之儀取計方之事	大目付廻状	11月15日	1340		
253	正徳4(1714)	5月19日		金銀法、新古金銀割合、両替商へ申渡	老中伝達	5月15日	1800		○
254	正徳4	6月5日		大名登城之節下乗場所之事	大目付廻状	6月1日	897		
255	正徳4	7月晦日		錢相場之儀二付御書付之事	大目付書付	7月晦日	1867		○
256	正徳4	11月26日		痲疹水痘相煩候者死候節心得之事	大目付廻状	11月26日	936		○
257	正徳4	12月23日		新錢出来二付売出之事	目付廻状	12月21日	1870		○
258	正徳5(1715)	4月16日		壹万石以上辻番条目	辻番所で目付より書付	4月4日	2189(1)		
259	正徳5	4月25日		新古銀引替之覚	大目付書付	4月24日	1806(1)		
260	正徳5	7月7日		公事訴訟の件	大目付廻状	7月7日	1028(3)		○
261	正徳5	9月7日		將軍家継不手快然の祝儀の件	大目付廻状	9月6日			
262	正徳5	9月21日		三笠附の禁止	大目付廻状	9月20日	2800		○

263	正徳5	10月23日	酒造制限令(寒造酒を元禄十年の三分一に制限)	大目付廻状	10月22日	2178		○
264	正徳5	12月1日	酒造米書上の指示	勘定奉行・吟味役より廻状	11月晦日			
265	正徳5	12月15日	寄合辻番所番人之外差置間敷	大目付廻状	12月14日	2190		○
266	正徳5	12月17日	元禄金銀の通用停止	大目付廻状	12月18日	1807		○
267	正徳6(1716)	2月25日	大名屋敷出火の節に定火消と相互に火消し	大目付廻状	2月25日	1548(1)		○
268	正徳6	閏2月21日	三月朔日五月朔日向後月次之御礼無之	大目付廻状	閏2月22日	163		
269	正徳6	閏2月26日	屋敷違変の節の届出	大目付廻状	閏2月26日			
270	正徳6	閏2月29日	惣領家所領之内分知、養子願	大目付廻状	閏2月28日	982		
271	正徳6	4月28日	一位様(天英院)江御祝儀物、不時之進上物、向後無用	大目付廻状	4月28日	164		
272	正徳6	4月7日	評定所一座可被相心得条々	大目付廻状	4月7日	17		
273	正徳6	4月9日	馬車并渡船事故処罰	大目付廻状	4月9日	2647		
274	正徳6	7月4日	改元(正徳→享保)	老中伝達	7月晦日、2日			

・本表は、萩藩内における江戸幕府法令の伝達状況と対応する幕府法令の発布状況の一覧である。

・萩藩の法令の出自は、明暦3(1657)年～延宝7(1679)、貞享2(1685)～貞享5(1688)年は「公儀ヨリ被仰出御書附」、延宝8年以降は「公儀事諸控」(いずれも、山口県文書館「毛利家文庫」所蔵)である。

・幕府法の出典として用いた史料は、『御触書寛保集成』、『御当家令條』(『近世法制史料叢書』2)、「令條留」(「被仰出留」、国立公文書館蔵)であり、表中では、

・表は、左から法令番号、萩藩内での発令年と月日、発令時の将軍、法令内容、幕府からの発布形式、を記し、さらに幕府が藩に法令を伝達したとされる法令触出し日と三種類の幕府法令

・幕府法の触出し日については、萩藩の史料に記載されている場合はその日付とし、記載が無い場合は『御触書集成目録』(下)編年目録によった。

(表3) 備後国福山藩における幕府法令伝達状況

番号	年	月日	將軍	法令内容	伝達形式	幕府法令触出し日	寛保集成	御当家	令條留
1	寛文3(1663)	不明	家綱	天皇即位につき諸大名進上之覚、献上品員数	不明	不明			
2	寛文3	(4月12日)		日光社参条目	老中伝達	4月13日	730		
3	寛文3	(5月23日)		武家諸法度、殉死禁止令	総登城(林春斎伝達)	5月23日	5 2495	7 8	○
4	寛文3	(8月5日)		諸士法度	老中伝達	8月5日	11	9	○
5	寛文3	8月29日		振舞膳部之覚	老中伝達	9月3日	1054	386	○
6	寛文4(1664)	(正月15日)		増上寺法事香典定之覚、召し連れ人数之覚	不明	正月15日			
7	寛文4	(2月)		吉利支丹宗門改	老中伝達	2月			
8	寛文4	3月11日		領地朱印交付令	老中伝達	3月5日			
9	寛文9(1669)	10月1日		酒造制限令	老中伝達(大目付渡)	9月28日	2129		○
10	寛文10(1670)	(3月2日)		船での囚人・手負人送り手形	浦賀奉行の口頭伝達	3月2日			
11	寛文10	5月		酒造制限令(当年秋中迄新酒造り禁止)	老中伝達(大目付渡)	5月10日	2130(1)		○
12	寛文10	5月		酒造制限令(寺社領の新酒造り禁止)	老中伝達(大目付渡)	5月10日	2130(2)		○
13	寛文10	9月		酒造制限令(寒作の酒制限)、たばこ作無用之事	老中伝達(大目付渡)	9月15日	2131		○
14	寛文11(1671)	3月1日		一季居出替時節二付宗門改念入之事	老中伝達(大目付渡)	2月28日	1237		○
15	寛文11	6月		酒造制限令(当年の新酒造り禁止)	老中伝達	6月15日	2132		○
16	寛文11	(10月26日)		毒薬札之事(高札下書)	不明	11月朔日	33		
17	寛文12(1672)	7月7日		酒造制限令(新酒造りの禁止)	老中伝達	7月7日	2135		○
18	寛文12	9月8日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止)、たばこ作付禁止	老中伝達(大目付渡)	9月6日	2136		○
19	寛文13(1673)	2月		火事場での心得	老中伝達	2月11日	1453	345	○
20	寛文13	4月10日		耶蘇宗門之者書出方之事	老中伝達(大目付渡)	4月8日	1238		○
21	寛文13	8月17日		酒造制限令(寒造以外の酒造禁止)、たばこ作付禁止	老中伝達(大目付渡)	8月12日	2137		
22	延宝2(1674)	7月		下鉄炮規制	大目付書状に付属	7月8日			
23	延宝2	9月19日		酒造制限令(国々所々洪水田畑損亡につき酒造禁止) たばこ作無用之事	老中伝達(大目付渡)	9月15日	2138		○
24	延宝3(1675)	9月11日		酒造制限令(寒造の酒造規定)、たばこ作無用之事	老中伝達(大目付渡)	8月29日	2139	461	○
25	延宝4(1676)	7月13日		関東鉄炮改	老中伝達(大目付渡)	7月3日	2523	462	○
26	延宝8(1680)	9月29日	綱吉	酒造制限令(寒造の酒造規定)	老中伝達(大目付渡)	9月28日	2140	465	
27	延宝8	9月29日		火事場での心得	老中伝達(大目付渡)	9月26日	1458	349	
28	延宝8	12月1日		江戸城本丸登城時の挟箱改の事	老中伝達	11月30日	858(1)	169	○
29	延宝8	12月1日		江戸城西丸登城時の挟箱改の事	老中伝達	11月30日	858(2)	170	○
30	延宝8	12月1日		城門下の下馬、下馬より下乗まで召連供廻の事	老中伝達	11月30日	833	171	○
31	延宝8	12月4日		酒造制限令(寒造の酒造規定)	老中伝達	11月21日	2141	466	
32	延宝9(1681)	2月3日		諸国巡見使の心得、細目	老中伝達	2月3日	1298	324	
33	天和元(1681)	10月7日		酒造制限令(不作のため酒造半減、酒屋・酒米の敷改)	老中伝達(目付渡)	10月朔日	2142		○
34	天和2(1682)	5月29日		キリシタン高札(高札下書)	老中伝達	5月29日	35	228	○
35	天和2	5月29日		毒薬・にせ薬制禁、にせ金銀売買停止、新銭の扱い(高札下書)	老中伝達	5月		271	○
36	天和2	5月29日		忠孝札(高札下書)	老中伝達	5月		270	○
37	天和3(1683)	(正月)		火付取締り、火事之節立退き	老中伝達	正月19日	1462	352	
38	天和3	正月26日		門番火消大名心得	老中戸田山城守宅へ 藩主見廻の際渡	正月			
39	天和3	2月19日		祭礼・法事、町人の猿楽、百姓・町人・下女の衣服規定	老中伝達	2月16日	1059	427	○
40	天和3	2月19日		大飯院(三代家光)三十三回忌香奠献上之覚	老中伝達	2月3日	379		
41	天和3	2月19日		献上衣服之事	老中伝達	2月19日	121		○
42	天和3	2月21日		急病之節養生願之判元について	老中伝達	2月21日	974	398	○
43	天和3	4月10日		辻番所条目	徒目付持参	2月29日	2183	399	○
44	天和3	4月10日		辻番改添廻状	徒目付の廻状	4月			
45	天和3	7月27日		武家諸法度	老中戸田宅で写取 (藩主在国のため)	7月25日	6	10	○
46	天和3	8月15日		酒造延宝七年造之員数之通可造之事	老中伝達(目付渡)	8月15日	2143	467	○
47	天和3	10月20日		豊作により国主領主米穀等少々貯置	老中伝達	10月19日	1889	403	○
48	天和4(1684)	2月		道橋にて古金・はつし金物の売買禁止	老中伝達	2月18日	2055	433	○
49	貞享2(1685)	2月13日		大目付添廻状(関東知行者10名に伝達)	老中伝達	2月13日			
50	貞享2	2月13日		鉄炮使用の禁止(高札下書)	老中伝達	2月12日	2524(2)	468	
51	貞享2	2月13日		鉄炮使用者の捕縛の規定	老中伝達(大目付渡)	2月12日	2524(1)	468	○
52	貞享2	6月19日		道中荷物之貫目	不明	6月			
53	貞享2	9月19日		生類憐み令(馬の筋への禁止)	老中伝達	9月18日	2902		○
54	貞享2	9月29日		辻番勤の家臣に関する規定	徒目付伝達	9月17日	2184	404	○
55	貞享2	11月9日		新規祭礼の禁止	老中伝達	11月9日	1245		○
56	貞享4(1687)	正月28日		生類憐み令(捨て牛馬の禁止、身体軽き者の届出)	老中伝達	正月28日	2256	479 480	○
57	貞享4	2月16日		日光門主に服忌之儀御尋申上之事	老中伝達	2月9日	951	560	○
58	貞享4	(4月)		田畑永代売買禁止	老中伝達	4月11日	2602	470	○
59	貞享4	(4月)		生類憐み令(武州寺尾村捨馬の一件)	老中伝達	4月		484	○
60	貞享4	(4月)		生類憐み令(捨子届出、鳥類・畜類、無主犬の規定)	老中伝達	4月		485	○
61	貞享4	4月11日		即位二付祝儀献上物之事	老中伝達	4月10日	80	15	
62	貞享4	6月23日		切支丹宗門類族改	老中伝達(大目付渡)	6月22日	1239	229	○
63	貞享4	9月11日		生類憐み令(辻番前の生類疵付の規定)	辻番にて徒目付の口上	9月3日		487	
64	貞享4	11月17日		生類憐み令(生類を疵付けた者の穿撃)	辻番にて徒目付の口上	11月15日		488	
65	貞享4	12月26日		捨馬禁止令	老中伝達(大目付渡)	12月		489	
66	貞享4	12月26日		生類憐み令(捨馬禁令口上之覚)	老中伝達(大目付渡)	12月		490	○
67	元禄2(1689)	3月15日		川船極印打替	老中が藩主に直接伝達	3月15日	2406		
68	元禄2	6月29日		生類憐み令(田畑損さし猪・鹿、狼の鉄炮使用の規定)	老中伝達	6月		471	○
69	元禄2	6月29日		生類憐み令(猟師以外猪鹿狼食用禁口上之覚)	老中伝達	6月		472	
70	元禄2	8月29日		俵約令(献上物の取扱)	老中伝達(大目付渡)	8月29日	1060	408	
71	元禄2	10月6日		鍼灸等異説取締	大目付伝達	10月6日	2838	431	
72	元禄3(1690)	10月1日		朝鮮人参調	老中伝達	9月29日	1984		○
73	元禄3	10月		捨子禁止令	老中伝達	10月25日	2813	494	○
74	元禄4(1691)	(4月)		不受不施の制禁	大目付伝達	5月2日	1240		
75	元禄6(1693)	5月5日		生類憐み令(猪・鹿、狼へのおとし鉄炮使用、生類憐みの心得)	老中伝達	4月30日		474	○
76	元禄7(1694)	5月26日		生類憐み令口上之覚	辻番にて徒目付の書付	5月26日			
77	元禄7	閏5月3日		狼藉、喧嘩口論いたし候者辻番所留置	辻番にて徒目付の口上	閏5月3日	2186		
78	元禄7	閏5月3日		捨犬禁止	老中伝達	4月28日		504	
79	元禄7	閏5月22日		キリシタン法令	老中伝達(作事奉行渡)	閏5月			
80	元禄8(1695)	9月22日		金銀収直による有来金銀入交違方 新金銀と古金銀の引替	老中伝達(大目付渡)	9月19日	1758		○
81	元禄8	10月11日		生類憐み令(寺社侍屋敷の薦籠取払い、捨子・ 捨犬の禁止、生類憐み事念入に申渡)	老中伝達(大目付渡)	10月11日		510 512	○
82	元禄8	12月23日		捨犬禁止	老中伝達(大目付渡)	12月21日			
83	元禄9(1696)	4月12日		蔵有院(四代家綱)十七回忌香奠献上之覚	老中伝達	4月12日	387(4)	318	
84	元禄9	4月12日		蔵有院(四代家綱)十七回忌香奠献上使者作法之覚	老中伝達	4月12日	387(3)	319	
85	元禄9	4月12日		蔵有院(四代家綱)十七回忌参詣之儀々日限之覚	老中伝達	4月12日	387(1)	316	

86	元禄9	4月12日	巖有院(四代家綱)十七回忌産経諸大名供廻之覚	老中伝達	4月12日	387(2)	317	
87	元禄9	6月24日	江戸小石川門内鴨討の一件	老中伝達(大目付渡)	6月23日		514	○
88	元禄9	7月10日	御台様・桂昌院等え進上物諸願察	老中伝達(大目付渡)	7月10日	124	415	○
89	元禄9	7月10日	吹直金銀と古金銀との引替之事	老中伝達	7月10日	1760	416	○
90	元禄9	7月12日	桂昌院への差上物に関する規定	老中伝達	7月			○
91	元禄9	7月23日	生類憐み令(飼犬に関する規定)	老中伝達(大目付渡)	7月23日		515	○
92	元禄9	7月23日	桂昌院への進物に関する規定	老中伝達(大目付渡)	7月23日			○
93	元禄9	8月2日	偽金銀禁止	老中伝達(大目付渡)	8月2日	1761		
94	元禄9	8月2日	本所深川屋敷改	老中伝達(大目付渡)	7月晦日	2198		
95	元禄9	10月18日	生類憐み令(屋敷の鳶雁巢取払い)、糞移動禁止日	老中伝達(大目付渡)	10月18日			○
96	元禄10(1697)	2月10日	生類憐み令(屋敷の鳶雁巢取払い)	老中伝達	2月			○
97	元禄10	2月10日	大目付添廻状	大目付書付	2月10日			
98	元禄10	閏2月5日	江戸麻布で殺人事件につき家臣の詮議を命ず	老中伝達(大目付渡)	2月晦日	2855		○
99	元禄10	4月27日	新金銀の引替命令	老中伝達(目付渡)	4月27日	1762		○
101	元禄10	4月27日	八重姫御言入之祝儀の諸大名献上の規定	覚書	4月	219		
102	元禄10	7月17日	新金(式朱版)の使用、偽金銀の取締り	老中伝達(大目付渡)	6月晦日	1763		○
103	元禄10	7月17日	自分仕置令	老中伝達(大目付渡)	7月2日	2498		○
104	元禄10	10月14日	酒運上金に関する規定	勘定奉行より覚書	10月14日	2146		
105	元禄10	11月25日	八重姫祝言進物の規定	老中伝達	11月25日			
106	元禄10	12月18日	猿乗配当米納入	月番勘定頭伝達	12月18日			
107	元禄11(1698)	正月22日	飛騨用木江戸廻漕令	月番勘定頭伝達	正月			
108	元禄11	正月26日	新金銀引替期限延期	老中伝達(大目付渡)	正月26日	1764		○
109	元禄11	2月1日	新金銀引替(口上覚)、金銀引替町人之覚	勘定頭伝達	2月1日			
110	元禄11	2月2日	生類憐み令(屋敷の鳶雁巢取払い)	老中伝達(大目付渡)	2月2日			
111	元禄11	2月30日(ママ)	御料私領之内、金銀銅山見立	老中伝達(大目付渡)	2月晦日	1765		○

- ・本表は、備後国福山藩内における寛文3年～元禄11年にかけての江戸幕府法令の伝達状況とそれに対応する幕府法令の伝達状況の一覧である。
- ・法令の出典は、結城水野家文書「寛文三年と元禄十一年迄、福山御代従 公儀出候御書付之控」の複製本(原本、複製本共に「下総結城水野家文書」、茨城県立歴史館蔵)である。
- ・幕府法の出典として用いた史料は、『御触書寛保集成』、「御当家令條」(『近世法制史料叢書』2)、「令條留」(「被仰出留」国立公文書館蔵)であり、表中では、それぞれ「寛保集成」「御当家」「令條留」と略記した。法令記事が確認できた場合、前二者は本文中の法令番号、「令條留」については○印を付した。
- ・但し、「御当家令條」については、収録法令の下限が元禄9年までである。
- ・表は、左から法令番号、福山藩内での発令年月日、発令時の将軍、法令内容、幕府からの発布形式、を記し、さらに幕府が藩に法令を伝達したとされる法令触出し日と三種類の幕府法令集による収録状況を示したものである。
- ・福山藩内の発令日と幕府法の触出し日については、出典史料に記載されている場合はその日付とし、記載が無い場合は『御触書集成目録』(下)編年目録によった。
- ・尚、福山藩内の発令日で括弧を付したものは、出典史料における法令の日付が幕府法令御渡し日のみの記載であることを示す。
- ・本表の作成にあたり、参考文献として、笠谷和比古『近世武家文書の研究』(法政大学出版会、1998年)97～102頁を参照した。

表(生1)幕領(江戸町方、越谷)における生類憐み令の発令状況

	触書発布年月日	江戸	越谷	全国	御当家	令條留	法令内容(対象の生類など)	備考
1	貞享2年7月14日	2356					犬・猫	
2	9月18日	2372	○	○	475	○	馬(筋のべの禁)	
3	11月7日				476		鳥類貝類海老御台所つかひ申間敷	
4	同3年2月23日				477		馬の尾取の禁の堅守	
5	3月3日				478		馬之尾巻	
6	7月19日	2477					犬(主無犬)	
7	同4年正月18日	2545	○	○	479 480	○	人宿、牛馬宿、病人の保護	
8	2月11日	2549	○				犬(毛付)	越谷は馬に関する規定追加→22
9	2月21日	2551	○	○			飼犬・養犬見不申候ハ、随分相尋	発令当初は馬方対象
10	2月26日			○	481		献上物無用	
11	2月27日	2552	○	○	482		魚・鳥・亀	
12	2月28日	2553					〃	
13	3月7日		○				落鳥・病鳥・手おい鳥	
14	〃		○				には鳥・あひる・牛馬・犬猫	
15	3月25日		○				飼鶴	
16	3月26日	2564	○		483		生類飼置無用、鶏売買禁	江戸は日無、越谷は28日付
17	4月11日	2566	○	○		○	捨子・鳥類畜類・犬	
18	〃	2567	○	○			武州寺尾村捨馬一件	16と田畑永代売買禁と同時公布
19	4月15日		○				牛馬・犬・鳥類畜類	
20	4月16日		○				馬・犬	犬に関しては上記9と同文
21	4月21日	2571					犬猫死骸処理	
22	4月23日	2572	○				いもり黒焼売買禁	江戸触だが近辺の町家にも適用
23	7月2日	2597					生類売買・きりきりす松虫玉虫飼間敷	
24	7月(日無)	2602	○				犬の引損	
25	9月3日				487		往來之者生類疵付	
26	10月11日	2617	○	○			生類之儀心得違、慈悲仁心	越谷は日付無
27	10月29日	2623					瘦し犬	町年寄三人による触
28	11月15日				488		生類人之疵付候様子	
29	11月16日		○				人宿、牛馬宿	8の徹底を命じたもの
30	11月23日		○				病馬・疵馬	代官所への触
31	12月(日無)				489		捨馬仕候もの流罪	
32	12月(日無)				490		捨馬相背者	
33	12月5日		○				鉄砲による殺生禁止	
34	12月12日	2639	○	○		○	捨馬	越谷は日付無
35	12月13日		○				鶏殺商売の禁	
36	同5年2月19日		○				鳶雁巢掛ケ不申様	10月に改元
37	7月23日		○				子犬・母犬	
38	元禄2年正月25日		○				犬猫による飼鳥喰殺し	
39	6月18日	2668					いけ魚	
40	6月(日無)	2669		○	471	○	猪鹿狼による損さし、生類憐みの志	町方では7月12日発令
41	〃	2670			472		打猪鹿狼の埋置	40と同日発令の江戸触
42	3月16日				491		鳶鳥巢かけさせ申間敷	
43	同3年6月4日	2685	○				鳥もち商売への規制	
44	10月22日	2689			493		牛車・大八車による生類引殺	
45	元禄3年10月25日	2690	○	○	494	○	捨子の制禁	
46	10月(日無)	2691					捨子	11月3日発令
47	同4年10月24日	2698			495		生類の芸、見せ物の禁	
48	11月(日無)				496		江戸近辺五里鳶鳥巢取払	
49	11月14日	2699					大八車による生類引懸	
50	正月20日	2706			497		小犬	
51	2月5日	2719			498		鳥羽足など損し	
52	2月9日	2720					飼鳥	
53	同5年3月29日	2745					犬数改め	
54	7月5日	2778					子犬・人食犬	
55	8月20日					○	海河川の殺生不得	
56	10月3日				499	○	子犬、人喰犬	
57	同6年2月朔日	2871		○			鳶雁巢懸させ申間敷	
58	4月晦日			○		○	鉄砲による狼・猪・犬、生類あわれみ	
59	8月(日無)		○				獵師以外殺生仕間敷	伊奈半十郎の請書
60	8月17日				500		釣船出申	越谷に類似規定あり
61	10月(日無)				501		犬をいため候もの	
62	同7年正月15日	3028		○	502		鳶雁巢懸させ申間敷	
63	2月29日	3049					犬喰合・生類いたわり	
64	3月9日	3054					はなれ馬	
65	3月14日	3061					病鳥・疵付候鳥	
66	3月21日	3064					〃	
67	4月27日	3078			503		疵付候犬	
68	閏5月(日無)		○				疵付候犬・捨子養育	村方惣代の請書
69	閏5月3月	3094					犬の字の書付無用・犬いたわり	
70	7月13日	3115		○			鞆商売禁止・犬之皮無用	
71	9月2日	3131					鳥類商売すくなくいたし候	
72	9月12日	3135	○				はなれ馬	越谷は請書
73	10月5日	3150	○		507	○	金銀魚所持数差出	
74	10月9日			○			生類あわれみの儀	
75	10月10日			○	508		生類憐之儀	
76	11月(日無)		○				生類憐之儀	
77	11月29日	3186					犬の斃・捨子	

78	12月29日	3209				犬商売者	
79	12月(日無)	3210				犬商売停止	
80	同8年2月(日無)		○			生類鹿末不仕・子犬・珍敷魚類売買禁	
81	2月(日無)		○		511	珍敷魚類売買禁	
82	2月(日無)					○ 加藤伊織に巢払い命令	若年寄衆より内証にて渡候書付
83	2月6日	3211				鳶鳥巢かけさせ申間敷	
84	2月13日	3212				犬養育	
85	2月19日	3214	○			○ 見馴れざる魚鳥獸	江戸は23日、京都は3月4日付
86	2月23日	3215	○			○ 鳶鳥(雁)巢取払、巢を掛不申様	越谷は雁で24日、被は21日付
87	5月26日	3217	○			○ 熊猪狼追払・犬猫引わけ	
88	6月3日	3218				人に荒き犬を四谷新圍へ	
89	8月(日無)		○			獵師以外の魚釣網打仕間敷	
90	9月3日	3220				子犬捨、犬切殺捨之者の探索	
91	10月7日	3222	○	○		鳶鳥(雁)巢取払、巢を掛不申様	越谷は日付無で雁
92	10月7日			○	512	○ 捨子・捨犬・生類あわれみの儀	
93	11月11日	3224				中野御犬御用	
94	11月13日					○ 犬損し候者發議之趣	奉行衆へ渡す
95	12月9日		○			生類憐之儀念を入・病馬老馬飼料	
96	同9年正月29日		○	○		鳶鳥巢かけ候	
97	3月12日		○			丹頂鶴御放	
98	5月18日	3230				○ 御犬上ケ金可仕	令條留は16日付
99	6月(日無)				514	○ 小石川門堀端の鴨射	25日役人に仰
100	7月4日	3234				御犬之出金割付	
101	7月22日			○	515	知行所飼置候犬	
102	8月6日	3238				市兵衛犬切殺しの件	
103	8月22日	3242				捨子	
104	9月7日	3243				捨子	
105	10月14日		○	○		○ 御鳥見相止、鳥類殺生不仕	
106	10月2月11日		○	○		○ 鳶鳥巢かけ候	
107	2月14日		○			丹頂鶴に番人付	
108	同10年2月(日無)		○			鳶鳥巢改之儀	
109	4月23日	3294				紛来り犬の書付持参	
110	4月25日	3295				御田江納候犬数	
111	6月2日			○		○ 自分仕置令	
112	6月22日	3317				四谷犬小屋払い	
113	7月10日		○			丹頂鶴飛行の番	
114	7月18日	3332				残犬・紛犬数書付	
115	9月10日	3359				御犬出金	
116	12月13日	3415				犬の上ケ金持参	
117	同11年2月(日無)		○	○		鳶鳥巢かけ候	
118	9月25日	3443				獵師以外の殺生の禁	
119	同12年6月26日	3543				犬の上ケ金持参	
120	11月3日	3611				犬の上ケ金持参	
121	同13年正月29日	3632				鳥商売停止の場所	
122	7月19日	3639		○		○ 捨子制禁	
123	7月24日	3640				○ うなぎ、どじやう商売停止	
124	10月22日	3653				○ 鳥商売の場所	
125	同14年2月(日無)	3674		○		○ 鳶鳥巢かけ候	令條留では正月付
126	3月18日	3698				町中鉄砲改め	
127	7月19日	3741				犬の上ケ金持参	
128	同15年2月(日無)		○	○		○ 鳶鳥巢かけ候	令條留では正月付
129	5月6日	3808	○	○		○ 病馬、疝馬いたわり、馬荷付	
130	8月26日					○ 生類あわれみ可申事	
131	10月(日無)		○			生類憐み大切に相守	
132	10月(日無)	3817	○	○		捨子制禁	越谷は病牛馬の保護を同時公布
133	10月11日		○			○ 捨子	
134	10月16日	3816		○		○ 橋本権之助死罪	
135	同16年正月(日無)					○ 鳶鳥巢かけ候	
136	8月14日		○			捨子制禁	
137	10月24日	3829				主無犬多集り相障候	
138	12月18日	3837				犬上ケ金町々江御返	
139	同17年2月18日	3857				捨子、捨牛馬、捨犬仕間敷	3月改元
140	宝永元年10月2日			○		○ 鳶鳥巢かけ候取払	
141	6月14日	3915				犬上ケ金御赦免	
142	9月8日	3953				捨子仕間敷	
143	同2年正月29日	4029		○		鳶鳥巢かけ候取払	
144	6月3日	4046	○			牛馬におも荷かご附不申	
145	9月20日	4066				飼鳥之儀	
146	9月28日	4068	○	○		飼鳥之儀、獸類養置	
147	10月(日無)	4074				飼鳥之儀	
148	"	4075				うなぎ・どじやう商売停止	
149	"	4076				鳥獸商売者吟味	
150	"	4077				塩鳥商売者吟味	
151	11月14日	4082	○			瘦候馬養育之儀	
152	同3年正月(日無)			○		○ 鳶鳥巢かけ候取払	
153	2月(日無)					○ やせ馬、犬	
154	3月10日	4098				出生犬の絵図・口書差出不及	
155	4月17日	4103				しめ鳥、塩鳥売買無用	
156	8月晦日	4112				鳥商売、うなぎとどじやう売買禁	
157	同4年2月3日	4124		○		○ 鳶鳥巢かけ候取払	
158	2月22日	4126	○			○ 牛馬重荷、飼鳥・けたもの売買禁	

159	3月(日無)				○	生類見分	
160	8月11日	4139				鳥商売、うなぎとちやう売買禁止	
161	8月29日	4141				牛車牽	
162	9月18日	4143				鳥獸商売禁	
163	11月20日	4154			○	犬八車による鳩損	
164	12月16日	4156				鳥商売禁	
165	同5年閏正月21日	4160				〃	
166	正月(日無)			○	○	鶯鳥巢かけ候取払	
167	7月19日	4172				猟師以外の魚取禁、鳥商売禁	
168	7月22日	4173				牛車数多牽間敷	
169	8月12日	4174		○	○	馬之首毛ふり無用	
169	10月25日	4182		○		生類憐み専一に心懸	
170	12月12日	4186				馬商売禁	
171	12月16日	4187				馬二口附売人附可申	
172	宝永6年正月8日	4190				鳥商売禁	
173	正月(無実)			○	○	生類憐み儀	綱吉死後の法令
174	正月18日	4199		○	○	馬之首毛ふり	
175	正月25日			○	○	生類の事江戸へ不及訴	
176	月日不知	4200				生類之儀向後構無	

(生1)について

- ・ 本表は、江戸=『江戸町触集成』、越谷=「触書 上」を基本とし、各々の史料に収録されている生類憐み令関連法令を抜き出し、発布年月日、各地区の法令発布状況、幕法法令集との照合結果、法令内容などを一覧表にしたものである。
- ・ 上記の二史料で発布が確認できないものの、下記の参照史料から発布が確認できた法令も本表に含めた。
- ・ 表の左の数字は発布年月日順につけた法令番号である。尚、法令内容などから全国令と思われる法令は、「全国」という項目に○印を記した。
- ・ 江戸で法令発布が確認された場合は上記収録史料に記載の法令番号を、越谷で確認された場合は○印を記した。
- ・ 幕法法令集との照合については、『御当家令條』および「令條留(被仰出留)」(国立公文書館所蔵)を用いた。
- ・ 『御当家令條』で法令が確認できた場合は同書の法令番号、「令條留」で法令が確認できた場合は○印を記した。
- ・ 対象とした年代は、本論で最初の生類憐み令発布年と定義した貞享2年から將軍綱吉が死去した宝永6年までとした。
- ・ 本表の「法令内容」の文言は、法令本文の用語をそのまま用いた。

(参照史料)

- ・ 『江戸町触集成』第二巻、塙書房(1994)
- ・ 『江戸町触集成』第三巻、塙書房(1994)
- ・ 「触書 上」(『越谷市史 続史料編』(三))
- ・ 『御当家令條』(『近世法制史料叢書第二』創文社、1959)
- ・ 「武家嚴制録」(『近世法制史料叢書第三』創文社、1959)
- ・ 「令條留(被仰出留)」国立公文書館内閣文庫所蔵(請求番号、179-0186、180-0015)

(生2) 生類憐み令発令回数(山室『黄門さまと犬公方』155頁)

	犬	馬	鳥	その他	計
貞享 2	1	1			2
3		3			3
4	6	3		9	18
元禄 1				1	1
2				2	2
3			2	2	4
4	1		1	2	4
5	3		2	2	7
6	1		1	2	4
7	9	2	4	4	19
8	5		3	3	11
9	2		2	2	6
10	3		1	1	4
11			1	1	2
12			2	2	2
13			2	2	4
14			1	1	2
15	1	1	2	2	6
16	1				1
宝永 1		2	1	2	4
2		1	5	2	9
3			2	1	4
4		3	4	4	8
5			3	1	7
6			1		1

(生3)小田原藩「生類憐みの令」一覧

※1	発布年	月	日	内 容	※2	※3
①	貞享4	1	無	捨牛馬の禁止、貧困の届出	70	当家479、480
2	貞享4	3	無	飼犬の毛色、捨牛馬犬、鳥殺生の禁止	71	敵394
3	貞享5	9	3	捨馬禁令の徹底	84	
④	元禄1	10	9	捨牛馬禁止、病人保護など	86	道中奉行触
5	元禄2	1	6	生類憐み、火の用心	88	
6	元禄2	1	29	牛馬、犬猫、鳶・鷹、鹿・猪	89	
⑦	元禄2	6	無	害獣駆除の鉄砲使用	95	当家471
8	元禄2	12	19	捨馬の処置方法	98	
⑨	元禄3	11	2	捨馬禁止	102	不明
10	元禄4	4	晦	名主による病馬届出	104	
11	元禄4	6	28	本表の法令番号6の村方での遵守	106	
⑫	元禄7	7	22	鞠商売、蹴鞠の禁止	123	当家440
⑬	元禄8	3	2	鳶雁巢取払	129	令2.23
14	元禄8	6	1	害獣被害、家畜小動物の扱い	133	令5.26
15	元禄8	10	12	捨子、捨犬、生類憐み	139	不明
16	元禄10	7	6	生類憐み堅相守	155	

※1 幕府法と同一の法令の場合は丸数字とした。

※2 『山北町史』に記載の法令番号。

※3 幕府法令集に収録が確認できた場合、出典を明記した。

(例) 当家479→「御当家令條」479番、敵→「武家敵正録」(いずれも『近世法制史料叢書』)、令2.23→「被仰出留(令條留)」(国立公文書館内閣文庫蔵)2月23日付。

(生4)福島藩における「生類憐みの令」一覧

番号	「日記書抜」の日付			法令内容	種別	幕法発布日
1	貞享4	2	8	捨て牛馬の禁止、身体軽き者の届出	全	1月28日
2	貞享4	3	2	捨て牛馬の禁止、身体軽き者の届出	再	
3	貞享4	3	14	捨子、生類いけ置・売買の禁止、飼犬	江・全	2月21日
4	貞享4	3	14	鳥類魚類の献上物制限	全	2月26日
5	貞享4	3	14	食物としての活魚、貝類など売買禁止	江	3月3日
6	貞享4	4	21	捨子、鳥類・畜類、無主犬、飼犬、生類憐み	全	4月11日
7	貞享4	4	21	武州寺尾村捨馬の一件	全	4月11日
8	貞享4	8	(日無)	魚鳥殺生、松虫・鈴虫・轡虫・蚕の飼置禁止	再	
9	貞享4	8	(日無)	狩猟具所持の禁止	福(家)	
10	貞享4	8	(日無)	松虫・鈴虫・轡虫・蚕の飼置・売買禁止、飼犬、生類憐みを相守	江	7月(日無)
11	貞享5	8	朔日	生類憐みの儀	福(家)	
12	元禄3	9	16	生類憐みの儀、弥大切	福	
13	元禄3	11	8	捨子の禁止	全	10月25日
14	元禄5	10	23	犬の子のいたわり	江	7月5日
15	元禄6	5	11	田畑損さし猪・鹿、狼の鉄砲討ち、生類憐みの儀	全	4月晦日
16	元禄7	5	2	生類憐みの儀	再	
17	元禄8	3	3	生類憐みを江戸家中に相触	福(家)	
18	元禄13	8	朔日	捨子の禁止	全	7月19日
19	元禄15	5	15	病馬、疵馬、馬荷付	全	5月6日
20	宝永5	11	7	生類憐みの専一に心がけ	全	10月25日
21	宝永6	2	29	病犬、病馬	全	不明

・本表は、「日記書抜」の記事から「生類憐みの令」と思われる法令を図表化したものである。

・法令の発布年月日は、「日記書抜」記載の日付による。

・種別の欄は、「全」は幕府全国触、「江」は江戸町触、「福」は福島藩による発布を、「再」は過去に発令された触の再発布を表す。但し、「福(家)」は、福島藩の家中のみに適用された触である。

・「幕法発布日」は、藩の触が、幕府全国触、江戸町触を基としている場合の幕府法の発布日付である。

(生5)盛岡藩における「生類憐み令」一覧

番号	年	月日	法令内容
1	貞享2(1685)	9月29日	馬の筋のへ禁止
2	貞享4(1687)	2月17日	捨て牛馬の禁止、身体軽き者の届出
3	貞享4	3月7日	鳥類、活魚、貝類献上無用
4	貞享4	4月22日	捨子届出、鳥類・畜類、無主犬、飼犬の規定
5	貞享4	4月22日	武州寺尾村捨馬の一件
6	貞享4	9月17日	辻番前の生類疵付の規定
7	貞享4	10月25日	犬の扱いに関する規定
8	元禄2	7月11日	田畑損さし猪・鹿・狼の鉄炮使用の規定
9	元禄2	9月15日	田畑損さし猪・鹿・狼の鉄炮使用規定
10	元禄2	11月9日	江戸上屋敷の犬、在所にて飼育
11	元禄7(1694)	8月6日	蹴鞠禁止
12	元禄8	10月23日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い、捨子・捨犬の禁止、生類憐み事念入に申渡
13	元禄9(1696)	7月18日	江戸小石川門内鴨討の一件
14	元禄9	8月7日	飼犬に関する規定
15	元禄9	11月2日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い
16	元禄10	7月17日	自分仕置令
17	元禄13	8月2日	捨子制禁
18	元禄14(1701)	2月14日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い
19	元禄15	5月19日	馬の荷付、病馬いたわり
20	元禄15	10月25日	橋本権之介犬殺傷の件
21	元禄17	2月11日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い
22	宝永2	10月17日	飼鳥禁止、犬猫以外の慰の獣を養置禁止
23	宝永2	11月25日	やせ馬・犬の養育
24	宝永3	2月13日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い
25	宝永4(1707)	2月15日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い
26	宝永5(1708)	閏1月16日	寺社侍屋敷の鳶雁巢取払い
27	宝永5	8月26日	馬のくび毛ふり無之事
28	宝永5	11月5日	生類憐み之儀
29	宝永6	2月3日	馬のくび毛ふり無用

- ・本表は、盛岡藩内で発布された「生類憐み令」の一覧である。
- ・表は、左から法令番号、藩内での発令年月日、法令内容である。
- ・出典は『盛岡藩雑書』による。